

處し、十兩乃至四十兩のときは夫々鞭百、八十乃至九十に四十兩乃至七十兩のときは主犯は流刑、百二十兩以上のときは主犯は絞刑、從犯は流刑に處する。怨恨又は報復のため住居に放火し人を死せしめたる者は死刑に處し、加害者の財産は被害者に交附する。死に至らざるときは官吏は免官、平民は鞭百に處し、財産を被害者に交附する。以上の外、種々な事柄に就き詳細な規定がある。

第三に裁判制度及び訴訟制度に就いて見ると、司法と行政とが密接に結びついてゐることが先づ注意される。第一審裁判所は札薩克(師團長)で訴人は之に對し告訴狀を提出すべきである。其の決定或ひは判決に不服の場合には、之を軍團長が處理する。即ち第二審裁判所は軍團長である。更に此の判決に不服なる場合には、訴訟事件は兩裁判の一件記録の謄本を添附して理藩院へ送附される。此の兩裁判を回避して理藩院へ直接出訴することは禁ぜられ、違反者は處罰される。理藩院は事件を再審する義務があり、これを裁判はするが、事件を通常のものとするときは、裁判指導の教書を附して、札薩克又は軍團長に差戻して、再審を命ずる場合もあり、事件を重大なりと思つた場合には事件審理のため特命辦理大臣の差遣を皇帝に請願することが出る。理藩院は札薩克及び軍團長の判決又は決定せる上訴事件を審理する権利を有すると共に、右の裁判が偏頗

なりと思はせる場合には、之を改めて裁判する権利を有してゐる。死刑の宣告をした事件は之を理藩院に回附する。事件によつては秋審(後述する)を行ふが、それは多くは重大ならざるものに限られてゐる。秋審の必要を認めざる重大事件に就いては、理藩院は中央政府の刑部及び都察院の民刑事司官を召集し、事件の合同審理を行ひ、皇帝に判決執行の裁可を仰ぐ。秋審を経べき死刑の事件は理藩院より刑部に回附し、事件は六部及び都察院の合議に附せられる。此の合議は事件の審理と最終的勅裁の上奏のため秋期に召集された(之を秋審と稱するのである)。示談をなす場合には蒙古人自ら出廷して法廷で行はねばならぬ。法廷以外で示談をなせる場合は馬一頭の財産刑に處する。當局者の裁判を偏頗なりとして更に上告し、再審理が行はれて、この訴願そのものが不當なりとされたときは、訴願人は財産刑に處せられる。窃盜の捜査は足跡追求の方法によつて行はれる。或る游牧地から鞍弓一射程以内に足跡があるときは、その游牧地の所有者は宣誓を命ぜられ、此の宣誓によつて事件が裁決される。若し足跡が鞍弓一射程以外にあるときは嫌疑は晴れ、宣誓を命ぜられることはない。被疑者に對し家宅搜索を行ふことはできるが、之には立會人を必要とする。家宅搜索を拒否したものは窃盜犯として審理する。又證人の證言は一層有力な證據となす。若干の場

合、事件は宣誓によつて裁決される。即ち直接的證據がなく、而も嫌疑を受けてゐるものは、自己の無罪を宣誓することを許され、宣誓すれば追訴を解くが、之を躊躇し又は拒絶した場合には有罪とされる。特に重大なる事件の場合を除き、貴族には宣誓を命ずることは出きない。又犯罪の證明手段としては九種に互る拷問が廣く用ひられてゐた。却説、以上主として乾隆五十四年及び嘉慶二十年の新舊の兩理藩院則例中、最も興味ある部分を觀察し來つたが、何よりも先づこゝに指摘すべきは、此の兩者は共に清朝が蒙古のために制定せるもので、蒙古民族の法的創造の産物即ち慣習法集ではないといふことである。即ちこれらには支那の影響が強く反映してゐる。とはいへ同時に指摘すべきことは、此處にも又蒙古慣習法の諸體制が太く織り込まれてゐるといふことである(此の點では乾隆五十四年の舊則例は特に重要である)。これは從來の古文書中の不明瞭な部分を明瞭にし、若干の點では蒙古慣習法中、未知の部分にさへ補充してゐる。行政法に支那の影響が強いことは當然であるが、之を除いて最もよく影響の現はれてゐるのは刑法である。前項「蒙古部族法」に於いて述べた新ツアヂン・ビチクの比較的寛大な罰則とは反對に、これらには游牧蒙古人の生活様式乃至民族性とは必ずしも合致せぬ多くの峻嚴な刑罰が見られ、死刑が濫用され、八裂刑、絞刑、

首械刑、各種の流刑、梟首等も存在する。しかし此處にも蒙古慣習法の體制は嚴然として現はれてゐる。即ち鞭刑、九頭を單位とする家畜による財産刑、家畜の窃盜に對しては刑を加重すること、喧嘩による傷害の後五十日以内に致死の結果を生ずれば之を殺人と見做すこと、足跡が或る人の游牧地から一定財程内にある場合には、足跡追求に際し宣誓が用ひられること等はそれである。更に私法に於いては支那法は更に多く慣習法に譲歩してゐる。最も遺憾なことは兩則例共に私法規範を含むことが極めて少い。それは兩則例共に民事取引に最も必要な規範を含んでゐないため、私法規範が渺くなつてゐるのである。即ち兩法典共に支那人と蒙古人との間の諸關係を規定するのみで、蒙古人相互間の私法的諸關係は之を規定してゐない。故に譲歩を示すに足る確實な證據はあまり多くない。但し嘉慶二十年の新則例ではそこに擧げられた刑法關係の諸規定中にも規定してゐない犯罪は、一般法たる國家の刑法典に據ることを規定してゐるものにも拘らず、私法方面に於いては、かかる規定は存在しない。故に私法の諸問題に就いては、蒙古人は先づその固有の慣習法の規範及び古い諸法典の規定に従つたものであらうと推測することが出るのである。

(青木富太郎)

三 中華民國ノ蒙古法令

中華民國に於ける蒙古關係の法令は相當多數あり一々之が内容を記述することは紙數の都合上許されないから參考迄に左に重要なものを一部列記するに止める。

- 一、修正蒙藏委員會組織法 民國二十一年七月
- 二、蒙藏委員會駐平辦事處規則
- 三、蒙藏委員會設計委員會組織規則
- 四、蒙藏委員會邊事研究會組織規則
- 五、蒙藏委員會派駐各地專員條例
- 六、蒙藏委員會招待所組織規則
- 七、蒙藏旬報者章程
- 八、待遇蒙藏學生章程 民國十八年七月
- 九、蒙藏委員會保送蒙藏學生辦法
- 十、蒙藏委員會北平蒙藏學校組織大綱
- 十一、國立南京蒙藏學校組織大綱
- 十二、國立康定蒙藏學校組織大綱
- 十三、國立麗江康藏師資養成所組織大綱
- 十四、蒙古喇嘛寺廟監督條例 民國二十年六月
- 十五、北平喇嘛廟整理委員會組織規則
- 十六、邊疆政教制度研究會章程
- 十七、蒙古救濟委員會組織章程

- 十八、蒙藏公文程式 民國十八年
- 十九、蒙古盟部旗組織法 民國二十年十月
- 二十、蒙古盟部旗組織法施行條例 民國二十一年九月
- 廿一、蒙古盟部旗組織法施行步驟 民國二十一年八月
- 廿二、卓盟錫埒圖庫倫旗政教分治辦法 民國二十年三月
- 廿三、蒙古各盟部保安長官公署組織大綱
- 廿四、蒙旗保安隊編制大綱 民國二十年十月
- 廿五、西陲宣化使公署組織條例 民國二十二年五月
- 廿六、蒙旗宣化使公署組織條例
- 廿七、行政院訓令 軍政部保障佛教徒約章 蒙藏委員會
- 廿八、行政院訓令 內政部擬具招待蒙藏來京領袖辦法 民國二十年七月
- 廿九、行政院訓令 教育部擬具招待蒙藏來京領袖辦法 民國二十年七月
- 三十、司法部訓令 司法行政部理藩院則例對蒙藏委員會 民國二十年六月
- 卅一、國民政府加給班禪額爾德尼爲護國宣化廣慧大師令文 民國二十年六月 (大場辰之助)

VI 衛生

一、一般衛生狀態

蒙古人は零下數十度の酷寒にさらされ、夏は炎熱灼くが如き沙漠地帯に生をうけてゐるので、先天的に蒲柳脆弱の體質を有するものは、到底これらの最悪なる天然の試練に堪へ得ないで夭折する。一種の自然淘汰であり、適者生存の理法である。頑強な體質の者のみが自然の生を完うすることが出来る。汪長洲の隨變紀、八月十五日の項に『興安嶺は三月前已に雪深さ一尺、而して人、其の間に生れ、多く寒を畏れず、五穀の食を得ず、乳酥酥許を得ば即ち一日を度る、女人曾て墮胎の患なく、男女従つて疾に沾まず、一度疾めば即ち復た起つなし』とある通りである。それも上述の如く完備した醫療機關なく、衛生思想が皆無であるので、一度病魔におかされるならば忽ちにして病勢亢進して死亡する。病弱なる者の生存が許されない環境にある。生存してゐるものはすべて自然の鍊磨に堪へ得た優秀な體質ばかりで、これにより蒙古人は概して風貌魁偉、榮養發育共に良好で、血色好く、身長高く、毛髪も亦濃い。彼等はすべて内科的疾患に對しては相當強い抵抗力を有してゐるものと考へられる。

二、衛生施設

元來蒙古人の間には特殊の禁呪的療法も傳はつてゐるけれども、主として各地喇嘛廟にゐる醫喇嘛(ウムチー・ラマ)の診察をうける。何れの廟にも少くも一、二名の醫喇嘛がゐる、附近住民の保健衛生に任じてゐる。醫喇嘛は本來西藏醫術を行ふもので、多く鍼術を行ふ。又種痘法は古く蒙古に行はれたもので、醫喇嘛中には之を専門とするものもある。即ち春季痘症に罹つた牛より痘漿をとり、一年間保存の後父兄の請によつて四、五歳の子供に施すのであつて、蒙古人が一體に種痘をいやがらないのはかゝる經驗があるからである。醫喇嘛は西藏又は内蒙古五台山塔爾寺で習得し來るのを正規とするが、實際にはかかるものは稀で、多く支那商人から漢法藥劑を購入し、治療方法も極めて低級幼稚である。然るに蒙古人自身は半ば信仰を以て之にたより、醫喇嘛を唯一無二のものとして確信してゐるので、その貴重な生命を託して更に顧るところがない。財團法人善隣協會は昭和九年度より察哈爾省内に診療班數個を派遣してゐるが、その經驗によつても明らかに蒙古人が醫喇嘛を信頼してゐることが分る。例へばある患者の瘡を切開しようとすると、『一寸待つてくれ。喇嘛に切開し

てよいかどうかきいてみる」といつて、その日は切開を中止し、翌日になつて「切開してもよいといはれたから」と改めて手術を要求したのもあつた。

一方喇嘛にとつては醫術は相當の報酬を約束し、かつ自らの權威をたかめる手段であるので、外來醫術の侵入に對してはこれを白眼視する傾向がある。例へば西烏珠穆沁旗の如きその位置の關係上、外界の刺戟をうけることが比較的少なく、有識者たる役人の如きも頗る保守的で新來の文化吸收に吝かである。何れにもせよ、かくの如き状態であるので衛生状態は良好とは稱し難く、その證據として子供の數と老人の數とは非常に少ない。蒙古人の出生率と平均壽命とはどの位であるかこれを明かにする資料はないが、人口の自然増加率低かるべしと思惟せらるゝ關係上、極めて出生率低く、かつ比較的短命なのであるまいか。

この點に鑑みて、先進國では診療機關を蒙古に施設して、これに近代的醫術の恩恵を與へてゐる。ソ聯邦の一をなすアリヤト蒙古共和國に於ては、國民の保健運動を反宗教運動に結びつけて、西藏醫術と喇嘛教とより解放せしめるために、多大の努力が拂はれてゐる。

第二次五ヶ年計畫の初年度たる一九三三年度に於ける計畫遂行状態をみるに、病院の入院患者收容數は計畫の九九〇名に對して九七五名、醫療機關は一六に對して一〇八、

企業内保健部は計畫の八に對して四、託兒所の收容力は計畫の二、一四〇名に對して一、二二五名であつた。

また醫師が不足して、病院經營には非常な困難を生じたやうである。アイマク共產黨書記は病院、醫院、醫療部の監督を怠り、概して好成绩を擧げてゐるとはいはれないと批判されてゐる。

トウワ人民共和國及び蒙古人民共和國に於ける衛生機關に關しては何等資料がない。従つてこれを知ることにはできぬが、外蒙古人民共和國政府は百の失敗ありとしても、蒙古民族を滅す唯一の敵、微毒と闘ひ、これがある程度まで撲滅したことは、唯一最大の功績であるといはれてゐる。こによつても、この方面に對しては相當の注意を拂ひ、努力をしてゐると考へられる。

中華民國はその主權下にある内蒙古の地に對して、何らの診療機關を有して居らぬ、蒙藏院(邊政部)や内蒙自治政務委員會の決議ではかなり大規模の蒙古人醫療施設計畫が現はれてゐるが、何れも空聲に止つて、實現されたものは一つもない。反之、天主教及び新教各派の基督教は、内蒙古各地に於ける傳道所、教會の内部に大なり小なりの診療機關を有してゐる。察哈爾省平地堡、頭號、七號堂、胡盧榆、西灣子、綏遠省の平綏沿線各都市、さては鄂爾多斯方面の奥地にまで入りこんで、傳道の一手段として醫療を行

つてゐる。錫林郭勒盟西蘇呢特旗に近い察哈爾盟牛群旗に

ハダンスムといふ喇嘛廟の址がある。この地に瑞典人の經營するユニテリアン派と目せられる新教々會があつて、相當大規模な病院を經營してゐる。附近には大分蒙古人が集つて聚落をなしてゐるが、こゝでは信者に對して無料で施藥治療を行つてゐる。但しそれ以外のものからは藥價をとり、六〇六號一本十八元といふ話であつた。

次に日滿側の施設として主なるものは滿洲醫科大學が夏期に實施する蒙古地方診療團と財團法人善隣協會の察哈爾蒙古各地に於ける常設診療機關とであらう。

前者は昨昭和十年度に於て第十二回の巡迴診療を舉行したが、主としてその範圍を興安四省に限る。その初めて實施したのは大正十二年であつた。

- 第一回 (大正十二年) 通遼、達爾罕王府、バチル・スム、大板上、林西地方
- 第二回 (同十三年) 洮南、葛根廟、瓦房、開通、鄭家屯、八面城地方
- 第三回 (同十四年) 茂林廟、サリコトカ、綏東、餘糧堡、鄭家屯地方
- 第四回 (同十五年) 白城子、泰來、江橋、チ、ハル
- 第五回 (昭和二年) (第一班) 達爾罕王府、東西札魯特、ハルモト、開魯、頭道營子地方 (第二班) サリコト

カ地方

- 第六回 (同四年) 海城、岫巖、大孤山、安東地方
- 第七回 (同五年) 大石橋、新民屯、彰武、通遼地方
- 第八回 (同六年) 通遼、サリコトカ、餘糧堡、茂林廟地方
- 第九回 (同七年) (第一班) 北鐵西部線 (第二班) 齊克線
- 第十回 (同八年) 齊克線及濱海線
- 第十一回 (同九年) 熱河省一帶
- 第十二回 (同十年) 海拉爾、シニヘン・スム、ホイン・ゴール、甘珠爾廟、ハンダガヤ、ハロンアルシヤン

索倫、葛根廟地方

昭和十年度に於ける同巡迴診療團の陣容は班長醫學博士久保田晴光氏以下十七名、部科は内科、外科、皮膚科、耳鼻科、眼科に分たれ、その外調査項目として藥草、溫泉、一般衛生、性病、傳染病、寄生虫並に昆蟲、内科的疾、病、絲狀菌、水質の九科を各自分擔し、別に調劑、記録、ムラ、イザ、寫眞、通譯、炊事及雜役を擔する周到なものである。人跡未踏の衛生の何たるかを解しない奥地の民に同團が眞摯の努力をなした功績は、眞に莫大なもので、人類文化史上に特筆すべきものがある。

次に財團法人善隣協會は既述の如く内蒙古診療班を派遣

してあるが、昭和九年夏より同十年夏に至る約一ヶ年間の実績を綜合すれば、左の如くである。診療を実施せる地区は興安西省經棚（昭和九年七月十一日より同二十日まで）、錫盟西烏珠穆沁旗ホルトスム（昭和九年八月二十二日より同九月二十七日）、錫盟東阿巴哈那爾パンディット・ゲゲン・スム（昭和九年十月七日より現在）、錫盟西蘇呢特旗（昭和九年八月十三日より現在）、察哈爾部廟白旗ホルトロガイ・スム（昭和十年十月七日より）の五ヶ所であつて、貝子廟（パンディット・ゲゲン・スム）診療班の醫學士半田政人氏を長に各地に二名宛の醫員を派し、昭和十一年度には更に西方烏蘭察布盟に一ヶ所増設の筈である。設置以來、日尙淺いが、その成績は大に見るべきものであり、着々として功績を擧げつゝある。

三、主なる疾病

蒙古人の有する主なる疾病としては、前記善隣協會診療班が過去三年間に取扱ひ來つた患者疾病表によつて、大體これをうかがふことができる。地域的には察哈爾一省に限られてゐるので、これを以て全般を推すことは如何かと考へられるが、蒙古全體の環境的類似性に鑑みて、各地とも大體似たりよつたりとみて大差あるまい。本表は昭和十年九月三十日附の報告を以て切つたる資

料に基いて作成したものである。

(一) 外科

病名	患者數			
	ホルトスム	貝子廟	西スニ	經棚
ヘルニヤ	一	二	二	四
肛門疾	一	二	一	四
外傷	一	二	一	四
潰瘍	一	二	一	四
蟲様突起	一	二	一	四
兔唇	一	二	一	四
顎下腺炎	一	二	一	四
腰痛	一	二	一	四
瘰癧	一	二	一	四
丹毒	一	二	一	四
火傷	一	二	一	四
計	八	一五	二一	一四七

備考 右の外、經棚に於ては微毒性疾患七、結核性疾患

計	疾病											
	筋炎	疲労性筋炎	腫瘍	腫瘍	腫瘍	腫瘍	腫瘍	腫瘍	腫瘍	腫瘍	腫瘍	腫瘍
一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(二) 内科

二一を數へるが、上記と分類標準を異にするので除外した。

病名	患者數			
	ホルトスム	貝子廟	西スニ	經棚
神經系疾患	五	七	一	一五
心臟辨膜症	二	一	一	四
脚氣	二	一	一	四
不眠症	二	一	一	四
腹膜炎	三	一	一	五
消化器疾患	三	一	一	五
肺結核及呼吸器疾患	二	一	一	四
動脈硬化症	五	七	一	一五
寄生性疾患	二	一	一	四
神經痛及ロイマチス	一	一	一	三
肝臟微毒	一	一	一	三
計	一六	一七	一七	五〇

病名	患者數	(四)眼科																		
		計	乾	黃	禿	頭	粉	面	筋	癩	疣	膿								
ホルト	患	二九																		
ムト	者	九二																		
貝子	數	六二																		
廟		二九七																		
西	數	二九																		
スニ		九七																		
經	數	一〇																		
棚		九六																		
計		九七	六五	一一	九	一	三	一	五	二	六	四								

前房水	白內障	トホ	霰粒腫	眼珠異物	水晶体濁	麥粒腫	四粒腫	淋毒性濃漏眼	角膜炎	結膜炎	光彩炎	翼狀片	眼瞼炎	夜盲症	綠內症
一	三	一	一	一	一	二	四	一	一七	二	六	一	一	二	一
一	三	一	一	一	一	二	四	一	一七	二	六	一	一	二	一
一	三	一	一	一	一	二	四	一	一七	二	六	一	一	二	一
一	三	一	一	一	一	二	四	一	一七	二	六	一	一	二	一
一	三	一	一	一	一	二	四	一	一七	二	六	一	一	二	一

病名	患者數	(三)皮膚科																		
		計	直腸	感	勝	糖	趾	腦	偏	癩	種	甲								
ホルト	患	二九																		
ムト	者	九二																		
貝子	數	六二																		
廟		二九七																		
西	數	二九																		
スニ		九七																		
經	數	一〇																		
棚		九六																		
計		九七	五	二	五	三	一	一	一	一	七	二								

梅毒性皮膚疾患	皮膚角化症	糸狀菌病	齒菌	狼瘡	水痘	角質増殖	蕁麻疹	濕疹	痒疹	丘疹	汗斑	紅斑	疥癬	苔癬	白苔
九	二八	四一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	二八	四一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	二八	四一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	二八	四一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	二八	四一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(五) 泌尿科、花柳病科及婦人科

病名	患者数			
	ホルト	貝子	西スニ	經棚
尿道炎	一	一	三〇	三一
尿道狭窄	一	二	四二	四五
淋疾	四	二六	一八	六八
軟性下疳	五	五九	八〇	一四四
硬性下疳	九	九三	二三	一二一
横痃	五	五七	二四	六一
扁平コンダローム	一	四	二八	四二
尖圭コンダローム	一	九	四	二三
子宮頸管カタル	六	五	五	一一
子宮頸管カタル	三	五	五	一一
月経困難症	三	五	五	一一
計	三	五	五	一一

計 二三 八〇 一八三 五三三 三三九

備考 微毒及淋疾は症状により他科に分類したのもあるから右掲数が全部ではない。  
(六) 耳鼻、咽喉、口腔科

病名	患者数			
	ホルト	貝子	西スニ	經棚
扁桃腺炎	一	一	三	三
計	一	一	三	三

咽喉カタル	四	一	三	二	二
喉頭結核	一	一	一	一	一
口蓋扁桃腺腫	一	一	一	一	一
歐氏管炎	一	一	一	一	一
嘔氣管狭窄	二	二	二	二	二
内耳疾	二	二	二	二	二
耳聾	二	二	二	二	二
耳下腺炎	二	二	二	二	二
耳硬化症	二	二	二	二	二
鼓膜疾患	二	二	二	二	二
外聴道炎	二	二	二	二	二
中耳炎	六	八	一〇	二	四
蓄膿症	一	一	一	一	一
肥厚性鼻炎	一	一	一	一	一
鼻内濕炎	五	二	二	二	二
梅毒性耳疾患	七	七	七	七	七
計	二七	二七	二七	二七	二七

備考 各疾患の分類は元來必ずしも同一標準に據つてゐないので、表作製上妥當を缺いた部分のあるを免れぬ。

計	ア	フ	メ	ア	フ	メ
三	三	三	三	三	三	三
七六	一	一	一	一	一	一
七四	五	二	一	五	六	六
三六一	一	一	一	一	一	一
一八九	一	一	一	一	一	一

即ち右表に示すが如く、患者總數二八六二名の内、皮膚科の六九七名最も多く、泌尿科、花柳病、婦人科及び外科これにつき、耳鼻咽喉科及び口腔科最も少い。この表は前にも一言したやうに元來の分類が同一標準によつてゐないので、例へば花柳病の項目を存置してあるにも拘らず、これが性病の全部ではなく、外科、皮膚科等に散在してゐる數もかなり多い。

これによつて考ふるに、蒙古人の疾患としては第一花柳病、第二眼疾、第三結核性疾患の順位になる。

蒙古人の性的放縱については定評がある。その社會的原因としては私有財産制度の未發達が根本條件であると考へられるが、近因としては喇嘛教の影響、娛樂の缺除、性的知識の欠缺をあげることが出来る。この結果、一般に蒙古婦人は貞操觀念に乏しく、殊にその崇拜してゐる喇嘛僧に對しては、未婚者は勿論、有夫のものでも彼等の貞操を提倡するは一つの奉仕のやうに考へ、夫も亦之を當然のことと默許してゐる。従つて經棚に於ては僅か十四歳、西蘇呢特に於ては十六歳のいたいな少女にして、既に第三期梅毒にかされてゐるものもあつた。蒙古人は又淋疾の性病なることを知らない。蒙古語で之を「フイトウン・ウブツチン」(寒き病)といふが、淋疾は一定の急性期を過ぎると大なる苦痛を感じることもなく、冬季嚴寒の候に之を意議

するので、然く呼ぶものであらう。彼等は之を乘馬に依つて生ずるものと考へ、青年に達すると一度は必ずこれに罹患するものとしてゐる。

次に注目すべきは眼科疾患中のトラホームである。トラホームは滿洲醫科大學の蒙古診療班に於ても全眼科疾患の六一% (昭和八年) を占めてゐるが、彼等は輕症の場合に比較的障得を自覺しないので、何れも受診に來るものは治療期を脱した重症者で、なかには合併症を誘致し、パンマスを發したのも見うけられる。これらは當地方に砂塵多く、夏は大陸的光線の刺戟はげしき上、傳染病たることを自覺せず、極めて不潔な状態を放任しあるに基くものと思はれる。

結核性疾患の多いのも、空氣の乾燥、萬丈の風塵、晝夜に於ける氣温の激變、室内の採光通風不完全等その原因であるが、就中冬季長時日の螢居の生活は最も重大な因をなすものであらう。

その他、内科に於て消化器疾患が斷然その首位を占めてゐるのは主として生活程度低く粗食の結果と考へられ、外科に於てロイマチス、神経系疾患の多いのは結核性疾患と同じく住居の關係であらう。皮膚科の疥癬は蒙古人の七%に蔓つてゐるが、元來トラホームと同様、日本内地に於ても主として貧民層に多くこれが蔓延をみるを例とし、之に

依つて推察するも一般に入浴の習慣なく、垢にまみれた彼等の間に皮膚病の發生しないのが却つて不思議である。

以上通觀して、蒙古人がよき體質を有しながら、無知と迷信のためにあたら病魔の跳梁にまかし、自然増加率低く短命に終る事實は洵に寒心に堪へない。

乍併、疾病に對する診療もとより結構、一日も忽せにできぬ緊要事であるが、これだけでは水に字を書くやうなもので何にもならない。これと同時に醫事衛生上の心得、保健思想の普及並に教育、正しき貞操觀と結婚觀、かうした努力を行つてその豫防觀念を注入確立することが先決問題である。洵に豫防にまさる治療なしであつて、この觀念の養成こそ將來の蒙古を左右する一要素であると確信する。

(後藤 富男)

**日本で始めて出來た！**  
**絶体に錆びない**  
**丸テウ印引拔注射針特約店**

**醫 療 器 械**

醫療器械  
理化學器械  
其他一般  
醫療用具  
製作販賣

**井 口 器 械 店**

東 京 市 水 戸 區 本 町 二 丁 目  
電 話 番 号 一 〇 一 九 七 七  
東 京 市 本 町 區 本 町 二 丁 目  
電 話 番 号 一 〇 一 九 七 七

IGUCHI & CO.  
2 Chome Hongo  
Hongoku Tokyo  
Tel (85) 7685

注 文 製 作  
迅 速

Ⅶ 風 俗

一、序・蒙古風俗研究の資料

廣漠たる地域に亘る蒙古民族の多様な習俗を、地域的歴史的に把握することは容易でない。古代社會ではウイグル文化の影響を受くること多い一面、シヤマン的な觀念、迷信に支配されてゐたのが、總て喇嘛教——從つて直接には西藏の、間接には印度の——文化——の輸入となり、稀薄乍ら漢文化の浸潤となり、近代に至つては、交通の發達と、邊疆の經略とが、相俟つて、露西亞に近接するもの、アリヤート族の如きは露西亞文化を、中國に隣接するもの、内蒙諸族は中國の文化、生活様式を多く取入れた。然し内部的に、生産力の發展・矛盾の殆んど絶無な游牧制のこの社會には、古來の基本的な習俗が尙ほ根強く殘存されて來た。従つて現代風俗の理解は、十二世紀以降の風俗史探究とも稱されるだらう。茲でも務めて史的瞥見を怠らぬが、委曲を盡くせぬので、豫め研究資料の一斑を掲げて、進んで調査される便宜に備へて置かうと思ふ。

元初漠北のそれに關しては「元朝秘史」(正集拾卷は已に續集二卷は太宗十二年に著さ)、太祖の頃漠北に使した趙珙の「詳細文學」の項参照)、太祖の頃漠北に使した趙珙の「蒙韃備錄」、太宗の朝廷に使した彭大雅が著して徐霆が

疏證した「黑韃事略」(一二三七年編纂)、太祖に扈從侍講した長春真人の「西游記」(以上三書王國維箋證本あり)波斯伊兒汗國の史家ラシッド・ウツァイーン(一二四七—一三二八)の「集史」(Rashid-ud-din: Jami, ut Tevarikh.)それから主として本書に基いたドリンソンの「蒙古史」(田中博士譯本)やホロリスの「蒙古史」(英文四冊)を讀む必要もあらう。一二四五年羅馬のインノケンツ四世の使節として定宗の即位に臨んだカルヒニの紀行、一二五三年佛國のルワイ九世の命を奉じて即位直後の憲宗に謁したルブルックの紀行(註1)、時代を降つては、有名なマルコ・ポーロの旅行記、或はユール氏譯註本「契丹及到契丹之路」に收められた、オドリック・イブン・バツター諸家の紀行(註2)、元の大都會の軼事、風俗を詠じた元人、楊允孚の漢京雜詠一百八首、明初の著ではあるが、間々風俗資料を含む葉子奇の「草木子」四卷や、陶宗儀撰「輟耕錄」三十卷等を擧げ得るだらう。近代に至つては、内外の學者、旅行家の報告、紀行は僕を易ふるも數へ盡くせぬが、就中露國のベルクマン、ラドロフ、パラス、ティムコウスキ、ブルシエワルスキ、ボズドニエフ(ボ氏の著「蒙古及蒙古人」二卷、東亞同文會譯あり)の諸氏、瑞典のスウェン・ヘティン氏佛のユックのものがよく引用され、この國では鳥居博士夫妻の諸著「蒙古旅行記」、「土俗學上より見たる蒙古」を繕いて

中に散見する土俗を知ることが出來よう。

註1、カルヒニ並びにドリンソンの譯註本には

1. Beazley, R.: The Texts and Versions of John de Plano Carpignis. London. 1903.
  2. Rockhill, W. W.: The Journey of William of Rubruck to the Eastern Parts of the World, 1253-5. London. 1900.
  3. Risch, F.; Johann de Plano Carpini, Geschichte der Mongolen und Reiseberichte 1245-1247 1930.
  4. Risch, F.; Wilhelm von Rubruk. Reise zu den Mongolen. 1253-1255. 1934.
- 註2、マルコ・ポーロの紀行には異本が多く、ヘネデットの校勘本(伊文)や、シヤリーニョンの註釋本など最近刊行されたが、一般讀者は英のユール大佐譯註、佛のユルドイエ教授の増註本なる左記の書を推す。
1. Yule & Cordier: The Book of Ser Marco Polo, the Venetian. 2. vols. London, 1903.
  2. Cordier, H.; Ser Marco Polo. Notes and Addenda to Sir Henry. Yules edition. London. 1920.

オドリック紀行にはユルサエ氏の譯本(巴里一八九一年刊行二冊)あり、イブン・バツターのそれには Defémery et Sanguinetti の譯文原文(巴里一八五三—一五八年刊、四冊)や Lee の譯本(倫敦一八二九年刊行)あれど、一般の人は便宜なものとして、又價値ある註釋本として左記の書を利用するべし。Yule Cordier: Cathay and the Way Thither. London. 1913-16, 4 vols.

二、衣・食・住

漠北時代に於ける衣服に就いては、トルコ人の左衽と異り、蒙人は右衽し、夏は支那、東方ヘルシヤ南方地方から絹絲金襴の衣料、綿花とを輸入して作つたものを著し、冬は麂くとも、一件の毛皮を著し、一件は毛側を内方に向け、上に著るものは毛側を外方に向け風雪を防ぐ。大部分は狼狐、大野猫の皮で製する。帳幕に滯留する時は、別種の織細な毛皮を著した。貧者は犬や山猫の毛皮で上着を作り、褲子も亦皮製である。富者は絹製の填物をする。これは軽く、柔く且温い。貧者は尙布、綿花、他の羊毛を使用した。鹿毛から鞍敷や、雨合羽を作るが(袖がない)、後者は今日でもカルミユク人間に見られるといふ。領は方領で衣服の色彩は紅紫紺綠をあげうるが、白色が尤も貴ばれた。紋様に



は日月龍鳳を用ひ、貴賤等差が無いと記されてゐる。婦人の服装として奇異なのは、結婚の翌日頭部の中央から前額部迄頭蓋を剃り、尼僧帽の如き被物をした。これは長く、前が裂けて右側の下方で結ぶものといふ。今日では喇嘛以外は男女共に髪を剃りも刈りもせぬ。また黒鞋事略には「狼糞をもつて面を塗る」といひ、蒙鞋備録には「黄粉を以て額に塗る」と見えてゐるが、今日尙ほカルマツク族間に行はるゝことをベルクマンは指摘し、パラスはヤクト人間にも行はれてゐるのを目撃したといふ。更に既婚婦人はボクタツク(この語は恐らく波斯語に由来するものだらう。支那側の記録には悉くククの音を以て寫してゐる)と呼ぶ特異な形状をした冠——一言では説明し難いが、冠上に長二、三尺の杖状のものある冠、プロシエの「蒙古史」波斯文所收ベルシヤ所傳の繪畫を看らるべし——を戴いた。今日は銀を嵌めた瑠璃を以て首飾としてゐる。處女にはこの首飾は稍少く、後方に辨髪するもの多い。男女共に今日と同じく辨髪(今日は *rivik* と云ふが古代語では *bi ger* と云ふ)し、兩耳の上に向げて垂れ、前頭後頭にも少しく髪を掻き下げてゐた。帯は男女とも締めてゐた。が現今錫林郭勒盟では俗語「帶無き人 (*bise-khi hin*)」と云へば、主として人妻を意味する。現代は懷中に梳 (*araga*) を容れ、右腰には蒙古刀 (*hotoga*) を佩びる。これは食事

に使用する小刀と箸 (*talas*) とを鞘に収めたもので金銀瑠璃を以て美しく裝飾したものもある。左腰前部には嗅煙草 (儀禮用のもの、而論の) を入れた刺繡のある袋を挟み、(折相互に嗅合ふもの) 燧石袋や荷包、左後部に下げる。首には護符としての小佛像 (或は珠數) をさげてゐる。靴は獸皮で作られ男女共長靴 (*osos*) であるが、微細な形式は、同じ錫林郭勒盟内でも、烏珠穆沁、阿巴噶、蘇尼特で異なる。婦人の服装としては袖、胸に刺繡を施し (古も然り) その上に短衣 (*oi*) を著、襟には天鵝絨を用ふる。帽子は形状種々あるが、支那式のものも尠くなく、且つ男は布で纏頭するもの往々にみられ、女子では又布を被るものもある。以上は古今男女の便服について記したが、外に禮服禮帽の制があるが、言及しない。原色の濃厚なものを喜んで用ふるが、決して洗濯せぬことは今も昔しも變りなく、脂と垢とで黒光さして平然たるのは、水を神聖視する宗教的なタブーの故である。

蒙古の史料にも明記してある。常食は今日とひとしく羊であり、彭大雅は牛之に次ぐといひ、屢喫せられたが、徐霆は一ヶ月餘の滯留に一度も日撃しなかつたと云うてゐるがとにかく外に米、黑黍、小麦をも併用した。羊肉(去勢羊)を五十乃至一〇〇片の細小に刻んで水と鹽とで壺中に容れたもの、馬の内臓から腸詰を作り、新鮮のまま喫したことが傳へられて居る。或は富者は南方に土地を占め、冬には黍と穀粉とを得、貧者は羊と毛皮との交易でこの食糧をえ奴隸は麥粥(正しくいへば乾酪の汁)を啜つた。飲用として特筆されるのは馬乳である。一牝馬の乳は三人を飽かしうる」といふ。が此は所謂クミズ (*Kumis*、トルコ語で「銀」の意なる *günüşch* 馬糞子) と呼ばれたもので、ルブルックや徐霆はその製法を詳に録してゐる。外にハラ・クミズ (*harakumis*、黒馬糞といひ、前者が白色混濁酸味あり麩さいのとは異り、清色にして味甜なるもの、即ち精製したものである。外に「密」から製した水の如き透明な飲物、馬乳から製した酒熱馬乳を古代語で *elik*、*tielik* といひ、今日この語は聞かず、牛馬の乳酒は通稱して *arhi* と呼ぶが、元代にもこの名稱あり、極めて濃烈。その清きこと水の如し。蓋し酒露なり」と前記の草木子卷三に見えてゐる。(また同書に *tarak* の名もあげてゐる)。ルブルックは遠隔の地から齎される飲用(恐らくは茶か)の在ること

を告げてゐるが、今日見る磚茶に牛乳を混じた乳茶 (*stai-cac*) の如き類か審でない。時代は少し降るが、上都には納石と呼ばれる茶のあつたことも記録に見えるが(瀛京雜詠下自註、韃靼茶といふ)、どんなものだらうか? 彼等は冷水を飲まなかつた。タイムコウスキは今日尙ほ然ることを報告してゐる。更に他の生活資料を擧ぐれば冬日のために牛乳から製したバターあり、ホロット (*horot*、トルコ語 *gorot*、奶豆腐乾燥乳漿である)、奶渣 (*dislok*) 奶酪 (*gijhe*) 乳皮 (*firime*) 酸乳 (*airak*) 等あり、一一説明し難い。「産業」の項参照) 特書すべきは古代で *min* (*Min*) と呼ばれるものを喫用したことである。今日の蒙人は主食穀としてモンゴル・アムまたはホウラク・スン・ボダ (炒米) といひ、半透明、淡褐色の糜子を炒つたものを喫する。阿片は熱河蒙旗土默特蒙古を除いては、全く喫用しないが、煙草 (*tamhi* 又は *daumbo*) は愛好甚しく、幼少の者ですら時に之を喫する。煙管を左腰にもさすが、屢長靴にもさしてゐる。菓子類 (*bogorsak*, *bobob*) も多くは乳製である。

い牧草の豊かな地方、冬季は凜烈たる朔風を避くるため、南面せる丘陵山腹の陰に移動する。昔はオルド (Ordn) またはゲル (Ger) と呼ばれ、構造今日と異りなく、柳條 (徑一寸内外) を網状に編み、要處を皮革で縛し、側壁 (高さ七八尺) を四角乃至十二個繋いで圓形に圍み、柳條を象骨形に編んだものを屋根とし、内部に柱なく、外部を毛氈で覆ひ、冬季は之を二重にして防寒とする。これを固定するため、獸毛製の繩を張廻す、屋蓋の頂に一寮を開き、通風採光、炊煙排出の便とし、二條の紐をつけた方形の毡子を、時に應じ適宜開閉する。之を天窗 (Vedre) といふ。入口は南々東面し、幅三尺五寸高さ側壁にほど等しく、木製の扉二枚で觀音開か、毡子を垂れ懸ぐるか、または兩者併用である。包の大きは直徑最大二〇尺内外、最小九尺前後、價二、三百元を普通とし、支那商人の製に係る。色は一般は白色だが、王爺のは頂上赤色、福晋のは綠色とする。古太宗の頃和林には數百人を容れ、金で裏んだ壯麗なものがあったといはれ、且つその形式には草地制と燕京制との二種があった (徐靈)。

昔は、主帳は南面獨居し、列妾婦之に次ぎ、更に百官がその次に位置し、一書には又、入口は南面し、主人は右に占め、東側 (主人の左) より順次正妾の身分に應じて婦女が駐營し、主人の寢臺は北側に在りて見えてゐるが、今日

と、パラスはカルミユク族の婦人が産褥に就くと先づ喇嘛を招じ、帳幕の近くにあつて祈禱させ、主人は帳幕の附近に繩を張り、空中を太い棒で振り廻り、絶えず「惡魔よ、立去れ！」と叫び続け、子の生れるや始めて止むと語つてゐる。ラドロフはアルタイ山地の土人及びキルギス人の分娩の狀について報告してゐるが、此はカルミユク族と小異であり、分娩の際は女親類がこの産婦の帳幕に集り、男子は帳幕の周圍に在り、外部の男子はこの附近から惡靈を驅逐すべき任務あり、陣痛が始るや、恐しき叫喚をあげ、帳幕の周圍を駆け巡り、發砲する。帳幕内では産婦は凡ゆる苦しい姿勢壓迫。按摩をされて苦み續ける」とのことであるが、かゝる風習は一の迷信に基くものだらう。古代ではその出産と同時に起つた特殊の事件に因んで命名する習慣がトルコ・蒙古族の間に行はれてゐた (テムチンの場合を看よ)。今日では最早左様なことは忘れられ、嬰兒は單に蒙古風か時には西藏風の佳名を與へられ、襁褓 (襁褓) のものは注意に値する。古代語で nek と呼ばれ今は huelliga) につままれ、ウルギ (古代語では tilingei) といふ搖車に寝かせ、母の坐側で守られて成育してゆく。

凡ゆる未開游牧民族と等しく、古くは老を賤んで壯を喜び、老人遺棄の風も行はれた。水草を逐ふて移動する彼等

文化

X X X X X

一包内では中央に爐があり、正面北側には主人の寢臺、正面及び左側は主人・男子の席、その稍左方には佛壇、續いて衣櫃、右方には食器棚の類が在る。土間には高さ約五寸程の板床をおき、床には毛氈を敷き、爐には鐵製の五徳 (高さ一尺乃至一尺五寸) を据ゑ、暖用、煮炊に獸糞 (Gebra) (羊糞を上とし、牛糞之に次ぐ。古く草炭などと書かる。火氣強く無臭) を用ふる。爐邊には小さな經机式のものゝ設けておく。夜に至れば羊脂を油として明をとる。

漢人の植民開墾した地方では包と固定家屋を (Dairag) 併用してゐるが、奥地ではこの非衛生な包を放棄しえずに却つて愛著さへしてゐる。移動式包は牛馬——牛は古くは鼻を穿たず、馬はいまも蹄鐵を打たぬ——や駱駝が曳く。その解體組立の早さには一驚する。二・三人で二時間位で完了して了ふのである。

三、生・病・死

出産は文明の高度となるに伴れて、困難となるといはれるが、蒙古人は概して簡易なものである。已にルブルックの報告にも、分娩に臨んでも産褥に就かぬと見え、徐靈は産婦が野地に在つて子を産む狀を敘して云ふ。分娩し終れば單に羊毛で汚物を拭ひ清めて、嬰兒を羊皮で裹み、長さ四尺廣さ一尺の小車内に置き、自ら之を挾んで馬で立去るには自然の歸結であらう。寒暑の差甚しく、自然の脅威の烈しい草原・沙漠に生くる者は、自然淘汰をされ頑強なもののみ生存を完ふする。然し一たび疾めば、文化的・醫療上の諸設備から見棄てられた地の常として、殆んど死亡して了ふ。

古くは病者のある帳幕では一つの印 (一に槍と傳へられ) を立てる。さうすると他人は訪問しえない。巫術者を請じて平癒の禱りを行ふ。この印についてはカルヒニ所傳では黒い氈毛で掩ふた槍を帳幕に樹て、病者が將に息を引きとらうとする際には、凡ての人は之を見棄て立去る。それは人の死に立會つた者は第九ヶ月迄は汗や貴人の帳幕に入る事が許されないからだと云ふ。今日では依然包の入口に印 (大抵、西藏文陀羅尼を記した白布) を立て、喇嘛を請じて祈禱する外、醫喇嘛 (Vedci Dians) の治療を求め、これが又絶大な信頼を負ひ、現代醫術を却つて蔑視する風すらある。

X X X X X

死亡、葬儀の風習に至つては頗る特異のものがあり、記すべき事も多い。靈を尊び、肉を輕んじ殺生戒からして土地の發掘を禁ずる喇嘛教義と、游牧生活の自然的條件に制約され、札薩克王公以外は一般に風葬である。屍體を單衣に裹み、牛車に載せて疾驅せしめ、遺體墮落の地を以て、

安眠の淨土と觀じ、そこに放置し、犬、狼、鷹等の啄むに委かせる。數日を経て猶ほ鳥獸の餌と化してない時は罪障多いためと信じ更に喇嘛を請じて讀經供養し、その冥福を祈る。王公貴族は流石に棺槨に納め、三年乃至七年邸内に安置供養した後、陵(石材土室)を作り、陵丁を置いて、盜陵を看守させる。従つて蒙古には墳墓がない。

古、シヤマン教がまだ弘行してゐた漠北時代にはどうだつたらうか「軍に従ふて死すれば、其の屍を駝して歸り、否らざればその資を罄くし瘞して之を瘞む。其の墓は塚なく、馬を以て踐踏し、平地の如くならしむ」と彭大雅は志しくゐるが、カルピニは高貴の人の埋葬に就いて、一層詳しく報告をしてゐる。それに據ると高貴の人が死亡すると彼が生前愛着した草原の一地點に秘かに葬るのであるが、帳幕の中央に屍體を安置し肉を盛つた器皿、馬糞子を満した壺を備へた食卓、牝馬とその駒、鞍、手綱が金、銀と緒共、帳幕に掩ひ裏んで埋められる。これは來世に於ける使用に供するためである。生前使用の黒車は壞れる。埋葬に際しては馬骨が焼かれる。これは靈魂の安息の爲である。草木子(卷三、雜制篇)にも「元朝、人死すれば祭を致す。燒飯と曰ふ。其の大祭には則ち馬を燒く」とあるが、燒飯といふのは契丹女眞來の風習であるが、燒馬とあるのがこれに當るのだらう。また死者の名は何人と雖も三代の間は

口に上すことの出来ないタブーがあつた。更にこの民族にも古代游牧民族とひとしく、殉死の遺風ともみるべきことが傳へられてゐる。高貴の死者ある時は、秘かに草原の一地點に赴き、草を根ごと引抜き、大きな坑を掘り、その側面に一凹所を作る。こゝに死者が生前寵愛した奴隸を絶息する迄埋めおき、それから曳出し、暫し呼吸させ、かくすること三度、倅にもこの試練に堪へ得て方めて解放され、その欲する所に委せられる。この奴隸は帳幕で生活し、死者の親族者から尊敬されるといふ。

古代人は死を恐怖し、且つ之を不淨視したため、死者ある家は彼等の崇拜した火(そして水と)で潔めねばならなかつた。その詳しい方法をカルピニは敘べてゐるが餘りに煩しいから今は紹介しない。

因に「草木子」卷三雜制篇には元朝宮廷の葬法を詳記してゐるが、洵に「曠古無き所の典故」にして、游牧民族の特質といひうべく、右に掲げた大同小異の、簡單極るものであつた。

四、日常生活

乍らの放牧生活をなし、男は、狩獵、軍事に従ふ外、弓矢、鞍、鞍を作り、牛、馬、羊、駱駝の看守、黒車の組立馬糞子の搾取と製造、酸性の濃い山羊乳に鹽を加へて、皮を鞣したり、皮囊を製したりした。女は黒車の牽引、帳幕を黒車上に運ぶこと搾乳、牛酪ホロツトから靴、靴下、衣服の製作に従事した(ルナルック所傳)今日皮革を鞣すことは婦人の仕事となり、牛車で遠い井戸迄水汲みにもゆく、獸糞拾ひをも司る。毡子の製造は今日では全家族共同の仕事であつて、惟り女のみのことではないことは諸家の紀行に明である。昔は金銀細工その他の手工は奴隸に委し、商業は夙より回々(ウイイゲル人)の獨占する所でありその貪婪な搾取に甘じてゐたが、本來商業を輕蔑するこの民族は今尙支那商賈(出發子)ロシア人の好餌となつてゐる。

幼童は三、四歳母に隨ふて馬上に馳騁し、自然に騎馬に長じ、四・五歳にして小弓短矢を挟み、射撃を習ひ、長ずるや田獵を事とし一部は、喇嘛廟又は王府の衙門に通學(今日は各蒙旗に學校の設けあり)し、蒙古文字を習得するが大分は草原の間に牛馬の群に伍し一竿の馬捕竿(ホラ)を携へて成長し、早くは十六歳位に至り結婚する。女子は十二・三歳に至れば辮髮を組んで總髮として後方にお下げとなし、裝飾し三個の耳飾をなす。

文化

新うした自然の間に彼等は時に馬頭琴で戀歌を吟み、時として角力、競馬競射——今は恐らくないだらうが、マラソン競争がフビライの頃行れたことが「溧京雜詠」元の楊「撰」山居新語「緩耕錄」などに見えてゐる——を娛しむ。索莫蕭條とした砂漠・草原の生活に、殆んど唯一の楽しい行事は、オホの祭(廟市)である。オホ(鄂博)は大角力が行はれ、一方オホ廟の附近に市が立つ、美しく着飾つた男女の集ふ楽しい日だ。その他喇嘛教の行事——舊の六月一日から十五日まで引續く最も盛大な廟法會、それから法會、十二月二七・八・九の三日に行はれる除炎會、各家庭にも行はれる舊八月又は九月の吉日に行はれる荒神會——から、新年、三月三日の祖先祭など數へられる。

最後に彼等の社交の一斑をのべて此の項を結ぼう。人の包を訪れる時は遠くから「犬を看よ」(ndar. iye)と叫び、家人が取抑へてくれるのを待つて近づく。決して犬を傷害させてはならぬ。鞭を入口に立て左手に入る。「氣象如何」(内蒙では amoran sajur bainu, mendö mendö とはいふ)と挨拶する、始めての訪問又は長上高貴に面謁の時

は、左足を折つて立膝をし、(古亦然り)主人に哈達(ハタ)を献じ、次に喫煙草をまづ目下から呈して交換して喫ぎ合ふ。そして「家畜の様子如何」(naral sürük sain bainu)などの語をいひ、茶を戴くのである。古來から旅人を優遇し、宿泊を拒絶しえず、否、筵會を催してゐる傍を偶然通り合せて者は許しなくとも之に加はらねばならぬ慣習が、チンギス汗のヤッサの中に見えてゐる。蓋しその遺風であらう。でその哈達といふのは西藏に起源を發するのであるが、白帛或は藍網で、長短一定しないが、兩端半寸程には抜糸があるもので、尊敬・親密を表すための贈物で、面謁婚禮に用ひる。

五、迷信

迷信は信する者にとつては儼然たる眞實であり、慣習を生み、儀禮に融け込んで、けじめが定かでない。現代文明社會に於いてすら尙ほ根強く支配して、時に眞理の假裝で科學をすら欺瞞眩惑せしむるのだから、況んや文化から隔絶された游牧社會には幾多の迷信が支配的となつてゐる。茲では通俗的意義のそれについて若干を列挙してみよう。古代の彼等が生活を支配したものはシヤマン教的な世界觀であり、悉くは之に基いて行はれた。天を父とし地を母とし、月を大帝と呼び太陽をその母とみ、萬象に精靈の宿

るとみるアニミズムの崇拜。吉凶進退、殺伐を占ふに羊骨を焼いて、その文理の順逆を驗して可否を決し(之を燒髒器といつた)、偶像を禮拜した。氈子から人形の神像を作り帳幕の入口兩側に立て、下方に同じく毡子の偶像(牛の乳房状のもの)を供ふ。此の神は竈を守護し、家畜の富を司る。更に絹帛で神形を作り、非常な尊敬を拂ひ、黒車上の帳幕の入口に立て、おく(カルヒニ)。神の中の地の神をマールコポーロはナティカイ(カルヒニはイトカ)といひ、犧牲を供へて畏敬すること甚しと傳ふ。雷に對する恐怖は注目すべき一迷信である。徐靈・彭大雅・趙珙・ラシッド・ウッティン・ルブルック・カルヒニ悉くこの奇習を傳へてゐる。雷鳴するや客を帳幕の外に放逐し、己は黒き、氈蓋で身を捲き、止む迄隠れ潛む(ドーソン蒙古史)といひ、「盡くその資畜を棄て、逃れ、必ず期年にして後返へる」(彭大雅)ともみえ、若し人が雷電に撃たれて死ぬ時は、同一帳幕内に住む人は火で身を潔めればならず、帳幕・寢臺・黒車・氈蓋・衣服等悉くは不淨のものとして、火で淨められぬ限り、人々は憤つて之等を棄却し、之に觸れることがないといふ。(カルヒニ)。

尙「蒙古の秘史」を丹念に探せば迷信(習俗)が多いのであるが、要するに古代史上ではシヤマン(巫覡、今は俗語「お」といふ)とその教義が絶大な勢力を占めてゐたので、

その知識なくしては古代風習は理解出来ないのであらう。白色を尊び吉とし、九の數を喜み(これはトルコ・タタール共通の風である)中央を尊とし右之に次ぎ、左を下とする事、來世を信じ、死者の名を口にせぬこと、水や火を神聖視し、厳格なタブーを設けたこと(「ヤッサ」を看よ)等は本來の習俗であるが、今日一部の蒙古人(例之ダゲル)を除き、そして多分の要素を残しつつ、シヤマン教が衰退し、喇嘛教が之に代るや、魚肉豚肉を食用とせず、穴を掘ることを忌む殺生戒上の迷信、西方淨土の思想から、廟の西方に商人は市を立てえないといふ掟などを産んだ。古も今も行はれる迷信に札荅(Tada)の呪法のあること

を附記しよう。この語は「秘史」にも見え、ラシッド・ウッティンも傳へてゐるが、廣く北方亞細亞民族に行はれる石を水中に置いて雨降する法である。詳説する暇がないからよく引用される輟耕錄四卷の記事を掲げるに止める。「往々、蒙古人の雨を降る者を見る。ただ淨水一盆を取り、石子數枚を浸すのみ。其の大なる者は鶏卵の如く、小なる者は等しからず。然る後、黙して密呪を持し、石子を洶漣玩弄す。かくの如きこと良久ふすれば、輒ち雨あり、石子は、名づけて酢荅と曰ふ。乃ち走獸の腹中に産する所なり。獨り牛馬の者最も妙。恐らくは亦是れ牛黃狗寶の屬のみ」と。(小林高四郎)

# E 政治

## I 蒙古人民共和國

### 一 沿革

#### (1) 蒙古國民革命黨の結成と臨時革命政府の樹立

一九二〇年ウンゲルン將軍の第一回庫倫攻撃の時分已に蒙古をして列強の政治的經濟的桎梏より完全に解放せしめ蒙古大衆を王公貴族僧侶に對する奴隸的狀態より解放すること、民衆主義に基く新國家制度の樹立、國家生産力の向上、牧畜及天然資源を外國人の掠取より保護すること等を使命とする蒙古國民革命黨（略して蒙古國民黨と稱す）なるものがスーヘ・バートル（一兵卒）、タンザン（平民出の書記）、ボド（元庫倫露西亞領事館タイピスト或は喇嘛にして當時新聞記者なりしとも云ふ）等の蒙古青年革命家に依つて結成されてゐたが、彼等は國民解放運動の先驅となつて團結を固め、要員を蒙古の各村落に密派し、潛伏運動裡に支那人排撃、白黨打倒の煽動を試み、反面には世襲的蒙古王公貴族に向ても反撃を加ふるの處置に出た。而してウ

ンゲルン一派の白系露軍を一掃することは彼等蒙古青年革命家及ソウエート露西亞兩者に收つて共同の使命であつたので、國民革命黨員の一部の者は尙に西伯利亞に逃れイルクーツク、オムスク、モスクワに赴き蒙古革命に對してソウエート側の援助を求め一方第三インテナショナル及露西亞共產黨との連絡を得、一九二一年二月ウンゲルン軍の庫倫占領直後即ち同月二十二日キヤクタに於て第一回蒙古國民革命黨會議を開催したのである。參集する者二十三名大部分は貧民階級出であつた。後になつてこの會議は第一回國民革命黨大會と名付けられるものである。翌三月十三日同地に於て蒙古人民臨時革命政府を組織し庫倫の活佛政府に對抗したが、大臣會議々長即ち國務總理にチャグドルヤヤブ、軍務大臣兼蒙古革命軍總司令官にスーヘ・バートル、財務大臣にラソール、司法大臣兼内務大臣にビリク・サイハンの革命黨員が夫々就任した。國民革命黨及臨時革命政府の眼目はウンゲルン軍の討伐にあつたので、蒙古革命軍バルチザン隊は人員六百名を糾合し、臨時革命政府の成立後間もなく買賣城に進撃、こゝに残存せる支那軍隊を驅逐し之をアルタン・ブラクと改稱し、革命政府もこゝに移つた。革命蒙古の最初の首都と言ふべきであらう。時に庫倫のウンゲルン將軍はバイカル湖進出を企て、アルタン・ブラク及トロイツコサウスクを包圍せんとしたので、蒙古

革命軍は白系露軍討伐の爲ソウエート政府並に極東共和國に共同作戰を提議し、間もなく革命軍はソウエート軍の援助を得て、アルタン・ブラクより蒙古内地に侵入、ウンゲルン軍と幾度か激戦を交へて遂に之を敗り、一九二一年七月六日（陰曆六月六日蒙古人民共和國紀念日）蒙古革命軍及ソウエート軍は萬歳歡呼の裡に庫倫に入城した。一方アルタン・ブラク附近に敗れ、白黨帝政の理想に一頓挫を來たしたウンゲルン將軍は烏里雅蘇臺、科布多地方に根據地を移さんとしたが、時已に烏里雅蘇臺に於てはハトン・バートル・コクサルドジャツプの反旗（註）に依つて白黨の勢力は覆へされてゐて目的を果さず、加之、麾下に猛烈なる動搖分裂を來し、遂に六月二十二日裏切りたる部下の爲に捕へられ、ソウエートの裁判に附せられ、ノヴォシビルスクに於て死刑の露と消えた。

（註） 彼はウンゲルン政府に陸軍大臣として名を列ね、西部地方鎮定の名目の下に派遣軍指揮權を與へられてゐたが、蒙古臨時革命政府と通じ、烏里雅蘇臺に於てアンダノフの白軍を潰滅せしめ、科布多、烏蘭固木地方に根據地を有してゐたバキツチ將軍、カイガロドフ哥薩克大尉等の白系諸軍とウランゲルン軍との連絡を中斷したのである。

#### (2) 蒙古人民政府の國內統一と反政府運動

一九二一年七月六日庫倫に入城した國民革命軍及臨時革命政府はウンゲルンに依つて支持せられてゐた活佛政府を潰滅せしめ茲に改めてボドが總理兼外務大臣として首班となり、財務大臣タンザン、軍務大臣スーヘ・バートル其他司法大臣内務大臣にマハサライ及スク等の國民黨員に依つて人民革命政府が成立つたわけである。（次長級には大貴族田や高級喇嘛を据ゑてゐる）注意すべきはこの人民革命政府は活佛即ち哲布尊丹巴呼圖克圖、額哲汗を外蒙古の政體が追つて國民議會に於て決定せらるゝまでの立憲君主政體の元首としてゐることである。革命政府は成立したが決して安固なものでなく西部地方には尙ウンゲルンの殘黨とも見るべき白黨の勢力があり、それを平定せねばならなかつた。故に早速ソウエート政府に對して蒙古革命の徹底を見るまでソウエートの軍隊を撤退しないことを請ひこれと共同して西部平定を行つたのである。先づ前述せる烏蘭固木附近に西部蒙古地方革命政府を組織しダライ・トルベト・ハンを首領に推し、科布多を中心に勢力を占めてゐた前述のバキツチ、カイガロドフ、カザンツェフ其他の諸軍と相對抗せしめ科布多山の西方百露里のトルボと云ふ山では政府軍は白黨軍に包圍されること四十日に及んだがソウエート軍の應援を得てやつと抜け出したこともあつた。結局白黨は地方蒙古人の反感を買ひ一九二一年末頃までに

は大體西部蒙古は平定され一九二二年初頃には所謂外蒙古(車臣汗、土謝圖汗、三音諾彦汗、札薩克圖汗の諸部)は人民革命政府の政權下に統一されたのである。

茲に於て人民政府(人民革命政府を改稱す)の當面の問題となつたのは國民黨綱領の一たる封建神權制度の漸廢と其の實現であつた。先づ政府は正式に奴隸制度を廢し法律的に奴隸階級と平民との權利を平等ならしめ王公僧侶の從來の特權を剝奪した。之に續いての特權階級への打撃は地方行政整理及地方民主自治制に關する法律發布と平民階級の王公に對する經濟的隷屬の清算に關する法令で從來王公が住民に課してゐた金錢又は自然物及勞役等を以てする課稅權を剝奪した。之に依て地方政權及經濟的支配力を失つた上級階級の一部は新政權に對する憎惡反感は相當深刻なものがあつた様で支配權恢復の理想を捨てず革命成就後第一年に於て早くも暴動が起つた。この暴動には國民黨員及國民政府要路者を含み西藏喇嘛の力を藉りそれに庫倫在住の支那商人及白系露人が加擔してゐる。重なる者はボド、(國民黨組成者の一人で現大臣會議々長)チャグドルザヤツプ(恰克圖に於ける人民革命臨時政府時代の大臣會議々長)外十五名で一九二二年九月九日死刑に處せられた。この反政府運動に呼應したのが科布多のシャ・ラマ(サジ・ラマ)であつたがこれも一九二三年二月に政府軍に謀殺

され國內の反革命派の影は薄くなつたと思はれたが次で、且現總司令官たるスーヘ・パートルが變死を遂げた。活佛に毒殺されたとも言ひ又反革命派に謀殺されたとも噂された。然しこの有名なる指導者の死は黨内に動搖を來すことなく却て蒙古大衆の團結を促し其罪列は延々一露里に及んだと云ふことである。要するに以上の如き反革命的現象は蒙古國民黨なるものが雜多な構成分子即ち貴族、平民僧侶から成り立ち先づ全民族的戰線を維持するため活佛を元首とし封建神權分子を混入せる聯立内閣を組織しなければならぬ當然勤勞階級獨裁制と王公僧侶を代表する專制とは到底平行し得るものでなく殊にソウエートの勢力を背景として動く國民黨の行程はソウエートの對蒙政策が次第に積極化するに對して斷じて超然たるを許されず、即ち一九二一年十一月五日の露蒙修好取極に依つてソウエートと外蒙古とは益々親密を加ふると共に人民政府の財政顧問として庫倫に乗込んだアツケグイッチの苛酷なる財政改革は國民黨の王公僧侶の特權剝奪封建神權制度の漸廢に拍車をかけ未だ尙上級階級としての觀念を失ひ切れない前記政府大臣等は自己の特權に不安を感じ又ソウエートの專横に憤り新政權に反抗して立つたものであると見るべきであらう。(ボドは日本及米國に通じて舊王公政權恢復を圖つたものとし

て處刑されてゐる)

③ 蒙古人民共和國樹立と國家組織

イ、共和國の宣言

一九二二年初春より同年秋にかけて起つた反新政權派暴動は幾分國民黨の政策に影響を與へたものかボドに續いて(一九二一年十二月瓦解)外蒙高僧の一人たるチャチヤ、ホトクトが其後繼者となり内務大臣に車臣汗を据ゑ往年外蒙自治時代の車林多爾濟も外務大臣として閣員に列してゐる。又アツケグイッチが蒙古側の要求により本國に召還されリパルススキーなるものが新に顧問として庫倫に赴任して來て人民政府は溫和的色彩を帯びて來た。然しこれは表面的で裏面に於ては國民黨内の共和分子は共和政體確立の氣運の熟するのを待つてゐたのである。一九二四年五月二十日(陰曆四月十七日)蒙古に於ける神權君主活佛(註)が世を去つた。

(註) 彼は一八七〇年西藏に生れ五歳にして第八世庫倫活佛となり一九一一年外蒙獨立と共に皇帝(額晉汗)となつた。その時分已にいまはしい病魔に犯され人を謁見しなかつた由で其妻額爾德尼に實權は移つてゐた。この額爾德尼も一九二三年に死んでゐる。活佛は毒殺されたとの噂があつたが眞疑の程は不明である。

茲に於て有力者間に蒙古は共和政體にすべきか君主政體にすべきか兩派に別れて論争が起つたが國民黨内の急進派勝を制し六月三日國民黨中央委員會は滿場一致を以て「蒙古に共和政體を確立する」旨決議した。この際大統領問題も起つたがツエレン・ドルザの議に従ひ大統領は置かないことにし續いて人民政府は左の如き決定を公表した。即ち共和國宣言である。(七月六日各國に宣言)

- 一、活佛の邦璽は政府に移管する
- 二、元首としての大統領を置かざる共和制度を布き全主權を大「ホラルダン」(大國民議會)及其の選任する政府に委任す
- 三、蒙古人民共和國記念日を蒙古建國の日と同時に毎年六月六日に祝祭す
- 四、共戴の年號を改めて蒙古民國年號とし今年十四年より繼續す(註、共戴元年は外蒙第一次獨立宣言の年即ち一九一一年なり)

ロ、第一回大「ホラルダン」(大國民議會)大「ホラルダン」は蒙古革命運動史上特に重大なる地位を占むるものであるが蒙古人民政府に於ては内外反動派との闘争に全力を注がねばならなかつたのと自黨討伐の爲大ホラルダンの召集を實現することが出来なかつたのである。人民政府組織後政府は憲法議會たる大ホラルダン召集

準備に着手したが當時地方自治制の施行なく選舉困難であつたため一九二一年九月臨時ホルダンを代行議會として召集することにした。アイマク(四汗部)及シヤビ管區活佛領の代表者を以て議員として同ホルダンは立法權を有し重要國務に關し意見を述ぶる權能を有したが同ホルダンの重なる事業は一九二二年の王公の權限を定めたこと、地方自治制及大ホルダン選舉法の制定などで事業完了と共に解散して緊急の場合には又召集することになつてゐた。其後準備なつて一九二四年十一月八日を期して大國民議會が召集されたのである。この日庫倫に參集した議員數七十七名にして、黨派別にすれば四十六名が國民黨員、四名青年革命黨員、十四名が國民黨青年革命黨に席を有するもの、十三名が無所屬で外蒙四アイマク(即ち車臣汗、土謝業圖汗、三音諾彦汗、札薩克圖汗の四部)シヤビ管區(舊活佛領)科布多地方のトルベト及キルギス族、蒙古軍隊並に蒙古國籍のアリヤートを夫々代表したものであつた。大ホルダン議長にはシヤタンバ、副議長にトルベト人バダルホエフ、ソウエート聯邦中央執行委員長カリーニン、ソウエート政府外人務委員チエチエリン、在蒙古ソウエート聯邦全權代表ワシリエフ、アリヤート・モンゴル自治共和國人民委員會議長エルバーノフ、在蒙古コミンテルン代表ル

イスクウロフ及蒙古國民黨中央委員會議長タンバドルガを夫々選舉した。而して政府、軍隊、在蒙ソ聯邦全權代表、コミンテルン、アリヤート、キルギス自治共和國、西藏、呼倫貝爾、鄂爾多斯等代表の祝辭があつた後政府及各省の業務報告を聴取し夫々政策を決定し憲法及宣言を協賛し國旗(赤地に國の紋章を付したるもの)國璽(活佛第一世哲布尊丹巴呼圖克圖即ウンドル格根が全蒙古のシンボルなりと言へる梵字ソエンバー獨立を意味す)の下に蓮花を現はし其兩側に國號を刻したるもの)を定めコミンテルン代表ルイスクウロフの提議に依り首都庫倫を國民的英雄成吉思汗の都の意を含むウラン・バートル・ホタ(赤英雄の都)と改稱し十一月二十八日閉會した。之を以て蒙古人民共和國は完全に建設せられたのである。

この大會に於て決議せる主要事項は次の如きものであつた。

- 一、軍事及軍組織の重要なるに鑑み總司令を設け軍の行動及國家の任務と軍務との關係を監視する最高機關として軍務者の上に立つ軍事會議を設く
- 二、國事犯の捜査及内外の敵に對する豫戒は内防處之を管掌す
- 三、外國資本の蒙古人民搾取豫防の爲コベラチアを組織す

四、蒙古商工銀行の設立

五、國民經濟の改善を圖り工業の發展を圖る爲經濟會議を設く

六、財務省より經濟省を分立す

七、ハムシルガと稱する王公臺吉の奴隸を解放す

八、蒙古牧畜産業振興の爲毎年楨林の國家買付、模範牧場の創設、獸醫事業の改善を圖ること

九、シヤビ管區(活佛領)廢止を留保し同管區にアイマクの權利を與へ一行政機關として保留す

十、住民の寺院に對する納稅義務を廢しシヤビ管區住民も他の住民同様國家的義務を課すること

對外的決議事項として見るべきものに

一、一九二一年のソ聯邦との條約を裁可す

二、支那人の移住を制限する方策を適當と認む

三、一九二三年ソ聯邦との電信條約を裁可し電信線を改善すること

四、アリヤート・モンゴル人の歸化を獎勵し之が移住を援助すること

この他蒙古國の改善事項は憲法中蒙古勤勞民の權利宣言の中に列擧してあるが其重なるものは左の如し。

一、立憲君主政體を民主的共和國としたること

二、土地、地下埋藏物、森林、水等の各富源を國有と

せること

三、一九二一年以前に締結せる國際條約及公債の破棄

四、外國人に對する個人及各官廳機關の債務破棄並に連帶責任の制度を撤廢せること

五、經濟の國營、外國貿易の專賣制

六、徵兵

七、政教分離

八、言論の自由

九、集會結社の自由

十、男女民族及宗教の同權

十一、王公貴族の稱號特權廢止

(次に掲げる蒙古人民共和國憲法參照)

二、國家組織

(1) 蒙古人民共和國憲法

第一章 共和政體制定に關する原則

反抗シテ起テル人民カ外國壓迫者ヲ驅逐セル十一年ノ革命ニ於テ自己ノ熱誠ヲ披瀝セル民衆ノ利益ニ照應シ又本年陰曆四月十七日國家ノ元首タル「ボクト・ハン」ノ死ニ依リ革命人民ノ爲ニ選ハレタル政府ハ左ノ通り決定ス

(一)「ボクト・ハン」ノ印璽ハ之ヲ政府ニ移管ス

- (二) 國家ノ元首トシテ大統領ナキ共和制ヲ施キ全主權ヲ大「ホラルガン」及其選フヘキ政府ニ移スコト
  - (三) 蒙古人民共和國ノ記念日ヲ蒙古建國ノ日ト共ニ毎年陰曆六月六日ヲ以テ之ヲ祝祭スルコト
  - (四) 共戴ノ年號ヲ改メ同日ヨリ「蒙古人民共和國」(何年)ト稱シ本十四年ヨリ之ヲ繼續スルコト
- 今初メテ集會セル大「ホラルガン」ハ前記ノ政府ノ原則ヲ確認シ左ノ蒙古人民共和國根本法ヲ認可ス  
同法律ハ中央及地方官憲ニ於テ公布シ各官廳内ニ揭示スヘシ
- 大「ホラルガン」政府ニ對シ學校及軍隊ニ於テ本憲法ノ原則ヲ研究セシメント委任ス

第二章 蒙古勤勞人民權利の宣言

第一條

蒙古ハ獨立セル人民共和國ニシテ一切ノ權力ハ勤勞民ニ屬ス人民ハ其統治權ヲ大「ホラルガン」及其選舉スヘキ政府ヲ通シテ行使ス

第二條

蒙古共和國ノ根本任務ハ封建神權制度ノ殘骸打破及完全ナル民主化ノ基礎上ニ新共和制ヲ鞏固ナラシムルニアリ

第三條

國家統治上及前記政體ヲ鞏固ナラシムル爲眞ノ民權實現

離シ宗教ハ各公民ノ私事タルコトヲ宣布ス

(ト) 勤勞民ノ意思發表ノ眞ノ自由ヲ保障スルタメ蒙古人民共和國ハ新聞雜誌事業ヲ組織シ之ヲ勤勞民ノ爲ニ提供ス

(チ) 勤勞民ノ集會行列等開催ノ眞ノ自由ヲ保障スル爲人民集會用ノ家屋ニ相當ノ設備ヲ施シ以テ勤勞民ノ使用ニ提供ス

(リ) 勤勞人民ノ結社ノ自由ヲ保障スル爲蒙古人民共和國ハ貧困勤勞民衆(「アラト」及職工)ニ其合同及組織ノ爲一切ノ物質的及其他ノ援助ヲ供與ス

(ヌ) 勤勞民ノ眞ノ知識啓發ヲ保障スル爲蒙古人民共和國ハ勤勞民衆ノ爲ニ完全ナル無料普通教育組織ヲ其任務トス

(ル) 蒙古人民共和國ハ民族宗教及男女ノ如何ニ不拘各公民ノ同權ナルコトヲ承認ス

(チ) 蒙古人民共和國ハ勤勞民ノ利益ヲ顧慮シ若シ各個人又ハ團體カ共和國ノ利益ヲ侵害スル爲其權利ヲ行使スルトキハ其權利ヲ剝奪シ若クハ制限スルコトアルヘシ

(ロ) 前支配階級即チ王公、貴族(臺吉)ノ爵及稱號並ニ呼圖克圖及呼彌勒罕ノ支配權ヲ廢止ス  
(カ) 全世界ノ勤勞民ハ資本主義ノ根絶及社會主義(共產主義)ノ成就ニ向テ努力スルヲ以テ勤勞民ノ人民共和

ノ爲左ノ根本原則ヲ確認ス

(イ) 總テノ土地地下埋藏物森林水等蒙古人民共和國版圖内ニアル其富源ハ現行制度ノ主義ニ適合スル蒙古ノ現行慣習法ニ據リ一般人民ノ所有トス之ニ對スル私有權ハ許容セス右ハ全部勤勞人民ノ自由ニ處分スヘキモノトス

(ロ) 十一年(一九二一年)ノ革命前ニ蒙古政權ノ締結セル總テノ國際條約及債務ハ強制セラレタルモノトシテ之ヲ廢棄ス

(ハ) 外國人ノ主權時代ニ連帶責任ヲ以テ成立セル外國高利貸ニ對スル個人及機關ノ債務ハ國及民衆ニトリ甚々重キ負擔ナルヲ以テ右債務殘部廢棄及連帶責任制度廢止(十一年)ニ關シテ本十四年ナサレタル政府ノ決定ヲ確認スヘシ

(ニ) 國家單一經濟政策ヲ國家ノ手中ニ收メ民衆開放及民權確立ノ一條件トシテ外國貿易國營ヲ實施ス

備考 外國貿易國營ハ可及的ニ順次之ヲ施行ス

(ホ) 勤勞人別ノ爲權力ヲ保護シ内外擄取者ノ權力復古ノ凡有能ヲ排除スル爲蒙古人民革命軍ヲ組織シ並ニ勤勞青年ニ全般の軍事教育ヲ施シ以テ勤勞民武裝ヲ確認ス

(ヘ) 勤勞民ノ信仰ノ自由ヲ保障スル爲寺院ヲ國家ヨリ分離ス

國ハ其外交ヲ全世界ノ被壓迫小民族及革命勤勞民ノ根本任務ハ合致スル様行フヘシ

備考 然シ事情ノ如何ニヨリ必要アルトキハ彼我ノ外國ト親交關係設定ノ可能ヲ排セス但シ蒙古人民共和國ノ獨立ヲ侵害セントスルモノニ對シ如何ナル場合ニ於テモ斷然タル抵抗ヲナスヘシ

第四條

蒙古人民共和國ノ最高權ハ大「ホラルガン」ニ屬シ大「ホラルガン」閉會中ハ小「ホラルガン」ニ小「ホラルガン」閉會中ハ其幹部會及政府ニ同時ニ屬ス

第五條

蒙古人民共和國ノ最高機關ノ管掌ニ屬スルモノハ左ノ如シ  
(イ) 國際關係上共和國ノ代表外交上ノ交渉外國トノ政治通商其他ノ條約締結  
(ロ) 蒙古國外、國境ノ變更宣戰講和及國際條約ノ批准  
(ハ) 内外公債ノ募集其利子元金ノ利拂右公債ノ延期問題並ニ外債募集

(ニ) 外國貿易ノ監督及內國貿易制度ノ設定  
(ホ) 共和國々民經濟計畫ノ組織利權の專賣權ノ許與變更及破棄



- (ハ)運輸及郵便電信事業ノ組織
- (ト)蒙古共和國ノ軍隊ノ編成及指揮
- (チ)共和國歳計豫算ノ認可租税及收入ノ設定
- (リ)通貨及金融制度ノ設定紙幣發行及貨幣鑄造
- (ヌ)土地使用一般の原則ノ設定「アイマク」及「ホシユン」ノ境界設定地下埋藏物森林其他富源使用規則ノ制定

(ル)共和國內ニ於ケル裁判所構成法及訴訟法並ニ民法ノ基礎制定

(チ)國民教育法ノ制定

(リ)國民保健ノ一般の方策制定

(カ)度量衡法ノ制定

(ヨ)共和國ノ統計ノ組織

第六條

共和國根本法律ノ認可及變更ハ大「ホラルダン」ノ專管スル所トス

第三章 大「ホラルダン」

第七條

大「ホラルダン」ハ「アイマク」及市住民並ニ軍隊ノ代表者ヲ以テ之ヲ組織ス但シ其議員ノ數ハ選舉區ノ人口ニ比例シ決定セラレ議員ノ任期ハ一ケ年トス  
備考 (一)何等カノ原因ニ依リ「アイマク」大會成立

セサル場合ニハ「ホシユン」ヨリ代表ヲ送ル  
(二)大「ホラルダン」選舉ハ大「ホラルダン」ノ選舉法ニ基キ之ヲ行フ

第八條

大「ホラルダン」通常會議ハ小「ホラルダン」ノ決定ニ依リ一年一回召集ス

第九條

大「ホラルダン」臨時會議ト小「ホラルダン」ノ發意又ハ大「ホラルダン」議員三分ノ一ノ請求ニヨリ若クハ共和國人口三分ノ一ヲ有スル諸「アイマク」ノ選舉人ノ請求ニ依リ召集ス

第十條

大「ホラルダン」ハ三十名ヨリ成ル小「ホラルダン」議員ヲ選出ス

第十一條

小「ホラルダン」ハ全然大「ホラルダン」ニ對シ責ニ任ス

第四章 小「ホラルダン」及小「ホラルダン」幹部會

第十二條

小「ホラルダン」ハ法律決定及命令ヲ發布シ政府ノ最高機關監督事務ヲ統括シ小「ホラルダン」幹部會及政府ノ

業務ノ範圍ヲ決定シ政府業務ノ一般方針ヲ示シ共和國根本法律及大「ホラルダン」ノ各決議ノ實施ヲ監督ス

第十三條

小「ホラルダン」ハ一年二回以上召集ス

第十四條

小「ホラルダン」臨時會議ハ小「ホラルダン」幹部會ノ決議政府ノ提議又ハ小「ホラルダン」議員三分ノ一ノ請求ニ依リ召集ス

第十五條

小「ホラルダン」ハ其會議ニ於テ五人ヨリ成ル小「ホラルダン」常任幹部會ヲ選出シ政府ヲ選出シ又必要ノ場合ニハ實務委員會ヲモ選出ス

第十六條

小「ホラルダン」ハ其業務成績報告及一般政務並ニ各問題ニ關スル報告ヲ大「ホラルダン」ニ提出ス

第十七條

小「ホラルダン」議員ハ幹部會ノ委任ニ依リ幹部會又ハ其他ノ職務ニ從事ス  
備考 小「ホラルダン」議員ノ權限ニ就テハ幹部會ニ於テ特別規定ヲ發布ス

第十八條

小「ホラルダン」幹部會ハ小「ホラルダン」ヲ指導ス

第十九條

小「ホラルダン」幹部會ハ小「ホラルダン」ノ爲資料ヲ準備ス

第二十條

小「ホラルダン」幹部會ハ小「ホラルダン」ノ審議ニ附スル爲命令案ヲ提出ス

第二十一條

小「ホラルダン」幹部會ハ小「ホラルダン」決定ノ實施ヲ監視ス

第二十二條

小「ホラルダン」幹部會ハ地方及其他ノ問題ニ關シ政府ヲ指導シ政府ヲ經テ當該機關ト又緊急ノ場合ニハ直接之ト交渉ス

第二十三條

小「ホラルダン」幹部會ハ大赦及特赦問題ヲ解決ス

第二十四條

小「ホラルダン」閉會中幹部ハ法律及決定ヲ認可シ併テ之ヲ改正スル爲回付シ又政府ノ決定ヲ中止シ之ヲ次回ノ小「ホラルダン」總會ノ審議ニ廻付ス幹部會ハ各大臣ヲ任免ス

第二十五條

各省間ニ發生セル問題及紛争或ハ各省ニ對スル訴願ハ小

「ホラルダン」幹部會之ヲ解決ス

第二十六條

小「ホラルダン」幹部會ハ小「ホラルダン」ニ對シ責ニ任シ自己ノ義務ニ關シ之ニ報告ヲナス

第五章 政府（大臣會議）

第二十七條

政府ハ蒙古人民共和國ノ一般行政ヲナス政府員ハ政府總理（大臣會議長）副總理（大臣會議長代理）、軍事會議長、經濟會議長、總司令官、國務檢查官（國家監督官）、內務、外務、軍務、財務、經濟、司法及文部各大臣ヨリナル

第二十八條

政府ハ其權限ニ屬スル問題ニ關スル法律ニ揭ケラレタル總テノ問題ヲ管掌ス

第六章 經濟會議

第二十九條

經濟上及産業上ノ方策ノ協調ヲ圖ル爲ニ政府直屬トシテ特別規定ニヨリ蒙古共和國經濟會議ヲ設ク

第七章 地方自治

第三十條

「アイマク」「ホシユン」「ソモン」「バク」及「アルバン」、十戶）並ニ「市」等ノ地方「ホラルダン」ハ地方自治ニ關スル法律ニ基キ之ヲ構成ス

第三十一條

當面ノ行政經濟事務ノ爲地方「ホラルダン」ハ「アイマク」「ホシユン」「ソモン」「バク」及「アルバン」機關等地方權力ノ執行機關ヲ一年ノ期間ヲ以テ選出ス

第三十二條

執行機關ハ之ヲ選出シタル地方「ホラルダン」ニ對シ責任ヲ有ス

第三十三條

「アイマク」「ホシユン」「ソモン」「バク」及「アルバン」ノ會議及其執行機關ハ地方自治制ニ記載セル權利義務ヲ有ス

第八章 選舉權及被選舉權

第三十四條

「ホラルダン」大、小及地方）ニ對スル選舉權及被選舉權ハ選舉ノ日迄二十八歳ニ達シタル男女兩性ノ左記共和國公民之ヲ有ス

（イ）自己ノ勤勞ニヨリ生活ノ資ヲ得ル者並ニ自己ノ勞働經濟ニ從事スル者

（ロ）人民革命軍ノ「チリク」（兵卒）

第三十五條

左ノ者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス

（イ）明カナル營利ノ目的ヲ以テ他人ヲ搾取シ之ニ依リテノミ生計ノ資ヲ得ル者

（ロ）他人ノ勤勞ニ依リ並ニ資本及收入ノ利子ニ依リ生活スル商人及高利貸

（ハ）舊王公及呼圖克圖並ニ事實上寺院ニ常住スル僧侶

（ニ）既定ノ手續ニ依リ精神病者及不具者ト認メラレタル者

（ホ）利己的及破廉恥罪ニヨリ裁判ノ宣告ヲ受ケタル者

第三十六條

選舉ハ特別ノ選舉法ニ基キ之ヲ行フ

第九章 豫算編成權

第三十七條

蒙古共和國ノ歳入及歳出ハ一般國家豫算ニ統一ス

第三十八條

國家豫算ハ大「ホラルダン」或ハ特別ノ場合ニハ小「ホラルダン」ノ認可ヲ受ケル爲提出セララルヘシ

第三十九條

國家豫算ハ會計期開始前二ヶ月以内ニ統治機關ノ認可ヲ

受ケル爲ニ提出セララル

第四十條

若シ國家豫算カ會計期前ニ確認セラレサル時ハ政府ハ同案ノ認可セララル、迄ノ間前年ノ豫算ニヨリ支出ヲナス但シ新會計年度ノ四ヶ月以上ニ亘ルコトヲ得ス

第四十一條

國庫ヨリスル如何ナル支出ト雖モ其ニ對スル項目ノ設定及國家豫算表ノ設定又ハ特別ナル法律ノ發布ナクシテ之ヲ爲スコトヲ得ス

第四十二條

國家豫算表ニヨリ支出セラレタル費目ハ確定豫算及豫算ノ項目ノ範圍ニ於テ其直接ノ項目ニ對シ支出セララルヘク政府ノ特別ノ決定ナキ限り他ノ如何ナル項目ニモ流用スルコトヲ得ス

第四十三條

大及小「ホラルダン」ハ一般國家豫算ニ入ルヘキ收入及租稅ト地方自治ノ經費トシテ充當スヘキモノトノ種類ヲ定ム

第四十四條

一般國家ノ經費ハ一般國庫資金ヨリ充當ス地方自治機關ハ當該地方ノ經費トシテ中央政府ニ依リ決定セラレタル規定ノ範圍内ニ限り人民ニ課稅スルコトヲ得

第四十五條

地方機關ハ地方費ノ半年度及一年度ノ豫算ヲ編成ス  
「ソモン」豫算ハ「ホシユン」ノ委員會ニ於テ「ホシユ  
ン」行政廳ノ豫算ハ「アイマク」委員會ニ於テ「アイマ  
ク」委員會豫算ハ政府ニ於テ年度及半年度一般國家豫算  
トシテ認可セラルモノトス

第四十六條

豫算外支出ニ不足ノ場合ニハ地方機關ハ追加額ヲ當該大  
臣ニ申請スヘシ

第十章 國家紋章及國旗

第四十七條

大「ホラルダン」政府各省及其他官廳ノ邦章ハ地形ニシ  
テ其邦章面中央ニ「ソユンバ」ノ記號ヲ又兩側ニ當該官  
廳ノ名稱刻セラレタルモノナラザルヘカラス

第四十八條

國家ノ紋章ハ前掲「ソユンバ」ノ記號ヨリナリ其下ニ「バ  
ドマ、リンホワ」ノ花ヲ象リ置ク

第四十九條

國旗ハ赤色ニシテ中央ニ國家ノ紋章ヲ有スルモノタルヘ  
シ

第五十條

大、小「ホラルダン」ハ「ウラン・バートル・ホタ」ニ  
之ヲ召集ス

(本憲法ハ共戴十四年十月三十日即チ陽曆十一月二十六  
日四時十七分蒙古人民共和國第一回大「ホラルダン」  
第十四次會議ニ於テ認可セラル)

2) 中央官制

蒙古共和國の一切の権力は勤勞人民に屬し其最高權を大  
ホラルダン及大ホラルダンに於テ選舉する政府を通じて發  
動せしむることになつてゐるが憲法第四條に蒙古人民共和  
國の最高權は大ホラルダンに屬し其閉會中は小ホラルダン  
に小ホラルダン閉會中は同幹部會及政府に同時に屬するこ  
とを規定してゐる。

大ホラルダン

大ホラルダンは成吉思汗以後汗位(皇位)を決定する成  
吉思汗の一族及重臣の會議を言つたもので(契丹の遺制で  
ある)現蒙古民國はソ聯邦の制度に倣ひ之を復活したもの  
でソ聯邦のソウエート大會に相當し蒙古人民は其最高權を  
大ホラルダンを通じて發動せしむるものである。この最高  
權力機關の管掌に屬する事項は憲法第五條に規定す(憲法  
参照)

小ホラルダン



小ホラルダンはソウエート聯邦の中央執行委員會に酷似して居り、大ホラルダンは閉會中は國家最高機關で、その業務につき大ホラルダンに對して責任に任じ(憲法第一一條)その管掌事項は憲法第一二條に規定がある。その議長は總理大臣と共に蒙古人民共和國の政治的指導者の地位にあるが、歴代の議長を列挙すれば左の如くである。

- 一、ゲンドゥン 一九二四年十一月當選
- 二、ダムザン・スルン 一九二七年十一月當選
- 三、チヨイバルサン 一九二九年一月當選
- 四、ラガン 一九三〇年四月當選
- 五、アモル 一九三二年七月當選

小ホラルダン常任幹部會

小ホラルダン常任幹部會はソ聯邦の中央執行委員會幹部會に相當する。小ホラルダンは通常一年に二回約十日位宛の間開會せられ其開會中は幹部會之を代表し常務に當り共に國家最高機關として存在し其業務に就ては大ホラルダンに對して責任に任じ之に業務成績を報告する義務がある(憲法第二六條)幹部會は五人より成り小ホラルダンの總會に於て選舉せらる(同一五條)幹部會の管掌事項は憲法第一八、一九、二〇、二二、二三、二四、二五各條に規定す

政 府

政府は國家の一般行政を行ふ所で憲法第二七條の規定に依り左の政府員を以て組織す。

- (一)總理
- (二)副總理
- (三)軍事會議長
- (四)經濟會議長
- (五)軍總司令
- (六)國務検査官
- (七)内務大臣
- (八)外務大臣
- (九)軍務大臣
- (十)財務大臣
- (十一)經濟大臣
- (十二)司法大臣
- (十三)文部大臣

政府員の任免は小「ホラルダン」幹部會がすることになつてゐる(憲法第二十四條)軍事會議は軍務省の上級に在り軍の行動及國家の任務と軍務との關係を監督する軍事上の最高機關でソウエートの革命軍事會議に似たものである。外務省は一九二一年以來總務、南方及北方の三課と其他に郵便電信廳より成つてゐた。經濟省は一九二四年財務省より分離し同時に經濟會議も設置せられた。

政府直屬の機關として國事犯の捜査及内外敵に對する豫戒の爲内防處なるものがあることはソ聯邦のゲ・ス・ウに倣たものである。一九二四年現在における初代の政府閣員を參考の爲列記すれば次の如し。

- 總理 ツエレン・ドルヂ
- 副總理 アモル
- 軍事會議長 リンチノ

名を以て組織せるが其後左の變更を見たり。

一、軍關係

蒙古國民軍は國民革命軍と稱したが一九二八年國民赤軍と改稱一九三〇年四月二十五日軍務省總司令の職制を廢止し之を軍事會議に移した。一九三二年六月の大改革に依り軍務省を復活し之に軍事會議を服屬せしめ軍總司令の職も復活した。其後一九三四年三月軍事會議は廢止せられた。

二、經濟

一九二九年末左翼主義の政策強行と共に經濟省を分ち(一)牧畜農務(二)商工の二省とした。經濟會議は一九三〇年六月廢止された。三、内務省は一九三〇年四月廢止された。四、一九三〇年四月保健省新設されたが一九三四年五月二十五日文部省と合併して文部保健省の一省となつた。五、國務検査官は一九三二年六月廢止。六、左翼派の改革に依り設けられた労働事務取扱の労働事務中央委員會は一九三二年六月廢止となつた。

右の如く各省の廢合は主として一九三〇年の左傾時代と一九三二年六月の改革時代に行はれたるものにして現在の政府は(一)總理(二)副總理(三)外務(四)軍務五總司令(六)財務(七)司法(八)文部保健(九)牧畜農務(十)商工交通郵便

經濟會議長

- 軍總司令 チヨイバルサン
- 國務検査官 アルナ・バートル
- 内務大臣 ナワン・ナリン(前車臣汗)
- 外務大臣 アモル
- 軍務大臣 アルダン・ハタン・バートル
- 財務大臣 ドルヂ
- 司法大臣 ソンノム・ドルヂ
- 文部大臣 ジャミアン・ゲン
- 經濟大臣

尙歴代總理大臣をあげれば、

- 一、ツエレン・ドルヂ 一九二四年十一月當選
- 二、アモル 一九二八年二月病死
- 三、チウヂツト・ジャツブ 一九二八年二月當選
- 四、ゲンツン 一九三〇年四月當選
- 一九三二年五月自殺
- 一九三二年七月當選

(ハ)現 政府

政府即ち大臣會議は一九二四年共和國建國の憲法に依り當初(一)總理(二)副總理(三)軍事會議長(四)經濟會議長(五)軍總司令(六)國務検査官(七)内務(八)外務(九)軍務(十)財務(十一)經濟(十二)司法(十三)文部の七大臣計十三

(十一)内防處より成立つてゐるが政府員は兼任が多く一九三五年十二月現在の政府員は左の九人である。

- 總理兼外務大臣 ケンツン
  - 副總理兼財務大臣 ドブチン
  - 軍務大臣兼軍總司令 デミド
  - 司法大臣 シンシブ
  - 文部保健大臣 ゴンシヨ
  - 牧畜農務 チョイバルサン
  - 商工交通郵電大臣 メンデ
  - 内防處長 ナムサライ
  - 小ホラルダン議長 アモル
- 右各大臣中ケンツン、アモル、チョイバルサン、ナムサライ等は共和國建設以來大臣又は黨部其他の要職に在り軍務大臣兼總司令デミドの經歷は一九〇〇年頃の生れでスヘル(軍政治部長にして一九三〇年ウランコム反亂鎮定の際戦死)の下に在つた。一九三〇年軍事會議長、一九三二年軍務大臣總司令現職に至る。

(3) 地方行政

蒙古人民共和国にあつてはソウエト制度に倣つて地方

自治を採用してゐる。自治制はハルハ即ち舊四汗部を改稱した「チチルリツク・マンダリ・アイマク」、(舊三音諾彦汗部)「ハン・タイシル・アイマク」、(舊札薩克圖汗部)「ボクト・ハン・ウラ・アイマク」、(舊土謝圖汗部)「ハン・ヘンタイ・ウラ・アイマク」、(舊車臣汗部)に於ては一九二三年施行せられたが、科布多區は特殊の状態に在るを以て一九二四年三月、達里岡崖地方はそれより少し後れて施行された。地方自治行政の單位は「アイマク」「ホシユシ」「ソモン」「バク」「アルバン」(十戸)並に「市」で執れも自治制の規定に従ひホラルダンを設けホラルダンは其執行機關を選挙す、執行機關の任期は一年にして執行機關は其行為に關し其選舉せるホラルダンに對し責を負ふことになつてゐる。(憲法第三〇、三一、三二、三三各條)これに倣つて見れば清朝時代或は民國下つて外蒙獨立自治時代の自治制に於けるチゴルガン・ダルガ(盟長)、ヂヤサツク(札薩克即旗長)ソモン、シヤンギン(管箭章京)、屯達、什長(十戸長)の職務は人民共和国に於ては各自治區のホラルダン執行委員會長或は各自治區の長となつたとみるべきであらう。

一九二四年共和國建設當時四アイマク(車臣汗部、土謝圖汗部、三音諾彦汗部、札薩克圖汗部)シヤビ管區及科布多附近のトルメト部に新名稱を附して改稱したことは

上述の通りであるが一九二五年シヤビ制度を撤廢し一九三一年二月六日行政區劃の大改正をなし旗制を全廢し從來の

四アイマク及シヤビ管區を左の十三アイマクに分つた。

アイマク名稱	行政廳所在地
1、東	バイン・ツメン(桑貝子)
2、ヘンテイ	ウンドル・ハン(舊車臣汗王府)
3、中央	ウラン・パートル・ホタ(庫倫)
4、セレンガ(農業)	アルタン・ブラク(買賣城)
5、コソゴル	ハトフイル
6、アル・ハンガイ	ツエツエリツク
7、ウアル・ハンガイ	ラマ・ゲダホ(臨時廳)
8、シブフイン	シブホラント(烏里雅蘇臺)
9、トルメト(ウブサン・ゴール)	ウランコム
10、科布多	シヤルガラント(科布多)
11、アルタイ	ハン・タイシリ(臨時廳)
12、南ゴビ	ダリギル・ハンガイ(臨時廳)
13、東ゴビ	サイン・ウス

ソモン數	人口
二七	七五、八〇〇
二七	三六、八〇〇
三二	一五、八〇〇
一四	四一、九〇〇
二五	六二、七〇〇
三五	八〇、六〇〇
三六	八三、二〇〇
二一	五五、五〇〇
一五	四四、八〇〇
二三	四八、一〇〇
一七	三八、四〇〇
二六	四〇、五〇〇
二六	三九、九〇〇
計	七六〇、〇〇〇

其後アルタイ部は一九三四年シブフイン部と合併したので現在は十二アイマクとなつてゐるわけである。前述の如く一九三一年ホシユシ制を廢止し一九三三年ニアルバン(二十戸)をバクに改組したので地方自治區はア

イマク、ソモン、バク、となつてゐるわけであるが行政機關としては外交署(カタガト・ヤメン)内防處(ハムガラフ・アンガイ・ヤメン)及法院等があり實權はアイマク黨執行委員會にあることは已に述べた通りである。

(4) 財政

イ、政府豫算

蒙古人民共和國政府は初め國家の收支豫算を編成せず、其の必要に應じ支出する事としたが、之は國家の收入科目も調査し難い状態にあつた爲めと思はれる。一九二三年に至つて歳計豫算を編成する事としたが外蒙古の歳出入は國費と地方費に分れ、兩者の區別は明確でなく、驛遞費の如き一般國家的事業は舊來の習慣に従つて地方費で支辨してゐる。費目は非常に簡單で、各官廳とも一、俸給 二、事務所費 三、家屋維持費 四、修繕及び物品購入費 五、交際費 六、雜費 七、豫備費の七種目に分けてあり、雜費は馬糧から調査費に至る迄他の費目に入らないものは全部之に入れる事となつてゐるので最も雜多である。

豫算の編成は錯雜で統一がなく、各官廳が收入を別々に計上して之を直ちに豫算委員會に提出するが、該委員會は各省の代表者より成つてなり、根本から査定しなければならぬ事があり、其の事務は數ヶ月の長きに亘る事もあるといふ。

出納は中央集權主義であるが、豫算の七割位は庫倫で地方は残りの三割程度である。會計年度は従前は舊曆三月一

日から始まり一ヶ年であつたが、一九二五年以降陽曆を採用する事となつた。

ロ、租 稅

外蒙古政府の收入の約半分は租稅であるが、政府は直接稅の設定を避くる方針を採り、主なる財源を間接稅に求めてゐる。間接稅中最も重なるものは輸出入關稅であるが、關稅率は普通貨物は從價六分、タルバカンは九分、煙草製品は一割二分であるが、其の他市稅として五厘を附加する。一九二五年の大フラルダンは關稅を改正して差別稅率を定め、自國産業保護主義を加味する事とし商品によつて等級別を設ける事を決定してゐる。尙この大フラルダンでは關稅は原則として重量又は品物の單位に依り課稅し、從價稅は特別の場合に限る事を決定した。

關稅は關稅法の規定に依れば四十一ヶ所であるが、未だ全部完成してゐない。

國民政府は關稅の外、初め商業に關する稅として商工業釐札(營業稅)、基本資本稅、收益稅、商店員稅等を設定したが、一九二二年商業發達を圖る爲め收益稅及び店員稅を廢止した。租稅に關する政策として一九二四年の大フラルダンは、一、直接稅は人民の重荷たらざるやう考慮し、二、累進課稅は實際に貧民の状態を救済するを旨とし、三、個人商業は之を抑壓するを必要とする事情にあるから重稅を

課すべき旨を決定した。

外蒙古人の最大の財産は家畜である。租稅も家畜に對するもの多く依て財務省は一九二五年秋、單一家畜稅法案を建て其の根本原則を同年の大フラルダンに於いて決定し、一九二六年の大フラルダンは一九二七年より之を實施する事の認可を與へた。同法の原則は左の如くである。

- 一、地方自治機關の獨立課稅權を廢止す
- 二、稅率は一切政府に於て決す
- 三、累進課稅の最高稅率は單位の二倍半とす
- 四、寺院所有家畜も一般と同様に課稅す
- 五、貧困者に對する特典、五ボド以下は免除とす
- 六、驛遞に従事する馬匹は本稅を免除せず
- 七、徵稅期は二月七月の二期とす (後藤富男)

三、國防

(1) 外蒙國防の意義

外蒙古の國防は、外蒙がすでにソ聯邦の一聯邦化してゐる事實からも判る如く、ソ聯邦の國防陣營の滿支方面に對する第一線である。換言すればソ聯邦の滿洲、日本、支那へ進出せんとする軍事的根據地であり、ソ聯邦防衛のトーチカをなしてゐる。この意味は一九三一年の滿洲事變以來

強化され、外蒙内のソ聯の軍事的諸設備は、アムール、ウスリー等滿ソ國境方面の軍事施設の強化と併行的に重要性を持つてゐる。而してソ聯邦の外蒙境よりする滿洲への脅威の進行は、外蒙の侮滿行動となり、一九三五年一月以來の滿蒙國境事件となつて現れた。この事件の結果は滿洲國の同方面に對する國防の強化を刺戟し、同時に外交的折衝による解決方式として滿洲里における滿蒙會議となつた。同會議は蘇聯の外蒙に對する關心を深め、ソ聯は更らに更に積極的に外蒙に乗り出し、その國防の重點を對日滿干係におき、滿蒙接近を阻止、滿洲里會議を決定せしめた會議決裂後蘇聯は對外蒙工作を早めケンドウソ首相以下外蒙政府の要人をモスクワに招待し前例を見ざる歡迎裡に、着々その工作を進行せしめその後遂にソ蒙相互援助協約を締結した。ソ聯の意圖は、外蒙の對内外政策を全的にモスクワ政府の意志通りにし、滿蒙境をソ滿國境化するにあるといはれてゐる。

かくの如く蒙ソ關係の深化は、外蒙國防の眞意たるソ聯の對日滿最前線としての地位を強化せしめつゝあるものであり、更らにソ聯邦の欲するまゝに、滿蒙國境にソ聯兵の配備、トーチカの構築等、滿蒙境を第二の滿ソ國境化の實行を可能ならしめ同方面を事實上の滿ソ戰線化してしまつたのである。

このソ聯國防の第一線の任務のためのみならず外蒙古の反ソ運動に備えんがため、ソ聯邦はこゝに自國の軍司令官を派遣し、多数の赤軍を駐屯させ、この目的のための交通網の完成に努力しつゝあるのである。

而して一九三五年六月の北支事件、同年末の北支自治獨立運動、内蒙の獨立的動き等から、在外蒙ソ聯の南方内蒙に對する關心は、従来の攻撃線一點張りの武装は、更らに尖鋭化し、最近はそのための諸施設に着手することになつたとさえ傳えられるに至つた。

即ち外蒙國防の特殊性はソ聯邦の對日滿、内蒙に對する第一線であり、外蒙兵と雖も實質的にソ聯軍であることである。而してその意圖は對日滿、對内蒙の二つの對外的目的と外蒙内の反ソ運動暴壓の對内的目的とにあり、究局的に日本の大陸勢力對峙のために全面的に活動しつゝあるのである。

(2) 軍事情況

イ、蒙古赤軍

ソ聯邦は外蒙古に指道將校及び多数の赤軍を駐屯せしめており、外蒙赤軍といふも實體はソ蒙混成軍とも稱すべく、その指揮はソ聯人又はソ聯的外蒙人である。外蒙赤軍中のソ聯人は巧にその實體をかくし、全く外蒙人の部隊的表現

をなしてゐることはソ聯政策の妙味であり、注目すべき點である。而して外蒙赤軍の化學化はソ聯同様のテンボをもつて進められ、その任務はモスコ政府派遣の赤軍士官の手でなされてゐる。従つて蒙古赤軍の情勢記述に當つては隨所にソ聯軍人の名が現れ、全くソ聯赤軍編成の感を與へさえするほどである。目下蒙古赤軍の總兵力は約五ヶ師團で、主としてサンベイス方面よりボイルノールの全南岸一帯、ハルハ河西南の地一帯に配置されてゐる。而してその兵力は次第に増加しつゝあり且つ滿洲境の諸要地の軍事施設をしきりに強化しつゝある。蒙古赤軍配置情況は大要左の如くである。

(イ) 庫倫

外蒙古の首都であるとともにその軍備上の中心點でもあり、  
(A) 兵力：騎砲機關銃隊混成兵一萬八千名、砲大小四門、高射砲七門、重機關銃百三十、輕機關銃二百四十、戰車八、裝甲自動車十八。  
(B) 空軍：大なる格納庫あり、各種の飛行機十二臺を有してゐたが、最近更らに收容能力二百臺の大格納庫完成し、一九三四年末蒙古空軍強化のためソ聯空軍第九大隊長ボラフが爆撃機廿一臺偵察機廿三臺を卒ひて着任して

おり、一九三五年末以來、飛行機もその他軍關係裝備

(リ) フンザール、バルナザン部隊

(X) 賣買城 兵營七、軍需工場三、飛行場及び格納庫、

陸軍學校

(ル) 滿洲國西部國境線附近、同地方總指揮官ロツチラ中佐以下正規軍指揮官二千二百名は

第一線——オレンサプよりハイシトロカイに至る三百里(日本里)を繋ぎ、この間に駐屯する。

第二線——ゴルフンバインよりホルンデルスに至る二百里の間には駐屯地十ヶ所。

第三線——ウゴイムルよりタムスクに至る百里：ウゴイムルの兵數五百、野砲二十、タンク五、先方には障害物により防禦線を廻らし、タムスクの兵數五百、野砲十八、タンク三あり、斯くてウゴイムル及びタムスクには目下築城工事を急ぎつゝある。最近の情報ではもう完成したとも傳へられてゐる。

以上の諸線を統べるに後方サンベイスに主力兵一ヶ聯隊を駐屯、同所より更らに庫倫總指揮部へ坦々たる自動車道を以て密接なる連絡を保ち、軍需輸送をなしつゝある。更らにサンベイス赤軍を二萬に増員すべく、着々準備をなしつゝあるといはれる。かくの如き外蒙東部國境線の水も洩らさぬ警備は内蒙古人をして戦慄せしめ、出入絶對不可能の現状にあり、交通又杜絶し無人の境である。(以上、

強化が逐時進行してゐる。

(O) 科學兵器製造所：一九三四年七月廿六日エリウエド

モフ少將が技師三十餘名を卒ひて着任した。

其他陸軍大學校、士官學校等あり現在三千五百名の生徒を收容してゐる。

(ロ) サンベイス

赤軍駐屯地として有名なサンベイスの飛行場には、從來約百機の軍用機が常置されてゐるといはれたが、地方住民は四百五十機ありと稱してゐる。最近庫倫駐屯の赤軍の大部分は漸時サンベイスに移動しつゝある。

(ハ) ケルユルン河左岸

ツエツエハン飛行場には約三十機よりなる爆撃隊が配置されてゐる。

(ニ) ハルハ廟よりウルシユン河下流右岸には赤軍の自動車隊及び騎馬隊の巡邏兵が派遣されてゐる。

又ボイルノール附近ウオタコフ漁場、イラルブルフン廟内には、騎兵旅團並に歩兵兵團が駐屯してゐる。

(ホ) ハンヘンテイ、騎兵隊五百、砲兵部隊、機關銃隊戰車六臺、裝甲自動車若干、新築木造の兵舎及び八十餘の包。

(ヘ) 烏里雅蘇臺、獨立派遣軍に補給する赤軍經理部

(ト) ツザアン シアピ 一ヶ聯隊

(チ) エルデニツズウ 一ヶ聯隊

「外蒙古の現勢」を中心としての記述である。他の資料による記述に従へば蒙古軍は大體左の如きものであり、これは全然ソ聯赤軍の介在に觸れておらぬ。これによると蒙古軍は従來約五萬と稱せられてゐたが、現在は義勇兵、召集兵の増加に依つて總數七萬五千となつてゐる。徴兵検査は毎年八月滿二十一歳の壯丁全部に對して行はれ、兵役年限を二ヶ年とし又毎年四月滿三十一、三十二、三十三歳の壯丁を召集して三ヶ月の間の軍事訓練を施してゐる。その編成は

- 1、五ヶの師團より成り、一ヶ師團は四ヶ兵團に分れ、一ヶ兵團の兵力は二千五百。
  - 2、各兵團は四ヶ支隊より成る。
  - 3、各支隊は四ヶの小部隊より成る。
- 尙赤軍に於てはサンベース居住の優秀外蒙古青年五百名を選抜しこれに共產主義の速成教育を施し、以て萬一の場合に際し興安省一帯に派遣の日滿軍の後方撓擾に利用せんとする意圖に出でつゝある。
- 而して廿數年來外蒙古共和國首都ウランバートル・ホタ（庫倫）に滞在、同國に於ける政治的變遷を具さに觀察した一支那人が最近新京に歸還したが、同人の語る秘密境蒙古共和國の軍備狀況は次の通り

- 一、外蒙古の兵役制
- 蒙古共和國の現在人口は約百萬、兵役制はソウェト聯邦と殆ど同じ國民皆兵主義で十八歳以上の青年から四十五歳迄の壯年を含む、現有兵力は約十五萬と稱せられる。
- 二、外蒙古に於ける國防軍配備
- (イ) 庫倫（ウランバートル・ホタ）  
常駐五萬騎兵二ヶ團、歩兵一ヶ團、砲兵一ヶ團、機關銃兵一ヶ團、飛行隊二隊（一隊は五十機編成）自動車隊二隊（自動車は各兵團合計二千輛）通信隊一隊、工兵隊一ヶ團  
飛行隊長はソウェト將校で、飛行士の一割は蒙古人、自動車隊運轉手の三割は蒙古人、二割は中華民國人でその他はソウェト人である。
  - (ロ) ユクシユル廟駐屯部隊  
騎兵、歩兵各一個團、飛行機二十機、裝甲自動車二十輛
  - (ハ) サンベース駐屯部隊  
騎兵、歩兵各一個團
  - (ニ) 達里崗崖駐屯部隊  
騎兵、歩兵各一個團
- 庫倫、洽克岡間の自動車の交通は甚だ頻繁で且飛行機は毎日二機宛往復しユクシユル廟、桑貝子、達里崗崖の各地と庫倫とは飛行機の聯絡がある。

三、軍事教育

庫倫には士官學校あり、校長は蒙古人だが教官の大部分はソウェト人である、學生中成績優秀な者はモスクワに留學させ本格的共產主義教育訓練を行ふ。

四、兵器

外蒙古國防軍の兵器、電氣器具の大部分はソウェト聯邦から購入してゐる。

ソウェト政府は昨年六月外蒙古政府に飛行機二十機を寄贈、同時に操縦士、飛行教官多數を庫倫に派遣した。

五、外蒙古兵の素質

外蒙古兵は一見行動鈍重なるかの印象を與へるが支那兵に比較すれば優良で乗馬に巧なことは勿論、自動車の運轉、電線架設等の工作をも理解してゐる。

以上三個の記述によつて、蒙古軍の情況は大體窺知出来る。この中第一の記述によつて、配置と裝備を第二の記述によつて編成を、第三の記述によつて、前二者に對する參考を與へることとなり、三つの綜合によつて蒙古軍の全貌を真相に近く觸れることが出来ると思へる。

ロ、その他

なほソ聯の外蒙古に對する軍事的支援として「ブリヤト」人よりなる軍隊を以て適時これに充つべく準備し、その他七千名のソ聯指導員、五百名のソ籍労働者及び農業建

設のため一千五百名のソ聯人を入蒙せしめてゐることは、外蒙軍隊のソ聯化の上にも看過出来ない大きな問題である。

(3) 外蒙兵制と特徴

外蒙共和國は全國に徵兵令を施行し滿十八歳以上四十五歳までの男子は兵役の義務がある。軍隊の編成、教練、兵器、被服等は悉くソ聯邦式にして軍の要職にはソ聯軍人が教官として招聘されてゐる。軍隊そのものにもソ聯兵がある。その傾向は年とともに深く、外蒙國防のソ聯化は着々進行しつゝある。

外蒙の軍隊には徒歩の歩兵はない。蒙古の如き廣漠たる沙漠地帯では徒歩の歩兵は用をなさないからである。兵種は(一)國境聯隊、(二)歩兵、(三)騎兵、(四)機關銃隊、(五)砲兵、(六)航空隊、(七)工兵で、何れも騎馬である。

ソ聯邦の赤軍と同様に外蒙の軍隊には政治思想の普及と監督のために政治部が特設されて、外蒙人民革命黨本部から軍隊付きとして黨員を派してゐる。

軍隊の幹部養成の機關としては庫倫市に士官學校があつて、歩騎兵科、砲兵科、交通科、工兵科、黨勞科（政治科）の五科を設けて幹部將校を養成しつゝある。陸士出身の偉材を訓練し、外蒙軍事の指導者たらしむべく、同地には陸



軍大學校もあり、且つ優秀なるものはモスコイにおいて訓練を受け歸來蒙古軍の中心勢力となつてゐる。なほ最近軍用飛行機採用の結果、士官學校、陸大に航空科をも増設してゐる。この教官はほとんど蘇聯軍人若しくはソ聯國籍アリヤート・モンゴールであるこの外七ヶ年の陸軍幼年學校もある。

(4) 國防目的の交通

外蒙古の道路は總て庫倫を中心として各方面に通じ、その主要なものは左記であり、何れも軍用を主としたものといはれてゐる。

- 1、A 庫倫—張家口
- B 庫倫—平地泉
- C 庫倫—歸化城
- D 庫倫—五原

これ等は何れも一千二百キロ前後、この中庫倫張家口線は古來より外蒙から支那に出する重要軍用幹線で、ソ聯邦の對支進出路としてあまりにも有名である。而して最近ソ聯邦は外蒙を通じこの幹線に沿ふて諸軍事施設をなし、沿道のソ聯化に懸命になりつゝあるとともに、この幹線によつて日滿勢力對峙の氣戰を進めつゝあると傳へられてゐる。この外前記各路は支那特に内蒙への軍事的、政治的工

作路として重要な意義がある何れも自動車を通じてゐる。

- 2、庫倫—恰克圖(アルタンボルグ或はアルタンブラツク三百二十キロ(外務省情報部發行の國際事情四五七號によれば三百六十九キロ、貨客自動車は往復してゐる。)
- 3、庫倫、ウエフネウーチンスク、三百四十キロ
- 4、庫倫からザブホラントウ(ウリヤスタイ)を経てザルガラントウ(ホプト)に至るもので、更らにザルガラントウから西方ソ聯のコシヤカチ村に通ずる。距離は庫倫ザブホラントウ間千六十軒、ザブホラントウ、ザルガラントウ四百四十五軒、ザルガラントウ、コシヤカチ間三百七十間軒。
- 5、庫倫から東方サンベースに至る七百二十キロ。この道路はサンベースから滿洲里驛に通ずるもので、自動車を通じており、外蒙の滿洲國ホロンバイルに對する軍用幹線路をなし、外蒙本部軍事の中心サンベースの軍事的發展線として注目すべきものである。
- 6、ザブホラントウ(ウリヤスタイ)からサイルウス(塞爾烏蘇)を経て張家口に至る千七百キロの道路。
- 7、ザブホラントウ、イルクーツク間九百キロ。
- 8、ザブホラントウ(ウリヤスタイ)ヒメンベチル間五百キロ。

- 9、ヒメンベチル・ミメチンスク間二百五十キロ。
- 10、ザブホラントウ(ウリヤスタイ)古城間八百キロ。
- 11、ザブホラントウ(ウリヤスタイ)科布多間四百キロ。
- 12、科布多ビスク間五百キロ。
- 13、科布多、セミバラチンスク間一千キロ。
- 14、科布多、古城間六百五十キロ。
- 15、科布多、烏蘭克穆間二百キロ。

以上道路は同様に自動車を通じて又は自道車道路として改築しつゝあり、特に庫倫、ウリヤスタイ、サンベースの三要地とシベリヤと連絡する道路はソ聯の外蒙支配幹線路である。又對滿軍用路、ソ聯の北支進出路、ソ聯の日滿勢力西進遮斷路としてサンベース、滿洲里路、庫倫張家口路、庫倫、ウエルフネウーチンスク路の重要性は吾人の注意を呼ぶ。

ロ、鐵 道

大正十四年夏、外蒙古政府はその中央執行委員長タンバドルヲを全權として、ソ聯邦技術員會全權ウラムニフ及びクキスキーと恰克圖、庫倫、滂江鐵道條約を結んだ。この條約によれば外蒙古は三期に亘りソ聯より、一億元の借款を得て、これが擔保には鐵道に屬する一切の財産を以てし又材料の多くは露國から購入することになつて第一期には土工費二千萬金ルーブル、第二期には運轉材料代六千萬金

ルーブルを借り、第三期は第一期と同様二千萬金ルーブル償還期限二十年、第一回は無利息、第二、第三回分は六分二厘の低利である。この鐵道中庫倫、恰克圖、ウエルクネウーチンスク間はすでに完成してゐる。その他目下工事に着手し又は計劃を進行しつゝある路線は

- (1)、ミメチンスク(ウーリヤンハイ首都)ヒメンベチル間(2)、ビスク、科布多間(3)、ヒメンベチル・ウリヤスタイ間(4)、科布多、ウリヤスタイ間(5)、チタ若しくはダウリヤ・庫倫間(6)庫倫・サンベース間。

以上の諸鐵道計劃の着工ならびに計劃は、外蒙の要地間ソ聯と外蒙の要地連の絡であり、外蒙がソ聯國防の第一線的存在であることならびにその方向の對日滿的なることから、極めて重要な意義がある。而して北鐵漢渡交渉成立によつて、滿洲國よりソ聯が得る金を對日滿包圍鐵道政策に投じることになつたが、その一部として外蒙、シベリヤを絡ぐ諸鐵道のあることは、外蒙の對日滿武裝強化として併行して看過出來ぬものである。

ハ、航 空

一九二六年以來ソ聯邦の手でウエルフネウーチンスク—アルタンブラツク—庫倫間の定期飛行が完成したのを始めとして、庫倫、サンベース間の定期航空路も出來てゐるといはれる。更らにサンベースとシベリヤ國境を經、チタに

出でシベリヤのウエルフネーウーチンスクより滿洲國ホロ  
ンバイル境に至る航空路との連絡など、航空路の建設は蘇  
聯の對日滿航空政策と關聯して、近來とみに進行しつつあ  
る。

ニ、有線無線電信

無電は烏蘭哈達(五百キロ一臺)明安(一千キロ一臺)  
伊林霍羅期(一千キロ一臺)烏得その他に蘇支連奈の中心  
をなすため十八の無電臺がある。有線電信はアルタンアラ  
ツク、庫倫、庫倫、張家口、庫倫、ザインシャビ、庫倫、  
ウリヤスタイ、ウリヤスタイ・ウランホム間を始め、外蒙  
の要地間、外蒙とシベリヤの要地間は完全に連奈し、最近  
は内蒙の要地にも手をのびつつある。而して東部國境方  
面の軍事要點たるザンベリスに作られた無電臺は相當強力  
にして、對滿鐵線とモスコイ庫倫との重大連絡をなすもの  
といはれる。

最近支那共産軍の内蒙西南部進入に對し、第三インター  
は外蒙の各無電臺と共産軍の無電との連絡により、或ひは  
飛行機によつて、共産軍と連絡しつつあるといはれてゐる。

(田中香苗)

四、外 交

(1) ソ聯邦及支那との關係

一九二四年十一月八日蒙古人民共和國即ち外蒙古の第一  
回大ホラルダン第一回會議に於て政府總理チエレン・ドル  
ヂは「對外關係に付て言へば蒙古はソウエート聯邦及コミ  
ンテルンの援助保護なかりせば決して今日の盛典を見ざり  
しなるべし。將來に於ても其支持なくして永く存在し得る  
か否や問題である。蒙古は斯の如くソ聯邦及コミンテルン  
の他に誠實なる親友を有しない。」と述べ又國民黨中央委  
員會議長にして第一回大ホラルダン議長たりしたタンバ・ド  
ルヂも決議案を朗讀した其中に「ソ聯邦との親善及同胞的  
關係を増進しこの關係を政治的經濟的の提携に凡ゆる手段  
を以て導くこと」を提議し滿場一致の可決を見てゐるが外  
蒙古と蘇聯邦との關係は純然たる保護國と云ふよりも蘇聯  
邦内の一自治州乃至一自治共和國と大差なく表面上獨立自  
治國家をなしてゐる如く装つてゐるのは唯支那及世界に對  
するカモフラージュに過ぎないことは明瞭である。今年代順  
を追つてソ聯邦及支那との關係を見ることにする。

一九一八年  
ソウエート政權と蒙古との關係は一九一八年八月ソウエ  
ート政府が蒙古人民及自治蒙古政府宛左記聲明を發した  
るに始まる。

「露國は蒙古に關する日本及支那政府との一切の條約を  
廢棄したるを以て蒙古は自由にして何國と雖も其内政に

干渉するを得ず露國は蒙古が速に露國と外交關係を結ぶ  
爲其使節を莫斯科に派遣せんことを提議す」

尙同年十一月末莫斯科に開催せられたる東方諸國の共産  
黨團體大會も亦右と同趣旨の公開狀を自治蒙古政府に發  
した。

一九一九年

七月二十六日ソウエート政權は支那に對し舊條約の破棄  
及特權拋棄を宣言せり尙同趣旨の宣言は一九二〇年九月  
二十七日ソウエート政府に依りて繰返へされた。

一九一九年來支那はホルシエウイキ排撃を名とも軍隊を  
外蒙に入れ、蒙古政府をして自治撤回の請願をなさしめ  
た。一九一九年十一月七日西北等邊使徐樹錚庫倫に入り  
十二月二十二日支那大總統は外蒙が完全に支那に隸屬す  
る旨を布告せり。

一九二〇年

ホリシエウイキに敗れたコルチヤク配下のウンゲルンは  
一九二〇年十月蒙古に入り翌一九二一年二月四日庫倫を  
占領せり。一九二〇年十月下旬蒙古人民革命黨代表者は  
蒙古勤勞民及活佛を初め有志の名に於てソウエート政府  
に對し右白系露軍掃討及蒙古自治權復活の爲援助を求め  
た。之に對しソウエート政府は武力援助を約し且蒙古自  
治權復活の爲支那及蒙古間に斡旋の勞を約した。茲に於

て蒙古人民革命黨員及其與黨(青年團)は蒙古境のソウ  
エート領内に於て蒙古人民革命軍を組織し出動の準備に  
着手した。

一九二一年

ソウエート軍、極東共和國軍及蒙古革命軍は白軍を擊破  
し一九二一年七月六日庫倫を占領し茲に蒙古人民革命政  
府が成立した。七月十二日蒙古人民革命政府は外部の危  
險解消する迄ソウエート軍隊を撤退せざらんことを請求  
しソウエート政府は八月十日之に同意を表し又九月十日  
蒙古政府はソウエート政府に對し支蒙間相互關係設定方  
に付斡旋の勞を請願した。九月十四日ソウエート外務人  
民委員チエリンは蒙古總理大臣ホドに對し右蒙古の對  
ソ親賴を謝すると共にソ政府の斡旋が蒙古民族の自決權  
の實現となりて成功すべきを期待する旨回電した。同年  
十月蒙古政府は莫斯科に代表ヤホネ・タンザン其他の者  
を派遣し交渉の結果翌十一月五日友好關係設定に關する  
協定の締結を見た。(條約の項參照)右協定第四條に基き  
ソ政府は庫倫に全權代表、アルタン・アラク(買賣城)、  
科布多、烏里雅蘇臺に領事を任命す。

一九二二年

一九二一年末より一九二二年初に亘り蒙古に政變あり即  
ち蒙古人民革命黨を援助し外蒙より支那及反ソ勢力を驅

逐せしめたるソ側は同黨首領にして政府總理ホド（註、ソ側の專横を憤りたるものと傳へらる）が日本及米國と通謀せるものとなし同人は銃殺され親ソ派ジャハンツイ・ホトクト之に代つて總理となり内務大臣にツエツェン・ハン、外務大臣にはツエレン・ドルヂを任命せり。外蒙政府は前述の通り對支關係調整の爲ソ側の斡旋を要請したが他方支那は直接外蒙と交渉せんとした。内蒙諸王公の代表者は一九二二年一月十七日庫倫に來り蒙古の外交權國境保護權を北京政府に移讓すべき旨の同政府の提議を傳へたが右提議は一月二十四日庫倫政府に依つて拒絶された。尙庫倫政府はソウエト政府が外蒙と條約を締結し居り蒙古に於ける權利及特權を放棄し蒙支交渉の仲介者たることに同意せる旨を支那政府に通報す。

五月六日在張家口米國領事サコピンは庫倫に來てソウエト露國に對する蒙古人の不信任を醸成せんとして策動する所があり同人は蒙古總理に對し在北京ソウエト代表バイケスガソ蒙間には何等條約締結せられ居らざるを以て支那は直接外蒙と相互關係を調整するの外ないであらうと語つてゐる旨を述べた。又同領事は米國が蒙古に對し其外交上の地位を形式化することに助力する用意があるが未だその時期でないとの蒙古政府關係に述べた。五月三十一日ソウエト政府は外蒙政府と財産の歸

屬に關するプロトコールを締結した。

九月十日ソウエト代表ヨツフエは支那外交部長顧維鈞と蒙古問題に關し覺書を交換したが其際顧部長は先づ第一に蒙古問題を解決することを求めたに對しヨツフエは反對に支那と一般條約を締結の上蒙古問題の如き枝葉問題を議すべしとした。尙顧部長は蒙古に於けるソウエトの横暴を指摘したがヨツフエは蒙古は蒙古政權の統治する所であつてソウエト軍隊が滞留してゐるのは蒙古が再び白軍の根據地となるのを避けてゐる爲だと説明した。前記の如き支那側の工作は何れも成功せずソ蒙關係は益々發達し、蒙古公使ダラは一九二二年五月二十八日莫斯科に到着し、リユバルスキーは六月二十二日在蒙ソウエト代表に任命された。

一九二三年

一九二三年に至りソ蒙關係は經濟的にも進展し、ソ側は對蒙通商をツェントロ・サユーズの機關に集中することとした。

四月革命軍事會議議長をソウエトに派遣し、武器の供給と熟練せる軍事教官を新に招聘方交渉せしめた。

又外交方面に於ては間もなく露支會議が開かれるので、蒙古人民革命黨中央委員會議長タンザンは同年十一月北京に赴き、蒙古將來の政治組織に對する支那政府及輿論

の態度を究めんとした。當時蒙古の進歩的輿論とする所は舊支那帝國の各民族が聯合して自由な支那共和國を作るにあつた様である。

一九二四年

一九二四年二月より王正廷カラハンの間に開始せられたるソ支交渉は同年三月十四日に至り一つの成案を得たるも、支那政府の承認する所とならず、支那側は外蒙の急進派に對するソ側の同情を目してソ側が蒙古を支那より分離せしめんとしてゐるものなりとし、露蒙協定及赤軍の外蒙駐屯の事實に對し度々抗議を繰返したが、ソ聯政府は外蒙を以て支那の一構成部分と認むるものなること、及ソ支會議に於て撤兵の條件設定さるゝに於ては直に外蒙よりソ側軍隊を撤退する用意あること、支蒙間の相互關係は結局に於て之等兩國民の間に決定せらるべきものなることを聲明した。右の趣旨は前記蒙古代表タンザン（露支交渉には參加の資格を與へられてゐない）に依つても聲明せられ、タンザンは北京に於ける演說中蒙古人民は支那人民が自國に於て眞正なる民主主義を確立し、且外國の帝國主義者及自國軍閥の横暴より脱却した場合に於てのみ任意に支那と合併すべき旨を述べた。王正廷カラハン間に成立せる協定案は其後顧維鈞カラハン交渉に依り若干の修正を加へたる上、五月三十一日正式調印

を見ソ政府は該協定第五條に於て（條約の項参照）露國は外蒙古が支那の構成部分たることを承認し且外蒙古に於ける支那の主權を尊重すること

露國は本協定後一ヶ月以内に開催せらるべき細目會議に於て在外蒙赤露軍撤退に關する協定成立するを俟ち直に該軍隊の完全なる撤退を行ふことを聲明した。

右のソウエト政府の見解は一九二五年三月チフリスに於けるソ聯邦中央執行委員會總會に於てなせるチチェリンの演說中に最も詳細に述べられてゐる。曰く「吾等は蒙古人民共和國（一九二四年共和國と宣言）が支那共和國の一部分たることを認むるものなるが同時に蒙古の自治も亦認むべきなり即ち蒙古が支那をして自己の内政に對し何等の干渉を行はしめず加之自己の外交政策をも獨立的に行ふべき程度の廣汎なる自治ならざるべからず」と。

一九二四年五月二十日蒙古元首活佛（ボグト・ホトクト・ハン即ち哲布尊丹巴呼圖克圖額爾登）歿するや六月十三日蒙古人民革命黨及蒙古人民政府は大ホルルダンを最高機關とする人民共和國を樹立することに決し六月二十八日之をソウエト政府外務人民委員チチェリンに報告した。チチェリンは右に對し七月九日ソ聯政府並に聯邦勞農民衆の名に於て蒙古人民の樹立せる新國體を歓迎し、

且蒙古人民政府に對しその聲明に係る人民主權の基礎が平和的幸福なる發展あらんことを祈る旨の回答を發した。十一月開催の大ホラルダンは右政府の決定を承認し憲法其他法律案の採擇及一九二一年の露蒙條約の再確認等をなした。尙大ホラルダンはチチエリン、コミンテルン書記長ジノヴァエフ、ソウエート聯邦中央執行委員長カリーニン、在蒙ソウエート全權代表ワシリーエフ、在蒙コミンテルン代表ルイスフワロフ等を夫々名譽幹部に選舉した。大ホラルダン閉會後在莫斯科公使ダラを更迭しタンザンを新に公使に任命した。新公使と共に經濟使節莫斯科に來り經濟協定成立す。

一九二四年の支那に於ける奉直戰爭は外蒙の經濟生活に大なる障害を與へたが、右に關聯し同年十月二十三日在外蒙代表部はソ聯外務部に對し蒙古輸出入商人のソ聯邦トランジットに付特典附與方を申入れ、外務部はソ政府が蒙古人民コオベラチアに對し豫め協定したる商品はソ聯邦經由輸入するの權利を與へ、又輸出を容易にし特惠稅率に付ても満足を與ふる旨通告した。

十月三日在蒙ソウエート代表ワシリーエフ及蒙古外相アモル間に一九二七年一月一日を有効期間とする電信協定調印せられ、之と同時にソ國籍離脱及蒙古國籍取得を願出たるブリヤート人に對し蒙古國籍を取得したるものと

られんことを希望す。右の相互關係は勿論支蒙國民間の問題なるも、勞農政府は右兩國の關係が公正及民族的希望を基礎として樹立せられんことを切望する旨申入れる所があつた。而して赤軍中在蒙ソ聯代表署護衛として庫倫に一個大隊(約二百五十名)の兵を残し他は全部撤退せしめた模様である。

一九二六年

一月露蒙有力者を以て庫倫に露蒙實業俱樂部を組織したがその目的は兩國經濟關係の増進、兩國經濟事情の調査研究、兩國官吏の親睦を計るにあつた。

二月八日軍事會議議長シヤタンバ及經濟大臣アモルはソ聯邦の軍事及經濟事情視察のため莫斯科に到着す。六月六日庫倫に於てソ聯代表ニキフオロフ及蒙古外相ドルリクジャブ間にセレンガ河航行に關する協約締結せられ、露國船舶は蒙古内河川を航行するの權利を獲得した。其條件左の如し

- 一、蒙古政府はソ聯邦國營汽船部に對し埠頭及倉庫敷地を十年間貸與す
  - 二、汽船部は蒙古政府に運賃の一〇%を支拂ふ
  - 三、期限滿了後は建物及埠頭は蒙古政府に移讓す
- 十一月一日第三回大ホラルダン開催せられ、名譽幹部としてソ聯邦中央執行委員長カリーニン、在蒙ソ聯邦全權

認むる旨の協定が調印された。

一九二四年夏、烏梁海政府及露國自治勞働居留民團に對する反亂が生じたが、これに就てソ蒙間にノートの交換が行はれ、其結果兩政府は反亂原因調査及鎮定の爲烏梁海に代表を派遣し外交々渉により事件を處理せられたが、右代表の離島後人民大會開催の上烏梁海自治共和國の成立宣言せられたり。

一九二五年

一九二四年の露支協定に於て勞農政府が外蒙に於ける支那の主權を尊重することを約し、又一九二一年以來蒙古に駐屯せしめ居る赤軍は、同協定第二條に依り協定署名後一ヶ月内に開催せらるべき細目會議に於て撤退の期限及國境の完全のためにとるべき措置を協定したる上、直に完全なる撤退を實行すべきことを宣言したのは同協定第五條の通りであるが、右細目協定はそのまゝ開催するに至らなかつた。然し在支勞農大使カラハンは三月六日支那政府に對し

右軍隊は露支細目協定の成立せざる今日撤退の義務なきも、勞農政府は曩に蒙古官憲と協議の上同地方の撤兵に着手し今回之を完了したり、就ては支那政府に於て右の友好的措置を認めらるゝと共に此の機會を利用して蒙古國民との相互關係を平和的諒解により解決せ

代表ニキフオロフ及コミンテルン代表アマガエフを選舉した。

尙ウエルフネウザンスク及庫倫間にはこの年よりソ側飛行會社及外蒙陸軍省の飛行機就航す。十一月七日蒙古總理大臣ツエレン・ドルザ及國民黨中央委員會長代理シヤタンバは在蒙ソ聯代表ニキフオロフを訪ね、露蒙獸醫協約、ソフトルゲフルト及蒙古運輸部間共同協約等の主義的問題を解決す

尙同日はソ聯邦國祭日に相當し、又蒙古第三回大ホラルダン開會中で、同夜ソ聯全權代表は盛宴を張り、多數の蒙古大官を招待せるが、其の重なるものは大ホラルダン議長トクトホ、國民黨中央委員會長代表兼軍事會議々長シヤタンバ、總理ツエレン・ドルザ、軍司令官チヨイバルサン等であつた。

十一月十一日、蒙古外相ドルリクジャブは新任の在アルタン・アラク、ソ聯領事ソルキン及在コプト領事リエビンを接見す

一九二七年

ソ蒙電信に關しては一九二四年十月三日ソ蒙間に協定成立せる所、一九二七年一月一日期限滿了の爲改訂をなし、一九二九年一月一日迄其效力を延長した。尤も右協定は一九三一年外務部發行條約集第六卷に依れば效力を

失へるものとして取扱はれ居る趣、  
 在蒙ソ聯代表ニキフオロフは莫斯科への途次、二月二十一日ウエルフネ・ウヂンスクに於て現に二百名以上の蒙古青年がソ聯邦に留學してゐると語つた。  
 三月七日露國の對蒙貿易の四會社合併して、對蒙ソ聯貿易株式會社(ストルモング)〔資本金百五十萬留〕を組織した。

八月八日晨報の報する所に依れば、勞農政府、外蒙古政府間に共同防衛密約締結せられた趣で、駐ソ支那代理公使鄭延禧は八月七日右に關し本國政府宛て

外蒙古代表タンザジは屢々莫斯科に來り露國と共同防衛密約を締結したるが、其目的は露蒙共同防衛に籍口として露軍の赤衛軍一萬をトロイツコサフスクに駐屯せしめて第三國の外蒙古侵入に備へんと云ふに在り。露國は即ち兵力を以て外蒙政府を援助せんとするものなり。外蒙古は支那の領土なるを以て第三國が外蒙古に付條約を締結するには事前に支那政府の承認を経べきに、之無くして右條約の成立せることは支那主權を無視するものと言ふべく、充分警戒し右密約詳細調査の上露國政府に嚴重抗議すべきものと思考す  
 との趣旨を電報し、九月二十六日黑龍江省長公署よりチタ駐在密偵よりの報告なりとして、奉天上將軍公署に到

着したる密電によれば、ソウエート政府は九月下旬庫護什克を外蒙に派し左記密約を爲せりと云ふ。

一、外蒙古は至急歩兵兩師、砲兵一旅、騎兵二旅を編成し其銃砲彈丸等は露國政府より供給す。該新編軍隊の軍官は露蒙双方より選出し、教官は露人を以てす。露蒙國境の要處に駐在せしめ砲臺を構築す

二、外蒙は露國政府より派遣する共產主義宣傳の人員入國に同意す

三、蒙古より青年學生百名を露西亞軍政學校に派遣し三年間修業後蒙古の軍政官に任用す

九月二十六日新任ソ聯全權代表オフチン庫倫に到着し二十八日小ホルラダシ議長ゲンジンに信用狀を捧呈す、新任通商代表ボトヴニクも右全權代表と同行し着任した。斯る折柄蒙古國民革命軍幹部にして軍政治部長たるデンデブを首班とする蒙古使節の一行、同軍政治部教官たるソ聯人セメヨノフの案内にて十月三日莫斯科に到着したが、之に關聯してソ蒙軍事協定締結の交渉をなしたるもので、右交渉は蒙古側の讓歩により成立に近づき、蒙古軍はソ聯邦の指揮下に置かれ、マルゴリシを蒙古軍最高指揮官に、ボロザンを蒙古軍政顧問に招聘することになったとの風説が専らであつた。  
 十二月下旬外蒙庫倫發露字新聞の報導に依ればソ聯政府

は左の如き支那邊疆六大鐵道を劃策したと。

第一線 タシケントより新疆省迪化に至る

第二線 迪化、科布多より烏里雅蘇臺を経て、庫倫に至る

第三線 セミバラチンスクより科布多に至る

第四線 ビイスクより烏里雅蘇臺に至る

第五線 クルトクよりビイスクを経て、烏里雅蘇臺に至る

第六線 ウエルフネ・ウヂンスクより恰克圖を経て、庫倫に至る

一九二九年  
 一九二五年來駐ソ蒙古公使たりしバヤン・チュルガンの後任として、親ソ的なるゴンボジヤブ新に駐ソ公使に任命せられ、二月十七日莫斯科に着任す

一九三〇年  
 五、六月庫倫でソ蒙間に衛生に關する條約、獸醫流行病豫防に關する條約、ソ蒙兩國の國境通過簡易取扱に關する諸條約が調印された。これ等條約は九月十八日ソ聯邦中央執行委員會幹部會に依つて批准された。十二月蒙古人民革命黨會議がスターリンに送つた祝辭中に、蒙古人民革命黨はソ聯邦國民と蒙古國民との間に存する同胞的楔が益々強固ならんことを誓ふものなり。革命蒙古は

ソ聯邦に依らず又同國の支持を受けずして社會主義に向つて前進すること能はざるなりと述べてゐる。

一九三二年

三月二十七日蒙古小ホルラダシ議長ラガンはブリヤート・モンゴル共和國の首都ウエルフネ・ウヂンスクを訪問したが、其歡迎會席上ブリヤート共產黨有力黨員フンキンはブリヤート共產黨及政府を代表し歡迎の辭を述べたる中に、蒙古人民革命黨及コミンテルンの指導の下にある蒙古云々の字句あり、又滿洲事變に關聯して今や蒙古とソ聯邦とは日本帝國主義者及白系露人の企圖する軍事的侵略の危險に直面す、依つて兩國の親善を強化し國防の充實を期せざるべからずと述べた。右に對するラガンの答辭中には我等はコミンテルンの命令執行の爲奮闘して來た。吾人はソ聯邦の支授とコミンテルンの指導下にあつて非資本主義的發展の爲に闘争を敢行せんとす。吾人は滿洲を獨める日本が反ソ戰を準備し、更に外蒙を植民地化せんと企てつゝあるを知つてゐる。吾人は國防充實の爲萬全の策を講ぜん云云の一節がある。

一九三四年

七月十一日外蒙人民共和國十週年記念に當り、ソ聯邦はカラハン一行を庫倫に派遣し記念祭に參列せしむると共に、外蒙政府に飛行機及自動車を贈り、ソ蒙交歡を行つた

が、カラハンは記念祭の折祝辭を述べ、(一)政府、黨及人民の團結(二)文教、藝術の發達(三)近代の軍事技術を習得し國防及文化の中心勢力を爲す蒙古赤軍(一九二八年改稱)の組織等を以て共和國のち得たる三大成功なりなどとほめ立て、十八日庫倫發歸國した。右に對する答禮として十月二十四日外蒙總理兼外相ゲンツンは外務次官及陸軍次官同伴、莫斯科に到着、次いで牧畜農務大臣チヨイバルサン、商工交通郵電大臣メンデ、司法大臣ジンジブ等來着したが、十二月一日莫斯科に於てゲンツンとソ聯邦外國貿易人民委員代理エリヤグアとの間にソ蒙通商及貿易決濟條約の調印を了し、翌二日莫斯科發歸國した。十月蒙古國民黨第九回大會にはコミンテルン執行委員會はハンガリー共産黨代表コロロフ及チエコ・スロバキヤ共産黨代表シユメラリ一兩名を特派し、同大會に對して祝辭を述べさしめた。

一九三五年

九月ソ蒙密約説流布されたがその内容左の如し

- 一、ソ聯は外蒙古に對して無利子にて一千萬留の借款を許す
- 二、外蒙古赤軍を改編してソ聯將校を入隊せしめ且ソ聯赤衛軍を外蒙地區に自由に入らせしむ
- 三、チタ、ウラン・バートル・ホタ間に航空路を開設

(2) 滿洲國との關係

イ、第一次滿洲里會議

滿洲里會議開會の契機となつた直接の原因は外蒙兵の滿洲國領域不法越境占據に起因した哈爾哈喇廟事件に在るのであるが外蒙兵の不法行爲は或は領土侵犯或は滿洲國蒙古人不法殺傷拉致となつて滿洲國建設以來頻發してゐるが殊に一九三三年頃より其の著しいものがあり、一九三五年一月八日外蒙兵は我が貝爾湖東北岸オランガンガ哨所に出現し即時退去すべしと監視兵を脅迫し之を撤退せしめこの機に乗じて滿洲國領たる哈爾哈喇廟及其附近の土地を占據且つ哈爾哈喇廟に銃眼の構築、望樓の修築等の軍事上の施設を施すなど暴戾なる行動に出たので、興安北警備軍は事情調査の爲指導官本多少佐を現地派遣することになつた。一月二十四日同派遣部隊瀨尾中尉が若干の部下と共に哈爾哈喇廟に接近せんとするや、突如十數名の外蒙兵の爲めに一齊射撃を加へられ、瀨尾中尉外一名戦死し、尙若干名の負傷者さへ出した。急報に接したる北警備軍騎兵第七團の主力は國境線の確保を期するため現地向ひ、尙日滿議定書に基き日本軍の應援を請ひ哈爾哈喇廟に於ける外蒙軍に對し二十七日正午迄に國境外撤退を要求したが、之に應ずる色がないので、遂に領土保全のため日滿部隊は該廟を包圍し實力を以

し一週四回定期連絡を行ひソ聯機十基を充當す  
十二月十一日外蒙共和國首相ゲンツン及陸相等は「ストモニヤコフ」及參謀次長を始め蘇側文武官憲法に外蒙「トウダア」兩共和全權代表等多數の出迎裡にモスクワに到着したが、一行の使命は滿洲里に於ける滿蒙會商が不成功であつたのに鑑み、蘇聯と何等か外蒙古の強化策を講ずるのではないかと云はれてゐる。

一九二二年來現在に至るソ蒙兩國間の外交代表。

一、在ソ外蒙外交代表

- 1、ダワ (一九二二年—一九二四年)
- 2、ヤボン・タンザン (一九二五年)
- 3、バヤン・チエルガン (一九二六年)
- 4、ゴンボジヤブ (一九二九年)
- 5、サンボ (一九三二年)
- 6、ダリザブ (一九三四年)

二、在蒙ソウエート外交代表

- 1、リュバルスキー (一九二二年任命)
- 2、ワシリーエフ (一九二三年任命)
- 3、ニキフオロフ・ベ・エム (一九二六年)
- 4、オフチン・ア・ヤ (一九二八年)
- 5、チュツカーエフ・エス・エ (一九三四年)

て之を追放したのである。以上は哈爾哈喇廟事件の大略であつて、目下同廟は興安北警備軍が駐屯してゐる様である。

一月二十四日發生の兩國軍の衝突事件の報が一度庫倫政府に達するや、同政府はタス通信を以て日本軍は外蒙を侵占し外蒙兵を不法殺傷せりとの逆宣傳をなし、且つ同地方が古來の文獻地圖に依つて外蒙領なることを首相ゲンツンの名に於て中外に聲明した。滿洲國に於ては該事件を平和裡に解決せんとする意圖を以て一月下旬より二月上旬に亘り種々辦法を講じて交渉の端緒を得ることを努力し、又一方外蒙側は他まで哈爾湖附近の土地は自國領なることを確信したものが、二月六日附興安北警備軍司令官宛正式交渉開催に關する外蒙側の意圖を表明する公文を送附して來た。その公文の内容は第一に會議地點をウラン・ウダ(ウエルフネ・ウザンスク)とし、更に外蒙側代表として同國外務部次長トゴルヤヤブ其他二名を派遣し、並に同會議に蘇聯代表をオプザイヴァーとして出席せしむることを要求して來たものらしい。之に對し滿洲側は會議地點をウラン・ウダとすることに反對し、外蒙内或は滿洲國內の一地點を選ぶべしと主張し、ソ聯の介入を排撃した。そして尙滿洲側の交渉委員か興安北省長凌陞、興安北警備軍司令官烏爾金、外交部政務司長神吉正一、軍政部長齋藤正銳及隨員若干とする旨を通告した。所が外蒙側はこの回答として、會議

地點を哈爾哈爾とし、烏爾金司令官の代表派遣を忌避し、自國代表として軍務部次長サンホー、東邊軍長タンバ、東部衙門代表ハトトボタシ、政府事務官トクソムと決定した旨通告して来た。滿側は哈爾哈爾とすることは事實上各種の不便があるから、もつと便利な海拉爾、<sup>(註)</sup>新京乃至は庫倫等の地點を適當とする、尙烏爾金司令官に關する忌避は承服出来ないと應酬し、結局會議地點を滿洲里とし左記代表委員に於て會議を開くことになった。(初め外蒙側は五月二十五日より開催すると通知した様である)

滿洲國側委員

興安北省長(首席) 凌陞

興安北警備軍司令官 烏爾金

外交部政務司長 神吉正一

軍政部長 齊藤正銳

外蒙側委員

軍務部次長(首席) サンホー

東邊軍長 タンバ

政府事務官 トクソム

(註)東部衙門代表ハトトボタシは病氣の爲途中より引返せる由

かくて外蒙代表は五月三十日滿洲里に着いたが、かれて滿洲に於て滿洲里ニキチン・ホテルを外蒙代表の宿舎に幹

あつた即ち兩國の權限委任狀は滿側代表には廣汎なる權限が附與されてゐるに對し外蒙側代表には唯哈爾哈爾事件にのみ權限を附與されてゐたもの如く、それがすつと會議の障礙をなしてゐる様である。この日最後に祝杯を舉げて會議の前途を祝し記念撮影をなして閉會した。

第二回會議(六月三日)

外蒙側は左の如き提案をなした。

(イ)會議用語を蒙古語とする

(ロ)會議は哈爾哈爾事件のみの論議に止む

(ハ)會議の進行は滿側之に當り第一提案は外蒙側之をなす

(ニ)會議時間を午後一時から三時頃迄とする

(ホ)會議日と會議日との間は一日以上の休會日を設ける

(ヘ)會議に於ける發言は首席委員のみとす

(ト)規定事項は嚴守する

以上の提案に對し滿側は第二項及第三項後段に關して絶對反對を固執して閉會

第三回會議(六月四日)

外蒙側は前日第二項の主張を翻さないの爲滿側は兩國親善の根本問題商議の必要を力説し之を説得したが、外蒙側は頑強に反對し、結局哈爾哈爾案件以外の諸事項を論議すべき權限賦與に付て本國政府に請訓することを約し

旋してゐた好意に反してザバイカル鐵道列車内に起居する事になつた。三十一日外蒙代表は在滿洲里日本領事館後藤領事代理を訪問、日本及外蒙の有史以來の正式會談をなしたが其席上外蒙代表は「外蒙は建國の精神に從て何れの國とも親善關係を希望するものであるが哈爾哈爾事件の無事解決を期待して日本との間にも友好關係を増進し東亞民族の提携を實現することは相共に期待する所である」と述べた。

第一回會議(六月一日)

滿洲國及蒙古人民共和國代表の歴史的な第一回會議は六月一日午後二時滿洲里舊北鐵第六中學校の一室に於て開かれた。實に外蒙が一九二一年人民革命政府を樹立して以來外國と國際的の交渉を開いた唯一の會議であると言へよう。會議の劈頭滿洲國首席委員凌陞は外蒙代表の遠路來滿の勞を謝し滿洲國の友好親善の誠意を披瀝し併せて「貴蒙古國と我々は同一民族にして其親善を計るは大命の存する所なり」と説述した。外蒙代表首席委員サンホーは滿洲國の各方面に於てなされたる厚意を謝し併せて哈爾哈爾問題の平和的解決の成功を期待すると述べ更に「當國としては勿論滿洲國との友好的關係の設定を熱望するものなりと雖も我々は唯哈爾哈爾案件の解決に關する權限のみを有し一般的平和關係の樹立に就ては權限を有せず」と説明し會議の將來に一抹の暗影を投じた感が

た。而して外蒙側回訓到着迄休會となつた。

第四回會議(六月十三日)

外蒙政府の回訓があつたとして外蒙側は哈爾哈爾事件の平和的解決後、兩國親善關係に關して商議するの用意がある」と述べた。滿側は「哈爾哈爾案件のみ」の字句を挿入することとは絶對反對であるが、「第一に哈爾哈爾案件を論議す」とする讓歩案を提出したが、外蒙側の容るゝ所とならず考慮を約して散會。

第五回會議(六月十五日)、第六回會議(六月十七日)、第七回會議(六月十九日)に於て會議内規の第二項即ち「哈爾哈爾事件のみを論議する」と云ふことが引懸り、會議は一向に進展しなかつた様である。滿側の意向は「滿蒙兩國間に何等意思疏通の途がないため哈爾哈爾事件等も起つたのだから、今次の會議に於ては哈爾哈爾事件の解決もさることながら更に一步根源に遡つて兩國の意思疏通融和の方法を講じ永久に不祥事の再發を避くべきだ、従つて會議は範圍を哈爾哈爾事件のみに限定することは餘りにも意味ないことだ」と言ふにあるのである。

第八、九、十回會議(六月二十四、二十六、二十九日)及第十一、十二、十三、十四回會議(七月三、六、十一、十三日)に於ては會議内規の一部變更(双方の代表は全部發言權を有す、第一次提案は文書を以て交換す等)があり、

會議の實質的討議に移り、外蒙側は哈爾哈廟を雍正十二年  
ジャクドン大臣及成豐八年吉林將軍景隆の作製に係る二葉  
の地圖を根據として自國領なりと言ひ張り、逆襲的に滿側  
こそ哈爾哈廟不法占據なりとし之が還付を要求した。滿側  
は勿論之を一蹴し、諸種の文獻に依據し外蒙側の論據たる  
地圖の不正確なることを指摘したが、結局會議に光を見出  
し得なかつた。

ホロステン・ゴール事件の發生と

該事件に關する交渉

六月二十三日滿洲國政府の依頼による日本關東軍測量班  
一行 日本人山内、犬飼、露人二名はホロステン・ゴ  
ル南方十軒、ジャンジュン廟西方五十軒のハルハ河北方に  
於て滿洲國內領域測量に従事中外蒙兵十二名越境一齊射撃  
を加へ、山内及露人一名は甘珠爾廟に歸還したが、犬飼及  
露人一名は測量機械と共に外蒙兵に拉致せられた事件が發  
生した。外蒙兵は右兩名を拉致後之を強迫して越境の確認  
及び蒙古政府の寛大な處置に對する感謝の表示等の内容を  
有する蒙古文の始末書に強制的に署名をさしてゐる。

右の事件は日本軍のみならず滿洲國に對する重大なる不  
法侮辱行爲なるを以て六月二十六日滿洲里會議に於ける神  
吉、齋藤兩委員は外蒙代表を往訪、被拉致者の至急返還及  
此種事件解決の常設的方法設定を申出で、翌二十七日再び

右兩委員は本回の測量班は滿洲國政府の依託に依り測量中  
の日本軍測量班にして日滿兩國とも極めて重大視し居る旨  
を説明し、身柄及掠奪品の迅速なる返還を要求すると共に  
外蒙側の謝罪責任者の處罰、將來類似の事件發生防止方法  
設定等を要求した。外蒙代表は二十六日の申入は本國政府  
に傳達したと述べたが、六月二十八日身柄及掠奪品の一部  
は境界地方で返還された。

七月四日滿洲國委員は外蒙側委員に對して外交部大臣の名  
に於て左の如き正式抗議をなした。

一、謝罪

二、責任者の處罰

三、此種事件の發生擴大防止策として外蒙領域内に於け

る滿洲國代表機關の設置の容認

尙第三項は滿洲國側の最も重要視する一項にして若し之  
を容認せざればタムス・クスム以東の蒙古軍の完全なる  
撤退を絶對必要と認むるものなり。

七月六日になつて七月三日附外蒙外務部次長より東邊警  
備軍團を通じて滿洲國に抗議文を提出して來た、それには上  
述の測量手は外蒙領内を測量してゐたもので彼等もそれを  
認めて居り、又外蒙側の處置待遇に感謝してゐる旨の署名  
捺印してゐること等の内容を持つたものであるが、明かに  
外蒙兵が兩名を脅迫して署名捺印せしめたものである。

七月九日外蒙代表は此種事件解決のため滿蒙兩國の委員  
會設置に同意し、測量手の越境の有無は該委員會に附議し  
調査決定することを滿側へ提議して來た。

七月十三日外蒙代表は七月四日附の滿洲國抗議公文に對  
する庫倫政府の回答として第一、第二項に關しては將來設  
置すべき兩國の共同委員會に附議し、調査の結果若し外蒙  
側が越境して測量手等を拉致せるものなること判明せば謝  
罪責任者の處罰をなす用意ありと述べ、第三項に關しては  
外蒙共和國の獨立を侵害し之を侮辱するものであるから承  
認出來ないと云ふのになつた様である。そこで滿洲國側に  
於ては七月十七日再び代表機關の交換を要求する旨の公文  
を提出した。これに對し七月二十九日庫倫政府の回答なり  
として外蒙代表は國境紛争のみの解決のため權限を有する  
代表機關を相互に「國境附近に駐在せしめ各代表をして自  
國側國境紛争處理委員を統轄すること」を提議した。

八月六日滿洲國外交部發表に依れば八月五日滿洲代表は  
外蒙側に對し「代表機關の權限を國恩紛争處理に限らんと  
する先方の希望を容れると同時に彼我兩國に於ける代表の  
駐在地を具體的に指示し且中央代表を交換して地方的に解  
決し得ざる事項を處理せしむべく」提議した。

即ち右の滿洲側の提議は中央代表をウラン・バートル・ホ  
タ及新京に地方代表を滿洲里、海拉爾、桑貝子、タムスクス・

ムの各地に常設せんとするものであつた様である。これに  
對し外蒙側は外蒙政府の回答として、國境紛争處理委員會  
の設置代表機關の交換に關しては九月上旬滿洲里に於て再  
び交渉を開きたい意向を表明し、尙交渉委員代表もサンホ  
ー以下現在の各代表をして之に當りたい旨を述べたので、  
滿洲國側に於ても八月十五日附を以て之を了とし、滿洲國  
代表も從來のまゝなることを通達した。而して八月二十六  
日外蒙代表は一旦滿洲里を引上げることとなつた。

ロ、第二次滿洲里會議

國境紛争處理委員會及代表機關交換に關する滿洲國と外  
蒙人民共和国兩國の第二次會商は前述の如く九月上旬滿洲  
里で開かれることになつてゐたが、九月二十九日午後二時  
外蒙側サンホー首席代表外委員二名及隨員六名はザ鐵列車  
にて來滿、前回同様ザ鐵構内の列車生活をするることにな  
つた。滿洲代表はすべて前回と同様である。

第二次第一回會議(十月二日於舊北鐵第六中學校)

午後一時より第二次第一回會議開催、兩國代表及隨員額  
揃ひの上記念撮影後、首席代表間に於て全權委任狀の相互  
的確認を了し、次で滿洲國側首席代表凌陞は、兩國代表機  
關の設定並に國境紛争處理委員會が兩國親善關係に如何に  
重大なるかを述べ、これに關する協定は容易且短時に成  
立を見るを要する旨を力説し、外蒙首席代表サンホーは、



兩國和平親善關係保持のため速かに會議の成功を収むべき希望を有する旨を言明し、同時に前同様の會議内規七ヶ條を提議し、滿側之を諒して散會した。

第二回會議(十月四日)

兩國代表より代表機關の駐在地及組織に關する提案を示し融意ない意見の交換を行つた。外蒙側は一九二一年建國來會て他國と事を構へたことなく、國是として親善和平の態度を堅持するものであると熱心に兩國間紛争問題の禍の絶滅を期待する旨を強調した。茲に於て滿側は代表機關の駐在地として外蒙桑貝子、タムスク・スム、庫倫、滿領滿洲里、海拉爾、新京の六ヶ所を希望したに對して外蒙側はタムスク・スム及滿洲里に限定したい旨を強調して相譲らず閉會す。

第三回會商(十月五日)、第四回會商(十月七日)に於ても上述の點で折合ふことがなかつたが、十七日莫斯科露字紙は十六日ウラン・バートル發タス電として二、四、五及七日の滿洲里會議の概要として、滿洲國側が其主張を固持し且壓迫的手段として九日の會議に出席しなかつた等と皮肉り次で二十日の莫斯科各新聞は十九日ウラン・バートル發タス電として神吉代表が蒙古側代表を訪問し「蒙古側にして滿洲側提案を容れざるに於ては國境に於て何等か不祥事件發生し得べく蒙古側讓歩せざれば強制的解決の外なしと恫

喝的に述べた」云々と煽動的記事を記載してゐる。而して又二十八日のウラン・バートル發タス電の露字紙に掲載された記事に依れば「蒙古側提案は國境紛争調節の方法として二個の小委員會を設け其一は滿洲里に他をタムスク・スムに置かんとするもので前者は國境北端よりケルレン河迄を管轄し蒙古側全權及滿洲地方官憲代表より成り後者は爾餘の兩國々境を管掌し滿洲全權及蒙古側地方官憲代表よりなる、兩者とも現地に於て急速完全なる國境紛争の處理を行ふものとす、蒙古政府はこの二委員會を以て事充分なりと認むるに依り拉爾海及バインツメン(桑貝子)に委員派遣の事務的必要を認めず況や國境を去る遠き兩國首都に常設機關として全權を置く、如きに於てをや」と述べ蒙古側の主張を言ひ盡してゐる様であるが滿洲國側が外蒙人民共和國との友好親善關係確保の爲庫倫新京に全權代表機關を指定したることを強制的而も最後通牒に均しきものと故意に問題を曲解してゐる様で會議は遂に暗礁に乗上げた感があり十一月三日滿洲の最後の申入に對し十一月二十日外蒙代表は滿側の熱誠なる要望を一蹴したので十一月二十五日ニキチン・ホテルに於ける會商を最後として六月一日より半載に亘る滿洲里會議は決裂のやむなきに至つた。而して外蒙代表は十一月二十六日零時四十分滿洲里を引揚げた。

以上の會議経緯乃至外蒙側代表の態度より見ればソ聯邦

の意圖がひそんでゐることは充分窺はれることであるが、代表機關を置くことを承知しない所など其の一端である。滿洲里會議の決裂は滿洲國と外蒙古との前途に一抹の暗影を投じたものであるが其責任は何れにあるや、今十一月二十六日滿洲國外交部の發したる聲明はそれを如實に指示してゐるから左にそれを掲げる。

「滿洲國及び外蒙の境界は約七百キロの長距離に亘り而も不明瞭なる箇所多く、從來屢々紛争を惹起し遺憾に感じ居りたる所、本年一月二十四日ハルハ爾事件發生したるため右が契機となり、六月一日以來滿洲里において滿蒙兩代表會同し、本件の處理につき商議を開始したるが六月二十三日ハイラステン・ゴール附近滿洲國領内において滿洲國の依頼に係る關東軍測量班一行を外蒙兵が不法拉去したる事件惹起し、ために會議は一時中止の形となつた、その後右事件に關聯し、九月二日より境界事件處理のため兩者代表機關の交換常駐及び境界紛争處理委員の設定に關し會議を再開し、當方は中央代表をウラン・バートル、庫倫及び新京に、地方代表を國境に近きタムスク・スム及びサイベイズ(外蒙側)並に滿洲里及び海拉爾(當國側)に設置し、右地方機關において解決し難き問題生ずる時には中央において處理し、以つて、滿蒙間の親善關係を増進せんことを提議せり、然るに外蒙側はタムスク・スム、滿洲里各一

箇所代表を交換すれば十分なりと主張して譲らず、當方としてはタムスク・スムの如き僻地にのみ代表を設置するも境界紛争の處理及び兩者間の友好關係増進に何等裨益するところなきに鑑み極力先方の反省を促したるも、先方は我方の態度につき中傷的惡宣傳を送しうするのみならず、頑として自説を枉げず非妥協的態度を示し、我方の友好善隣の大義に基づく努力も水泡に歸し、十一月二十五日遂に會議の決裂を見るに至れり。

抑々外蒙は自ら獨立國を以て任ずるも、他國殊に當國の如き同胞的關係を有する隣接國に對してすら固く門戸を鎖し窺知を許さざるのみならず、その軍警はしばしば當國內に侵入して滿洲國人を拉致又は射撃し當國に取り極めて不安なる存在たり、以て當國は右會商を契機として右秘密境の門戸を開いて同胞善隣關係を設定し、他は境界紛争の平和的處理を圖らんがため合理的提案をなし、隱忍自重その貫徹に努めたるも、外蒙側代表の態度は終始頑迷不誠意を極め當方の友好的態度を無視し、今日の決裂を見たる次第にしてその責任の外蒙側にあるは自ら明白なり、由來外蒙はその排他的秘密的なる閉鎖主義のためその本質不明なりし所、今次の會議に於ても何物かによりその自由を束縛されたる如き態度に鑑み、同國は到底國際上及び國際慣例上國家の基本的權利として例外なく認められざる使節交換等

の交通權すらも容認を肯せず、之れを通例の國家と認むること能はず、依つて我方は今後之れを我國に隣接せる不可解にして危険なる地域と認め、會議決裂のため解決の機を失ひたる從來の懸案及び將來惹起すべき問題は自主的に之れを處理する決意あることを茲に聲明す。

上記滿洲國外交部の聲明に呼應して十二月九日「ブラウダ」紙は滿蒙交渉の決裂と題する左記論説を掲げ、ソ聯一流の論法で之を反駁した。

「本交渉は元來國境事件解決を使命とせるものなるに拘らず滿洲は兩國國交樹立を求めた、其の底意は關東軍に於て北支及内蒙方面に於けると同様外蒙各地に於て滿洲國代表部なる名稱の下に特務機關を開設し、依て以て日本側の外蒙に於ける破壊工作の實施法を合化せんとするにあり、又滿洲國外交部の決裂に關する發表文に述べて來る所に頗る意味深長で明かに威嚇的のものだから外蒙國民革命黨及近東民衆はセミヨフ援助以來過去三回の經驗に顧み、須く日本軍の第四回の新侵略計劃に備へなければならぬ」云云。

ハ、ボイル湖西方に於ける滿蒙兩軍の衝突

十二月十九日、興安北警備軍大山上校の指揮する滿洲國國境監視隊約二ヶ小隊がボイル湖及ブランデルス附近に監視哨を配置するため、この方面に前進した際オラン・ホト

ク附近で不法越境して來てゐた外蒙兵約十名と衝突交戦し外蒙は小銃等を遺棄して南方國境外に潰走し、又更に進んでジャミン・ホトクでは約七十名の外蒙兵陣地を攻撃之を占領、之を國境外に驅逐した。右は滿洲國として國境確保の見地から當然の措置であるが、ソ聯邦外蒙では過般の滿洲里交渉の決裂に依り、日本が滿洲國をバックにして外蒙に事を起さんとしてゐるのであるなど、誇大に放送してゐる様である。

右衝突事件勃發するや外蒙政府は早速十二月廿一日附公文(英文)を以て外蒙共和國首相代理兼外相代理チヨイバルサン(首相兼外相ゲンジン)はモスクワに行つて留守)より滿洲國外交部大臣宛長文の抗議を電報して來た。

その内容は十二月十九日午前五時ボイル湖西南方滿洲國國境より約八軒の地點にある外蒙領ブルンデルス前哨所が突然三百名の日滿軍に攻撃を受けた不當を難詰し、該地點が明瞭に外蒙領たることを強調し、外蒙共和國は日滿軍の外蒙前哨兵攻撃及外蒙財産の掠奪に付最も強硬なる抗議を提出するものと稱し、滿洲國政府が直に被逮捕者蒙古兵の釋放、真相調査の上責任者の處罰及ブルンデルスに於ける破壊掠奪に依る損害の賠償等を要求してゐる。

右抗議に對して廿五日滿洲國外交部は張蕪卿外交部大臣の名を以て左の如くこれが反駁の抗議をなし、外蒙側の反

省を促す所があつた。

「問題發生の場所は滿洲國領域に屬し從來貴方軍隊により侵入占據せられたる地點の一にして、外蒙軍隊は滿洲國監視隊の警告に拘らず撤退を肯んぜず却て攻撃的態度に出でたるため、我監視隊はこれを排除するのやむなきに至つたもので事件の責任は一つに外蒙側にあり、先に哈爾哈廟事件及び關東軍測量手被拉致事件など外蒙兵の犯せる不法事件が今尙未解決のまま放任される際、重ねて今次の事件發生を見たるは我方の極めて重大視するところであり將來本事件解決のため必要の要求をなす權利を留保するものなることをこゝに明言す、先に我方はこの種紛争を有効に處理し且根本的にその發生を防止する方策を設定することの必要を認め、過般滿洲里會議で極力これが實現を期したるに拘らず貴方は我が方との接觸を避け非實際的な原案を固持して一步も譲らざりしため會議は決裂のやむなきに至つた、外蒙が我が誠意を無視し我に對し排外鎖國の方針を固持しつゝ他面各種隱密危険の策動を続ける限り我が方は結果の如何に拘らず斷乎として是正の行動に出づる外なし」

所が其後尙關東軍の發表する所に依れば廿四日午前十一時又もや突如自動車に乗れる外蒙兵五、六十名が越境攻撃を加へたので滿洲國軍はこれと交戦多大の損害を與へて敵を南方に撃退し、この戦闘において日本軍負傷三名、滿洲

國軍戦死一名を出した、更に二十四日午後十一時半外蒙乘馬兵約二十名がホルンデルスに來襲し來つたが、同地守備隊はこれを撃退したと報じ同方面の事態は益々重要性を帯びて來てゐる。(古川國重利)

五、政 黨

(1) 蒙古革命國民黨(Mongol Hutisgeetu Arat Nam) イ、沿革

一九一九年十一月支那軍閥の獨裁下に蒙古を隸屬せんとすることに反對し、全蒙古國民は舉國激憤に投じて全民族的戦線を結成したのが即ち蒙古國民革命黨出現の動因をなすものである。當時一般人民も上流階級(王公喇嘛)共に、徐樹錚を總司令とする支那軍に對抗して武力抗争を企て一致團結して對支戦線を組織したのであつた。この反支運動の中心勢力をなしたものは之を動機に結成されたスーヘ・バートル(一兵卒)、タンザン(平民出の書記)、ボド(喇嘛、或は庫倫露國領事館のタイピストたりしとも言ふ)、チヨイバルサン、ゲンバ等の平民階級出の幹部であつたのである。

右の情勢下に於て國民革命黨首脳部が全力を注いだのは武装暴動の準備工作で、一九二一年二月二十二日恰克圖に於て開催された黨の第一回大會(タンザンを議長とす)に附

議された問題は主として軍事問題であつて、同會議で可決された黨の十綱領も蒙古封建神權制度の根絶問題の如き國內制度の改革には殆んど觸れなかつたため、極めて妥協的なものであつた。即ち黨の主要任務としては

綱領第一項 政權及法律の確立により蒙古勤勞民の苦難を除去し、他の文明國民同様和平的發達更生を遂げしめ、勞働を基調とする新文化を建設し、社會的政治平等及福祉を實現すべく邁進することを以て黨の主要任務とす

綱領第二項 黨は蒙古國民が特殊の國家生活様式に於て民族自決の自由を贏ち得べきことまた何れにもせよ蒙古民族は外國壓制者及帝國主義の奴隸的桎梏下に置かるべきものに非ざるを信するが故に全蒙古民族を統一して國家的に一體とする目的を以て當面の緊急事として反動的支那政權及蒙古に侵入せる他の反動壓制者より蒙古を解放せんとす

と決定し國內政策と宗教に關しては  
綱領第六項 黨は全然無益なるか或は時代精神に適合せず永久に死滅し有害となりたるが如き習慣傳統法制に限り之を除去撤廢すべし  
同第七項 黨は帝國主義打倒勤勞民の政權確立のため革命闘争を目標とし且つ着々革命を實行しつゝある支那

理論及捧取より救出して民權を確立し生産並に國民教育の發達を計るに在る云云」と言ひこれに關して次の如き概要の黨方針を擧げた。

一、政府は封建制度を根絶する目的を以て新法律を制定施行し特に之が爲階級の差別なく全國民をして一律に兵役の義務及裁判の判定に服せしむること  
二、全國民各階級に互り均一納稅義務の制度を施行すること

三、奴隸制度を廢止す  
四、小國民議會（小ホルルダン）を速開し憲法議會開會までの臨時立法機關とす  
五、活佛を立憲君主として保存するも政府はその下に在て極力民權の擴張を圖ること活佛は不認可權を有せず政府は國民議會と共に法律を制定し之を活佛に報告し國民の名を以て發布す宣戰講和並に豫算權は政府及大小國民議會に屬す

これを以て見れば黨の政治的特徴の輪廓が明かである之は雑多な階級を構成分子としてゐた當時の國民黨としては止むを得ざる政治方針であつたけれども勤勞階級獨裁制と資本主義制とは到底並行し得るものでなく殊にソウエト露國の革命に刺激されて誕生した國民黨は畢竟無産獨裁を目標とするものであり加之ソウエトの對蒙政策が積極化

ロシア及其他諸國の革命黨との密接なる連絡を設定するため凡ゆる手段を講ずべし

と、一方に微温的態度を持し他方にはロシア十月革命の影響を受けて起つた國民黨として當然國際運動の連絡を主張せざるを得なかつたことも窺はれる。又國民黨の社會的基礎に關しては

綱領第十項 社會の上層下層に互り僧侶上流階級男女を問はず我黨に入り勤勞蒙古民の偉大なる將來のために活動せんとする者にして黨の決議及黨則を承認するものは總て黨員たり得るものとす  
右の如く制定したものである。

かくて革命運動の勝利は國家の大權を國民革命黨の手に歸せしめ先づ全民族的戦線を維持するため活佛を元首として封建神權分子を混入せる聯立内閣を組織した時に一九二一年七月である。其後間もなくモスクワに開催された極東民族大會には黨より代表を参加せしめたが該蒙古國民黨代表ヤホネ・タンザン（國民黨組織者タンザンと同一人）嘗て日本にゐたことあり）が右大會（一九二一年末より一九二二年一月にかけ召集）の席上に於て述べた演説中に「蒙古國民黨は其の課程の内容からすれば共產黨に非ざるのみならず社會主義的存在でもない黨の目的は蒙古を外國の經濟的及政治的壓迫より解放し民衆を封建的並に神權的

するに從ひ自然黨内の對立が生じて來ることになつたのである。外國壓制者との闘争時代に入黨した王公貴族高級喇嘛等は舊行政機關の根絶及特權階級と遊牧民との間の隸屬關係の全廢に反對し且彼等は一九二一年の革命は既に全く目的を達したるものとして封建及神權制度の根本改革に關する手段に極力反對してその實施を阻礙する態度に出で漸次政府内に於ても勢力を占め遂には政府員すら黨中央委員會を政府に從屬せしむべしとの主張に追從し茲に國民黨は聯立政府に隸屬する一事務的機關化せんとする立場になつたのである。即ち一九二一年十二月代行議會たる小ホルルダン開會に際して政府は武力を以て急進派たる青年團を壓迫せんとしたが反つて青年團に反撃されホド政府は瓦解しホドは陰謀の故を以て射殺された。

ホド政府瓦解善後と共に黨自身の改革を必要とするに至り一九二三年八月庫倫に第二回黨大會を開催し黨及革命の根據は勤勞民を以てすること非革命的の道徳を除外するため黨員の淘汰を行ふこと等を決定したが一九二四年五月活佛死し政教の首長を失つたため之が承繼者決定問題は政界に波瀾を捲起し黨の本部長にして軍總司令たるタンザン（前述ヤホネ・タンザンなるべし）を頭とする右翼は從來通り立憲君政體を主張し又活佛の後繼者を西藏より招かんとするものもあつたが國民黨多數派たる左翼は青年團と提

携しコミンテルンの力を藉り遂に六月三日共和國を宣言するに至り之に不平なりしタンザン一派はクーデターを行はんとして事露はれ七月五日左翼派軍のために撃滅せられた。この事件を一九二四年十月に開かれた第三回大會に於て吟味して見るとタンザンが

一、支那反動派と通じて經濟的反革命の行動を執りたること

二、彼はツエツエリツク・マンダリ・アイマク(三音諾彦汗部)住民をして高利貸的支那人商社に對し已に自治時代に破棄された舊債務を支拂はしめたこと

三、更に支那商人と結托して商業を營み蒙古遊牧民を搾取したること

四、支那人間諜一派と協同して庫倫張家口間に自動車運輸を開始し蒙古に不利な外國資本家を擁護したること  
右の如き反革命的行動をとり來つてゐたことが明瞭となつたので同大會に於て彼を死刑に處し財産を沒收しこの際黨内の灰色分子野心家及社會的異分子を驅逐する目的を以て黨の廓清を行ふことを議決して且つこれを斷行した。そしてこの決議斷行に依つて黨はその社會的基礎を貧、中勤勞民階級に置くことを確認し茲に蒙古國民黨は甫めて黨本來の旗色を鮮明にしたのである。(タンザンの反黨的行動が革命青年團に支持されてゐた極左派に依つて支援されてゐ

た事實があるが青年團は黨の日和見的政策に對する不滿からタンザン一派を利用して黨の廓清を計らんとしたまでのことであつた。)

ロ、綱領及規則

第三回黨大會後間もなく一九二四年十一月大ホルダグンが召集された。その結果封建神權制度及從來の封建的關係は完全に廢棄され黨の活動は茲に初めて革命理論に即して現實に解放されるに至つた。そして恰克圖會議(一九二一年)に於て作成された十大黨綱の不充分なるを認めて第三回黨大會に於て黨指導者の一人デ・エ・ソソチノは恰克圖綱領追補として黨の究極目的勤勞民獨裁手工業者勞働組織其他に關する六項の新項目を提出し更に黨首腦部は黨中央委員會全體會議に於て黨の新綱領を詳細に審議したる上第四回黨大會(一九二五年九月二十三日)に之を上程して可決したのが即ち現在の國民黨綱領であつて同時に黨規則(附記参照)も協賛を與へられた。即ち新綱領の要點を摘記すれば次の如くである。

第一章 綱領の沿革

第二章 世界情勢に對する資本主義制度の發達及西歐無産階級を東方諸國勤勞民との反帝國主義闘争の歴史の必然性に對するマレキシズム的分析

第四項 資本主義がその帝國主義的形態の根據地たる植民地に於て益々權力伸張を計りつゝある今日勞働階級及全被壓迫小民族の完全なる解放はたゞその世界的規模に於ける團結と現代資本主義制度の倒壊に依りてのみ到達し得るのである

第五項 世界大戰の結果東方植民地諸邦に於て民族解放の革命運動が強烈となり數百年間帝國主義者並にその同類たる封建及有産階級分子の裏切的支配階級に搾取され來りたる東方被壓迫民族は今 この憎むべき壓迫より脱せんと苦闘しつゝある。

第九項 民族解放運動が勤勞大衆獨裁を基礎とする國家的獨立獲得の勝利を以て成就したる蒙古の如き植民國に於ては今後の經濟及文化發展の道は國家資本主義と同時に集團主義の實現に依り資本主義的發達の階段を跳越えて共產主義の達成に向けらるべきものである。

末項の結論 蒙古勤勞民は十月革命及ソウエト政權の極東に於ける帝國主義との闘争の結果解放せられたるものなる事を自覺したるが故に現代の世界情勢に對する關係に於て蒙古勤勞民は嚴然第三國際及ソウエト聯邦と歩調を一にするものである之は蒙古勤勞民の言葉であり且その前衛たる蒙古國民革命黨の言葉である

第三章 極東政局に於ける蒙古の地位

政治

第二十一項 (極東諸國の一般政情蒙古の役割は日支兩國の侵略的野心米日兩國の帝國主義的利益の撞着極東諸國に對する日本の政策支那の内政狀態などを説きたる後)眞に支那の民族的利益を保護するものは孫逸仙の國民黨と支那共產黨あるのみなるが故に蒙古勤勞大衆は帝國主義及富裕階級に反抗する支那國民の解放運動に滿腔の同情を表して之を支持しなければならぬ。

第二十三項 蒙古は特殊の地位を占むるものにして廣大なる領域と天然資源を有し過去に於て又現在に於て特に世界帝國主義諸國就中日本及支那軍閥にとり好個の獲物たるの觀がある。  
(尙十項に亘り蒙古の歴史的發展並に大ホルダグンの業績を述べたる後この章の結論として)

第三十三項 全蒙古勤勞民の意志に従ひその前衛たる蒙古國民革命黨は共產國際の指導の下に支那日本朝鮮の各勤勞階級と密接なる關係を保ち世界帝國主義の桎梏を粉碎するために極東被壓迫民族解放の旗幟を高揚するであらう。

第四章 黨の實際的課題

第一項 蒙古共和國の獨立強化政策を實行すること  
第二項 封建神權制度遺物を徹底的に清掃し新制度の基礎を確保して國家機關の完全なる民主化を行ひこれに

勤勞大衆の各層を誘引すること

第三項 前項の目的を以て黨は大ホラルガンを通じて勤勞階級がその政權を行使するに至れる蒙古の現状を維持すべく努力すること

第四項 支那其他外國の貿易資本を徹底的に驅逐すべく全力を傾注すること

第五項 革命前の債務廢棄を實現すべく期し國民的經濟事業たる國家貿易コペラチーブ銀行金融業其他により外國勢力に對する隷屬服從の原因を打破すべく努力すること

第七項以下 國際關係に於ける黨の要求としては

一、蒙古共和國及ソ聯邦間の政治的經濟的提携並に友好關係を強化すること

二、支那朝鮮日本其他極東諸國に於ける勤勞大衆の解放運動を援助すること就中支那國民黨及極東諸國の共産黨との間に密接なる思想的關係を設定すること

三、蒙古共和國領域外にある蒙古民族に對してはその外國政權よりの解放を支援すること

第十四項 國家及經濟建設に關しては黨は唯一の正しき政策として將又國家の行政機能上最も重要な要求として次の實行を期す

一、經濟政策を國家の手中に歸せしめ國家資本主義及

經濟の社會的集團經濟を實現し以て壓迫者も被壓迫者も存在せざる社會組織即ち共産主義に國家を導くこと

二、貧、中アラト階級よりの勞働者を拔擢すること

三、中央集權を漸次に制定すること

第十五項 民族關係に於ける黨の要求として共和國內に於ける種族的及民族的孤立の傾向並にその經濟的領土的特性固執を打破すること

第十八項 裁判に關しては體刑廢止及革命分子に備ふる臨時革命裁判は當分これを存置してその下に人民陪審員を參與せしむる人民裁判を組織すること

第十九項 軍事關係に於ては一般勤勞民衆に革命青年團の軍事教育を實施し指揮及勤勞階級の利益に忠實なる分子中より軍隊の政治的指導者を養成すること

其他經濟政策及その他の分野に於ける國の要求

一、外國貿易及國內商業の完全なる國家的調整を實施すること

二、財政政策を國家に歸屬せしむること

三、牧畜業の發達改善を圖ること

四、大ホラルガンの決議を實現すること

五、施療院を設立すること

六、勞働法令を制定し市及近郊區域に於ける八時間勞働制を制定すること

七、遊牧經濟狀態に於ける雇傭勞働法を制定すること  
八、職業組合の組織發達を擁護すること  
其他黨組織に關しては黨則規定中(附記参照)に述べるが其後一九二八年には黨本部即中央委員會長制を廢止し同權の三名の書記を置くなど規定に變化を來してゐる。

(2) 蒙古革命青年團

蒙古革命青年團は蒙古國民黨の一部で普通二十一歳未満の黨員を以て成り國民黨の豫備團體の役目をなすものである。

何れの地何れの時代に於ても然うである如く蒙古に於ても亦感激性に富む青年が革命の最尖銳分子として活動した。彼等蒙古青年の一部は徐樹錚の庫倫占據當時及ウンゲルン軍の支配時代已にこれ等の反動的壓迫に抗して赤露に亡命し親しく十月革命の思想に觸れ或る程度政治的經驗を得たのであつて一九二一年の革命にはこれ等青年は擧つて蒙古青年の先鋒となつて政治的活動に参加したのである。

青年團の成立は一九二一年八月青年三十名が庫倫團體を組織し蒙古革命青年團の基礎を作つたに初まる。青年團は當初人民政府及國民黨と共同してウンゲルン軍の掃蕩に従事したが人民政府が實權を握るに及んで政府及國民的の改

革政策が妥協的のもので殊に舊王公高僧等の特權存置に對し反對し直に大改革を行ひ國民革命を階級革命の域に進むべしとの急進的なる主張をなし政府を攻撃しソ聯邦の援助の下に一九二一年末ホド政府を崩壊せしめ其の善後會議に於て國民黨側に對し青年團の獨立團體たることを承認し黨より干渉せざることを要求し遂にこの要求を貫徹し團員より官吏を出し又軍の政治部長は青年團中央委員會長が兼務することになつた。一九二二年七月第一回蒙古青年團大會を開催して以來今日迄革命青年團は蒙古革命の先鋒を切り重要な役割を演じて來てゐることは注目し値する、現在に於ては黨員四萬を數へ其の綱領及規則は一九二五年四月に開かれたる革命青年團中央委員會全體會議で可決されたもので大體國民黨綱領及規則と類似せるものであるがあくまで國民黨と對立し之を政治的提携を保持して活動すべきことを高調してゐる。後一九三二年青年團は國民黨に服屬することになつた。(古川國重利)

六、最近の政治動勢

(1) 積極政策とその互動

一九二四年憲法制定以來蒙古人民共和國に於ては表面上さしたる事件は起らなかつたが一九二七年頃になると國民

民党内では依然として左右兩派の對立があつた。國民黨中央委員長ダンバドルヤ青年團中央委員長シャタンバ（軍事會議長）及シャムツアラノ等黨の大幹部は右翼とせられ之に對し小ホルルダン議長にして全蒙職業組合本部長たるゲンツン一派は反對派即左翼派とせられた。然し右翼派の幹部の勢力強く之が爲同年十一月開かれた第四回大ホルルダン（第二回大ホルルダン）は一九二五年十一月開かれ、九十名出席内五名は婦人の参加あり、小ホルルダン議員は從來の三十名を改めて四十五名に増加、時の總理はツエレン・ドルヤであつた。第三回大ホルルダンは一九二六年十一月一日開催これが議長はトハダホ・小ホルルダン議長はゲンツンの代りに前職業本部長たりしダムジン・スウレン當選した次で一九二八年二月十三日總理ツエレン・ドルヤ死亡したので其後任に副總理兼經濟大臣アモルが任命された。之に對し反幹部派たる左翼派と雖も漸次勢力を得一九二八年の第七回黨大會は十月廿三日より二十日迄未曾有の長期開會兩派互に抗爭したが遂に幹部派破れ反對派たる左翼が勝利を得ることになつたことは同大會の決議を見ても明瞭である。即ち

- 一、蒙古發達に資本主義を否とする標語は依然確守す
- 二、僧俗王公の財産沒收

- 三、農業生産組合の設立
  - 四、黨組織中黨本部（中央委員會）長の制を廢し三名の同權なる書記を置く右書記としてゲンツン、バダルホ及エリツイアオチル當選
  - 五、國民革命軍を國民赤軍と改稱
- 其他新政策に依り僧俗の王公に對し政府及幹部の經濟的攻撃初まり又活佛後繼者探索問題は曩に一九二六年九月三日の法律に依り政府の許可があつた場合活佛の探索を許す筈であつたが民間にその氣配が現はれるや之を禁止した。一九二八年十二月十四日より翌一九二九年一月二十三日に亘つて開かれた第五回大ホルルダンには小ホルルダン議長ゲンツンの後任としてチヨイバルサンが當選した。而して右翼幹部派を倒して政權を握つた左翼派は益々左傾し一九二九年七月喇嘛征伐に均しき訓令を出し同月十五日には社會主義的建設のホルホズ創立に關する訓令を發し第一着に貧民を主體としてコンミュン組織せしめ十一月に至りホルホズの中央機關としてホルホズ・ツエントルを設立し官制上に於ても從來の經濟省を（一）牧畜農務省及（二）商工省の二省に分割して農業重視を實現した。
- 一九三〇年に入り左翼的傾向は益々發展、二月二十一日より四月三日迄開催の第八回黨大會は本部書記の改選を行ひエリツイアオチルの代りにチジャを選舉し他の二人は再

選した同大會は蒙古の社會主義的建設五年（一九三一年—一九三五年）計畫を立て貧民七〇%中農五〇%をホルホズ化するべき旨を決議し當時蒙古内農牧家數一六五、〇〇〇戸の中、貧農七九、〇〇〇戸、中農七三、〇〇〇戸なりし所一九三五年には貧中農共九二、〇〇〇戸即ち全體の五五%をホルホズ化することとした。而して人民を財産に依つて區別し二〇フビ（一フビは三十ツリツ課税單位）以下を中農二〇—一〇〇フビの者を中農夫以上を富農（クラク）と定め事實上中農富農を壓迫したのである。

四月七日から二十八日迄開催の第六回大ホルルダンは右黨大會の決議を採擇し小ホルルダン議長にラガン總理にチクシツトツヤツブ當選し五月よりホルホズ運動を強化し六月には國營の耕作農場をホム（ウブス湖とキリギス湖の間）及ウランコム地方に牧畜農場をイユヘリタ及ウリセ河（セレンガ河の支流）に開設した。實際に於て同年十月に於けるホルホズ加入戸數は一五、九〇三戸一〇〇〇、五七人に達し全蒙古住民の一四、二%を集團化したと云ふ。

前述の如く左翼派の天下となりその黨及政府はホルホズ運動の擴大と共に喇嘛及寺院に對する壓迫をも併合し黨本部は一九三〇年六月二十三日の訓令を以て寺院所有家畜を國有とし之を以てホルホズを作り契約で寺院をしてホルホズを扶養せしむることとした。一九三一年に入り此の運動

は益々擴大し各地に亘つて全面的に之の方針を施行したので中農富農階級は大半清算せらるゝことになつた。一九三〇年十二月十二日の法令を以て外國貿易は政府の專賣となり其結果支那との貿易は杜絶し一九三一年に至り個人商業も全面的に禁止さるに至つた。工業に於ては重工業重視せられ一九三一年庫倫に工業コンビナート建築及ハトフイル（コソゴル湖南岸）に蒸汽洗場の建築に着手し家内工業組合の制度を設けた。

文化政策の上に於ては一九三〇年九月より青年團に於て文盲撲滅施行の所謂文化行軍なるものを行ひ同年中八千乃至一萬人の文盲者を教育し學校を増設し一九三一年建國第十週年記念としてローマ字を以て新國字として公布、宣傳文學小學校教育及一切の書籍は一律にローマ字を使用することとした。國民保健の上に於ては一九三〇年四月保健省を新設し從來の西藏醫術を國家としては承認せざるに至つた。

以上の如き左翼派の政策殊に王公寺院の財産沒收之に次いで一九三〇年三月喇嘛に對して行政處分を以て還俗せしむる運動（一九三〇年夏より秋にかけて一七、〇〇〇名の喇嘛を還俗せしめた、因に一九三〇年の外蒙に於ける喇嘛數は一〇〇、〇〇〇にして總人口の一五%に當る）を行ひ其結果ウランコム地方に舊王公の煽動に依り喇嘛の暴動が

起つてゐる之は軍隊の力で鎮定し主謀者三十八名は同年九月末死刑になつた。これに次いで起つたのは西部地方の大反亂である。

即ち過激なる黨及政府の政府強行は當然の成行として民間に不平を喚起し舊王公及喇嘛の反動的煽動は續いて行はれ殊に一九三一年九月滿洲事件の影響が右の不平と煽動とに拍車をかけ一九三二年五月西部コソゴル、アラ・ハンガイ、ウアル・ハンガイ、ジャブアイン・アルタイの四アイマクに涉り舊王公及高級喇嘛首班となり反亂を起し不平の人民之に響應し反徒の團體實に二十萬に及び其行動は惨忍を極めたが軍隊の出動に依り八月に至り鎮定され反徒を統卒せる(ジャンジュン)將軍は逮捕され庫倫に送致された。反徒の一部は同年十月特赦を受けたが首領等は一九三三年四月から五月にかけ公開裁判に依り審理見せしめの爲夫々處刑された。これに依つて見ると昔外蒙古は成程一部のソ聯邦式に鍛へられた革命分子に依つて政治的經濟的統一が強制度に行はれ相當の成功を見たとは云へ未だ尙反革命分子即舊王公富豪喇嘛等の封建的思想は拭ひ去らるべくも非ず衝動次第に依つては舊態は蒙古即ち宗教的或は封建的統一に還元する可能性が充分あると言ひ得るのである。

(2) 政策の轉換と最近の反亂

青年團員清掃を行ひ其結果黨員四萬二千人より一萬二千人となる

三、政府更迭し小ホルルダン議長にアモル總理にゲンツン當選

四、蒙古人民共和國は新型の國民革命、有産民主反帝國反封建主義の共和國とし漸進的に非資本主義的發達の途に移るものなりとの基礎を定め

五、實行すべき政策としては

- (イ)個人經濟自發心獎勵の方針を建て
- (ロ)フビ(課税單低)に依る勤勞民の社會的財産的區分の廢止
- (ハ)コルホズ及寺院所有家畜に關する政策の批難
- (ニ)行政手續に依る反宗教措置の停止
- (ホ)驛遞制度の課役廢止
- (ヘ)個人内國商業の許可
- (ト)官制改正

(a)一九三〇年四月二十五日廢止せられたる陸軍省及總司令職の復活

(b)經濟會議、勞働事務中央委員會、コルホズ・ツエントル等廢止

即ち一九三〇年以來の政策は革命の活動力及權力の性質の評価を誤り現地特殊事情を認識せずコルホズの機構に對

黨及政府部に於ても左翼幹部の過激なる左傾方針に反對する一派があつてチヂヤ、チクゲツトチヤブ及バダホホ等がその重なる者でこれに對抗するものにゲンツン一派があつた。上述せる一九三二年五月西部地方の反亂發生の責を引いて總理ジクゲツトチヤツプは五月二十二日自殺したる等時局紛糾し之が收拾の爲黨部に於ては六月二十九、三十の兩日黨本部及中央統制委員會の第三回臨時總會を催し之に次いで七月二日小ホルルダン第十七回臨時總會開催されその結果從來の施政方針の過誤を認め之を激轉することとなり七月十日より二十一日に亘つて開催せる第一回無黨協議會なる從來の權力團體を除外したる一種變態の憲法議會とも稱すべき會議は右兩會議の決議を採擇して愈々新政策を實行することとなつた。其變換事項の重なるものは次の如し、

- 一、黨部は國政の指導より分離し國權は全部政府に集中
- 二、黨に於ては
  - (イ)黨本部幹部會更迭、書記としてエリツイブオチル、ルプサン・シラブ、レンホ當選し
  - (ロ)黨中央會制委員會の廢止
  - (ハ)青年團は從來黨と獨立の團體なりしが爾後國民黨に服屬することとなり
  - (ニ)反亂地方に於ける黨及青年團各機關は廢止ホ黨及

する決定不確實を極め蒙古の國民經濟が荒牧的なることを認識せず寺院家畜の國有の如きは尙早にして其實施條件苛酷に過ぎ喇嘛の民間に於ける勢力を無視し商業及税法に於て多くの過誤を認め之を是正せんとするに至つた。

其後の新政策に於て重なるものは一九三三年六月二日牧畜に關する新法を發布し果進主義を廢し同月三十日寺院家畜に對する税法を改め寺院を無視せざるものとして十二月八日大寺院に政府代表設置を見た。一九三三年十月の第四回黨本部總會に於て新黨則を採擇した一九三四年三月二十六日軍事會議を廢止した。黨は同年三月の第十八回小ホルルダン會議に於て十八ヶ月間の新政策は成功であつたとの報告を聴取してあるが一九三三年夏東部及ハンタイ並に中央諸部に大規模の反亂組織あることが發見され、一九三四年十一月ソ聯邦の對蒙態度に不平を有する分子が桑貝子に於ける蒙古軍隊と合流し(約八百)同地のユダヤ系ソ聯人約二十八名及ソ聯共產黨員十三名を慘殺し暴動化したとの報があり同月十四日庫倫より三臺の飛行機が飛來し又恰克圖より自動車にて急派せる六百のソ聯邦軍隊に依つて鎮定されたと言はれるが右反亂は國民黨の極左派の政策に對して舊王公喇嘛の不平分子が反抗したものと見るべく前項に述べたる如く外蒙人民共和國の前途は決して安固たるものでないことが立證されるのである。(古川國重利)

## II トウヴァ人民共和國

### 一、概説

トウヴァ人民共和國（舊唐努烏梁海）は外蒙古の北西隅北薩彦山脈を以てソ聯邦に境し南方は唐努山脈を以て外蒙古に接する即ち北緯五〇—五三度東經八九—一〇〇度に互る面積十七萬平方軒の地方といひ、人口五萬八千餘、住民の大部が所謂烏梁海人で土人自らはトウヴァ人ロシア人はソヨートと稱するフィン種族、トルコ種族、蒙古種族の混合種族で言語も庫蘇古爾湖附近の者が蒙古語に近い外、大體はトルコ語系に近い言葉を用ひてゐて宗教は蒙古人と同様喇嘛教を信じてゐる。

同地方は古來所屬が甚だ曖昧な所で十七世紀中この地方に帳幕があつたアルタン汗がロシアに臣禮を執つたといふ理由でロシアは烏梁海地方に對し自國の特種關係を主張した。本當に臣禮を執つたか否か歴史上色々問題になつてゐることでもロシアの有力な主張とはなつてゐない。一方支那の同地方に對する關係もさほど遠く且深い根柢のあるものでない。同地が支那に隸屬するやうになつたのは十八世紀清朝の康熙の末から雍正の初にかけ準噶爾部征討のついでに烏梁海征伐をやり、この地方は初めて清朝の版圖に歸し

その結果支那（清朝）はロシアと雍正五年即ち一七二七年露支恰克圖條約を結び薩彦山脈を以て露支兩國の國境を定め條約明文上支那領蒙古に屬することとなつたのである。以來同地方は大體に於て二十世紀の初期までは駐蒙支那官憲の支配を受けることになつてゐたのである。

### 二、その成立と憲法制定

一九一一年、支那革命の際烏梁海地方にも外蒙古と呼應して國民運動が起つた。勿論十九世紀以後烏梁海に侵入して烏梁海の經濟或は牧畜上の權利を牛耳つてゐたロシア人の使帳に依つて支那の勢力を迫り、支那から獨立したものであることは明である。一九一三年にはロシアは已に烏梁海をエンセイヌカヤ縣に編入、一九一四年秋正式にロシアの宗主權下に隸屬することが宣告されたが一九一五年恰克圖における露支蒙三國協商の結果烏里雅蘇臺駐劄佐理專員に唐努烏梁海の事務を兼管せしむることが出来た、一九一七年のロシア革命は同地方にも影響し、同地白黨と赤系ロシア人との鬭争地と化し、この隙に乗じて支那國政府は失地恢復を圖り一九一九年軍を烏梁海に進め、同年七月武力恢復に成功し、同時に嚴式超が唐努烏梁海駐劄佐理專員となつて善後策を講ずることになつたが、翌一九二〇年再び白黨の蜂起は支那軍隊を驅逐し烏梁海人民は勢ひ外蒙古と同様

赤系勢力に援助を求めなければならなくなつたのである。

茲に於て一九二一年八月十三日より十六日に互り烏梁海人はソウエートの援助を得てスグ、パシヤなる地に烏梁海各ホシユン（區）代表者よりなる大一回大ホルダンを開催しソウエート政府からはシベリア革命委員會より十八名の特別代表が派遣され、蒙古人民共和國政府よりも形式的陪席の爲三名の代表が参加した。この大ホルダンを議長に舊王公バヤン、バタラホが選任され全會一致を以て獨立國家を組織するの決議をなし即時人民政府を成立し内閣總理としてソドーム、バリシル貝勒公が選出せられた。諸大會は最終會議に於て共和國臨時憲法を採擇したがこれは一九二六年制定せられた同共和國憲法の先驅をなすものである。一九二一年九月ソウエート政府はチチエリン外相の名を以て「帝政露西亞時代の不法行動を一切否認し、烏梁海地方を長く保護領視したる事實を放棄すると共に「タンヌトウヴァ共和國を獨立國家として承認する」の公式通牒を發しロシア帝政時代の保護權を拋棄した。然しこの第一期の人民革命政府は温健的の性質を帯び人民の人氣を吸收するに専念せるものと覺しく政府の如きも貴族出身乃至土豪を以て組織してゐるが、ソウエートの積極政策次第に濃厚になるにつれ無産階級獨裁政治への歩を進めたことは當然である即ち一九二三年八月五百餘名の黨員參集せる第二回國民黨

大會は平等の原則を徹底化するため王公貴族の稱號階位階を剝奪することを決議すると共に獨立を宣言しタンヌ、トウヴァ人民共和國と稱し庫倫の蒙古人民政府に對し獨立建國の由來を述べその承認を求むる所があつた。右國民黨第二回の共和國宣言は翌一九二四年開催せられたる第二回大ホルダンを依つて決定され、蒙古人民共和國に於てもトウヴァ人民共和國人民の意思を尊重する方針を以てトラヴァ人民共和國を承認することに蒙古第一回大ホルダんに於て決議を與へてゐる。

一九二六年十一月十八日から二十四日に互り開かれたるタンヌ、トウヴァ第四大ホルダんに於ては一九二一年人民政府が採擇した憲法は臨時のものであつたので改めて蒙古人民共和國憲法に倣つて新憲法を制定議決した。大體外蒙古の憲法に類似してゐるが少し異なる所もあるので比較研究のために附記する。

尙この第四回大ホルダんに於て一九二六年七月蒙古人民共和國との間に締結された親善關係を律すべき條約を承認し蒙古側が烏梁海を自國領としようとしてゐた關係上の條約の確認は重大意義があるとされてゐる。

### 三、國家組織

國家の最高權が大ホルダんに屬し大ホルダン未召集



期間は小ホルダグンに又小ホルダグン會期と次會期との過渡期間には小ホルダグン幹部會と政府に主權を委ねられること皆蒙古人民共和國の國家組織と同様である。而して政府機關は大臣會議長(總理) 同副議長(副總理) 內務、外務、財政、司法の各部門に分れ、地方自治の行政區劃が蒙古人民共和國と當然異つてゐる。即「トウヴァ」人民共和國に於ては左の六ホシエンと以下ソモン、バク、アルバン(十戸)とに區劃されてゐる。

ホシエン名	ソモン數	バク數	アルバン數
バヤンハン、タイガ	一二	四三	一五二
ウランハン、タイガ	一三	四八	一八〇
イヘ、ケムスグ	一〇	三五	一六三
カ、ケムスグ	一〇	三二	一三〇
テ、トンゴール	七	二三	一〇四
トウジフウル	二	八	二八
合計	五四	一八九	七三〇

以上の地方自治區行政も執行機關に依つて行はれること亦外蒙古のそれと同様である。(附記憲法參照)

(註) タンヌ、トウヴァ人民共和國の現在の政府閣員及其他國民黨關係主要人物を知る資料なきを遺憾とす現在の在リ聯邦タンヌ・トラヴァ共和国全權代表はロアウンと稱す。

#### 四、トウヴァ人民共和國憲法

##### 第一編

往古各種族ノ指導者トシテ其種族中ヨリ最モ有能傑出セル者出現シ漸次世界大小國民ノ專制君主(帝王)トナレリ其統治ハ各國ノ數千萬勤勞民衆ヲ奴隸的壓迫搾取ノ状態ニ置キタリ最近數十年間支配階級ノ壓迫及搾取ニ反對セル革命運動ハ世界各國ニ發達シ多數國ニ於テハ立憲君主國又ハ有産階級の民主共和國興リタリ

勤勞民衆ノ状態ハ依然舊ノ如クニシテ依然有産階級及地主ニ搾取セラレツ、アリ立憲君主ハ無限ノ權力ヲ得ント欲シ有産民主共和國ニ於ケル大統領及大臣等ハ無辜ノ貧民ノ權利ヲ蔑視シ百萬有産階級及地主ノ利益ヲ保護ス之等總テノ世界各國ノ勤勞民衆ハ彼等ヲ壓迫スル支配階級ニ決然トシテ自己ヲ犧牲トシ争闘スルコトニ依テノミ自由ヲ獲ラルヘキコトヲ漸次信スルニ至レリ

此争闘ノ最モ英雄的事例ハロシアノ勞農民ヲ專制ノ壓迫及有産階級及地主ノ支配ヨリ解放シタル十月革命ナリ「ロシア」ノ勤勞民衆ノ大勝利ハ西方先進資本主義國ノ勞農民ノミナラス東方ノ被壓迫國民ヲも刺激シタリ數世紀間内外國征服者ノ壓迫搾取ノ下ニアリタル「トウヴァ」人民ハ一九二一年白賊「アタマン、カザンツエフ」

及之ヲ支持セル封建神權分子ノ統治ヲ覆滅シ勤勞國民ノ權力ヲ代表スル人民政府ヲ創設セリ

「トウヴァ」人民共和國第四回大「ホルダグン」ハ國民革命ノ所得ヲ保護シ現政府ヲ鞏固ニスルタメ廣キ階級ノ人民ノ利益ニ顧ミ左ノ「トウヴァ」人民共和國根本法ヲ認可ス

認可セラレタル共和國根本法ハ中央及地方官憲ニ於テ公布シ之ヲ全官廳ニ於テ揭示スヘシ

「トウヴァ」人民共和國第四回大「ホルダグン」ハ政府ニ對シ學校及軍隊ニ於テ本憲法ノ原則ノ研究並ニ解釋ヲ行ハシムヘキコトヲ委任ス

國ノ最高權ハ共和國大「ホルダグン」其ノ閉會中ハ小「ホルダグン」及政府ニ屬ス

毎年一月十九日ハ人民政府組織ノ日トシテ國際日タルヲ以テ官廳及人民並ニ一般勤勞民衆ハ國民的祭典ノ日トシテ此ノ日ヲ記念スヘシ

##### 第二編

##### 第一章 勤勞人民ノ權利宣言

第一條 自今我國ハ獨立ナル「トウヴァ」人民共和國タルコトヲ宣言ス  
人民ノ最高權ハ共和國大「ホルダグン」及其選舉スヘキ政府ヲ通シテ實現ス

第二條 「トウヴァ」人民共和國ノ根本任務ハ國家機關ヲ全然民衆化シ之ニ勤勞民衆ノ廣キ階級ヲ參加セシメ以テ共和制ノ基礎ヲ鞏固ニスルニアリ

第三條 「トウヴァ」人民共和國第四回大「ホルダグン」ハ民主制ノ最高主義ニ從ヒ之ヲ鞏固ニセンカタメ左ノ根本主義ヲ宣示ス  
イ、「トウヴァ」人民共和國ノ土地及土壤森林水利ハ全部一般國民ノ財產トス

ロ、人民政府ノ組織前即チ一九二一年以前ニ行ハレタル債務ハ一切人民ノ國民經濟ニ於ケル不當ノ負擔トシテ廢棄ス右債務ノ支拂ハ絕對ニ禁止ス

ハ、國ノ單一經濟政策ハ國家ノ手ニ集中シ又共和國現政體ハ經濟的保護ノ手段トシテ出來得ル程度ニ於テ外國貿易ノ國家專賣制ヲ施行ス

ニ、勤勞民衆ノ權力ヲ一切完全ニ保障シ外國ノ征服者及内國ノ搾取者ノ權力復古ノ如キコトヲカラシメンカタメニ人民革命軍ヲ編成シ勤勞民衆ノ武裝ヲ確認ス

ホ、勤勞民衆ノ信仰ノ自由ヲ保障スルタメニ寺院ヲ國家ヨリ分離シ宗教ハ各公民ノ私事トス

ヘ、勤勞民衆意見發表ノ實際上ノ自由ヲ保障スルタメ「トウヴァ」人民共和國ハ出版業ヲ組織シ勤勞人民ノ手ニ新聞冊子書籍及其他一切ノ印刷物出版ノ技術的及

物質的資料一切ヲ提供シ其全國ニ於ケル自由配布ヲ保證ス

ト、勤勞民衆集會ノ實際的自由ヲ保障スルタメ「トウヴア」人民共和國ハ自由ニ集會ヲ開催スヘキ人民共和國公民ノ權利ヲ承認シ勤勞人民ニ家屋並ニ相當ノ施設ヲ提供ス

チ、勤勞民衆ノ智識ノ實際的修得ヲ保障スルタメ「トウヴア」人民共和國ハ勤勞民衆ノタメニ完全ナル各方面ノ無料教育ヲ組織スルヲ任務トス

リ、勤勞民衆ノ結社ノ自由ヲ保障スルタメ「トウヴア」人民共和國ハ勤勞民衆ニ對シテ各種ノ組合協會組織ニアラユル便宜ヲ供與ス

メ、勤勞民衆ノ利益ニ鑑ミ「トウヴア」人民共和國ハ民主制ノ根本主義ノ毀損ヲ與フルカ如ク各人カ其權利ヲ行使スルトキハ其權利ヲ剝奪又ハ制限ス

ル、「トウヴア」人民共和國ハ自國公民ノ民族宗教及性ノ如何ニ不拘其同權ヲ承認シ其共同ノ敵トノ鬭争ニ於テ各民族勤勞者ノ利益共同ノ精神ニ於テ國內勤勞民衆ヲ教育センコトヲ期ス

チ、勤勞民衆ノ利益ニ鑑ミ「トウヴア」人民共和國ハ其對外政策ニ於テ各小國民及東方諸國政府ト密接ナル提携及親善關係ヲ設定センコトヲ期ス

第二章 最高權力機關ノ構成

第四條 「トウヴア」人民共和國ノ最高權力機關ハ「ホルダ」其閉會中ハ小「ホルダ」又小「ホルダ」ノ閉會中ハ其幹部會及政府ニ屬ス人民共和國ノ最高權力機關ノ管掌ニ屬スルモノ左ノ如シ

イ、國際關係ニ於テ共和國ヲ代表シ外交關係ヲ處理シ他國家ト政治的及通商上ノ條約ヲ締結批准スルコト

ロ、國境ノ設定及變更

ハ、内外公債ノ募集元金利子ノ支拂並ニ内外貿易ノ指導

ニ、共和國人民經濟ノ「プラン」運輸及郵便電信事業ノ組織

ホ、共和國軍隊ノ編成及指揮

ヘ、共和國豫算ノ確認租稅及收入ノ設定

ト、人民保健ニ關スル一般の方針ノ制定

チ、土地使用ノ一般原則ノ制定並ニ「ホシユン」及「ソモ」ノ境界設定土壤森林及其他天然資源利用法ノ制定

リ、國民教育法ノ制定

メ、裁判所構成ノ基礎制定並ニ統計ノ組織

第五條 共和國根本法ノ確認及變更ハ專ラ共和國大「ホルダ」之ヲ行フ

第六條 共和國大「ホルダ」ハ「ホシユン」及「ソモ」

召集ス

小「ホルダ」幹部會

第十一條 小「ホルダ」幹部會ノ業務ノ範圍左ノ如シ

イ、小「ホルダ」會議ノ指導

ロ、小「ホルダ」議員ノ右機關配屬及其事務ニ關スル特別規定ノ制定

ハ、小「ホルダ」會議ノ議事々項ノ準備

ニ、小「ホルダ」總會ニ對シ法案ノ提出

ホ、小「ホルダ」決議ノ實行ニ對スル監督

ヘ、法律及決定ノ確認並ニ政府ノ決定ヲ變更スルタメ還附シ又ハ停止ス

ト、恩赦問題ノ解決

チ、大臣ノ任命及更迭

リ、各省間ニ發生スル爭議ノ解決並ニ行政官ノ不當行爲ニ對スル人民訴願ノ審議

政府

第十二條 政府ハ各省行動ノ一般の指導及共和國ノ一般行政ヲナス

第十三條 政府ハ其事務上共和國根本法及大小「ホルダ」ノ決定ニ依テ指導セラル

第三章 地方自治行政

シ、並ニ軍隊ノ代表者ヲ以テ組織シ代表者ノ數ハ選舉區ノ人口ニ比例シテ之ヲ定メ其任期ハ一ケ年トス

附則一 「ホシユン」大會カ何等カノ原因ニ依リ成立セサル場合ニハソモヨリ代表者ヲ送ル

附則二 大「ホルダ」ノ選舉手續ハ大「ホルダ」ノ選舉法ニ基キ之ヲ行フ

第七條 大「ホルダ」ノ通常會議ハ「小ホルダ」ノ決定ニ依リ一年一回之ヲ召集ス大「ホルダ」ノ臨時會議ハ小「ホルダ」ノ發意又ハ大「ホルダ」ノ議員三分ノ一ノ要求アルトキ若ハ共和國民ノ三分ノ一ヲ有スル諸ホシユンノ選舉人ノ要求アリタルトキ之ヲ召集ス

第八條 大「ホルダ」ハ小「ホルダ」ヲ選舉シ小「ホルダ」ハ共和國大「ホルダ」ニ對シ一切ノ責ニ任ス

第九條 共和國小「ホルダ」ハ法律決定及命令ヲ發布シ政府行動ノ一般方針ヲ示シ共和國根本法及大「ホルダ」ノ決議ノ實行ヲ監督ス

第十條 共和國小「ホルダ」一年二回以上召集ス小「ホルダ」ノ臨時會議ハ小「ホルダ」幹部ノ決定

政府ノ提議小「ホルダ」議員三分ノ一ノ要求ニ依リ

トウヴァ人民共和國

第十四條 地方自治ノ大會(「ホシユン」「ソモン」「バク」及「十戸」)ハ地方自治ニ關スル法律ニ據リ組織ス地方自治體大會ハ平常ノ行政經濟事務ノタメ執行機關(「ヌツゲン」「ザキロガ」)チ一年ノ任期ヲ以テ選舉ス(「ホシユン」及「ソモン」)役所、「バク」及「アルバン」ノ長)

第十五條 地方自治體大會及其選舉スル執行機關ハ地方自治行政ニ規定セル權利及義務ニ依テ指導セラル

第十六條 大小「ホルルダン」並ニ地方自治體ニ對スル選舉權及被選舉權ハ共和國公民ニシテ選舉ノ日迄ニ滿十八歳トナリタル左ニ該當スル男女之ヲ有ス

イ、自己ノ勤勞ニヨリ生存ノ資ヲ得ル者並ニ其勤勞的生業ニ従事スル者及

ロ、人民革命軍ノ「チリク」(兵卒)

第十七條 左ニ該當スルモノハ選舉權及被選舉權ヲ有セスイ、規定ノ手續ニヨリ精神病者ト認定セラレタル者

ロ、寺院ニ常住スル喇嘛及

ハ、私慾及破廉恥罪ノ爲刑ノ宣言ヲ受ケタル者

第十八條 選舉ノ施行審査等ハ特別ノ選舉法ニ基キ之ヲ行フ

第五章 豫算

第十九條 共和國ノ國家收支ハ國家豫算(一般歲計豫算)

スル追加支出ハ地方行政機關ヨリ關係省ニ之ヲ申請スヘシ

第六章 國璽紋章及國旗

第二十七條 大「ホルルダン」政府各省及其他ノ機關ノ印ハ四角トス印形ノ中央ニ「ホルロ」チ「ホルロ」ノ内ニ日光中ニアル地球上方ニ穗ノ飾ヲ以テ縁取リタル鎌ト熊手ヲ有シ兩側ニ當該機關ノ名稱ヲ刻シタルモノトス

第二十八條 國家ノ紋章ハ第二十七條ニ記載セル圖章トス

第二十九條 國旗ハ赤色ニシテ中央ニ國家ノ紋章ヲ有スルモノトス

第三十條 大小「ホルルダン」ノ會議ハ「キズイル」ニ之ヲ召集ス

本憲法ハ「トウヴァ」人民共和國六年十一月二十四日(西曆一九二六年十一月二十四日)「トウヴァ」人民共和國第四回大「ホルルダン」ニ於テ之ヲ確認ス

「トウヴァ」人民共和國第四回大「ホルルダン」幹部會「ドントク」、「キムチエゴル」、「ニマヂヤツブ」、「マンザイ」、「ザンダン」、「トスモオル」、「ソトホオル」、「ドブチン」、「ロブソン」

(古川國重利)

衡器 度量 計量 度 量 衡 器 計 量 度 量 衡 器

醫藥品・化學藥・寫真藥・工業藥  
和漢藥・黒燒藥・滋養劑・賣藥

東京市下谷區御徒町電車交叉点角  
阿片販賣所 大正堂藥局

電話下谷(83)五二〇六番  
振替東京三七一二七番

### III ブリヤート蒙古自治共和國

#### 一、概説

ブリヤート・モンゴル自治社会主義ソヴェート共和国は、ソヴェート聯邦の加盟國として其の母體の地位に在るロシア社会主義聯邦ソヴェート共和国の一地方自治區である。ブリヤート・モンゴル共和国と言へば、名は共和国であるが、ソヴェート聯邦の加盟共和国とは、國法上其の地位に甚しい相違があり、自治共和国は、國家としての獨立性なく、單にソヴェート式共和国類似の組織の下に、比較的廣汎な自治権を享有するに過ぎない。恰もドイツ憲法上、各邦(Länder)が共和制を採用すべきことを規定されて居り、各邦憲法、例へばプロシヤ憲法では、劈頭「プロシヤは共和政體にしてドイツ國の一邦とす」と規定されて居るが、然し各邦は最早獨立共和國ではなく、單に高度の地方自治體であるとするのが通説であるやうに、ブリヤート・モンゴル自治共和国は、カザク自治共和国、キルギス自治共和国等と共に實質的には殆ど地方自治團體と言ふに等しい。然し自治権の行使は、飽迄ソヴェート式であり、ソヴェート聯邦及び同加盟共和国の型を大體に於て踏襲したものである。唯權限に於ては甚しく縮小され、所屬共和国の監督

指導下に地方的事項の行政を行ふものである。

ブリヤート・モンゴル自治社会主義ソヴェート共和国の面積は、四十一萬九千方呎、人口は共和国建設當時の一九二三年には、四十八萬二千餘名で、革命前に比べれば、三・九%の増加率を示して居る。革命前にはブリヤート人の人口は漸減の傾向を辿り、革命前三十年間に一割の減少を示して居た。共和国建設後は増加の一途を辿り、現在既に六十萬近くに達して居る。人口の大部分はブリヤート蒙古人及びロシア人で、此の外少數の通古斯人、ユダヤ人その他の歐洲人がある。最も多いのはブリヤート蒙古人であり、全人口の約半分を占めて居る。ブリヤート蒙古人の特長については、先に民族史の八、布里雅特蒙古の項で述べたから、茲で再言しない。

#### 二、ロシア人のブリヤート遠征

ロシア人のブリヤート遠征は、明末に近い一六二〇年に始まつた。彼等はブリヤートの地が、銀鑛に富むとの風説に引かれて、遠征の舉に出たのだが、此の第一回遠征は失敗に歸し、更に第二回の一六二七年(明熹宗の天啓七年、清太宗の天聰元年)ピエルフイリエフの遠征も不成功に終つた。翌一六二八年、ピョートル・メクトフの第三回遠征により、漸くブリヤート人に接觸し、ヤサーク(皮貢税)を

取り立てることが出来た。當時のロシア人は、ブリヤート人の身につけた銀の裝飾、武器や什器に施した銀飾に刺戟され、ブリヤート人の故地には豊富な銀鑛あるものと考へ屢々遠征を企てたのだが、事實はブリヤート人の持つて居た銀器類は、總て支那又は蒙古の生産物だったのである。其の後ロシア人が、最終的にブリヤートを征服したのは、一六五二年(明永曆六年、清順治九年)アングラ河畔にイルクーツク冬營を、更に後二年の一六五四年バラカノフスク城邑を建設してから後のことである。爾來アングラ河畔及びウド河畔のブリヤート人を始め、バイカル地方は、漸次ロシア人の手に歸した。更に翌一六五三年から五四年にかけて、ネルチンスク城が建設されたが、これはロシア人のバイカル地方經營に對する政治的根據地ともなつた。(ゾエ・ペ・サツグイン、一一—一二頁)

ロシア人がバイカル地方に勢力を張つた當初は、ブリヤート人の行政的所屬、及び同地域の領土的所屬は、到つて曖昧であつた。例へばロシア人がブリヤートの地域に政治的實勢力を確立するに及んで、ブリヤート蒙古王公の封建的支配権は、少からず弱められたが、而も之を根絶するものではなかつた。ブリヤート王公は、依然として蒙古本土の汗より自己の采邑に對する封建的支配権を授かる形式を續け、王公は本土の汗に對して、従前通り納貢關係を保持

して居た。ロシア政權がブリヤートの地域に浸透し、土地の國有を斷行した後も、これは單に形式上、法制上の關係に止まり、實際上はブリヤートの内部的政治問題に干渉せず、王公の地位を間接に保障して居た。(エメ・ペ・コージイミン、一三五頁)

ブリヤート・モンゴルの地域は、一六八九年のネルチンスク條約、及び一七二七年の布ラ條約で、完全に帝政ロシアの領土となり、領土的には支那乃至蒙古本土との關係は完全に切斷されたが、人文的、社會的には依然として舊來の蒙古的傳統を維持し、ロシア政府も亦、政治的考慮より、必ずしも徹底的なロシア化政策は行はなかつたのである。

#### 三、革命より共和国成立まで

一九一七年帝政ロシアが顛覆し、ソヴェート政權が之に代つてより、其の後新政權の實力が東方に及ぶまでの中間期間は、東部シベリヤは極めて混亂複雑な事態を現出し、ブリヤート蒙古の地域も、屢々紛糾の舞臺に提供された。一九一八年四月十六日には、ホルワツト及びコルチヤツク兩將軍を首班として、北京に「極東政府」(ブラヴィイ・テルストヴォ・ダリニエヴォ・ヴォストーカ)が組織された。同年十一月には、オムスクでコルチヤツク政權が成立し

た。これより先ザバイカル地方では、「アタマン」セミヨノフが、「大蒙古」(ヴェリコエ・モンゴリスコエ・ゴスノフ)の結成をスロロガンとして、アリヤート人知識層の間に盛に運動して居た。一九一九年二月、セミヨノフの發議で、アリヤート人がチタに大蒙古結成會議を召集し、セミヨノフ及びアリヤート人の外、蒙古及び呼倫貝爾の代表者も参加した。會議の結果、四人より成る臨時政府を組織した。然し大蒙古結成計畫は、外蒙古、内蒙古呼倫貝爾蒙古及びアリヤート(布里雅特)蒙古の足並揃はず、他方赤軍の積極的行動に抵抗出来ず、結局一九一九年九月七日、遂に瓦解するに至つた。

赤軍は更に同年十月中旬決定的攻撃に移り、その結果コルチヤツク軍をも徹底的に潰滅した。同年十二月二十七日にはコルチヤツク提督は逮捕され、同日イルクーツクに革命政府が組織された。新政府は翌一九二〇年二月七日、コルチヤツク提督を銃殺に處した。

一九二〇年九月下旬、ヴェルフネ・ウザンスク(今のウラン・ウダ)で各地方政權の聯合大會が開かれ、其結果この地を本據として、極東共和國政府(ダリネゴオストリーチナヤ・レスプブリカ)が成立した。一九二一年の初めに、極東共和國の憲法制定會議が召集され、共和國憲法が制定された。(ヴェエ・サツヴィン、七八—八四頁)

極東共和國は、西はザバイカル州よりアムール州、東は沿海州の一部、カムチャツカ州及び樺太をも包含して居た。其の後モスクワ政府の勢力が確乎となつてより、極東共和國政府は自ら解消し、其の管轄地域も、モスクワ政府の下に、ヤクーツク自治共和國(一九二二年)、極東自治州、並にアリヤート自治共和國(一九二三年)に分割された。最もアリヤート自治共和國は、一九二二年一つの行政区劃とされたのが、翌年になり自治共和國に昇格されたので、これが現在のアリヤート・モンゴル自治社會主義ソヴェート共和國である。

(入江啓四郎)

#### 四、共和國成立後の財政

##### (I) 地方豫算

一九二二—二四年度に於いて、アリヤート蒙古は、獨立的經濟を立て獨自の文化活動を遂行する爲めに、先づ財政經濟の確立を必要とする意味から、この方面に多大の努力が向けられた。地方豫算が設定されたのはこの時期である。

共和國の全國民經濟、殊に第一次五ヶ年計畫の時期に於けるその物凄き膨脹と、且つ社會文化的諸問題解決の爲めに、人民側からの要求が益々増大しつゝあるといふ事情から、地方豫算を増大する必要が生じて來た。

地方豫算の構成内容は、次表によつてこれを窺ふことが出来る。

出	支			入 收				絶 對 數 (單位千留)	比	率	
	的 出	文 化	社 會	租 稅	非 租 稅	國家補助企業	生 產 的 支 出			總 額	對一九二二—二四年度
司 法 行 政	六四七・二	二七八・三	九八八・八	一、六二・九	六九五・三	二〇三・七	三五・七	一、四二九・〇	一九三三—二四	一九二二—二四	一・六倍
保 健	四三・五	二、〇一九・七	二、五九二・七	二、二〇五・九	八四七・三	一、八六二・二	一、四二九・〇	七、〇四七・八	一九二二—二四	一九二二—二四	一・六倍
育 兒	二、七六〇・一	七、一一二・九	一〇、一五四・一	九、〇三八・七	二、九四四・九	六、二五五・四	七、〇四七・八	二五・六	一九二二—二四	一九二二—二四	一・六倍
總 額	二、八〇〇	二八・八	四二・八	五六・〇	三三・四	九・八	一五・三	二五・六	一九二二—二四	一九二二—二四	一・六倍
總 額	二、八〇〇	二八・八	四二・八	五六・〇	三三・四	九・八	一五・三	二五・六	一九二二—二四	一九二二—二四	一・六倍
總 額	二、八〇〇	二八・八	四二・八	五六・〇	三三・四	九・八	一五・三	二五・六	一九二二—二四	一九二二—二四	一・六倍
總 額	二、八〇〇	二八・八	四二・八	五六・〇	三三・四	九・八	一五・三	二五・六	一九二二—二四	一九二二—二四	一・六倍
總 額	二、八〇〇	二八・八	四二・八	五六・〇	三三・四	九・八	一五・三	二五・六	一九二二—二四	一九二二—二四	一・六倍
總 額	二、八〇〇	二八・八	四二・八	五六・〇	三三・四	九・八	一五・三	二五・六	一九二二—二四	一九二二—二四	一・六倍

收入の財源は、共和國の經濟的發展と相應じて増加してある。此等財源の變化を見るに租稅收入は低下し、國家補助企業による部分は激増してある。然し、尙ほ租稅が最も大きな収入源をなしてある點を一般住民の富の平均が非常に低い事と合せて考察するならば、國民の租稅負擔は相當苦しいものである事が想像される。嘗て、舊帝政時代、口

シアの不當な財産剝奪と現物稅によつて苦しめられたアリヤート人達は今は過重の租稅と勞働力徵發によつて、依然辛酸をなめつゝあるのだ。支出方面に於いては、生産の爲めの支出、社會文化的支出が増し、これに反して司法、行政上の支出が減少しつゝある。

地方豫算に就き重要な問題は、一九二八—二九年以後、村落ソウエートに對して經濟的權利を賦與し、これを獨立豫算へ移す事によつて、村落ソウエートを財政的に確立する方策が採られて來たことである。この獨立豫算への推移は、村豫算の比率が年々増加するにつれて行はれて來た。斯くて一九三二年には村落ソウエートはすべて獨立豫算へ

移され、各アイマクの經濟を確立するためには、之れ亦、アイマク豫算をも増加するやうになつて來てゐる。一九二四—二五年度の區及び郷豫算が共和國總豫算の三七・三%であつたのに對し、一九三二年度に於いては、區豫算は村豫算をも含めて既に五三・一%に達してゐる。

豫算部類	總計に對する各豫算額の百分率							
	一九二四—二五	一九二五—二六	一九二七—二八	一九二八—二九	一九二九—三〇	一九三一	一九三二	
共和國豫算	四二・八	三〇・四	三五・五	三八・五	四八・七	三四・一	三三・五	
ウラメ・ウダ市豫算	一九・九	一八・〇	一五・四	一六・四	一二・六	一一・五	一二・五	
區豫算	二四・九	二三・四	四六・一	四〇・〇	三三・一	三八・九	三七・一	
郷豫算	一二・四	二八・二						
村豫算								
其他各都市の豫算			三・〇	二・一	四・二	〇・九	一六・〇	
總豫算	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	

(2) 勤勞者貯蓄局  
貯蓄事業は一九二三年の後半期、即ち、共和國創建の第

一年度から始められた。貯蓄事業はその發展に於いて二つの段階を経てゐる。その第一の段階は組織の段階であつて

共和國々民經濟の成長に基くところの復興期で、この時期は貯蓄事業の發展及び組織上の無經驗といふ見地から、甚だ不完全なものであつた。最初の數年間、貯蓄事業の發展は主としてウラメ・ウダ市の勞働者及び従業員の預金吸集によつて行はれた。

第二の段階は一九二七—一九三〇年で、復興過程の完了期及び再建への過渡期に當つてゐる。都市に於いても農村に於いても預金ヘルレシヨンは急速に發展し、國家の勤勞貯蓄局は大衆的預金勧誘、勤勞民衆の間で遊んでゐる基金の蓄積強化によつて、その活動を農村にまで擴大した。然しながら、貯蓄局の活動部面の擴大、預金及び預金オペレシヨンの著しい發展にも拘らず、預蓄局網の質的狀態はまだ本來の要求に添ふものと見做す事は出來ない。最近は農村に主としてその主力を注いで來たが、これは貯蓄事業發展に於ける第三の段階をなすものである。

(3) 國債

共和國に於ける募債は、既に、一九二二年に開始されてゐる。

國債募集に於いて一轉機をなすものは、一九二七—二八年度である。國家クレジットを普及化すべき最初の大衆的運動は、主として勞働者及び従業員間に於ける第一回工業化債の募集であつた。農民間に於ける此の工業化募債額は四萬五千六百三十ルーブル、即ち募債總額の二三・五%に達してゐる。國債募集のうち農民經濟確立の爲め國債が村落及び部落に於いて最も多く應募せられ、その八〇・八%までが農民によつて占められてゐる。

アリヤート蒙古共和國の創建以來十年間に實現された國債總額は、一千六百四萬三千九百ルーブルで、そのうち一千四百六十六萬一千ルーブル、即ち、その九一・四%は四ヶ年に於ける第一次五ヶ年計畫の國債である。(後藤富男)

### III 滿洲國領内蒙古

#### 一、概 説

##### (1) 總 論

滿洲國內の蒙古とは南長城より北アムールに至る同國西部一帯の地で、所謂東蒙古地方を指していふ、これを従來の通念によつて云へば北方呼倫貝爾、南方熱河、舊奉天省内通遼、洮南の一帯に亘る廣大の地域である。歴史的には滿洲の蒙古は漢人の入滿以來非常に地域を狭められて來たものである。蒙古民族の最盛時たるチンギス・ハン時代には興安嶺を越え東方に、更らに南方に伸び、滿洲の中央大平原は悉く蒙人の手に收められ、これが更らに東方並びに北方に擴がつて行つたが、この廣大な蒙人の征服は、征服の原動力たる蒙古騎兵の行動と、蒙人の永久占領とに滿洲東部、北部一帯の鬱蒼たる大森林が妨害をなした。かくて征服者蒙人の政治的支配は彼等の占領地域より遙かに遠く、即ち彼等の行手を阻害した大森林を超えて遠く及んだのであるが、種族民の植民はその支配努力程遠方には達しなかつた。この時における蒙古人の植民地は南は遼陽、奉天附近、東は新京附近からハルビンの東方にかけた線以西の滿洲であつた。かゝる膨大な滿洲の蒙古は漢人の興隆、

滿洲侵入、並びに滿洲における諸王朝興亡によつて變化し、清末に至つては漢人の蒙地侵入が加速され、前述の如く滿洲西方の一帯に狭められてゐた。この勢ひは民國になつて更らに甚しく、蒙地の觀念は存在しても政治的に滿洲蒙古は滅亡に瀕してゐた。一九三二年の滿洲國成立は滿洲蒙古の保護をなす重大な役割を果し、漢人の蒙人滅亡政策を完全にチエツクした。

現在滿洲蒙古は呼倫貝爾、嫩江流域の一部、哲里木盟、卓索圖、照烏達兩盟よりなる全内蒙の約二分の一に當る地域を占めてゐる。滿洲國が成立して蒙人蒙地政策の實施のために設けられた興安四省は哲里木盟の三分の二、卓索圖盟の全部、照烏達盟の半分は漢人の人口稠密なるため、これを含んでゐなかつた。然るに大同二年(一九三四年)末における地方區劃の改革によつて、興安四省は四省に、熱河省内十四旗は三旗に改編されて興安西省に編入され、熱河蒙古に對しても特殊政治が行はれるに至つた。かくて滿洲蒙古中、蒙地として蒙人蒙地政策が行はれてゐるのは蒙古の呼び方から云へば哲里木盟の三分の二、卓索圖盟の大部(これは熱河省の蒙地であるが)、照烏達盟の大部(翁牛特部、奈曼の興安西省編入)であり、現行行政區劃から云へば興安四省および部分的に熱河省といえる。即ち滿洲國はその成立と同時に興安總督を作り大同二年末の地方改革と同時にこ

れを蒙政部に改め政府各部と同様内閣の一部となし、その所管區域を國內の有ゆる蒙旗に擴張して、一般蒙民の現況に適する行政の指導中央機關とし、地方行政に對する民政部とほぼ同様の組織をとり、七十七萬四千餘人の蒙古民族に對し、組織的に且つ徹底した屬人的政策を行ひつゝある。以下蒙政部所管蒙地たる興安四省ならびに特殊蒙人政策を行ひつゝある熱河蒙地政策を中心とし、失地蒙古たる哲里木盟の一部、熱河省内の卓索圖盟の大部につき概説して行こう。

(田中香苗)

##### (2) 興安北省

興安北省は滿洲國成立後は興安北分省として誕生し、一九三四年の地方行政區劃の大改革後興安北省として獨立の省となつたものである。

同地方にある呼倫湖及貝爾湖の名を取り支那人及蒙古人に呼倫貝爾と呼ばれてゐたもので、興安嶺を以て黒龍江省に、黒龍江上流を以てソ聯邦後貝加爾地方に、西南部を外蒙に接する一六〇、三九六平方千米、滿洲國面積は一、三〇三、一四三平方千米、雜多な蒙古種族(約二萬七千)と支那人、白系露人等人口約四二、〇〇〇人を包括する地域である。明朝末期清朝初期呼倫貝爾地方には已に蒙古人種と滿洲族の混血種なるソロン、ダホール、ヒラール等の種族が北興安嶺から額爾克納河流域一帯にかけて遊牧してゐたが康熙二十九

年頃湖北の蒙古種族準噶爾が枯倫、波不倫(呼倫、貝爾湖)兩湖に侵入し、其征討の結果として額魯特が呼倫貝爾地方に遊牧する様になつたが、同様に外蒙古方面よりバルカ(或はバルグート)が移動して來た。バルカには舊バルカ及新バルカの二種あり呼倫貝爾の代表的蒙古人種であるためこの地方をロシア人がバルカ地方とも呼ぶのである。

バルカ即ち呼倫貝爾は清朝初期に呼倫貝爾副都統(黒龍江省七副都統の一)の支配を受け黒龍江將軍の節制の下に立つたもので、純然たる滿洲旗制即ち八旗の制度に從つて編成され、副都統制は五翼十七旗(各翼總管一、副總管二、各旗佐領三、但し額魯特一翼一旗二佐領、副總管なし)を統轄し、内外蒙古の如く汗、王、公、貝勒、貝子及札薩克乃至は盟長、副盟長等の如き封爵制度の蒙古地域と趣を異にしてゐた。而してこの制度がこの地方に自治或は獨立の變動はあつても大體滿洲國成立迄續いてゐた。

呼倫貝爾の地勢はどちらかと言へば外蒙古に接し同時にロシアのザバイカル地方に接してゐるのみならず、住民も蒙古種族が多い。だから呼倫貝爾とロシアとの關係は唐努烏梁海とロシアとの關係と同様であつて、たゞ唐努烏梁海に對して支那の權力の及んでゐる範圍程度は頗る狭少でロシアは支那の主權を無視することも出來た様なわけであつたに反して、呼倫貝爾は黒龍江省内にあつて黒龍江省

七都統の一たる呼倫貝爾副都統の支配に屬し純然たる清朝の勢力下にあつたため如何なるロシアも之を争ふべき口實を持たないだけの差はあつた。然し清朝末期には呼倫貝爾地方に於けるロシア人の進出は眼ましく呼倫貝爾兩湖と之をつなぐ烏爾順河の漁業の如きは凡んどロシア人の獨占と稱してよい位であつた。

即一九〇八年黑龍江省額爾克納河沿邊伐木採石章程(露國人の呼倫貝爾管轄内河沿岸に於ける伐木採石に關する特權を定めたもの)、一九〇八年露國人鄂倫春人間貿易暫行章程(露國人の呼倫貝爾管内の鄂倫春人との貿易に關する特權を定めたもの)、一九〇八年呼倫貝爾地方露國人土貨購買章程(露國人の呼倫貝爾地方物産購買に關する特權を定めたもの)、一九〇九年呼倫貝爾地方露國人刈草章程(露國人の呼倫貝爾地方に於ける牧草刈取に關する特權)等の如き清朝末期時代に出來た諸種の章程取決めはこの關係を如實に語つてゐると言ふべきである。この頃清朝に於ては呼倫貝爾改革に手を染め出した。即ち一九〇七年光緒三十三年黑龍江省に始めて省制を布きて巡撫を創設し、次の年一九〇八年呼倫貝爾副都統を改め呼倫兵備道となし、道臺を置き一府三廳を隸屬せしめた。即ち臚濱府(滿洲里)、呼倫廳(海拉尔)、室韋廳(吉拉林)、舒都廳(免渡河)とし、臚濱府及呼倫廳は直に設置された、吉拉林には設治局を設け、

舒都廳のみ未だ設置の運びに至らないで清朝は亡びたのであるが、右の如く府廳を設けて支那人移住開拓地域を設定して各種の新税を賦課するなど同地方の支那人の勢力を増進するに努めた爲、從來清廷の放任の方針に安住してゐた呼倫貝爾地方土民をして著しく不安を感じしむるに至つた。而して遂に呼倫貝爾人心動搖の結果は一九一一年九月の支那政府に對する五ヶ條の要求となつたのである。即ち呼倫兵備道及府廳の取消が根本をなすものであるが(一)支那官吏の退去及地方行政の引渡(二)支那軍隊の撤退(三)支那移民の禁止等が重なる要求で一方呼倫貝爾代表は奉天、北京で之が側面運動をした。右は固より支那側の容るる所とならなかつたが、時偶々十月支那に第一革命勃發し、外蒙に於ても滿清離脱の烽火を擧げてゐたので、呼倫貝爾も露國の煽動と外蒙の連絡とにより額魯特總管勝福(達呼爾人)を首領とし各旗々兵の海拉尔進出となり、同年十一月二十七日呼倫貝爾獨立宣言し、民國の黑龍江省と難れ滿清時代の副都統衙門恢復となつた。時はこれ一九一二年の初めである。

呼倫貝爾の獨立が露國の使噤に依つて企てられ又露國軍隊の直接間接の援助で成立し、而して又露國の局外中立及東清鐵道保護なる好名目に依つて支那の呼倫貝爾討伐を不可能にしたことがこの獨立を成就せしめたものと言へる。

然し翻つて獨立後の露國の呼倫貝爾に對する政策は頗る靜で札賚諾爾炭坑擔保借款、吉拉林金礦の租借經營、呼倫湖穩及貝爾湖並に該地方河川に於ける漁業權獲得、滿洲里に於ける蒙古定期市場の設置、海拉尔領事館の新設等の事實はあつても積極的の經略の歩を進めなかつたのは日本の東蒙古經營を活潑ならしむる口實を提供することを心配したのかも知れない。積極的でなかつた一例として次の様な事實がある。外蒙の庫倫獨立政府は露國の援助に對し謝意を表するため外務大臣杭達多爾濟を首班とし、外蒙有力者十數名は露都を訪問することになり、一九一二年十一月二十五日庫倫を出發し、翌一九一三年一月九日露都ペトログラードに到着してゐるが、この一行に呼倫貝爾蒙古交渉代表ランボ(成德)が加つてゐる。彼の目的は呼倫貝爾を以て喀爾喀外蒙古に合併せんと欲し、外蒙庫倫政府と共同して運動を試みたものであるが、露國政府の許可する所とならず、頗る不満で一九一三年二月露都を辭し庫倫を経て歸國したことがあつたと言はれる。そのもつと具體的現象は外蒙古に對する一九一三年十一月五日の露支共同宣言、次いで一九一五年五月二十五日締結の恰克圖會議に於て外蒙古の獨立を取消し、支那の宗主權下に置くことを露國が是認し、更に一九一五年十一月六日北京に於て呼倫貝爾自治條件八ヶ條が締結されたことである。

- 今その條項を示して見ると次の如くである。
- 一、呼倫貝爾は支那中央政府直轄の特殊地域にして(第一條) 同副都統は大總統令に依り任命せられ且省長官の權力を行使す(第二條)
  - 二、副都統衙門は左右兩廳より成り各廳の權限は副都統之を定む、兩廳の中の一廳の廳長は副都統、又他の一廳の廳長は内務部之を任命し、各廳長は副都統の監督下に在りて原則として中央及他省官廳と直接交渉するの權利を有せず(第三條)
  - 三、呼倫貝爾官憲が自ら防遏し能はずと認むる紛擾生じたる場合には中央政府は豫め露國に通牒を發したる後、其軍隊を派遣することを得るも秩序回復の後之を撤退すべし(第四條)
  - 四、呼倫貝爾に於ける税金其他一切の收入は中央政府に歸屬すべき海關稅及鹽稅收入を除く外、地方的經費に充當すべし(第五條)
  - 五、呼倫貝爾人及支那内地人にして農工商を業とするものは呼倫貝爾及支那に於て均しく居住移轉の自由及平等の權利を有し、何等差別的取扱を受くることなし、尤も呼倫貝爾に於ける土地は同地人民の共有財産なるに鑑み支那人は借地權を得るに止まるものとす、但し右借地權を取得し得るは同地官憲に於て支那人の開墾が同地人民の牧



齊に障礙なしと認めたる場所に限る(第六條)

五、將來呼倫貝爾に於て外國資本に依り鐵道を敷設する場  
合、支那政府は第 二之を露國に提議すべし、又東支鐵  
道會社及呼倫貝爾に於て探礦採木の利權を有する露國人  
が其材料及利權事業生産品の運輸の爲鐵道支線を敷設す  
べき場合、支那政府は特別の事由なき限り之に許可を與  
ふべし(第七條)

六、支那政府は露國資本家及呼倫貝爾官憲間に既に締結せ  
られ且露支委員會の審査せる契約を承認す(第八條)

この協約で見るとロシアが呼倫貝爾に於て礦業漁業等の實  
際利權を自國の手に收むることが出来れば表面政治上の  
責任を支那に譲るも差支へがない、當時の事情としてはそ  
れが却つて利益であると考へた結果であることは明かであ  
る。茲に於て外蒙と同様呼倫貝爾も中華民國の宗主權下に  
獨立を取消することになつたのは袁世凱の懐柔が功を奏した  
と云ふよりもロシアが呼倫貝爾から手を引いたと考へる方  
が至當かも知れない。以上の如く呼倫貝爾は自治區域とな  
り副都統は各翼總管中より大總統が任命し外交上の重大事  
件は支那中央政府から決定することになつて、これが大體  
一九二〇年頃迄続いたのである。然しこの間巴布札布殘黨  
の海拉爾占領がある。即ち巴布札布(内蒙東土默特旗人、彰  
武縣警察隊長たりしことあり、外蒙獨立に投じ一九一五年

恰克圖會議の時は錫林郭勒盟濟浩特旗地方に盤踞してゐた  
が、支那に於て一九一七年張勳の復辟運動と呼應し、大蒙  
古建設を志し、のち林西に於て支那軍の爲に戦没す)の殘  
黨色布錚阿等は巴布札布の失敗後、呼倫貝爾以南に退き呼  
倫貝爾と連絡し滿清恢復を謀つたが、呼倫貝爾當局の逡巡  
してゐる間に兵を進めて海拉爾を奪つた。これが一九一七年  
の出來事である。副都統勝福は齊々哈爾に逃げた。

當時露國に於ては赤系の天下となり、呼倫貝爾にロシア  
の勢力減退すると見るや、支那政府は之に乗じ色布錚阿の  
一黨を掃討し、一九一九年副都統を黑龍江省督軍の統制下  
に歸せしめ、翌一九二〇年一月二十八日附大總統令を以て  
呼倫貝爾の自治を取消すと共に、一九一五年露支協定以前  
の民治制を回復して善後督辦を置き且つ露支協定を廢棄し  
た。次で一九二五年三月二日の臨時執政令を以て善後督辦  
を呼倫道尹に改めた。かくて呼倫貝爾の外交、國防等の權限  
を黑龍江省に譲り唯蒙旗の管理權を掌握するのみとなつた  
一九一二年から一九三一年に至る迄呼倫貝爾は自治とか  
半獨立とか言はれてゐるが勿論表面上のみで實際は露國  
と支那の間を右に左に動いてゐたに過ぎず、何等彼等の間  
に定見ありて内部發展工作をなしたものでない。徒らに滿  
清時代の夢を追うてゐたに過ぎないのである。一九一七年  
の事件以來、呼倫貝爾青年は政治問題を論ずる様になり、

呼倫貝爾當局の腐敗打破と呼倫貝爾獨立を目的とし各國の  
留學生が呼倫貝爾學生會を組織し、一九一八年にはウエル  
ブネウザンスクのプリヤート民族大會に代表を参加せしめ  
一九二一年外蒙が完全にソウエト政權の下に獨立國家を  
形成するや、内蒙一帯も之と連絡する様になつた。これが  
一九二三、二四、二五年頃的情勢で張家口に内蒙國民革命黨  
が發生したのも此頃で、勿論呼倫貝爾問題もこれ等革命青  
年の討論の中心をなしたものである。而して一九二五、二  
六年の自治恢復の運動は外蒙庫倫政府の指導を受ける様  
になり、一九二八年東北政局(張作霖の爆死事件、東三省易幟  
實行其他)の激變に乗じ、外蒙國境から海拉爾、興安嶺、滿  
洲里三路を目指して武裝革命呼倫貝爾全自治を標榜して革  
命軍の進出となつたのである。この首領が郭道甫(メルセ)

である。革命軍はハンダガヤを本部として進出、東支鐵道  
察干、烏努爾兩驛にて支那軍と衝突したが、海拉爾占領に  
至らず馬占山軍に敗られた。時の東三省保安總司令張漢卿  
は呼倫貝爾青年の政治運動を了解したものが、副都統衙門  
に參議廳を設け青年をこれに入れるか、呼倫貝爾の行政教  
育に力を注ぐとかで表面上郭道甫の革命運動を抑壓して、  
この運動は終末を告げた。勿論以上は實行されず意に滿た  
ざる青年黨の領袖は皆庫倫に逃げてゐる。(其後郭道甫は奉  
天邊に現はれ蒙旗師範學校長などになつたりしてゐるが多

分海拉爾が滿洲里邊りで行衛不明を傳へられ爾來消息を絶  
つてゐる)以後海拉爾にソウエト政權の一派が蠢動して  
ゐることは噂に上つたが、表面何事もなく翌一九二九年の  
露支紛争の時にも呼倫貝爾當局は中立の態度をとり、一九  
三二年の蘇炳文事件にも大體に於て關係せず、現在滿洲國  
の治下に王道の建設に力を入れてゐる。(古川園重利)

③ 興安東省

興安東省は地方改革までは東分省の地で、喜札嘎爾、布  
特哈、阿榮、莫力達瓦及巴彥各旗の嫩江西方蒙地である。  
興安東省は所謂嫩江地方蒙古を現在の漢蒙人居分界によ  
つて、蒙地主義政策を實行し得べき地帯に設定してある  
従つて嫩江地方蒙古は遙か廣大で、興安東省蒙地を概説す  
る順序して嫩江蒙古を語らう。嫩江蒙地とは北境は伊勒呼  
林阿里山脈(イルフリアリン)區劃り、従つて同山脈とアマ  
ールとの間の少數通古斯部落を除外してゐる。イルフリ、  
アリンより嫩江市街(墨爾根)に至る間を嫩江上流、又墨爾  
根より興安長柵に至る間を同じくその本流を以て東境とな  
してゐる。南境はそれより興安長柵に沿ふて南西に向ひ洮  
河上流に達する。更らに大興安嶺は興安東省(嫩江地方)と  
同北省(呼倫貝爾)とを分ち本地方の西境を形成してゐる。  
この概念は滿洲國成立前までの同方面蒙古で、これが滿洲  
國成立後は更らにせばめられて、興安東省となつてゐる、

即ち蒙人居住の分野から問題となる興安東省東境はメルゲン、布西、甘南西方の線を南北に走つてゐるのである。この結果、北東部では往古の蒙人守備隊屯營地であつた愛理即ち黒龍江城、東部即ち齊々哈爾地方では重要なダゴール聚落の大部分を除外してゐる。

歴史上から云へば嫩江地方の地形は嫩江以東呼蘭河に注ぐ群小河川地帯にまで伸びてゐた。嫩江と呼蘭河の間の大平原は十七世紀の末葉政治的國民としての滿洲族の出現以前には、滿洲の種族運動の有力な中心地であつた。こゝは蒙古系種族と通古斯系種族との争闘の舞臺であつた。こゝで蒙人は滿洲系諸種族と相會し、又後世松花江上流の城市にたてこもつて半ば漢人化せる舊滿洲族を始め、種々の新滿洲族、山岳の森林中に棲んだ原始通古斯に至るまで、總てが合して一の滿洲—通古斯的要素を生み、全滿洲國民の種族的素材を作り上げてたのもこの平原であつた。

蒙人は西方および南方の地からこの一帯を占領した。この蒙人境域の外には通古斯と融合し初めた蒙人、周圍の山岳森林帯を出でて蒙人化するに至つた通古斯が蒙古的組織の下に棲息してゐた。然るに十七世紀の初、滿洲族が確固たる政治勢力となり、漢人に拮抗し始めるや滿洲族は強力な蒙人を以てその族を構成する種族的單位となし、これを自らの指導下に置き、一方蒙人はこれに依つて自己の社會

的、政治的組織を保持することを得た。而して滿洲族の族制はこれを行ふに頗る適當してゐたのである。滿洲族は劃一的な滿洲族制度を布き、呼蘭河、嫩江、アムール河、大興安嶺を支配すべく企圖した。この旗制の實施にあつて滿洲族は支配下の諸種族の文化に關しては何等拘束を加へなかつた。彼等はその政治勢力下の種族に對し上は農業部落民より、下は森林の狩獵遊者、牧民に至るまで雜然と包含した。滿人の種族民支配強化とその建軍單位たる旗制は、内部的強化によらず外部的に動いた。この方向が完成してゐないときにアムール河の露人と衝突した。この形勢は滿洲族統一強化の前途に大きな暗影を投じ、支配下の種族が滿露兩種族間に立つて去就に迷ふ結果となり、滿洲のアムール國境の大黒柱ダゴールですら一部は露の側についたのだつた。かくの如く滿洲族制による蒙古諸族、とくに重要なダゴール族ならびに諸種族を打つて一丸とし、滿洲族の政治勢力の擴大強化策は非常な悪影響を受け、支配下の諸種族の混亂が始まつた。これが一六八九年ごろの滿露紛争後の形勢である。

十九世紀の末葉に至つて漢人植民は壓倒的に夥しくなり滿洲族の政治的支配も漢人に搖がされるに至つた同時に滿洲人が建國の單位としてゐた蒙古人保護政策も漢人のために力を失はしめられ、漢人と蒙人並びにその他の種族との事蒙人グループたる哲里木盟の蒙人と關係あるもので、嫩江を廻り、アムール溪谷なる通古斯の故地に分け入り、多くの森林諸種族を従え、自ら通古斯に同化した。種族的融合は言語の融合を伴ふがダゴールの場合も、この通りで彼等は今その言語の中に蒙古語的要素を失つてゐる。

嫩江地方蒙地は蒙古擴大における東北方の最前線蒙人の地帯であり、蒙古衰退における漢人に最も壓迫された地帯である。而して漢人、滿人との闘争、滿洲族覇權の北邊防備の要素、現實においては滿洲古と漢人區域との境界地帯である。その一部が蒙政部諸管の蒙地たる興安省に入つてゐないのは、すでにその地帯が漢人化され、蒙人集團地として、特殊政治を行ふ理由が喪失してゐるからである。

これまでのべて来たことを要約すれば、興安東省は綜合的な政治的所産であるといえる。現在の領域は歴史的の領域よりずつと縮少され、森林地帯は僅かしか包含されてゐない。併しこの狭少な森林地帯の内部ではこれによつて漢人植民を阻止し、土着の人々は自力を以て進化する餘裕が與えられてゐるのである。これ等の人々には一種の自治が許され、他方ダゴールの如き重要分子がこの自治區域で活躍發展の積極的役割を果すやうに彼等の經濟的復活を目的とする手段がとられつゝある。札蘭屯はその中心地なのである。

實上の境界は西方呼蘭河及び嫩江兩溪谷の中間の一線まで後退するに至り、呼蘭地方は最早や種族問題の發生を見るやうな地域でなくなり、蒙人の中心地は嫩江岸地區から更らに後退の兆を示すに至つた。

嫩江を中心とする蒙古地帯の種族の主なるものは滿洲族中の一部たるダゴール、オロチョン、ソロン人であるが、これ等は滿洲人の漢人化せるものからは蒙古的種族とされてゐる。この中ダゴールは同地方の現在滿洲族中最も重きをなすもので彼等自身の推算に従えば十萬を突破してゐる。彼等は今日でも富裕であるが、土地投機や穀物トラストの結果生活標準が低下したので昔時に及ばない。ハイラルのダゴールと同様、彼等も進歩的な一面、その言語や種族傳統を保持してゐる。彼等は政治的行政的に優れた機能をも有してゐるので、よく漢人の同化を斥け得たが、最近十數年間の漢人統治時代には經濟標準の低い漢人のために故地を侵され、従來の優越的地位は昔日ほど安固なものにならなくなつた。ダゴールは齊々哈爾よりメルゲンに至る嫩江溪谷に分布してゐる。その中心地はこれ等兩都色の中間と興安東省の外なる嫩江東岸の地であるが、アムール沿岸、露領にも住んでゐる。現在の興安東省長もダゴール出身者である。蒙人學者の意見に依ればダゴールはチンギス・ハンの兄弟ハプト・ハサルの後裔であるといふ。即ち滿洲最大の

(4) 興安南省

興安南省は哲里木盟の大部分をしめるもので、この中一部は永き漢人政治の下に蒙地的素質を歪められ、漢地化し、奉天、吉林、黒龍江の諸省に分轄されて来り、滿洲國が興安省を設置の際においても、一部は哲里木盟中心の興安南省に入つてゐない。今日興安南省に包含されるものは庫倫(舊錫埒圖庫倫、舊喀爾喀左翼及舊唐古特喀爾喀各旗の區域)科爾沁左翼前、科爾沁左翼後、科爾沁左翼中、科爾沁右翼中、科爾沁右翼前、科爾沁右翼後、札賚特各旗及通遼縣の區域でその政治中地たる省公署は王爺廟に置かれてゐる。哲里木盟蒙人は蒙古人中最東端の蒙人で、最も早くより滿洲族との交渉を持ち、極東歴史殊に支那史上に極めて重要な位置を占めたものである。滿洲族が萬里の長城北方の諸種族との抗争において優勢な地位を得たのは、これ等東部蒙古人との軍事同盟によつたが故である。野心に燃えた北方民族の指導者が支那中原に覇を唱へるためには支那本土を略奪することよりも北方諸民族の支配者とならねばならなかつた。支那を武力的に握むことは北方民族にとつては何等苦しいものではなかつた。彼等は北方民相互間の抗争が恐ろしく、これを収めることは支那支配の前提であり、従つて支那を永續せしめるためには北方民族即ち自己の出發し來れる長城以北の地で自己の支配的地位を維持し

第三者に奪略されぬことを必要とした。滿洲民族の中原支配においてもこれが最も大きな問題であつた。明末の混頓が始まるや清朝の始祖が行動を起して滿蒙地方において種族闘争を繰返してゐたとき、滿洲族は優勢ではあつたが、決定的地歩には達してゐなかつた。彼等はそこで巧に蒙古族懐柔策を講じた。彼等は先づ東部蒙古人と軍事同盟を結んだ。その結果滿洲族はこれを樞軸に内蒙支配の歩を進めつゝ中原に入り清朝を建てたのである。即ちチンギス・ハンの兄弟たるハブト・ハサルの後裔たる哲里木盟の蒙古王公は同地蒙人を率いて滿洲側から滿洲族を輔けて支那を征服せしめ全蒙に滿洲力を及ぼさしめたのである。

清朝末期に至り漢人の滿洲植民の加増と同方面蒙地侵入にははかに激増した。清朝は當時すでに崩壞の兆を示しつつあつた上、蒙古王侯の漢人との利益結託があり、清朝の蒙古保護策は破れて、哲里木盟は先づ滿洲諸省の内に加へられ始めた。當時科爾沁六旗は奉天省の管轄となつた。郭爾羅斯二旗中一旗は吉林に編入され、他の一旗は札賚特及び杜爾伯特各一旗とともに黒龍江省に包含された。

興安南省内の哲里木盟はその歴史的領域よりも遙かに小さい。その理由はすでに今日興安南省外におかれた地方は蒙人が驅逐され、漢人の植民が蒙古性を大部分踏みくだいてゐるからである。(以上)の奉天、吉林、黒龍江省なるもの

は滿洲國が現行地方區劃を實施以前の區劃である)哲里木盟中の各部旗を歴史的に概説すれば左の如きものである。

(A) 札賚特部——元來科爾沁族の一部だつたが十七世紀の初頭に分離した。旗は一六二四年滿洲族に参加、もともと面積は南北百三十三哩、東西二十哩であつた。滿洲國が興安省設置以前には全部黒龍江省の管轄下にあつたもので地域はチチハルの西南、嫩江下流の西方。今日旗の半ば以上は興安南省より除外されており、南半分の開拓地には四平街、齊々哈爾鐵道の一部が縦斷してあり、その故地には泰來の町がある。漢人植民が行はれたのは近々二十年のことである。最初農業を始めたのは熱河より漢人に驅逐された蒙人移住者だつた。旗内の興安省に編入された部分にもこれ等農業蒙人が多い。

(B) 杜爾伯特部——札賚特と同じく科爾沁の一部だつたが一六二四年滿洲族と接觸するとともに札賚特とも結合した。元來は東西約五十七哩、南北約八十哩の面積を有してゐた。(面積は全部蒙古遊牧記によつた)地域はチチハル東南、嫩江の東方に位し、域内中央部を北鐵濱洲線が走つてゐる。全部興安省外になつてゐる。

(C) 郭爾羅斯部——二旗南北に分れてゐる。種族身體は一部非蒙古系の女真族、即ち滿洲族の系統をひいてゐる。兩旗共一六二四年滿洲族に加つた。もとゝの領域は東西

百五十哩、南北二百二十哩である。その地域は呼蘭地方、松花江、嫩江、杜爾伯特部にかこまれたる北郭爾羅斯と、南郭爾羅斯即ち北は松花江、東は柳條邊境に限られ南および西は科爾沁諸旗に接し、北西は北郭爾羅斯に續く地帯で現在の新京はこの中にある。南郭爾羅斯内には南滿鐵道および新京、吉林鐵道が走つてゐる。この地帯は全く漢人化されており、南北郭爾羅斯ともに興安省内に含まれてない。

(D) 科爾沁部——東西二百九十哩、南北七百哩に互る面積で、六旗よりなる。當初の六旗は東西兩翼に分たれてゐる最東南の地方を除いては漢人の侵入を受けてゐることは郭爾羅斯より遙かに遅く、且つ自然發生的な利益多き舊來の植民に接したこと少なく、現代の搾取的な過酷な植民を見せつけられてゐるため、漢人に絶大の反感を有してゐる。

部内六部は左の如くである。(イ)科爾沁左翼前旗(東翼南旗)は東南柳條邊境、西南熱河に接してゐる。滿洲族の清朝樹立にあたり最も重大な役割を果した。打虎山、通遼鐵道はこの中を貫通してゐる。地域内の彰武、興安省外になつてゐる地域にある)はこの故地にある重要都邑。漢人の侵略ははげしく、北部の瘦地のみが滿人に殘されたといふ。旗の半ばほどは興安南省に編入されたが他は錦州省に入つてゐる。

(ロ)科爾沁左翼後旗東翼北旗は(東翼南旗)の北方にあり

奉天、遼河下流地方より蒙地に入る要地であつた。法庫門、昌圖の西南一帯で、蒙人として強烈な反漢意識と國民的自覺を持つてゐる。すでに大分は興安省に入つてゐる。當旗王公の祖先は清の太祖奴兒哈赤に抗してイエホナラーを授けたが、敗亡し、後奴兒哈赤が皇帝と稱するに至つた。一六一七年蒙古王公に率先して滿洲族に歸順した。(ハ)科爾沁左翼中旗(東翼中央旗)は科爾沁左翼後旗の北方にあり科爾沁諸旗中最大且つ最重要なものと思はれてゐる。鄭家屯、興安省外、通遼方面一帯の地で、滿洲族との融合は最も早いのではないかと思はれる。一六三六年の滿洲族の察哈爾攻撃に同盟者として参加してゐる。興安南省に大部分包含された。(ニ)科爾沁右翼中旗は圖什業圖王旗と俗稱され、科爾沁右翼における頭位を占めてゐる。境域は四洮線附近の遼源、洮南の中間の地より滿洲の西北境に及び、錫林郭勒盟の東烏珠穆沁に接してゐる。その故地(興安省外)には突泉がある。旗内の四分の一を除く外は興安南省に入つてゐる。(ホ)科爾沁右翼前旗は所謂洮河地方で、王爺廟一帯の地である。同地方に漢人が定住し初めたのは一九〇〇年の數年前で、その居住を公認し、政府がこれに援助を與へたのは遙かに後のことである。當時は無秩序と「流血と蒙人暴動」の連續であつた。日本に有名な巴布札布の蒙古獨立運動はこの方面で行はれ、彼等が敗亡したのも現在新京

の北西方であつた。同地方の蒙人對策は舊東北政權の重大な問題であつた。學良は同地方に趨作華を首班とする興安屯墾軍において蒙人を押へるとともに、同地方の開発を進めたが、これは未曾有の積極的漢人の拓殖計畫であつた。中村事件の發生した蘇鄂公府はこゝにある。本旗の約半分を占める北西部は蒙人の手に殘されておき、興安南省に入つてゐるが、他の半分は興安省外にある。(ヘ)科爾沁右翼後旗は洮昂線の貫通する地帯で、南半(興安省外)には安廣、鎮東がある。本旗の蒙人の七〇%は熱河より移住の蒙人である。北半は興安省に包含されてゐる。

前述せるところによつて分明する如く哲里木盟中興安南省に入つてゐないものは郭爾羅斯部、即ち南北郭爾羅斯の全部、杜爾伯特部全部、札賚特部の一部、科爾沁部各旗の半ば乃至一部である。即ち興安南省は札賚特部の半分、科爾沁部各旗の大部である。これ等の地帯は大體において漢人との歴史的接觸から農業化されてゐる。特に注目すべきこの蒙人中最も農業化せる興安南省の蒙人は遊牧性が少く所謂蒙人の性生活の亂脈さが少く、私有財産制度の觀念を有し法定の男相續人を重する風のあることである。蒙古の社會的滅亡の概念とは違つたものが、これ等蒙人の生活に多少見られることである。デカタンな、死滅しつゝある蒙人に對し、同じ民族の間から、甦生の力を與へ、歴史的な

悪い社會制度や悪い生活を民族回生の道に轉回せしめ得るものは、案外興安南省の蒙人であるだらう。農業化せる蒙人の問題は蒙人の遊牧性とともに非常に研究を要するものであらう。

(5) 興安西省

興安西省は照烏達盟中の札魯特左翼、札魯特右翼、阿魯科爾沁、巴林左翼、巴林右翼、克什克騰、翁牛特左翼、奈曼の各旗および開魯、林西各縣を含む蒙地である。この中西喇木倫河以南の地は興安省が各分省から獨立の各省となつた時興安西省に包含されたものである。この地域は分り易く云へば開魯、奈曼、林東、林西、經棚などの都邑ある地帯で、南は熱河省、東は興安南省および錦州省の一部、北は興安南省に接し、西は察哈爾省に接してゐる。この省内蒙人はその地理的理由に基き漢化されたる部分少く蒙人の色彩が頗る濃厚である。奈曼、翁牛特方面各旗内には若干の漢人部落があるので、漢人の植民が多少行はれ、又通遼方面から侵入する漢人の勢もしばしば見られたので、同地方蒙人の反漢的意識は強烈である。これ等の地帯は一九三四年末まではこの省に包含されず、蒙地政治が行はれてなかつたが、前述の如く、地方改革の結果蒙地となつた。過般の奈曼事件は蒙地主義に對する漢人種の反感を中心に出來した事件であり、同地の漢蒙兩民族の複雑さを物語るも

のであらう。然しながらこれらの地帯をのぞけば、蒙人は全くその蒙古性を發揮しており、省内蒙人の大部は遊牧をこゝとし、農業に従事するものは少い。省内各旗につきて述べれば左の如くである。

(A) 翁牛特部——一六三二年滿洲族に附庸するまでは察哈爾部に臣屬してゐた。この部域の中、烏丹城以西三十二牌及查干套海を除きたる區域は未だ興安西省外におかれてゐる。部は東西兩旗につき詳述しやう。(イ)翁牛特西翼旗は一六三五年東翼旗より分離獨立した新旗である。旗地の一部を奪はれて王室狩獵場に配屬された。旗は現在もなほその大部分は漢人の手中にある。赤峯(興安省外にある)は旗内の重要都市だ。(ロ)翁牛特東翼旗は地味まづしく西翼旗ほど漢人の數は多くなく、大分が興安省に入つた。烏丹城を基點に東方へシラムーレンとその南方主要支流老哈河とのなす角の間に廣々とした牧地が殘存し(興安蒙古となつたところだ)、翁牛特、敖漢(漢字的讀み方だ)、奈曼蒙人等が遊牧してゐる。

(B) 奈曼部——成吉思汗が蒙古諸部を合併してゐたときこれに挑戦したと傳説にある。察哈爾に臣伏してゐたが、一六二七年に滿洲族に付き察哈爾に叛いた。旗は一旗で、東西約三十一哩、南北約七十三哩の地域である。一九三四年末興安西省に入つたところで、奈曼事件で有名だ。一九一

三年バインテイドの記述によれば當時、同地の半分は漢人であつた。漢蒙人の部落は雜然と入り交つてゐるが、その南東部は廣い純粹の蒙地があり、この地帯に遊牧民がかなりある。漢蒙人雜居し然し蒙地生活が行はれてゐるので蒙人意識強く、漢人とは激しく抗爭の歴史を有し、獨立自尊の氣風が強い。

(D)克什克騰部——一時察哈爾部に屬し、滿洲族が察哈爾部を征服したる後一六三五年滿洲族についた。地域は東西百十一哩、南北百十九哩に互つてゐたが、のちその一部は奪はれて王室狩獵場に編入された。位置は興安西省の最西南端經棚の一帯で、察哈爾と滿洲國の紛糾にしばしば南方熱河とともに登場して來たところだ。旗は一旗で、その南部地方は漢人のために蠶食されてゐるが、王公の強硬政策に則つて當旗蒙民は第一線となつてよくこれを阻止し、主に北部に集中し、漢人の進出を斥けて來た。北端は遊牧生活者多く南下するにつれ定住農民が多い。克什克騰蒙人は從來の熱河における蒙人中最も強力、非妥協的、進歩的なものと見られ、盟烏達盟中の最有力な存在である。而して同地は蒙古政策の發展において最も重要な地域であり、滿洲國の戰略から云つても重要地位を占めてゐる。

(E)巴林部——巴林東翼、同西翼の二旗に分れ、東西八十三哩、南北七十哩の面積を有し、一九〇〇年初頭には漢

人の姿を認めなかつたところである。その後シラムーレン河傳ひに多少漢人が入つて來たが、その數は大したものでない。彼等は西翼旗に散在してゐる。巴林部の地域は西翼旗たる林西一帯、同東翼たる林東の一帯で、とくに西翼旗南部では漢人と蒙人の激争くりかへされ、所謂蒙匪の勃發は有名である。愛國者巴布札布の殺されたのはこの西翼旗であつた。巴林部は滿洲族に附庸するまでは全一旗であつた。始め外蒙より來れる喀爾喀に從屬したが、一六二八年察哈爾部の攻撃を受けた際、轉じて哲里木盟科爾沁部に援助を求め、これに從つて滿洲族に附庸し、一六四四年支那征服に従軍、同四八年二旗に分組されたものである。

(F)阿魯科爾沁部——東西四十三哩、南北百四十哩の面積を占める崑都、天山の一帯である。旗は一旗で、一時巴爾虎即ち呼倫貝爾地方と外蒙との境界に建設されたことがあるので北科爾沁部と呼ばれてゐた。阿魯とは蒙古語で後部又は北部の意味であり、阿魯科爾沁即北科爾沁部である。阿魯科爾沁部は一時察哈爾の屬領となつたが、一六三〇年滿洲族に附庸した。このとき兩旗に分組されたが、のち一旗に還元した。當旗蒙人の大多數は遊牧を營み、漢人植民の影響は少く、農業さえ餘り見受けられない。

(G)札魯特部——興安西省北部の魯北、桃兒山一帯の蒙地、東西約四十一哩、南北百五十三哩に及ぶ地域である。

元來一旗であつたが、一六二三年滿洲族との戦ひ敗れ、これに附庸し、一六五〇年滿洲の支那征服後遂に西翼と東翼の二旗に組織された。札魯特部はハルハ族に從つたことがあり、その後滿蒙兩族合作前滿洲族と婚姻政策によつて誼を通じてゐたが、一六一九年彼等はこの友好關係を破つて漢人明朝に貢を獻じ、滿洲族と敵對した。その後察哈爾部が強大となつたので、科爾沁に頼り滿洲族に從つてゐる。

西翼旗内においては開魯縣の漢人屯墾地以外に農業はあまり行はれておらず、漢人農業さえ開魯に限定されてゐる。東翼旗の方は西翼旗と類似してはゐるが農業蒙民はかなり多い。この中には隣りの哲里木盟達爾汗王旗から驅逐された農業蒙民がある。東西兩翼ともに蒙民は貧困であるが、東翼旗は農耕に適するところや多く、漢人の進入も多かるべく、農耕は次第に進行すると見られてゐる。

(6) 熱河蒙地—卓索圖盟

(A)熱河蒙地、漢蒙關係——從來の熱河は五分の四までは卓索圖並に昭烏達兩盟蒙人の地で、殘餘の五分の一が瀋河溪谷地方及び王室狩獵場であつた。これとてもとは蒙地であつた。滿洲國成立による蒙人蒙治主義確立の結果、興安西省の新設となり、蒙人を壓迫する漢人と蒙人との政治的區分を作り、熱河において漢人化する熱河と蒙人多き熱河を區別した。即ち滿洲建國當初において熱河西北部の

昭烏達盟中の克什克騰旗を西南の旗とし、シラムーレン河北部の熱河を興安西省となした。更らに一九三四年末の地方區劃改革に當つては興安各分省を獨立の省となし、獨立せる蒙政機關たる蒙政部下において、このときまでなほ熱河に屬してゐた昭烏達盟は大部分熱河省を離れた。即ち翁牛特、奈曼等の旗の大部ならびに全部を興安南省に入れて、蒙人蒙治政策を行ひつゝある。更らに熱河省は興安各省外の各省と同様に民政部に屬してはゐるが、特に同省のみは蒙政が實施され、九旗約四十數萬の蒙古人保護政策が行はれてゐる。即ち熱河省は現在十二縣に分轄され縣政治下にあるが、その内昔蒙古王府より清朝皇帝に獻上したといはれる承德、豐寧、隆化、圍場の他は悉く蒙古領であつて、現在省内にある舊蒙古王旗下の蒙人は興安各省並に察哈爾十旗と一聯の相關せる紐帶をなすものであり、熱河縣政下において興安各省と同様の政策がとられてゐる。こゝを蒙地政治區にしなかつたのは、漢人が多き故であり、又完全なる縣政によつて漢人地域の行政を行はなかつたのは多數の蒙人を考慮したことならびにその地理的關係にもあるのである。現在熱河省の蒙人は土默特部等錦州省に入れるものを除く卓索圖盟に屬する。

熱河蒙人を歴史的に見れば、清朝初期時代において漢蒙兩地域は劃然と區別され、蒙旗は各その王公の統轄する處

であつて、漢領は漢人これを自ら治め、相混淆するところがなかつた。後漸次漢人種の進出に伴ひ蒙人の土地は減少したのであるが、當時は尙土地も廣大で經濟的には何等の影響もなく、無關心に過ごし、清朝二百年間干戈を交えることもなかつた。これは清朝が蒙古人の保護者であり、蒙古人の同盟によつて、その王朝をたてたことに對し、蒙人に種族的親善感を保持してゐたからであつた。而もこの間において漢人の蒙地進入は大に行はれ、その勢ひは熱河に向つても動いた。特に熱河東部地方では鐵道が近接地帯に走るやうになつてからその勢ひが盛となつた。清朝亡び中華民國となり更に國民黨政治の南京政權樹立さるゝや、漢人の蒙地進入傾向は益々甚しくなり、この勢ひは熱河の漢蒙關係に悪影響を與へるに至つた。蔣介石の北伐革命完了に伴ひ、熱河にもついに漢人政治たる省政が布かれ、縣治をもつて蒙古領下における蒙古旗制と併存せしめ逐次侵略の魔手を延ばすに至つた。爲に蒙古王公の權利は次第に蠶食され、蒙民の生活は非常な脅威を受けるやうになつた。爾來事務局、經界局の機構を設置して蒙旗固有の土地を強制的に區分支配し漢人に分讓耕作せしめるに至り、かくして蒙旗は些細な代償の代りにその郷土を永久に蒙人の手から喪失するの餘儀なきに至り、蒙人の牧場は次第に狭るに反し漢人の耕地は日に擴張せられ、従つて縣治の漢人政權

は次第に強大となるに反し、蒙旗の勢力は愈々縮少されて行つた。これより先湯玉麟治下に入るや熱河省に於ける蒙古王公の權力並びに蒙古民族の生計は輕視せられ、漢人をして動もすれば蒙古領たる熱河を支那内地における各省と同一視するが如き誤つた觀念を抱かしめるに至つた。曾つて湯玉麟の命を受けた經界局が各旗に赴き蒙古領を處分せんと企圖し、蒙古王公は湯が蒙古民族を輕視するは非道なりと遂に憤然立つて反抗したことは有名な話であるが、大勢は如何とも仕難く蒙古人は他旗に移住するもの續出し、熱河蒙地の寂漠を來してゐるのである。

(B)卓索圖盟(蒙古の失地)——滿洲國內で蒙古失地といふべきものは哲里木盟中の札賚特部、杜爾伯特部、および同盟他部の一部、ならびに卓索圖盟である。卓索圖盟以外は全く漢人化する地帯であり、蒙人も漢人と雜居的で、地域的にも漢人居住の中心地區にあることはすでに述べて來たとほりであるが、卓索圖盟は遙かに蒙古的であり、一部錦州省にあるを除いては大部分熱河省内にあつて、熱河が特別に蒙古保護政策をとらねばならぬところとなつてゐるが、蒙古失地中特に蒙地として注意を呼ぶ地域であらう。卓索圖盟は喀喇沁、土默特、喀爾喀の三旗ならびに特殊地位にある獨立の喇嘛旗と包含する。この内喀喇沁は土着のものといふ見做し得べく、土默特は十七世紀の初め、綏遠より來るの旗より分離獨立した。地域は山海關より東方に至る沿海廻廊地帯を俯瞰し、大凌河が城内を流れてゐる地域で凌源はその都邑である。この地域蒙人は完全に漢人の包圍の中であり、近年は急速に蒙古語がその地歩を失ひつゝある。

り來り、喀爾喀は十七世紀中葉外蒙より來たものである。獨立喇嘛旗は準種族的組織を有し、當初は主として土默特族よりなつてゐたが、今日では各種族から入り込んでゐる。卓索圖はこれまで述べた如く全部興安省より除外され一部は錦州省に、大部は熱河省に含まれてゐる。同盟の蒙人は漢人中に雜居せるもの極めて小數である。盟各部の概況を示せば左の通りである。

(1)喀喇沁部——東方柳條邊境より後世の所謂王室牧場を経て察哈爾諸族中最東端の正藍旗に至り、東西百六十哩、南北百五十哩に亘つてゐた。喀喇沁は滿洲族と誼を通ずる以前は一旗となつてゐたが、後、三旗に分組された。滿洲族と通じたのは一六二七年、察哈爾蒙人に服従することをさけるためであつた。(イ)喀喇沁西翼旗は喀喇沁諸旗中最も重きをなすもので、承德の東北にあたる。彼等は漢化の度甚しく殊に他の喀喇沁蒙人と同様最近十五年間に急速度をもつて漢化したから、蒙古語を解さぬ青年が非常に多い。旗内は全部數個の縣に分屬し、平泉は旗内の有名な都邑で、こゝに縣治が設けられたのは遠く一七七八年の昔であるといふ。(ロ)喀喇沁中旗は元來一旗であつたが、本旗は一七〇五年、人口増加のため分離せるものである。本旗は東、西兩旗の中間にあり、在住蒙人は喀喇沁部中最も漢化しておらぬ。(ハ)喀喇沁東翼旗は滿洲族に附庸後一六三五年、

(2)土默特部——土默特西翼、東翼の兩旗からなつており綏遠地方から移動せる蒙人の子孫である。その面積は東西百五十三哩、南北百三哩に及ぶ。西翼旗は朝陽、北票方面で喀喇沁よりも支那化されており現在錦州省に包含されてゐる。東翼旗はモンゴルチンと俗稱され、湯玉麟の生地たる阜新の一帯で、反支運動の甚かつたところで巴布札布はこゝの出身である。

(3)獨立喇嘛旗たる錫喇圖庫倫旗は喇嘛の寺領的なもので土默特東翼旗の北方にある南北約七十哩東西約三十哩の小地域で、人口は喇嘛及び俗人を合して一萬二千に過ぎない小旗である。喇嘛領であるから、一種の自治的寺領で、蒙古各地にはかゝるものが散在してゐたといふ。こゝでは蒙人の風習によれば僧院や喇嘛廟は俗法の束縛を受けないから、その點で何れも自治的であり、一種の聖地として近隣の諸種族が集り來るものが多い。當旗蒙人は殆どが土默特より來れるものである。この地の王公喇嘛は昔より漢人の進出に反對的態度を持ち、如何なる理由たるを問はず漢人

の旗内定住を嚴禁したのであるが、今日ではそう云ふわけにも行かないやうである。旗内蒙人は農業に従事し、漢人化し、教育程度は高い。

(4) 唐古特喀爾喀部は便宜上東翼土默特旗即ち蒙古鎮に從屬してゐる。十二世紀の頃青海から甘肅を経て寧夏に至る地に夏(或ひは西夏)王朝を樹立し、十三世紀の初頭成吉思汗のため撃破された人々をテンゴット・ハルハと稱しお

り、この旗のものは青海方面から移動して來たものと思はれる。その面積は東西七、八哩、南北十二乃至十五哩に過ぎず住民五百名といふ。周圍が何れも蒙人であるので旗内に漢人はゐない。本旗は蒙古鎮旗、錫喇圖庫倫、東翼喀爾喀旗とともにその殆どが錦州省内にあり、且つこれ等と興安西省内の奈曼旗南東部とともに漢人包圍中の純粹蒙地プロツクを形成してゐるのは面白い。

(田中香苗)

## 二、政治機構及びその行政

### (1) 蒙古行政制度の確立

滿洲國內に於ける蒙古民族に對してはその民族的、經濟的、文化的理由に基き特殊行政を施すこととなり、大同元年三月九日興安局の設置を見た。同年八月三日興安總署と改稱せられたるも單に名稱の變更に止り何等質的變化を伴つたものではない。

即ち建國と共に國內に興安省なる特殊行政地域を劃定し興安局總長をして省内一般行政を管掌せしめ舊蒙旗(註)旗務に關して國務總理大臣を輔佐せしむることとした。

(註) 舊蒙旗とは左の舊三省内十四旗を指稱するも總長の之等各旗々務監督上の諮問機關として舊蒙務整理委員會を組織(大同元年六月二十七日)せしめた。

#### 一、奉天省内

- 科爾沁左翼前旗
- 科爾沁左翼中旗
- 科爾沁左翼後旗
- 科爾沁右翼前旗
- 科爾沁右翼中旗
- 科爾沁右翼後旗

政治

#### 二、吉林省内

- 郭爾羅斯前旗
- 三、黑龍江省内
- 札賚特旗
- 郭爾羅斯後旗
- 杜爾伯特旗
- 依克明安旗
- 東布特哈八旗
- 齊々哈爾八旗
- 靈爾根八旗

(以上各旗と雖も興安省内に劃入されたる地域は之を除く)

興安總署長官(興安局總長の後身にして全く其内容を一にするもの)は興安各分省長を指揮監督して、蒙政運用の圓滑發展を期したのであるが、飽く迄國務院の外局たる立場を脱却しなかつた。興安省に分省を設けたのは大同元年三月九日であり、東、南、北の三分省に過ぎなかつたものを、大同二年五月十日更に西分省を設置して茲に四分省に劃分せらるゝことになつたが、康德元年十二月一日興安總署の蒙政部への昇格と同時に、分省は之に隣接地域を加へて省に昇格し、興安東省、興安南省、興安西省、興安北省と

なし、行政区劃としての興安省の名は消滅したのである。興安局並興安總署時代に於ける興安省は特異な蒙政地域として認識されたのであるが、蒙政部の成立に際し興安各省内にも縣をも包含し、其行政に關する限り民政部、大臣の權限が第二次的に介入するに至つたと共に、他面興安各省外の旗制を施行せる四蒙旗(吉林、龍江、濱江省下)を蒙政部管下に置く様になつた次第である。

遼つて、建國直前に於ける興安省内の行政制度を觀るに一般には封建制度に依る王公政治たる各旗があり、札薩克(旗長)に依る自治行政が行はるゝと共に舊蒙地の開放地區は漢民族移入雜居し、各旗行政と錯綜して縣行政が行はれた。而して之が監督機關としては形式的には南京政府の行政院、蒙藏委員會の統轄下に在りし如くなるも、盟長を通じて省政府に統轄せらるゝものあり、或は省政府の旗務處に隸屬するものあり、又呼倫貝爾の如く特定地域は省政府に屬する副都統公署の管轄するものある等、極めて複雑なる状態なりしを以て専ら地方行政區域の劃分並に之等地方機關設置に着手し、先づ黑龍江省、奉天省の蒙地中より東北、南の三分省を劃分したることは前掲の如くなるが、管内に於ける、旗、縣の錯雜重複せる状態を整備するに努め縣を廢して旗行政を擴充したるもの七、其一部を接收して旗に編入したるものは十數縣に及んでゐる。大同元年六月

には齊々哈爾濱に興安東分省臨時辦事處を設置すると共に、南分省公署を遼源に、北分省公署を海拉爾に開設した。後大同二年一月東分省公署を札蘭屯に移し、正式に開廳する運びに至つた。

大同二年度に於て呼倫貝爾事變の終結と熱河討伐の完成に依り治安稍々恢復するに至るや、錫拉木倫河を境界とする興安西分省の劃入を行ひ、縣を廢するもの四縣に及び、同年五月開魯に西分省公署を開設し、茲に興安四分省公署の整備を見るに至つた。

旗行政に關しては大同元年教令第五十六號を以て公布せられたる旗制に則り、先づ王公に依る封建制度を廢し、公私經濟の混淆を矯正し、舊慣の是正誘掖には漸進主義を以て之に臨み、分省長、旗長等は新政に理解を有し、手腕徳望を有する王公中より選定し、逐次庶民中心の政治に轉換せしむることに努め、之が爲には可及的速かに各旗に日人參事官を配屬する方針を樹立し、現在三十旗中、參事官十名、代理參事官十六名、屬官三十三名を數へ、殆んど全旗に網羅せられ、僻遠の地に在りて旗行政の刷新改善に努力しつゝあるの外、特殊勤務として各旗に二、三名(總計六十七名)の日人警察官吏を配し専ら警察行政の指導に任ぜしめてある状態であり、今や旗行政運用上劃期的な進歩を遂げ、建國當初に比し隔世の感がある。

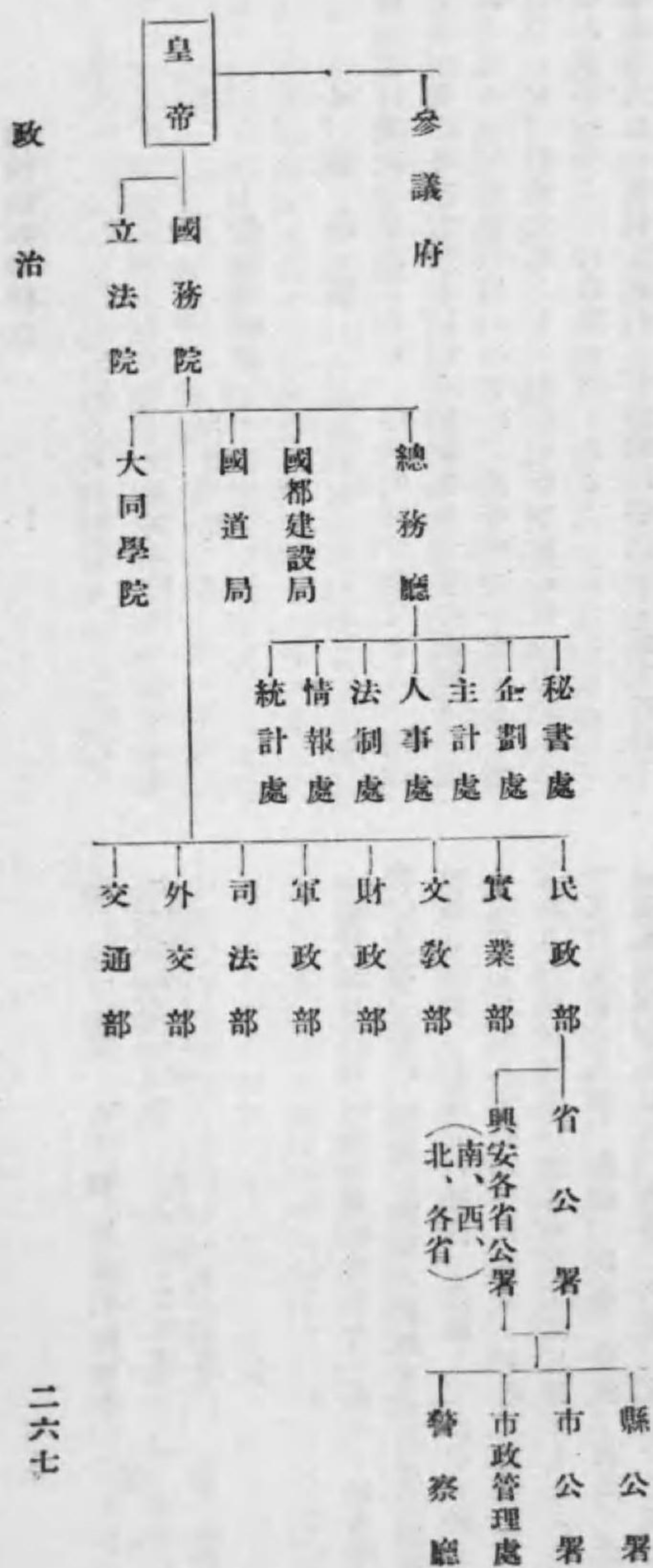
國內の蒙古民族は單に興安省の地域のみに止らず、舊熱河、黑龍江、吉林、奉天の各省地域に及び、之等興安省外に約八十萬の蒙古人を算するに拘らず、之に對する行政は全く放擲せられたるが如き觀あり、就中、之等各省内に於ける旗行政と縣行政とは其の行政の主管權限に於て極めて明確を缺き、剩へ之等旗行政に關しては全然無統制下に在りたるを以て、康德元年十二月の地方制度改革に際し、旗民の宿望と其行政の沿革並に實情とに鑑み、蒙地圈内にして地域的に劃分し得る區域に旗制を施行し、先づ省外の郭爾羅斯前、後旗、依克明安、杜爾伯特の四旗を劃分して獨立

旗となした。又地域的劃分の比較的困難なる雜居地帯に在りては、蒙人保護助長の行政方針を樹て、省公署に旗務科又は旗務股を設け特別の留意を爲して居るのである。

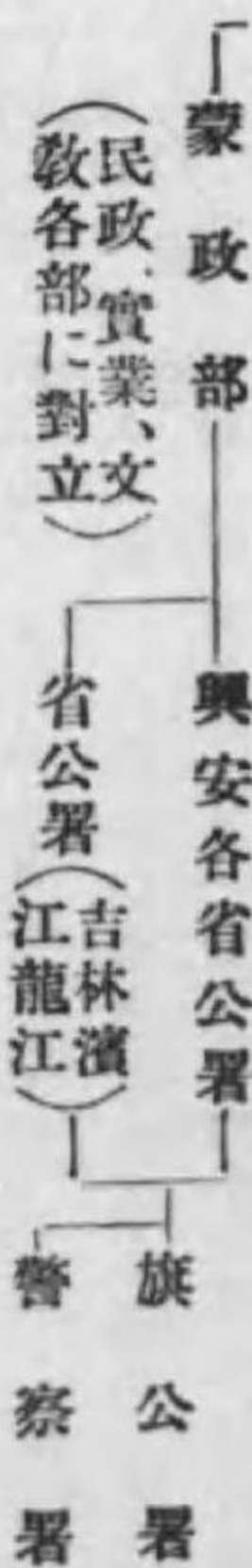
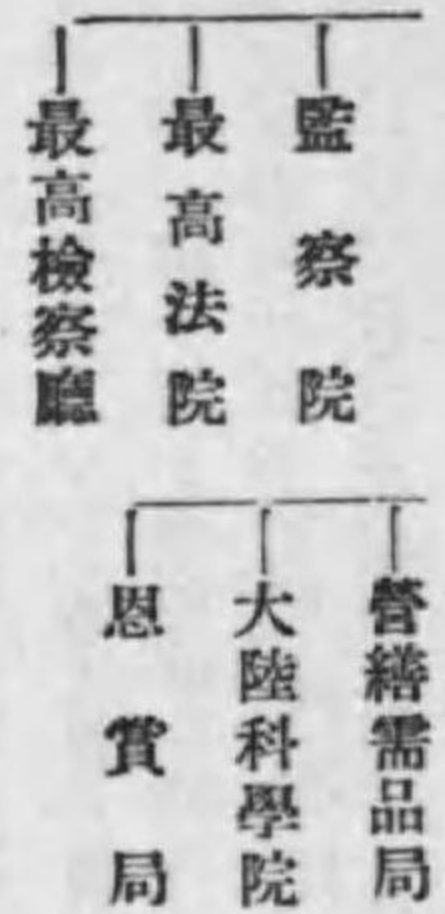
(2) 蒙古行政機構

國內蒙政は、中央行政官廳として蒙政部、下級地方行政官廳(同時に地方自治機關たり)として旗が存在し、此の兩者の中間機關として上級地方官廳たる興安各省公署があつて、蒙政の正統なる指揮命令系統を形成してゐる。

之を圖示すれば左の如く以下蒙政部、興安各省公署、旗公署につき略述する。







イ、蒙政部

蒙政部は蒙政の中心であり、中央行政官廳である。蒙政  
部大臣は他の各部大臣と同様、國務總理大臣の統轄下に置  
かれてゐる。又國務大臣に非ざれば皇帝輔弼の責を負ふ者  
ではないが、行政大臣として其の主管事務に付き行政上の  
責任を負ふべきことは自明の理である。

蒙政部大臣は旗制を施行する地域に於ける「地方行政、  
警察、土木、衛生、農村、畜産(馬に關する事項を除く)水  
産、鑛山、商工、教育及宗教に關する事項」を管掌し、各  
省長を指導監督する。此の主管事項は例示規定に非ずして  
列舉制限規定たるは勿論であるが、茲に注意すべきは、他  
の各部の場合と異り、旗制を施行する地域と云ふ地域的な  
制限を受けてゐることであつて、蒙政の特殊行政たる所以  
が此處に存する。他面、主管事務の内容に付て見る時は實  
に其範圍が廣汎なるを知り得るであらう。即ち民政、實業、  
文教の各部の主管事項に就て「旗制を施行する地域」に於  
ては蒙政部の權限のみ行はるゝのである。

蒙政部は三司、十一科制を採つてゐる。即ち總務司に文  
書、人事、經理、調査の四科、民政司に行政、財務、警務、  
文教の四科、勸業司に畜産、農鑛、工商の三科を置いてゐ  
る。而して蒙人大臣の下に次長、總務、勸業兩司長は日人  
であり、民政司長は蒙人を以て之に充てゝゐる。科長に至  
つては文書、人事、經理、財務、警務、畜産、農鑛の七科  
は日人理事官を以て、調査、行政、文教、工商の四科は蒙  
人理事官又は事務官を以て充て、其の下に日蒙兩系の事務  
官以下を配してゐる。

ロ、興安各省公署

興安各省長は大臣の指導監督を承け、管内旗長、縣長、  
市政管理處長、警察廳長、警察署を指揮する。只注意を要  
するは、縣長、市政管理處長、警察廳長に對する監督は民  
政部大臣の下級官廳としての資格に於て、爲さるべきこと  
である。元、興安各分省に興安警察局を設け、分省公署の  
指揮下に入れたるも、興安省警務機構の整備を計畫し之を  
廢止し、省公署の組織の中に融合せしめ、省公署に警務廳

(又は警務科)を置くこととしたのである。省公署の組織は  
東、西兩省と南、北兩省間に差がある。前者は總務廳(總務  
科、經理科)、民政廳(地方科、勸業科、文教科、警務科)の  
二廳六科制であり、後者は總務廳(總務科、經理科)、民政  
廳(地方科、勸業科、文教科)、警務廳(警務科、保衛科)の三  
廳七科制である。尙各廳の外に在つて、省長を輔佐し、機  
務に參畫する日人參與官があり、各省各一を配し、省行政  
の實際的輔佐に任ぜしめてゐる。

ハ、旗

旗は下級の地方行政官廳たる立場と自治團體たる立場と  
を有するが、前者の立場に於て旗長省長の指揮監督を受け  
旗内行政を掌理し、旗令を發し、所部の官吏を指揮監督す  
るものであるが、旗長の下に總務科、内務科、警務科の三  
科を置く。旗長の輔佐官たる日人の參事官及び屬官並に警  
察官を配屬し、現地に於ける直接行政指導の任に當らしめ  
つゝあることは既に述べた。

次に露西亞勢力の遺物たる北滿鐵路の買收後、尙存續し  
てゐた北滿特別區は愈々本年初頭に於て廢止され、而して  
従前に於ても特區は興安東、北、兩省内にも存在してゐた  
爲に、原則として夫々近くの各旗に編入されたが、特別の  
理由に基き、海拉爾鄉及滿洲里市二處に市政管理處及警察  
廳を開設し共に興安北省長の指揮下に置き、第二次監督

は依然として民政部で行ふ事になつた。

③ 蒙政方針

イ、地方行政

蒙古行政に於ける最も根本的なものであり且つ最も複雑  
なものに蒙地の處理、稅制處理、財政基礎確立問題或は喇  
嘛教對策、王公の待遇問題等を擧げることが出来る。

元來蒙地は未開放蒙地と開放蒙地の二と爲すことが出来  
る、前者に付ても權利關係より見て旗民總有、屯民總有及  
原有旗人私有地等に分類することを得るのであつて、私有  
地の觀念は資本主義的、個人主義的思想の相當發達した農  
耕地帯に於てのみ之を見ることが出来る。

然し乍ら實質的には旗民は殆んど外來旗人又は外來の漢  
人を招墾し、之等に小作せしめて地主的立場にあり、相互  
依存の關係にあると言へ寧ろ之等外來人に對し寄食して  
ゐる關係にある。

未開放蒙地に就きては蒙地保全に關する教令を發布し、  
外來人の自由なる開墾耕種は之を禁止し、必要ある場合に  
於ては蒙政部大臣の許可を條件として之を認むる方針であ  
る。然し乍ら實狀は右に述べた關係に置かれてゐる。之等  
本旗人對外來旗人或は外來旗人相互間に於ける權利關係は  
不確定複雜性を持つてゐる。之が確定と地籍整備の要は一  
律に認むる所であるが、土地行政を離れては蒙政は有り得

ないと迄極言せらるゝ程重要な根本問題なるが故に、周到なる調査と綿密なる研究を遂げ、明確なる將來の見透しをつけると共に之に向つて精進すべきものであり、徒に即急なる解決のみ期待するが如きは最も危険な事と言はなければならぬ。

開放蒙地の性質に付ては別に之を論述する處あるを以て今は之を略す。

次に地方財政の確立は特に急を要するを以て、複雑多岐に亘る地方税制の合理的解決策に腐心してゐるのであるが特別税は極く小範圍に止め、寧ろ雜税に特異性を持たしめ、之に依つて劃一制度の缺陷を是正し、且つ各地の實情に則した制度を確立する方針である。之は民政部管下に於けると異り、東、西、南、北四省各々その經濟・文化の形態を異にし、或は農主牧従、林農相半し、殆んど牧畜形態にあるもの等各地域に劃分し得らるゝ情況にある必然の結果である。土地制度と關聯して研究を要するものは舊蒙古王公の善後處置である。

これに付ては閑散王公の旗行政への干渉は訓令を以て既に嚴禁したる處にして、又舊王公の爵位及建國以前に於ける優遇條例は之を認めないのである。

地法制度の確立に付ては最も意を用ひつゝある處なるも、努圖克(區)、嘎查(村)制度の確立並にその圓滑なる運

用如何は直に以て蒙政一般に影響するものであるが、全然日本に於ける町村の制度に慣ふことに付ては妙からぬ疑義を有するものである。

即ちその文化の程度より見て町村に於けるが如き廣汎なる自治を認めるが如きは困難なる情況にあり、旗の立場と同じく官自治の性質を併有せしめ以て一面之が監督に勉むると共に旗行政の補助的作用を營ましむる方針である。

ロ、宗教行政

管内に於ては宗教即喇嘛教と稱するも敢て過言に非るが如き状態にして、深く蒙古人の腦裡に感染し牢固として抜くべからざる根強き勢力を有し居るも、その歴史の示すが如く治蒙政策の巧具に供せらるゝに及び、事實の推移は漸次神聖なる教義を没却し、末葉に走りて本義を忘れ、迷信に流れてその腐敗の極に達し、遂に蒙古民族を去勢するに至つた。従つて之が對策として大同元年には喇嘛僧の政治干與を禁じ、且つ康徳元年には喇嘛僧たらしめんとする者は旗長の許可を要することとし、年少喇嘛に義務教育を課し、喇嘛僧の日本留學を實施し、廟産の整理、喇嘛の覺醒を企圖する等鋭意その政策善導に萬全を期してゐる。

ハ、教育行政

蒙古の教育は地域的、政治的影響を受け、極めて不振にして、その施設の認むべきもの殆んどなかりし爲、興安省成

立以來極力蒙古文化の促進を計り、教育施設の普及發達を計ることとし、特に蒙古人の民度、言語及習慣、特異性等を考慮し、實生活に則したる特殊教育を施行する方針とした。その具體的對策として勤勞教育、實行教育、民族精神の作興と協和主義との調和に重點を置き、産業政策の強調を旨とするものである。

社會教育に付ても専ら映畫其他の方法に依る實物教育を重視し、品性の陶冶、勤勞心の作興、民族精神の覺醒に重點をおいてゐる。

先づ建國後治安の回復と共に各種小學校の充實を計り、中等學校としては奉天及び齊々哈爾における二蒙旗師範學校を補助し之が發達進展を企るの外、日本留學の制度を設け、毎年之を選送することとし現在に到つてゐる。

而して各蒙旗小學校の擴充に伴ひ、之に要する教科書の制定に迫られ、興安總署に蒙文教科書編纂委員會を設け、専ら之が編纂に當り、近く完成の域に達してゐる、一方蒙文雜誌「蒙古報」を刊行し、蒙古人の社會教育に務め、更に一般智識の涵養に資すべき各種蒙文印刷物を刊行し廣く之を配布してゐる。

又管内に於ける小學校生徒數は當初二千五百名に過ぎざりしものが、現在に於ては一萬五千人に達し、更に小學教育の普及發展に務めつゝある結果、遂に教員に不足を來す狀

態にあり、此處に愈特種教育の第一歩として中學制度の興安學院を王爺廟に開設し、専ら現地に於て蒙古大衆を實際に指導する者に必要なる知識と技能を授け、同時に實業教育を主體とする初等學校教員たるべき者に必要なる師範教育を授け、文化の向上と産業開發の指導に當るべき人材を養成することとしたが、近く之が社會に送り出さるゝ曉には蒙古開展に大きな役割を演ずべく期待をされてゐる。

ニ、産業行政

蒙古開發に於ける根本對策は、迂遠なるも最も確實なる教育に待つべきことは贅言を要せざるも、現實の産業政策につきては看過することを得ない。蒙古の産業行政に當りては多角型的な經濟状態を形成せしめ、且つ劃一主義を打破し、各地域別に依る文化、經濟、地理の特種性を考慮し、地方色の助成に重點を置くべきも、蒙古人經濟生活の沿革並に環境上、畜産業の助長發達は第一義的に考慮し、適當に他の鑛、林、水産業を加味強調せしむる方針の下に現在各旗に産業指導官を派遣し、その指導開發に務めてゐる。

④ 結 論

以上各部門に互りて概述を試みたるも、要するに文化及び經濟の進歩發達とを企圖し、漸進的改良に依る民族保護政策並に民族共和主義との調和と地方に残る封建的色彩より近代社會への誘導とは本部の最も大なる使命とする所

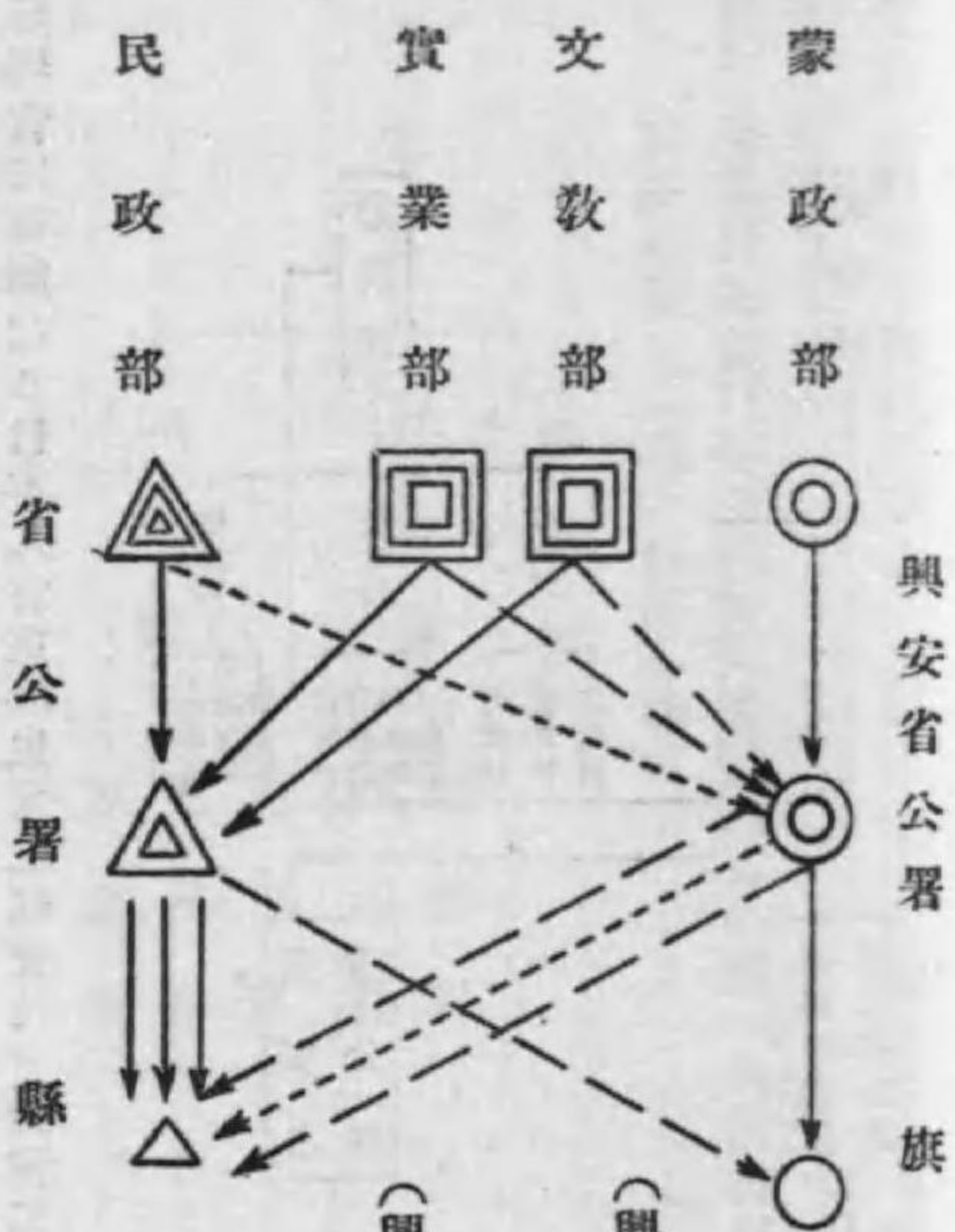
ある。之に對しては日滿不可分の關係に鑑み、滿洲國の本質を、把握しよくその重大使命の遂行に遺憾なきを期してある次第である。(關口保)

三、地方行政

(1) 序 説

國內蒙古の行政と云へば直ちに蒙政部、興安各省を聯想するのが普通であらう。然し乍ら蒙旗の歴史と實體を持つてゐても旗制を施行せられてゐない爲に、蒙政部の施政と縁遠いものになつてゐる旗が相當數に上つてゐる。旗制をかかると地域に施行したら好いではないかと云ふなら、それは別問題である。又旗制を施行した地域は興安各省内に限られた譯ではない。吉林、濱江、龍江各省内に四つの旗が存在してゐる。之を省外蒙旗と普通云つてゐる。之らの省長は所屬旗の監督官廳としての立場に於て、蒙政部大臣の下級官廳たる地位を有し蒙旗行政に參劃するのであつて、蒙政の地方上級官廳は興安各省長に限つたことではない。而し乍ら吉林、濱江、龍江の各省長が蒙旗行政に參劃し、所屬旗の行政を監督するのは、決して民政部大臣の下級官廳たる省長としての資格に於て爲されるのではない。即ち旗制を施行する地域に於ける「地方行政、警察、土木、衛生、農林、畜産(馬ニ關スル事項ヲ除ク)、水産、鑛山、商工、教育及

宗教ニ關スル事項」は蒙政部大臣の主管掌理する處であり、(國務院各部官制第六十八條)、且つ其の主管の事務に付いては各省長を指揮監督する權限を有する(同六條)のみならず、省長は蒙政部大臣の所管事務につきその監督を受けねばならない(省公署官制第三條)からである。又反對に興安省内にも縣、市、鄉等があり、管内に縣、市、鄉を有する興安南、西、北各省長は縣市鄉の行政に參劃するが、之れ又蒙政部大臣の下級官廳たる省長の資格に於て爲されるのではない。要するに以上掲げた六省長の地位は二重人格的立場に置かれてゐるのであつて、行政の實際運用に至つては複雑多岐に互り大いなる障害を來し、將來何等かの方法を以て至急解決を要する問題の一つであり、康德二年一月十一日蒙政、民政兩部の共同訓令(蒙政部訓令第五號)「各省内各旗縣ノ監督機關ニ關スル件」を以て趣旨を明かにしたるも依然として、本質的解決の要は解消したものである。今現行の部、省、旗、縣間の正統命令系統圖を示せば次の通りである。



各省長のみを論述の對象とする。

省は自治區ではなく、官治行政の區劃である。

省公署には長官たる省長の外、參與官、廳長、理事官、秘書官、事務官、警正、技佐、屬官、技士、警佐、巡官等の職員を置く。省長は蒙政部大臣の指揮監督を受け、法律命令を執行し、省内の行政事務を管理する。國務院各部大臣の所管事務に付ては又其の監督を承けねばならない。省長は(一)所部の官吏の指揮監督權、(二)職權又は特別に依り省令を發する權、(三)省内の旗長、市政管理處長、警察廳長及び警察署長を指揮監督し、其等の爲した違法、越

(2) 省行政

省は地方最高の行政區劃であり、康德元年十二月一日を以て全國的に行政區劃の變更を見た。それ迄興安省は東南西北の四分省に分れてゐたが、奉天、吉林、黑龍江、熱河の四省が十省に改められると同時に、従來の二十四旗二縣一市を含む興安省は翁牛特右翼、奈曼、庫倫の三旗を加へて、興安東、南、西、北の四省に改められた。

蒙政に關する地方上級行政官廳として興安各省長の外に吉林、濱江、龍江各省長があることは前述した通りであるが、之は特殊例外的のものなるを以て茲には一般的な興安

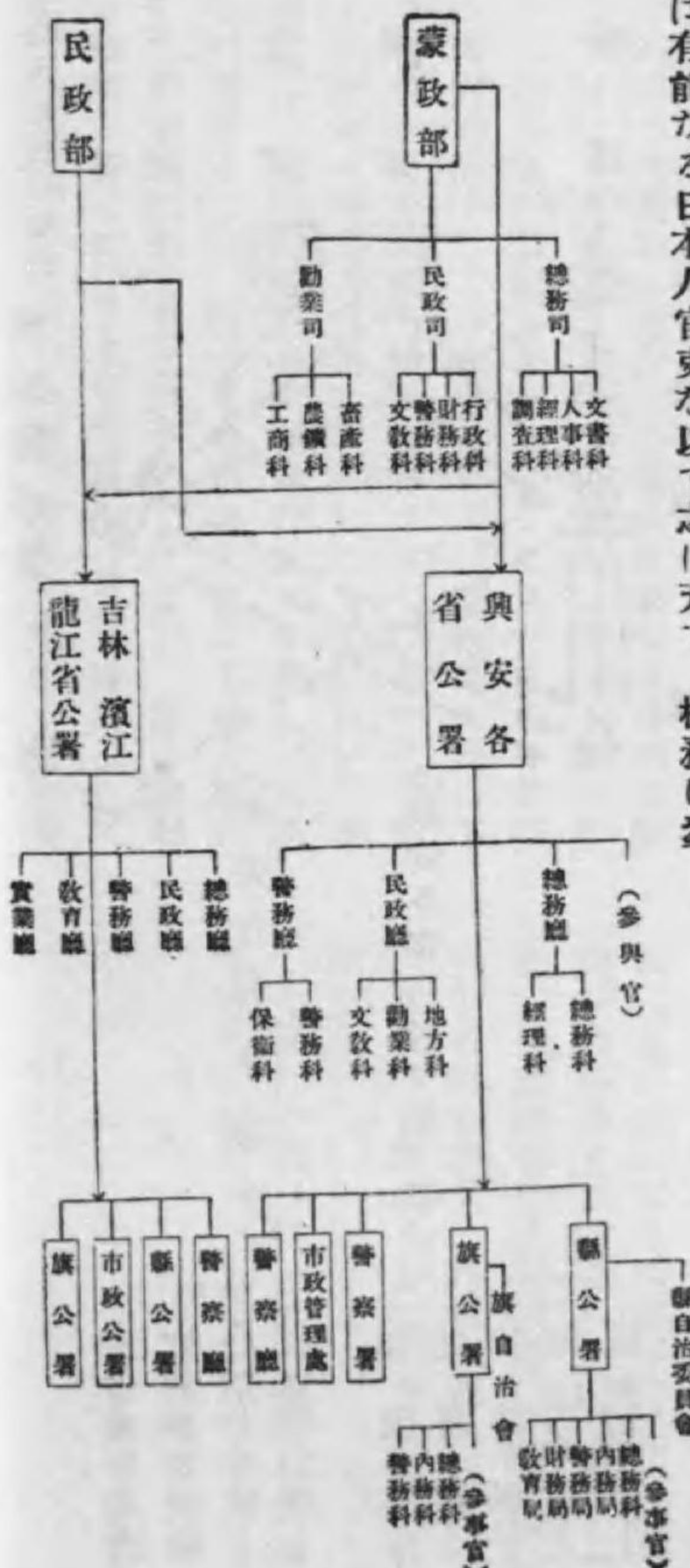
權又は公益を害する命令又は處分を取消し、若は停止するの權限を有し、職權事項の一部を旗長、縣長、市政管理處長、警察廳長又は警察署長に委任することが出来る。若し省長事故ある場合には廳長の一人が之を代理する。茲に所謂「警察署長」は民政部所管の夫れと異り省長に直隷し、旗長其他警察廳長と對立する機關である。現在海拉爾警察署一箇所のみである。警察廳は市政管理處と同様、海拉爾及滿洲里の二箇所であり、康德二年末實施せられた北滿特別區の廢止に依り誕生した機關であり、縣公署同様第二監督機關は民政部である。

參與官は有能なる日本人官吏を以て之に充て、機務に參

劃する省長の輔佐官である。この參與官制度は縣や旗に於ける參與官の制度と同様の意味を持つものであり、省行政の適否、進展は一つにその双肩に在りとして多大の期待を懸けられてゐる。

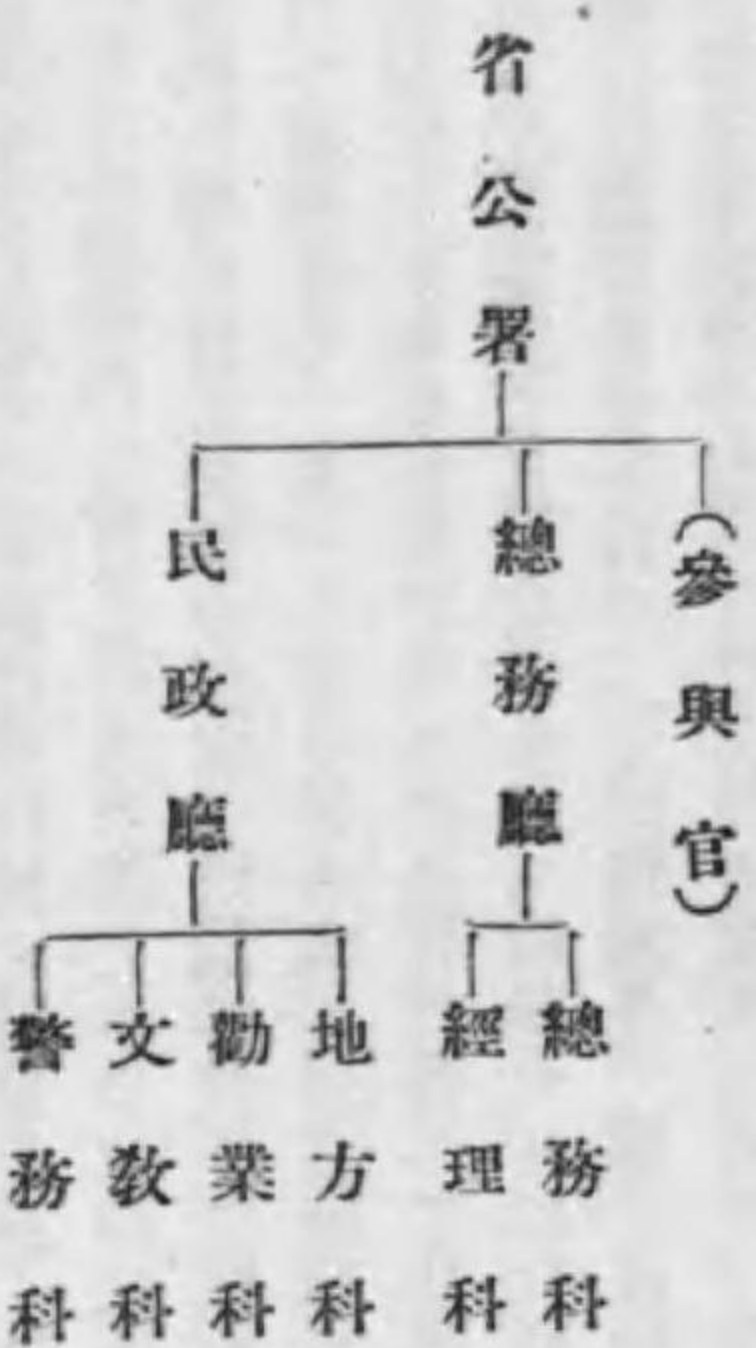
省公署に總務、民政、警務の三廳を置くを原則とするも警務廳を置かないことが出来る。現在の所東及西の兩省を指定して警務廳を置かず、民政廳をして其の事務を管掌せしめてゐる。

今民政部各省公署、旗公署間の組織並系統略圖を示せば次の通り。



前表中省公署組織は興安南、北兩省公署組織(三廳七科制)

(註) 警務廳を設けざる興安東省及西省公署の内部組織は左の通り二廳六科制を採る。



尙省の名稱、區域、省公署の位置に付ては後に示す「興安各省内外各旗(縣市郷)公署所在地名稱表」を参照せられたい。

(3) 旗行政

旗は國の行政區劃たる旗を以て其の區域とする地方自治團體である。而して (1) 地域 (2) 住民 (3) 自治權能の三要素を以て、其の成立の要件とする。即旗は一定の地域を有すること勿論であるが其區域は從來の地區を踏襲したものであり、且つ任意に變更せざるを原則とする。行政、財政、司法其他の理由に基き旗の廢置分合、又は境界變更を必要

とする場合には法律を以て之を定むべきものとする。旗は法人格を有し、法人格の承認は行政權の範圍に屬せざるを以て命令に依ることが出来ないものである。旗内に住所を有するものは旗住民となし、均しく住民として權利義務を有する。其の蒙古民族たると、漢、滿、露又は其の他の民族たるとは問ふ所でない。又昔日實在した貴族、平民の如き階級に依る差別は完全に撤廢せられ今や其の權利義務の關係に於て、一視同仁となつたのであり、五族協和、仁政の上に立脚した王道主義の理論は周到なる注意を以て盛られてゐる。旗は公法人であり地域的公共團體の一種である。従つて國家に對して人格者として獨立の存立を爲すものである。旗官制は未だ制定せられてゐないが現行旗制中第二章「旗ノ行政」は旗制中官制部令として取扱はれてゐる。旗長參事官、事務官、技正、警正、警佐及屬官は公吏に非ずして皇帝の任官大權に基き任命せられたる國家の官吏である。唯一面公法人たる人格を有する地方團體の理事機關たる旗長の輔佐者又は補助者として、公共事務に參與するものである。現在の所正式に國家より任命を承けてゐるものは參事官以下の日本人官吏のみであり、旗長、科長の正式任命は諸種の事情の爲に遅れたが近く實施せられる筈である。兎もあれ旗は國の行政機關たるの反面を有してゐる。斯くの如く旗が國の行政機關であると同時に「法人」として「人格」

を有し國家に對し獨立の立場を有する（旗の二重性）關係上、自ら其の團體の固有事務を處理する所謂自治の權利（義務）を有し、旗が自ら其の事務を處理する必要上、住民の權利義務及自治事務に關して「旗條例、旗規則」等の自治法規を制定する權能（自主權）を認められてゐる。然し乍ら其の自主權は完全なる獨立性を有する國家の夫れとは自ら趣を異にし、廣汎なる制限を附せられてゐる。即法令の範圍を逸脱するを容れない。旗の事務は性質上其の公共事務即旗固有の事務と法令に依り旗に屬する事務即國家の委任事務とに分類することが出来る。此固有又は委任事務を處理するに當つては旗は常に國の監督を承くると共に前述「法令ノ範圍内ニ於テ」のみ可能である。加之「旗條例、旗規則」等の自治法規の制定、改廢に付ては蒙政部大臣の認可を必要とし、且つ一定の公告式を以て公示するを要する等嚴重なる制限を設けられてゐる。而して此の公告式は最近「地方官署命令程式令」を以て明示せられた所である。旗には旗自治會を置くことが出来る。但し自治會を置くべき旗は蒙政部令を以て指定する定めである。自治會は即ち法人たる旗の意思を決定表示する議決機關に、外ならぬ。唯蒙政部が未だに自治會を置くべき旗を指定してゐないのは現在の所自治會の運用が旗行政に不適當であるか又は尠くとも効果的でない證左であり、茲にも封建的色彩の

濃厚な旗に急進的デモクラシーの思想を取り入れんとした努力の跡が窺はれる。此の事は是非適否は別として現在の旗が地方自治團體としての本質を如何なる程度に具有するやば問はず、苟くも地方自治の制度を確立する趣旨より見れば自治會の設置も亦必然であらう。然し乍ら自治に對する訓練に乏しい、文化程度の低い旗住民に對し高度のデモクラシーを要求することは無理な注文である。従つて現行旗制は旗自治會委員の選舉制を排し選任制度を採用してゐる。旗自治會は五名乃至二十一名の委員を以て組織し委員の互選に依る委員長を置く。委員は

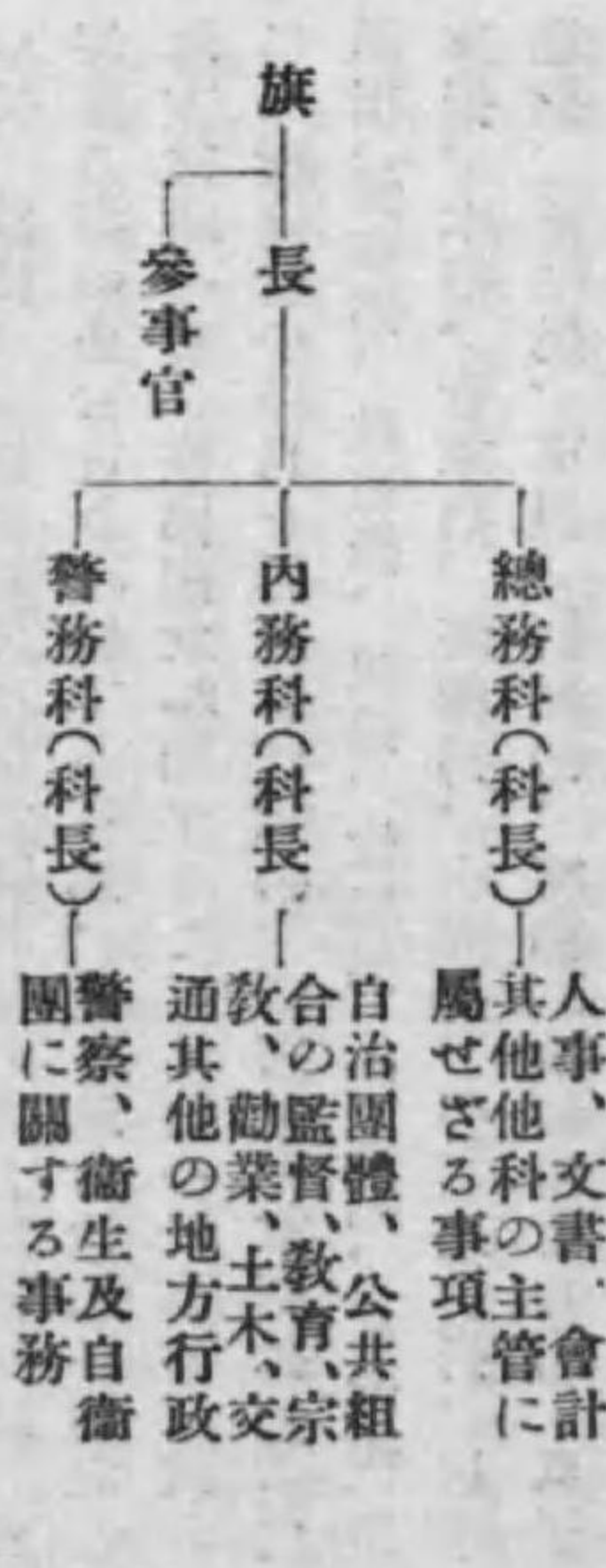
- 一、相當の知識經驗を有し徳望高き者
- 二、旗内に引續き三年以上居住せる者
- 三、年齢二十五歳以上の男子
- 四、獨立の生計を營む者

の中より蒙政部大臣の認可を承け、旗長之を選任する。而して（一）現に官吏たる者（二）現に僧道又は巫たるもの（三）刑の宣告を受け其の執行を終りたる後三年を経過せざる者は委員に選任することが出来ない。委員は名譽職とし、任期は三年とする。旗自治會は旗の公益に關する事項に付き旗長其他關係行政廳に意見を提出するの外、

- 一、旗の歳出入豫算及決算

- 二、旗稅及使用料、手数料、夫役並に現品の賦課徵收
- 三、豫算外の支出
- 四、旗條例の制定及改廢
- 五、基本財産及備荒設備管理及處分

他特別法令に基く旗長の權限は甚だ廣汎に互つてゐる。旗公署の組織及分掌は左の通り。



其の他旗長に於て必要を認め旗自治會に附議したる事項に付議決權を有すると共に、右五項に付ては旗は自治會に附議する義務を負はされてゐる。右の如くなるも上述の如く自治會を置くべき旗の指定なく且つ蒙政部令に委任せられたる「自治會選任規則」の制定も見ざるを以て、事實上自治會は運用せられず、地方團體の意思表示並に執行は國の監督下において、地方團體の執行機關たる旗長の手に獨占的に一任せられてゐる形である。

自治團體たる旗の執行機關は旗長である。旗長は公共團體たる旗の理事機關たると同時に國の行政區劃たる旗の行政を統轄する獨任制の地方下級行政官廳である。前者の資格に於て地方團體たる旗を統轄し旗を代表するが、後者の資格に於て、旗長は省長の指揮監督を承けて法令を執行し旗一般の行政事務を管理し、其の主管事項に關し職權又は特別の委任に依り旗令を發し部下の官吏を指揮監督し、非常事變に際し地方駐劄の軍隊の司令官に對し出兵を請求し、管内自治團體、公共組合を監督する等の權限を有する。

參事官は旗長を輔佐し機務に參劃するもので、滿洲國旗制縣制を通じて重要な特色であり、興安各省公署に於ける參事官の制度と一貫した流れを持つものである。參事官の起源は自治指導部に求むることが出来る。自治指導部成立するや多數有爲の青年が自治指導員として各縣に入り込み地方自治の指導に任じたが、滿洲建國、縣旗制確立し參事官制度は體系付けられたのである。元滿洲の地方行政は制度の缺陷と貪官汚吏と相俟つて腐敗、墮落の極に達してゐたものであるが、王道政治の徹底は直接民衆生活に觸るゝ地方行政を明朗化し、人格、識見共に優れ熱意に満ちた有意の日人官吏を現地に派遣し王道主義の實踐宣布に任ぜしめ民心を收攬せしむるは最も有意義とされたのである。旗參事官の立場は縣參事官の立場の上に更に少數未開民族

の特別指導と云ふ過重の負擔を負はされてゐると云ふべく共に國策遂行の第一線を承つてゐるものである。如何に中央に於て適切妥當なる法令を制定し周到なる計畫を樹立するも直接民衆に接する參事官にして方法を誤らむか施政の效果は蓋し明白である。茲に參事官制度並に其の運用の重要性が存する。

イ、旗の財務

旗は其の公共事務（即固有の事務）及法令に依り旗に屬せしめられたる事務（即委任事務）を處理する爲に要する費用を負擔する義務を課せられてゐる。而して此の義務を果す爲には収入の道を認められねばならない。此の爲に旗は旗住民より旗税、夫役及現品を賦課徴税することを許されてゐる。然し無制限に之を認めるのでは苛斂誅求其の他の弊に陥る危険があるから國家は之につき嚴重なる監督をしてゐる。即ち旗税、夫役、現品の課徴は第一次に法律に依つて之を定めることとしており、之は人權保障法に依つて附與せられた國民の當然の權利に過ぎない。而して之が課徴に關しては法律に定むるもの外、旗令即ち命令を以て定むることを得る仕組みであるが、此點は自治行政に對する官治行政の介入と稱すべく、旗の自治立法權に基く自治法規たる旗條例に依ることとするを至當とするを以て、旗制、旗官制の問題一般として總括的に目下折角調査研究中

に屬する。又一般の立法例と異り、一定期間以上旗内に滞在する者に對する旗稅負擔義務を認めないのであるから、負擔の均衡上不都合を生ずるので一定期間以上の滞在者に對しても旗稅負擔義務を課することに改める必要があらう。旗は上述一般住民に對する賦課の外、營造物若は公共財產の使用に付使用料を、特定人の爲にする事務に付手数料を徵收することが出来る。

旗は又固有の財産を所有することが出来る。以上旗の有する財政權は滯納處分、代執行等の命令強制權を伴ふものであるが、之れなくしては財政權能を遂行することが出来ないからである。然し乍ら之らの命令強制は共に法律の定むる手續に依らねばならないのであるが、現在之等に關する法規を缺いてゐる爲に實際は實行不能であつて、放任せられるか又は保安隊其他の實力機關を以て督促する等の止むなき現狀である爲、近く地方稅法を制定し地方財政一般の整備確立を期することになつてゐる。試みに現行旗稅の種目を擧げれば畝捐、牧畜捐、車牌捐、犂捐、漁捐、鋪商捐、牲畜捐、粮捐、牧場捐、門牌捐、皮毛捐、屠宰捐、木捐、甘草捐、清潔捐、小腸捐、營業地皮捐、屠宰場捐、磨姑捐、車捐、經紀捐、密捐二成契稅附加捐、瓜子捐、木炭捐等實に多種多様になつてゐる。之は純農耕地帶、半農半牧地帶、純牧畜地帶、山林地帶等地域に依つて經濟

ハ、旗行政の監督

形態が多岐に亘つてゐる結果劃一的な稅制の上に置く事は事實困難な事情があるのである。旗債の募集に關しては明文を缺けるも、止むを得ざる事情ある場合に限り、蒙政部大臣の許可を受けて中央銀行より借款することとしてゐる。

ロ、旗の歳入出豫算決算

旗は毎年度の開始前に「歳入出豫算」を作成し、旗自治會の議決を経たる上、蒙政部大臣の認可を受けることを要するも、自治會の運用を見ざる今日に於ては單に省長、蒙政部大臣の認可を受けるを以て足りる。豫算外の支出其他自治會の議決を要する總ての事項に付き又同様である。會計年度は國の例に依る立前である。國の豫算は従前七月より翌年六月迄となつてゐたが、康徳二年度より一月一日より十二月三十一日迄、即曆年に合致する様改正を見たので旗の會計年度も之に倣つた。決算に付いては毎年會計締切後三月以内に決算表を作成し、省長經由蒙政部大臣に提出しなければならぬ。

興安各省内外各旗（縣、市、鄉）公署所在地名稱表

省別	旗、縣、市、鄉別	所在地名	摘要
興安	喜札嘎爾旗	索倫	
布特哈旗	札蘭屯	省公署所在地	

政治

旗行政は第一次的に省長、第二次的に蒙政部大臣之を監督するも、財政、司法、交通、軍政の各都大臣亦其主管事務に付省長を監督することに依り間接に旗行政を監督するものである。

即旗條例及旗規則の制定、改廢、歳入出豫算其他の重要事項に付き大臣の認可を要することとし、以て其の豫防的監督に便ならしむると共に、違法、越權又は公益を害する命令又は處分に對し省長は之を取消し又は停止することを認められ、矯正的監督作用を發動する。旗の行政に對する國家の監督は建國前に比して一段嚴重さを加へた次第である。茲に興安各省内外各旗（縣市鄉）公署所在地名稱を擧ぐれば左表の通り、但し市及鄉は市政管理處となし、縣と共に所轄省長を第一次、民政部大臣を第二次監督官廳とし、蒙政部所管外とす（反對に興安各省外の旗は所轄省長を第一次、蒙政部大臣を第二次監督官廳とする）。

政治

濱江省	吉林省	省北安興	省西
後旗	郭爾羅斯前旗	滿洲里市 海拉爾市 右翼旗 左翼旗 額爾克納爾虎旗 陳巴爾虎右翼旗 新巴爾虎左翼旗	林開奈翁克 西魯曼特左 縣縣旗旗 騰
肇源	哈喇茂都	滿洲里市 海拉爾市 吉爾穆圖 奈勒穆圖 巴勒穆圖 阿爾庫仁喇 阿穆古 南屯	林開大朝經 沁根德 塔山棚 西魯拉山棚
		省公署所在地……民政部所管 市政管理處……民政部所管	縣公署……民政部所管

滿洲國領內蒙古

安興	省南安興	省東
巴林右翼旗	通遼特旗	巴彥旗
阿魯科爾沁旗	札賚特旗	莫力達瓦旗
扎魯特旗	右翼中旗	阿榮旗
魯北旗	後前中後旗	紅花子
興都北旗	察爾森廟拉	禮西
上都旗	翁爺塔	禮西
省公署所在地（現在臨時的に開魯に置く）	省公署所在地	禮西

龍江省	杜爾伯特旗	巴彥	查干
	依克明安旗	大	泉
合計	三十旗	三縣一市一鄉	

(註) 舊蒙旗中旗制を施行せられざる地域(熱河、錦州、龍江各省内)は事實上獨立を維持してゐるものもあるが、形式上は縣政下にあり民政部所管となつてゐる。(平野眞)

四、立法

本論に入る前に一應現在の蒙政部の立法上の地位を簡単に述べておく必要がある。蒙古地方は滿洲國內の他の地域と何等法律上の取扱を異にしない。即ち蒙政部自體に、朝鮮又は臺灣の總督府の如く法律に代るべき制令又は律令を獨自に立法することの權限は無い。唯官制に基いて部令を制定し得る。即ち行政立法權は他部と同様に持つて居る。従つて法律(教令及組織法第四十一條に依る勅令)及勅令は特に明規の無い限り一般に蒙古地域にも適用せらるゝことになつてゐる。但し蒙古地方に對しては民政、産業及文教の事務に關しては蒙政部のみ部令を發し得る權限があつ

て、民政部、實業部及文教部はこの地方に部令を發し得ない。而して軍政部、財政部、交通部及司法部は獨自の見地から蒙古地方に對して部令を發し得るのである。斯くして、蒙古民族に關係の深い法令規則はこの行政立法たる各部部令に依り規定せらるゝことが實際上は非常に多いと言はなくてはならぬ。

嚴格な意味から言へば滿洲建國と同時に、從來施行せられつゝあつた舊國家の法令にして、滿洲國の建國の精神に悖り國情に反するが如きものは、公法たる私法たるを將又施行地域が蒙古であると否とを問はず、當然全部消滅すべきであるので、所謂「教令第三號」を以て従前施行せる法令は建國の主旨國情及法令に牴觸せざる範圍内に於てのみその條項の内容を援用することを宣布したのである。(參考)

暫く従前ノ法令ヲ援用スルノ件  
第一條 従前施行セル法令ハ建國ノ主旨國情及法令ニ牴觸

セサル條項ニ限リ一律ニ之ヲ援用ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ尙援用スルモノナキトキハ從來ノ習慣及慣行ニ依リ習慣又ハ慣行ナキトキハ條理ニ依ルベシ

右の「教令第三號」に依る迄もなく従前の官制や公法は建國と同時に消滅して了つて、唯従前通り施行しても差支へない事務取扱に關する法令規則や私法關係の法令の内容がこの教令第三號に依り暫時援用せらるゝことになつた。従つて中央政府は建國の主旨に則り、蒙古地方を國の領域として保全する爲の官制其の他の公法を取敢へず急ぎ制定し民心の安定を圖つたのである。

1 興安局官制(蒙政中央機關)

(大同元年三月 教令第一一號)

其の後同年八月教令第六八號を以て改正せられ「興安總署」となり、更に康德元年十一月二十九日改正せられ「蒙政部」となり、國務院中の一部に編入され現在に至る。

2 興安省行政區劃に關する件

(大同二年七月 教令第五九號)

(但し本件は康德元年十一月勅令第一六四號に依り之を廢止す)

2 興安分省公署官制 (大同元年四月 教令第一七號)  
蒙古地方を四分し東南西北分省に行政區劃を定む。旗縣

を監督せしむ。

其の後康德元年十一月興安總署が蒙政部に改められるに際し、勅令第一六四號に依り「興安各省公署官制」となり現在に至る。

4 興安警察局官制 (大同元年十二月 教令第一二五號)

興安各省長の下に分省の區域内に於ける警察事務を執行す。其の設置せし箇所は王爺廟(南分省)、札蘭屯(東分省)、海拉爾(北分省)、開魯(西分省)とせり。

其の後康德二年九月警察機構の改變に依り廢止され各省又は旗の警務廳若は警務科に編入せらる。

5 旗制

旗は縣と同格にして等しき組織を有する地方關係にして唯蒙古人が自治權を有する點に於て縣と異なる。

管内に旗は三十ありて旗長は蒙人のみ日系參事官之を輔佐す。

6 興安各分省各旗旗地ノ保全ニ關スル件

(大同元年十一月 教令第一〇五號)

蒙古の土地を私に賣買したり、原有蒙古旗民以外をして勝手に耕種せしめることを禁止して、一應蒙古人以外の民族に依る蒙地侵略を防止せり。

7 參事官ヲ設置スル旗ヲ指定スルノ件  
(大同三年一月 總署令第一號)



- 8 興安北分省各旗聯合辦事處組織及辦事規則
- 9 各旗閑散王公及土豪ノ旗政干涉取締ノ件  
(大同二年十月 總署令第七六九號)
- 10 吉林省郭爾羅斯前旗等四旗ニ旗制ヲ施行スルノ件  
(康德元年十一月 勅令第一六八號)
- 11 滯納田賦及營業稅並ニ附加雜款免除令  
(大同元年十二月 教令第一一八號)
- 12 滯納蒙古各旗特種徵收及田賦營業稅並ニ附加雜款免除施行辦法  
(大同二年二月 總署訓令)
- 13 熱河省及興安西省ニ於ケル滯納田賦及其ノ附加雜款免除令  
(大同二年十一月 教令第九二號)
- 14 田賦及附加雜捐稅率半減令  
(大同元年八月 教令第一一九號)
- 15 食鹽ノ鹽稅率ニ關スル件  
(大同三年二月 教令第八號)
- 16 貨幣法  
(大同元年五月 教令第二五號)
- 17 舊貨幣整理辦法  
(大同元年六月 教令第三八號)
- 18 古蹟保存法  
(大同二年七月 教令第五六號)

右の如く蒙古地方の統治に關する法令は、其の他の細部に互る法令の制定發布に依り漸次整備せられつゝあるが、其の法令を通じて觀取される一貫せる立法上の指導精神は即ち、蒙古舊來の社會制度、經濟組織及文化は國是國情に

- 1 國務院各部官制中第十章(蒙政部設立)追加  
(康德元年十一月 勅令第一六二號)
- 2 興安各省公署官制(康德元年十一月 勅令第一六四號)
- 3 興安各省公署定員制定ノ件  
(康德二年四月 蒙政部令第二號)
- 4 興安綿羊改良場官制  
(康德二年五月 勅令第三九號)
- 5 興安學院官制  
(康德二年七月 勅令第八二號)
- 6 林場權審查委員會官制(康德元年六月 勅令第五〇號)  
「地方制度の部」
- 1 札魯特左翼旗及札魯特右翼旗ヲ廢止シ新ニ札魯特旗ヲ設置スルノ件  
(康德二年五月 勅令第四二號)
- 2 北滿特別區ノ區域中旗ノ區域ニ編入サル、區域決定ノ件  
(康德二年十二月 蒙、民政部令)
- 「產業關係の一部」
- 1 產金買上法  
(大同二年六月 教令第四七號)

反せざる限り之を保護し、且長所は之を助長せしめるやうに立法上注意したることである。  
其の後中央行政機構の變革あり、或ひは日滿統制經濟、或ひは國防上の必要から蒙古地方にも共に適用ある多くの法令が制定發布せられた。  
今此等を參考迄に掲げて見ることにする。

- 2 商標法  
(大同二年九月 教令第七七號)
- 3 商標登錄令  
(大同二年十一月 實業部令第九號)
- 4 度量衡法  
(大同三年一月 教令第五號)
- 5 滿洲採金株式會社ノ事業區ニ域關スル件  
(康德元年五月 勅令第三九號)
- 6 林場權整理法  
(康德元年六月 勅令第四七號)
- 7 石油類專賣法  
(康德元年十一月 勅令第一四九號)
- 8 漁業保護區域設置ニ關スル件  
(康德二年二月 勅令第八號)
- 9 計量法  
(康德二年七月 勅令第八一號)
- 10 鑛業法  
(康德二年八月 勅令第八五號)
- 11 鑛業登錄令  
(康德二年八月 勅令第八七號)
- 12 家畜交易市場法  
(康德二年十二月 勅令第一六一號)  
「稅制の一部」
- 1 田居糧石稅法  
(大同二年十一月 教令第九四號)
- 2 捲菸納法  
(康德元年六月 勅令第四九號)
- 3 木稅法  
(康德元年八月 勅令第一〇八號)
- 4 地方稅木捐規則  
(康德元年八月 民、財、總署令)
- 5 徵稅交付金法  
(康德元年九月 勅令第一一〇號)
- 6 消費稅課稅物件製造取締法  
(康德元年十一月 勅令第一四八號)
- 7 酒稅法  
(康德二年七月 勅令第七一號)

- 8 家釀自用酒稅法  
(康德二年七月 勅令第七二號)
- 9 鑛業稅法  
(康德二年八月 勅令第八六號)
- 10 鑛業登錄稅法  
(康德二年八月 勅令第八八號)
- 11 商業登錄稅法  
(康德二年十二月 勅令第一五三號)  
「警察の部」
- 1 警察管轄權ノ歸屬ニ關スル件  
(大同元年四月 院令第三號)
- 2 私帖及紙幣に類似せる證券取締暫行辦法  
(大同元年七月 教令第五三號)
- 3 治安警察法  
(大同元年九月 教令第八六號)
- 4 出版法  
(大同元年十月 教令第一〇三號)
- 5 阿片法  
(大同元年十一月 教令第一一一號)
- 6 阿片緝私法  
(大同元年十二月 教令第一一五號)
- 7 查獲私土獎勵規則(大同元年十二月 教令第一一六號)
- 8 阿片法施行令取扱手續  
(大同二年五月 總署訓令第二三一號)
- 9 外國人入國取締規則(大同二年六月 民政部令第七號)
- 10 民政部制定ノ外國人入國取締規則ヲ適用スルノ件  
(大同二年六月 總署令第三號)
- 11 興安總署令第三號ニ依リ官署ヲ指定スルノ件  
(大同二年六月 總署令第四號)
- 12 指紋事務取扱規程及指紋原紙記載要則並ニ指紋分類式

- 13 興安省公署規則 (大同三年二月 民、司、總署訓令)
- 14 暫行滯留外國人居出規則 (康德元年三月 總署令第一號)
- 15 暫行武器彈藥取扱規程(康德元年五月 總署令第四號)
- 16 活動寫真フィルム取締規則 (康德元年六月 民、總署令)
- 17 興安省自動車取締規則(康德元年六月 總署令第八號)
- 18 火藥類取締法 (康德二年十一月 勅令第一二七號)
- 19 火藥類原料取締法(康德二年十一月 第令勅一二八號)
- 20 煙火爆竹取締規則 (康德二年十一月 民、蒙政部令)
- 21 外國人居留證明書發給規則 (康德二年十二月 蒙政部令第二五號)
- 1 興安省處理司法事務暫行辦法 (大同二年十月 教令第八一號)
- 「司法の一部」
- 「文教の一部」
- 1 興安省學校學年學期休業期日暫行規程 (大同二年十一月 總署令第七號)
- 2 帥範教育令 (康德元年八月 勅令第九九號)
- 「會計の一部」
- 1 興安分省公署會計事務處理臨時辦法章程

- 2 物品會計規則 (大同元年八月 總署令第三號)
  - 3 國有財產法 (大同元年十一月 教令第一〇六號)
  - 4 雜種財產處理規程(大同二年七月 財政部令第一六號)
  - 5 政府契約規則 (大同二年七月 教令第五八號)
  - 6 會計法 (康德二年十二月 勅令第一六〇號)
- 以上列記した法令は孰れも公法の部類に屬するもので、私法殊に民商法については新らしく制定を見てゐない。又一方法律生活上重要な刑法も制定せられてゐない。併し民商法及刑法が全く無い譯ではない。即ち前述した教令第三號に依り暫く舊來の法令が援用せられて、民衆の法律生活を規律してゐる。勿論斯うした事態を永續せしむべきでないことは明らかであるので、中央政府當局に於ても刑法及私法一般法典の制定に付き研究中である。
- 之を要するに、滿洲國に於ては前述した對蒙古法制の指導精神に依り着々法令制定を進めてゐるが、徒らに理窟に流れて、ぎこちない法律生活を未だ文化程度の低い蒙古民族に押し付けることなく、國家運営上の必要性より出たる官制、地方制度及產業關係公法等を制定し、他の私法關係の法令は從來の法律並に慣習を地方の實際に付き調査研究の上制定することになつてゐる。
- 以上大體蒙古に關する法制の一般を述べ各位の參考に供

する次第である。終りに臨み本稿執筆に當り種々御援助下さつた蒙政部長田沼義男氏の勞を深謝する。

(大場辰之助)

五、司 法

滿洲國は王道を政治理念として出現し、五族協和を標榜した。五族中の一大民族に蒙古民族が含まれる。蒙古民族は今や民族的盛衰周期の上から不幸なる地位に置かれてゐる。そこで實質的五族協和の具現を計り、蒙古民族の安住すべき地域として、興安省(現在の興安東南北省)が劃立せられ、興安局(後に興安總署、更に蒙政部)なる行政官廳が設けられたのである。

司法に於ても、行政に於けると同じ理由によつて特別な制度が設けられたのである。

由來滿洲國に於ては、大同元年教令第三號に依つて援用せられたる法院編制法に基き司法機關は構成せられてゐた。然るに興安省に於ては、該法より全く獨立して司法制度が樹立せられた。其の基礎法が即ち大同二年十月五日に公布せられたる教令第八十號の興安省處理司法事務暫行辦法である。本法に依つて民事訴訟、刑事訴訟、その他の司法事務一般は處理せらるることになつてゐる。

左に順次説明することとする。

(1) 所に關する効力

本法の適用せらるべき地域は興安省(現在の興安各省)に限られてをり、他省には適用なきこととなつてゐる。然し本法は蒙古民族を對象として制定せられたるものであり、而して蒙古民族の居住する地域は興安省内に限られず省外、例へば熱河省、錦州省、龍江省、吉林省、濱江省等にも居住することであるから、理論的には其等の地方にも適用すべきではなからうか。

興安總署は康德元年十二月に蒙政部に改編せられ、行政管轄地域も屬人主義的に擴張し、既に熱河省内の一部の蒙旗を興安南、西省に劃入し、又依克明安、杜爾伯特、郭爾羅斯前旗、郭爾羅斯後旗等をも其の所管としたのであるから司法も行政と並行して屬人主義的に處理せられねばなるまい。

2. 審判機關の構成

滿洲國一般の審判機關の構成は最高法院、高等法院、地方法院、區法院の四級三審制である。(康德三年一月四日法院組織法)

然るに興安省に於ては目的的に別個の系統に屬する審判機關が存在する。

審級は三で、第一審は縣公署又は旗公署、第二審は各分省公署(現在は興安各省公署)、而して第三審即ち終審は最

最高法院である。

最高法院は前記滿洲國一般司法の最高法院である。最高法院の構成は法院組織法に依つて定めらるゝが茲には省略する。第二審即ち分省公署（省公署）の審判機關は「分省公署審判庭」と呼稱せられる（康徳元年五月十一日司法部訓令及指令）分省公署が省公署と改められたので、従つて名稱も變更せられた。

省公署審判庭の編成は分省長（現在は省長）分省公署理事官（現在は省公署廳長）及び事務官各一人を以て合議庭を構成する。（第二條第二項）

分省長（現在は省長）は行政官であるが、同時に司法事務を兼理するものである。理事官と稱するは廳長を意味するものであり、立法當時にあつては廳長は總務廳長と民政廳長とであつたが、現在では此の外に興安南北省にあつては警務廳長が加はり、此等の廳長が何れも審判官たる資格を有するものである。

省長及廳長が兼理司法官たることは恰かも縣長、旗長が兼理司法官たると同趣旨である。然るに合議庭を構成すべき事務官は推事（判事）の資格を有することをその必要條件としてゐる。（推事の資格に關しては別に規定あり）

省長及び廳長が共に行政官であり、司法に關しては謂はゞ素人であるから、せめて専門家である所の法官を一人で

も入れてをいて、法律家的判斷の色彩を附與せんとしたのであり、又第一審に於ける司法、行政の混淆から司法權の獨立を要求したのである。

而して省長は廳長の職務を、廳長及び事務官は推事の職務を執行する。（第二條第二項）

第一審たる縣公署又旗公署に在つては裁判所は一人の裁判官を以て構成し、所謂單獨裁判所である。此の審判機關は縣公署審判庭又は旗公署審判庭と稱せられる。而して審判官とは行政官たる縣長又は旗長を以て充當する兼理司法である。

第一審及び第二審々判機關がその構成員の全部又は一部に行政官を以て充てたことは近代的三權分立の原則から奇異の觀を呈する。

本法に於ては何故に兼理の形態を採つたかに付ては種々の理由が存する。その一は蒙古の歴史である。蒙古に於ては元來三權は殆んど分立せず、行政官たる札薩克（旗長）及び盟長が同時に裁判官であつた。民衆はそれに對して何等の不平を持たなかつた。絶對的專制君主たる旗長又は盟長の裁判を行ふのに何の不思議があらう管がない。この信念に反して俄かに新しい形式の分立をなす必要が少いと云ふのである。そうして旗長又は盟長は旗内では一般に知識的にも水準が高かつたのである。其の二は蒙古に於ては法

律上所謂推事の資格を有する者の少いことである。

この兼理司法の形態も將來は漸次改革せられねばならぬであらう。行政官が司法官を兼ねることは公正の保持が困難なることは勿論であり、而も其等の行政官が封建社會の遺物的存在である場合には特に弊害が大なりと云はねばならぬからである。従つて司法官の養成は蒙古司法に於て急務なりと云はねばならぬ。

3) 檢察機關の構成

最高檢察廳が同時に蒙古司法の最上級檢察機關であることは疑ひがない。次位の檢察機關に省公署檢察署が存する。高等檢察廳に該當すべきものである。該署は興安警察局長（現在は省公署警正）一人を以て構成せしめ、檢察官の職務を執行せしめてゐる。各省公署には警正が三人若は二人居るが、何れも檢察官の職務を執行する資格を有する。

斯の如く、第二審及び第三審に於ては、彈劾式訴訟形式を採つてゐるにも拘らず、第一審に於ては、糾問式訴訟形式を採つてゐる。即ち第一審に於ては、審判機關のみ存在し、訴追機關たる檢察機關を缺如する。修正縣知事審理訴訟暫行章程を準用すべき時は凡て檢察官の職權は本章程第六條の規定に依る）

之は從來蒙古に於て行はれてゐた訴訟形式を第一審に於

て踏襲したことになるが、此の制度は糾問式訴訟形式に内在する弊害をそのまゝ伴ふのみならず、審判官が封建制度の遺物である場合には特に其の弱點を曝露する。（賞給制度は犯罪摘發に著しき改果があり注意に値ひする）

檢察官一體の原則の適用は當然である。檢察補助機關としては、省公署に警務廳（又は警務科）があり、其の下に各旗公署及び縣公署に警務科がある。又省公署官制中には省長必要ありと認むる地域に警察署を置くことが出来る旨の規定があり、警察署は都市地方に設置せらるべきことを豫想してゐるものであり、現在に於ては海拉爾に其設備あるのみ。

警察官吏の階級は警正、警佐、巡官、警長、警士の五に分たれ、警正、警佐、巡官は刑事訴訟法第二二八條に所謂司法警察官に、警長及び警士は同法第二二九條に所謂司法警察（司法警察吏）に該當するとせらる。檢察に關する法規には、刑事訴訟法、檢察廳指揮司法警察證暫行細則、増定檢察廳調度司法警察章程、檢察廳調度司法警察章程、檢察官與司法警察官吏合作辦法等があり、之等は本法第三條に依り準用せらるゝのである。

4) 適用法規

興安四省に於ける民事訴訟、刑事訴訟其の他司法事務に付き適用すべき實體法規及び手續法規に關しては、第二條

に規定せられてゐる。それに依ると、(一)原有旗民のみに關する案件と、(二)原有旗民と其の他の者との双方に關する案件及び原有旗民以外の者のみに關する案件とに分つて適用法規を區別してゐるのである。

茲に原有旗民と稱するは、蒙古人を主とすること勿論なるも、其の外原住民族たる滿洲族、通古斯族が包含せらるゝことを忘れてはならぬ。興安四省内には、達呼兒(蒙古族との混血)、索倫、錫伯、鄂勒春等の通古斯系民族が住するが、之等は蒙古族と同系のウラルアルタイ民族に屬し、言語、宗教、人情、風俗等近似する所あり、殊に歴史的には常に交渉があり、接壤或は混然雜居してゐたので民族性も同化してゐる點が少くない。

原有旗民以外の者とは、前者以外の者を指すのであつて、即ち漢民族等である。

漢民族と原有旗民とは言語、人情、風俗、習慣、宗教等あらゆる方面に差異があり、従つて法的確信に於ても差がある。此の兩者の法的正義要求を充足調和せしめんとして適用法規を異にしたのである。

一、訴訟當事者が原有旗民のみなる案件  
訴訟の當事者がすべて原有旗民である案件、換言すれば、訴訟の當事者中に原有旗民以外の者の介入せざる案件に於ては

(一) 前清理審判例

(二) 番例條款

(三) 其の他從來原有旗民のみの案件に關して施行せられたる成文法及慣習法  
が適用せらるゝこととなつてゐる。然し以上の三者が適用せらるゝに當つては、一の制限が存するのであつて、即ち右の成文法及び慣習法等は「建國ノ主旨國情及ビ法令ニ抵觸セザル範圍」に於て適用が許されるのである。

二、原有旗民と其の他の者との双方に關する案件、及び原有旗民以外の者のみに關する案件、即ち訴訟當事者の一方或は双方が原有旗民以外の者なる案件

之等の案件に於ては、旗公署審判庭又は縣公署審判庭に在りては、民政部大臣所轄の縣長が司法事務を兼理する場合に適用すべき法令を準用し、省公署審判庭にありては高等法院が適用すべき法令を準用することになつてゐる。

本號の規定は之を要するに原有旗民以外の者の保護の規定であり、原有旗民以外の者の利益と蒙古社會に於ける法的利益との平衡が將來の蒙古司法改正に際して考慮せらるべきではあるまいか。

(坂野 龜一)

六、財 政

(1) 概 説

には同族の察哈爾省、外蒙共和國、アリヤトモンゴル共和國等があつて國內蒙古の統治の良否は直ちに國境の一線を越へて是等の同族國家に波及し、彼等は常に日本が如何に蒙古を治め、蒙古を遇するかと注意深く眺めてゐるのである。従つて國內蒙古の財政が充實し、經濟が良好となつて、蒙古大衆が眞から王道樂土を謳歌し、日本及日本人に全幅の信頼と感謝の念とを持するに至れば、一朝有事の際に於ては、蒙古大衆は我々と生死苦患を共にするであらうし、又外蒙も察哈爾もアリヤトモンゴルも風を望んで來り盟するであらう。故に國內蒙古の財政の基礎を確立し充實せしめることは目下の急務であり、且つ指導の任にある日本及日本人に課せられた重大なる責務であらねばならぬ。

(2) 過去に於ける滿洲國內蒙古の財政

過去に於ける滿洲國內蒙古の財政状態を見るに、勿論蒙古全般に互つてこれを統一するの機關は無く、各種各様の制度組織を有してゐたに止るが、各旗とも行政組織、地理的環境、文化の程度等其の規を一にしてゐる關係で、財政の内容及變遷の過程は大體同様であるといふことが出来る。各旗の札薩克たる王公は、旗の最高權力者として土地並に旗民を支配してゐた結果、旗の財政も亦王公の管理する所であつた。而も旗財政と王公の私經濟とは劃然區別されることなく、旗の収入は王公の収入であり、王公の支出は

滿洲國內蒙古に於ける財政を述ぶる前に蒙古地方が日滿兩國にとつて如何なる意義を有するかといふことに付て、検討して見たい。

蒙古が日滿兩國にとつて最も重要視される第一の點は軍事國防上に密接なる關係を有するといふことにある。即ち蒙古は實に日滿露支四國の軍事上の折衝地帯であり、もつと露骨に云へば日支露三國の爭覇地である。地理上から見ても、經濟上から見ても、若し第二次日ソ戦争は實に蒙古問題に端を發し、蒙古國境地帯に於て行はるべきは豫想するに難くない。日滿人にして、しかも指導的地位にある者の口から「蒙古は小さい、取るに足らぬ」といふ愚論を屢々聞くのであるが謬れるも亦甚だしい。これは蒙古が日滿兩國國防の第一線であることを意識してゐない者の言である。

國內蒙古人に依つて領有せられてゐる地域は實に四十四萬二千六百四十七平方科もあつて、滿洲國全面積の三分の一に達し日本内地に臺灣、關東州、南洋を加算せる面積よりも稍大である。然もこれは民政部主管に屬する熱河地方の蒙旗八旗の蒙古人四十萬人の住居する地域を除いての話である。この尨大なる地域には滿洲國內森林の三分の一以上の森林を有してゐるし、且つ又砂金石炭羊毛皮革等實に莫大なる原料の生産地でもある。其れと同時に地續きの彼方

即ち旗の支出であつた。旗民は王公に對しては絶対無限の服従義務を負ひ、旗内行政の辦事者は均しく義務職であり、保安警備の壯丁は凡て徴兵制度に依り召募された。又旗民は必要あれば夫役に應じ、牛馬羊等の現品徴發にも應じた。即ち當初に於ける旗の財政は全く原始的で凡て夫役現品に依つてのみ賄はれてゐたのである。

清朝の初期、借地養民制が實施され、蒙地の開墾に従事せんとする漢人に對しては押荒銀を徴して小作權を設定し、糧租を徴收したが、其の後納租の不便を除去するため、糧租を錢租に改めるに及んで始めて旗財政に貨幣の登場を見るに至つた。

借地養民制は、蒙古の社會的經濟的狀勢の變化及び政府の政策變換等の結果、光緒年代に到り所謂荒地開放に變換するに及んで、旗財政の内容も著しく變化せざるを得なくなつた。荒地開放に當つて徴收せる荒價は二分して、其の一を接濟餉と稱して國家に納入し、其の一を旗有とした。旗有の荒價は更に其の六割を旗民に分與し四を札薩克王公の辦公費に充當した。又開放地より徴收する地租は其の四割を國家に納め、六割を旗の收入として辦公費に充て、且つ地租徴收機關として地局を設置し人員を整備するに及び、旗財政は收入支出とも著しく膨脹するに至つた。清末に到つては一般旗民に對する夫役現品制度も漸次廢

除され、これに換ふるに科銀制を實施し、旗民の貧富を區別して科銀を徴收することとなつた。而して是等の旗收入は王公の私經濟を賄ふと共に、一面警察、教育等の制度實施に伴ふ行政費に充當せられた。

しかし是等の財政制度は、漢人移民に對する中央政府との徴稅分配の不公平等のため度々破綻を來したのみならず、經濟組織の變化や、天災人禍に因る旗民の疲弊に依つて租稅收入の激減に遭ひ、且つ又王公の節度無き財政經理の結末借款相次ぎ、建國當時に於ては各旗の財政は甚だしき難局に陥つてゐるものも尠くなかつた。

③ 建國後に於ける蒙古の財政

イ、豫算の集成

蒙古の財政といつても別に特別會計がある譯ではなく、國の豫算として一本に集成されてゐるため、蒙古だけの歳入歳出といふものを判然區別して數字的に記述することは出来ない。滿洲國に於ては、豫算の集中編成といふ財政上の最大中心的行政は、財政部主管に屬せしめて國務總理直屬の總務廳に於て掌ることになつてゐる。財政部は唯國庫の收入に付て、官制に従ひ蒙古の地域たるその他の地域たるを問はず滿洲國全土に及んで、國稅徴收、專賣、貨幣、金融統制及び國有財産に關する事項を司る。従つて財政部は蒙古地方にも、各地に國稅徴收機關たる稅捐局及び

蒙政部と協調しつゝ、徴稅事務を行つてゐる。

ロ、蒙政部豫算の内容

蒙政部豫算の内容を説明すれば左の通りである。

蒙政部所管歲出豫算(康德三年度)	三、二三〇、七四七圓
合計	二、二四七、三二九
經常部合計	二、二四七、三二九
第一款 蒙政本部	四五二、五七二
第二款 興安省公署	一、三〇五、〇一八
第三款 旗公署	二一六、六〇四
第四款 興安綿羊改良場	七六、三六四
第五款 興安學院	三八、六〇八
第六款 衛生費	四八、三〇〇
第七款 債緝費	一五、〇〇〇
第八款 各項支出款	九四、八六三
臨時部合計	九八三、四一八
第一款 補助費	五二一、七四八
第二款 補助旗費	四七三、〇九二
第三款 補助喇嘛費	九、六〇〇
第四款 補助蒙民教育費	三九、〇五六
第五款 家畜防疫費	六九、九五〇
第六款 調査費	一八、五〇〇
第七款 講習及訓練費	一七、四〇〇

第五款 産業振興費

第一款 家畜貸付費	一〇〇、八八〇
第二款 補助旗畜場設置費	六七、〇〇〇
第三款 補助旗苗圃設置費	二七、〇〇〇
第六款 臨時警備費	六、八八〇
臨時部合計	二五四、九四〇

滿洲國歲出豫算總計は二億一千九百四十萬五千圓で、これに比較すれば、蒙政部の豫算は洵に微々たるものであるが、實は國內蒙古の爲めに國政を行ふものは單に蒙政部のみに限るのではなく、司法部、財政部、交通部、軍政部、馬政局、國道局、地籍整備局等多數あつて、其等の蒙古の爲めに支出する金額は又莫大なものである。

蒙政部所管歲入豫算

合計	二六二、三〇三圓
經常部合計	二二七、三〇三
第一款 官業收入	二二一、八三〇
第二款 雜收入	一五、四七三
臨時部合計	二五、〇〇〇
第一款 雜收入	二五、〇〇〇

右の歳入豫算は滿洲國歲出豫算總計二億一千九百四十萬五千圓に比較すれば實に僅少であるが、勿論これを以つて蒙古地方より生ずる歳入の凡てであるとは考へるには大なる

滿洲國領内蒙古

謬りであることは後述する通りである。

ハ、國內蒙古より徴收する關稅

興安四省内の國稅徴收機關は總て財政部の統轄するところであつて、これは民政部管内の國稅徴收制度と何等異なるところは無い。而して興安省内の國稅の一部は財政部直轄の稅捐局で直接徴收する。即ち統稅、菸酒稅、營業稅が是れである。他の一部は旗公署が代徴してゐる。田賦、牲畜稅、魚稅、印紙稅等が是れである。稅率は現在のところ省により不同であるが、種々な事情で急に統一することは困難である。目下財政部では、銳意國稅の統制を行ひつゝあるから、漸次蒙古地方にも根本的な稅制改革が具現するものと思はれる。

今、試みに康徳元年度の國稅徴收表を左に掲げるが、尙此の外、鹽稅、火柴、煤、石油等の專賣收入、滿洲里稅關收入等の存することも考慮に入れなければならぬ。又近く興安四省内にも鑛業法が施行せられる豫定であるし、一方國有森林の計畫的伐採が開始せらるゝに至れば、鑛業稅及木稅も相當多額に上るものと見られる。

康徳元年度興安省關係國稅徴收表

一、田賦	二八、五七〇圓
二、禁煙特稅	一六四、五一六
三、出產稅	六八三、二〇三

二九四

四、鑛業稅	二五、八七六
五、營業稅	三二〇、八三四
六、牲畜稅	二四〇、一七二
七、菸酒稅	四一三、八二四
八、統稅	六二、八七二
九、雜稅	六三、九一八
十、印紙收入	二八六、二一三
十一、雜收入	四、九四八
計	二、二九四、九四六

(4) 國內蒙古の地方財政

イ、總論

(a) 豫算制度の採用實施

旗及縣は其は地方自治團體なるを以つて地方財政權を持つてゐることは言ふを俟たない。しかし最近までは現在施行してゐる如き嚴格な豫算制度といふものは蒙古には無かつた。旗公署の收入支出は凡て專制王公たる旗長札薩克の收入支出であり、財政經理は目茶苦茶であつた。従つて旗長たる王公の名義で借財をなしこれが自治體の負債となつた例が少くない。

然るに建國後は各旗共一齊に豫算制度を實行した爲め從來の混沌たる旗の財政は多少不手際ながら、形式を整へて來た。旗長其の他旗職員幹部の個人經濟と自治團體たる旗の

經濟とは劃然と區別され、豫算の編成から實行に付ては日

系職員が之を指導して間違の無いやうに注意してゐる。

建國後に於ける蒙古地方の各種變革中、この豫算制度の採用實施こそは、最も重大なる變革として指摘される。その結果として蒙古地方の社會に及ぼした影響を概略述べて見れば、

- (1) 旗の財政に劃然たる公私の區別をつけた爲め王公の擡取が停止せられた。その結果逐日封建制度の退消が期待せられる。
- (2) 各種の徵稅事務が公然且つ公平に行はれ徵收金がみだりに經理せられない。
- (3) 各般の行政事務が豫定の通り進行する。(舊來の蒙古には人民の爲めの保育助長行政が旗公署に依り行はれた事無く、旗公署は單なる徵稅機關であり、しかも王公の生活費供給機關に過ぎなかつた。尤も寺小屋式の教育行政を行つて居た例は二三あるが、それ等は旗長たる王公の王府の仕事であつた。)
- (4) 旗職員が國度より支給せられる俸給以外に人民より公

課負擔の名を以つて私利を策することが出来なくなつた。

- (5) 旗内公民も安心して公課負擔に應じ得るやうになつた。

- (6) 日系職員が豫算制度を通じて、稅制整理の斷行、無駄の排除、土地整理の着手等を行ふに至つた結果、旗職員並に旗内一般住民より日本人の清廉實直なる性格を認められ日蒙間をして益々親密ならしむるに至つた。

(b) 地方財政の現狀

地方財政の現狀を極めて概括的に數字を以て表せば、康徳三年度に於ける歳入總額二百三十五萬六千七百九十五圓、歳出總額二百九十七萬七千五百三十三圓、同差引不足額は國庫より行政補助費、産業振興費、或は警務補助費として補助せられてゐる。

地方財政は建國後各年度を比較して觀ると、歴然たる飛躍的進歩の跡を見ることが出来る。即ち收入支出とも非常な増加を示してゐる。今左に興安各省内各旗の年度別歳出入一覽表並に其内譯を掲げて見る。

興安全省各旗年度別歳出入一覽表

年 度 別	歲	出	入	國 庫 補 助
大 同 二 年		一、二七、九九一・六五	八三六、三八六・〇九	二〇六、〇二〇・三一
康 德 元 年		一、五六九、〇四〇・〇〇	一、三五五、七四七・〇〇	二二、二九三・〇〇
同 二 年		一、九九六、二四〇・〇〇	一、八三六、二四〇・〇〇	二〇〇、〇〇〇・〇〇

〔註〕 康德二年度豫算會計制度變更に際したる爲め實際は半年度分の豫算を計上したるを以て一覽の便宜上之を二倍して記載セリ。

歲 出 内 譯

年 度 別	旗 公 署 費	警 務 費	教 育 費	努 國 克 費	其 他
大 同 二 年	四五三、四六二・九七	三三〇、一三三・〇七	六二、一〇〇・九	四〇、三六八・〇〇	二三〇、八五八・六三
康 德 元 年	四五六、一九九・〇〇	三六四、七六六・〇〇	一五五、四九〇・〇〇	—	七五、九四三・〇〇
同 二 年	三八五、一八〇・〇〇	七二、八七八・〇〇	二二、六二四・〇〇	一四、六〇〇・〇〇	七、八五二・〇〇

歲 入 内 譯

年 度 別	旗 稅	雜 收 入	財 產 收 入	特 別 收 入	其 他
大 同 二 年	五七〇、三三三・七七	一三、四三三・〇三	八〇、七四七・六二	五〇、四二一・八七	五七、〇〇七・〇六
康 德 元 年	一、二二六、四二六・〇〇	六二、二七八・〇〇	一〇四、五二〇・〇〇	—	三二、三六八・〇〇
同 二 年	一、二二三、一七二・〇〇	一五、五二七・〇〇	九二、三五二・〇〇	二、二二二・〇〇	三三、〇〇〇・〇〇

興安東 各旗年度別歲出入一覽表

年 度 別	歲	出	入	國 庫 補 助
大 同 二 年		一〇八、六〇〇・七三	四九、七二〇・三二	六一、一七八・三四
康 德 元 年		一〇、八一九・〇〇	四五、〇三五・〇〇	五九、七八四・〇〇
同 二 年		一三、一六二・〇〇	九五、六一四・〇〇	二五、五四八・〇〇

歲出內譯

年度別	旗公署費	警務費	教育費	努圖克費	其他
大同二年	108,620.76 円	11,187.00 円	17,612.00 円	3,716.00 円	17,448.00 円
康德元年	76,030.00	11,870.00	17,612.00		
同 二 年	38,490.00	13,812.00	28,666.00	3,716.00	17,448.00

歲入內譯

年度別	旗稅	雜收入	財產收入	特別收入	其他
大同二年	30,792.75 円	1,877.11 円			10,205.99 円
康德元年	43,974.00	860.00			
同 二 年	90,200.00	5,414.00			

興安南省各旗年度別歲出入一覽表

年度別	歲出	歲入	國庫補助
大同二年	689,640.22 円	597,546.90 円	43,773.97 円
康德元年	1,031,261.00	966,433.00	64,828.00
同 二 年	1,311,906.00	1,293,906.00	53,100.00

歲出內譯

年度別	旗公署費	警務費	教育費	努圖克費	其他
大同二年	208,580.08 円	235,889.80 円	27,057.45 円	10,986.08 円	207,117.71 円
康德元年	145,992.00	205,787.00	83,100.00		596,462.00
同 二 年	150,010.00	316,102.60	100,050.70	81,300.00	663,510.00



歲入內譯

年 度 別	旗	稅 雜 收 入	財 產 收 入	特 別 收 入	其 他
大 同 二 年		三七七、九七一・三七七 円	一、九二五・二五 円	六九、八二六・六二 円	四三、四一八・〇〇 円
康 德 元 年		九〇三、六七六・〇〇	五、一〇三・〇〇	七二、七三五・〇〇	三六、六一一・二二 円
同 二 年		八一、五六〇・〇〇	一四、二六六・〇〇	七〇、〇八六・〇〇	二九、〇〇〇・〇〇

興安西省各旗年度別歲出入一覽表

年 度 別	歲 出	歲 入	國 庫 補 助
大 同 二 年	一九〇、五九六・七〇 円	六五、二四三・六四 円	七六、二六〇・〇〇 円
康 德 元 年	二〇一、三六七・〇〇	一五一、二〇〇・〇〇	五一、二四七・〇〇
同 二 年	三三三、二〇〇・〇〇	二五八、八七〇・〇〇	七二、九三〇・〇〇

歲出內譯

年 度 別	旗 公 署 費 警 務 費 教 育 費 努 圖 克 費 其 他					
大 同 二 年	七八、〇五七・七七 円	七四、〇三〇・七六 円	一四、七七一・三六 円	—	—	三三、七三六・九二 円
康 德 元 年	九五、四二五・〇〇	六六、四八二・〇〇	一九、七七二・二九	—	—	一九、七三二・〇〇
同 二 年	八九、三二八・〇〇	一五四、九四二・〇〇	三八、五六六・〇〇	三三、九七四・〇〇	—	一七、五三〇・〇〇

歲入內譯

年 度 別	旗	稅 雜 收 入	財 產 收 入	特 別 收 入	其 他	
大 同 二 年		三八、六七三・五三 円	八、六四五・二四 円	一〇、九二一・〇〇 円	七、〇〇三・八七 円	—
康 德 元 年		一〇〇、六二一・〇〇	一〇、三一六・〇〇	三三、八一五・〇〇	—	六、三六八・〇〇
同 二 年		一三八、八八六・〇〇	一一、二八六・〇〇	三三、二六六・〇〇	二四、一一三・〇〇	—

興安北省各旗年度別歳出入一覽表

年 度 別	歳 出	歳 入	國 庫 補 助
大 同 二 年	一二九、一三四・〇七	一二三、八八五・五五	二四、八〇八・〇〇
康 德 元 年	二三一、五九三・〇〇	一九四、一五五・〇〇	三七、四三八・〇〇
同 二 年	二〇九、八五六・〇〇	一八七、七三四・〇〇	二二、一二一・〇〇

歳 出 内 譯

年 度 別	旗 公 署 費	警 務 費	教 育 費	努 圖 克 費	其 の 他
大 同 二 年	五八、二〇四・三六	二〇、二〇一・五二	二〇、二八一・三八	二九、四三三・七三	—
康 德 元 年	八七、七七五・〇〇	二八、六八九・〇〇	一六、〇〇〇・〇〇	—	九九、二一九・〇〇
同 二 年	八三、四五二・〇〇	三七、〇九六・〇〇	五七、三二二・〇〇	一三、六四〇・〇〇	一八、三五六・〇〇

歳 入 内 譯

年 度 別	旗	稅 雜 收 入	財 産 收 入	特 別 收 入	其 の 他
大 同 二 年	—	一三三、九〇〇・三三	九八五・四三	—	—
康 德 元 年	—	一六八、一五五・〇〇	—	—	二六、〇〇〇・〇〇
同 二 年	—	一七三、六二六・〇〇	一〇八・〇〇	—	一五、〇〇〇・〇〇

右に依れば西、南兩省内に於ける警察費は行政費の大部分を占めてゐるが、これは事變後兩省管内に匪賊が逃げ込んだ爲めに急増したものである。以上の財政飛躍の跡を観れば、將來に於ける地方財政の基礎確立は左程困難ではない。既に現在に於ても、郭爾羅斯前旗、後旗、東科中旗、後旗、布特哈旗、克什騰旗等の各旗の如きは、國庫より補助を受くることなくして獨立獨歩し得る状態にまで進展しつつある。

ロ、地方稅政

蒙古地方に於ける國稅は、蒙古が他の地域と異なる社會事象を有するため、多少異つた國稅の存在を必要とし、今直ちにこれを整理し得ざる實情にあるが、地方稅制について

政 治

は一層特殊なる地方事情に支配せられ、東、南、西、北各省とも實に多種多様であつて統制上甚だ不便を感じるを以つて、當局は近く稅制整理を斷行する方針で鋭意調査研究中である。しかし又一方、地方稅制の改革は國稅整理及び中央地方の行政機構の改變と相伴ふべきもので、單獨に之が改革を實施し得ないため迄延滞してあるといふ理由もあるが、兎も角、蒙古に於ける地方財政の基礎確立は國防上より觀るも急務であるは前述した通りである。

蒙古地方に於ける稅制の現状は、舊慣舊令を其の儘、或は國情に合致せぬものは之を改めて援用し、地方財政の急激なる動搖を防いでゐる。今興安各省内に實際施行せられてゐる稅目を拾ひ擧げて見る。

税目	説明	明
蒙租	放荒地域内の既開墾地に付き漢人より徴収する小作料の性質を有する租金	
科銀	性質同右 (興安西省に於ては蒙租を科銀と稱す)	
街基租	放荒地内城鎮基(城又は市街の基地)より徴収する一種の地租	
墾植捐	旗民より徴収の地畝捐	
牲畜捐	牲畜を賣買する時買主より徴収する税捐	
牧畜捐	牲畜の頭數に依り牲畜所有者より徴収する税捐	
特別牧畜捐	牲畜の頭數に依り俄僑より徴収する税捐	
舖商捐	資本額に依り商店より徴収する税捐	
行商販賣捐	從價又は人に就き移動商(行商)より徴収する税捐	
鍛冶工捐	戸に就き鍛冶工人より徴収する税捐(鍛冶工は即ち鐵匠業者等なり)	
皮革工捐	戸に就き皮革皮工人より徴収する税捐(皮革工即ち鞣革工なり)	
磨捐	臺數に就き磨房業者より徴収する税捐(製粉用)	
木植捐	森林伐採の際の木捐	
粮子捐	從價に就き營業者より徴収する税捐	
瓜商捐	入山樂々車(木造車)を製造する者より徴収する税捐	
車捐	輻數に就き馬車業者より徴収する税捐(人乗馬車營業者)	
經紀捐	紹介業(仲立業)者より徴収する税捐	
妓女捐	妓女より徴収する税捐	
妓女門戶捐	妓館(女郎屋)業者より徴収する税捐	
汽車捐	車輛に就き自動車業者より徴収する税捐	
營業地皮捐	場所賃貸業者より徴収する税捐(例、門口を夜市に賃貸するもの)	
小腸捐	請負額に就き小腸販賣業者より徴収する税捐(請負とは年額のこと即ち一年に付賣買の多寡に拘らず一定の額を徴収すること以下此れに準ず)	
木炭捐	從價に就き販賣業者より徴収する税捐	
炭捐	座(窯)に就き木炭製造業者より徴収する税捐	
魚捐	從價或は請負額に就き販賣業者より徴収する税捐	
魚網捐	網數に就き魚網所有者より徴収する税捐	
渡口捐	艘數に就き人渡舟營業業者より徴収する税捐	

密捐	密數に就き磚、瓦、盆の窯業者より徴収する税捐	柳叢捐	したるとき徴収する税捐
山貨皮張捐	從價に就き販賣業者より徴収する税捐(山貨は推茸、木耳等山産物、皮張は獸皮等)	黃菸捐	菸に就き耕種者より徴収する税捐(黃菸は煙草なり)
皮毛捐	從價に就き販賣業者より徴収する税捐(皮毛は羊、牛、馬等の皮毛を指す)	燒商捐	請負額に就き燒酒釀造業者より徴収する税捐
甘草捐	從價又は斤量に就き販賣業者より徴収する税捐(甘草は藥材なり)	魚股抽份	未放荒地域内の江河にて漁獵者より徴収する税捐(捕獲歩合に就き徴収す)
秧草捐	從價又は車數に就き秧草刈する者より徴収する税捐	土鹽捐	未放荒地域内の土鹽を採収する者より徴収する税捐
刀把捐	刀把數に就き客籍人(蒙旗以外の籍民)秧草刈する者より徴収する税捐(或は放荒地に居住し未放区内の秧草を刈者より徴収す)	草刀捐	刀把捐に同じ
門牌捐	戸に就き戸主より徴収する税捐(門札税)	刀鋸捐	刀鋸捐は草刀捐、鋸頭捐の總稱にして草刀捐は放荒地内に居住し未放区内の秧草を刈るもの刀數に就き徴収す鋸頭捐は入山し藥材即ち防風等の類を採取するものより徴収す
百貨捐	從價に就き商店より徴収する税捐	屠宰場費	頭數に就き營業業者より徴収する税捐(屠宰場費場所使用料の意)
屠宰捐	頭數に就き屠宰業者より徴収する税捐(屠畜税)		
水田捐	均數に就き水田耕種者より徴収する税捐		
鐵丁捐	人數に就き鐵區採掘工人より徴収する税捐		
娛樂捐	賭博業者より徴収する税捐		
棧林捐	俄人入山獵者より徴収する税捐		
槍租捐	挺數に就き獵銃所有者は他の獵帥に銃を賃貸		

政治

興安東省  
旗別 税目 税率 金額  
布特哈旗 墾植捐 四八 四、二七七

滿洲國領內蒙古

旗別	稅目	稅率	金額
興安南省	木植捐	一〇〇	三、四八〇
	入山執照張	一〇〇	二、〇〇〇
	娛樂捐不定	一〇〇	二一、五二六
	莫力達瓦旗 壘植捐均	六〇	三、三二二
	百貨捐元	六〇	二、八〇〇
	木植捐	五〇	二、四七〇
	巴彥旗 壘植捐均	五〇	二、一〇〇
	木植捐	五〇	五、二〇〇
	入山執照張	九〇	一、一七〇
	阿榮旗 壘植捐均	七〇	五、七一二
喜札嘎爾旗 娛樂捐不定	七〇	一、二六〇〇	
百貨捐元	四〇	四、八〇〇	
木植捐	四〇	三、八四〇	
入山執照張	一〇〇	一、五〇〇	
營業捐	一〇〇	二、八八〇	
東科前旗蒙	租畝	上 一五四 中 一〇六 下 〇六六	二九、一〇四
	壘植捐均	上 二〇〇 中 九〇〇 下 六〇〇	四八、六四四
	東科後旗蒙	租 東科前旗に同じ	二六三、六三〇
	壘植捐均	同上	四八、六一〇
	稅捐津貼	同上	四〇、〇〇〇
	東科中旗蒙	租 東科前旗に同じ	六七七、四〇七
	公地租均	上 一石 中 八斗 下 六斗	七〇、二九二
	壘植捐 東科前旗に同じ	同上	二〇、〇〇〇
	稅捐津貼	同上	六〇、〇〇〇
	西科中旗蒙	租 東科前旗に同じ	一九、〇〇〇
壘植捐 東科前旗に同じ	同上	一八、七八三	
西科前旗蒙	租 東科前旗に同じ	五四、三三三	
街基租 號一六〇〇	同上	一五、〇〇〇	
壘植捐 東科前旗に同じ	同上	一一、四〇〇	
說捐津貼	同上	三〇、〇〇〇	
西科後旗蒙	租 東科前旗に同じ	一九、〇一八	
壘植捐 東科前旗に同じ	同上	一五、一五七	
札資特旗蒙	租 東科前旗に同じ	六四、二〇一	
壘植捐 東科前旗に同じ	同上	一五、九四〇	
庫倫旗	公地租	同上	一、四五〇
壘植捐畝	同上	二二、二三八	

三〇六

興安西省

旗別	稅目	稅率	金額
克什克騰旗	壘植捐項上	一〇〇	一一、二〇〇
	特稅提成	同上	一五〇〇〇
	牧畜捐	羊 三〇〇 馬 三〇〇 牛 三〇〇	六、四〇〇
	公地租	同上	八、八二〇
	巴左旗 壘植捐項中上	七〇〇	九、八五〇
	科 銀項中上	七〇〇	七、一〇七
	科 銀項中下	四〇〇	同上
	科 銀項中上	四〇〇	同上
	科 銀項中下	二〇〇	同上
	科 銀項中上	四〇〇	同上
巴右旗	壘植捐把左旗に同じ	同上	一、九三二
	牧畜捐同	同上	一、〇〇〇
	科 銀項中上	四〇〇	四、八〇〇
	科 銀項中下	二〇〇	同上
	阿魯科爾沁旗 壘植捐項中上	三〇〇	一〇、四八〇
	壘植捐項中下	三〇〇	同上
	牧畜捐巴左旗に同じ	同上	九、〇〇〇
	政 治	同上	同上

興安北省

旗別	稅目	稅率	金額
札魯特旗	壘植捐阿爾科爾沁旗に同じ	同上	三、四三〇
	科 銀項中上	四〇〇	四、〇五〇
	科 銀項中下	三〇〇	同上
	科 銀項中上	三〇〇	同上
	科 銀項中下	一五〇	同上
	牧畜捐同	同上	二、九八八
	翁牛特左旗 公地租	同上	四、三〇〇
	奈曼旗 壘植捐	同上	二七、八一四
	公地租	同上	一四、二八六
	牧畜捐	同上	四、六三六
索倫旗	牧畜捐	羊 二〇〇 馬 二〇〇 牛 二〇〇 駱駝 四〇	一六、九三八
	秩草捐	同上	二二、〇〇〇
	木植捐	同上	一八、〇〇〇
	壘植捐	同上	二、〇〇〇
	東新巴旗 牧畜捐	同上	二九、二七四
	木植捐	同上	一、〇〇〇
	城 包額	同上	二、〇〇〇
	西新巴旗 牧畜捐	同上	二二、七九二
	索倫旗に同じ	同上	同上
	政 治	同上	同上

三〇七

滿洲國領內蒙古

陳巴旗	牧畜捐	同	一五、三五六
額右旗	旗植捐	市	一、九五〇
額左旗	旗植捐	市	一、三五〇
	鑛丁捐	人	二、一〇〇
	賭捐	紙片	一、五〇〇
	紙局	三・七〇〇	一、〇〇〇
	秩草捐	市	一、〇〇〇
	秩草捐	市	一、〇〇〇
	牧畜捐	市	四、六六〇
	營業捐	市	四、一三九
	鹽植捐	市	三、七〇六
省外四旗	鹽植捐	市	六、一五一
		均	二・五〇〇
		均	五・〇〇〇

魚股抽份

一等	二・一五
二等	〇・〇七
三等	〇・〇三
四等	〇・〇一五

依克明安旗蒙 租 中・二二七二八三一、七五一

以上を仔細に見れば國税と同じやうに消費稅級のものが多くは遺憾であるが徵稅方法や各種取締が充實してゐない現在の蒙古では又無理からぬことでもある。勿論可及的速かに、徵稅方法及び之が取締の改善充實を行つて、國稅地方稅制の根本的改革を爲さねばならぬことは、我々當局者として日夜痛感して居るところである。

ハ、地方財政調整問題

國內蒙古に果たして財政的獨立能力有りや否やについては、議論の別れる所であるが、些細に點檢するときには財源も相當多く、中央行政費及び地方行政費を合計した程度の収入は充分計り得るものと思料せられる。しかし蒙古の地方治安費及び長大なる國境線に於ける國防施設費は到底獨自にては支辨出來ない。即ち滿洲國の地方自安と國防とが日本帝國の國幣を以つて維持されてゐることは、取りも直さず、蘇聯、外蒙、察哈爾と實に滿洲國々境線の二分の一以上に互る長大なる蒙古其のもの、國境線上に於ける國防と治安が、日本帝國に依り維持されてゐるといふ結果になり、流石の蒙古大衆も友邦日本のこの絶大なる援助に對し

郭爾羅斯前旗	蒙 租	均	三・七八	一三九、九〇五
郭爾羅斯後旗	蒙 租	中	二・二七二八	五九、五〇〇
	稅捐津貼	下	一・三六三五	五五、二〇〇
杜爾伯特旗	蒙 租	上	一・〇〇	四七、一八二
	鹽植捐	中	七・〇〇	六、九四九
	鹽植捐	下	六・〇〇	八、四〇〇
		中	七・〇〇	
		下	五・〇〇	

て全く感謝の外は無いのである。日本が若し地方治安の維持より手を引いたと假定せんか、翌日から旗公署の行政に支障を來す地方は甚だ多い。殊にこれは興安南西兩省に於て實際見るところである。斯の如く莫大なる地方治安維持費及び國防費が友邦日本に依つて負擔せらるゝ結果蒙古の地方財政が比較的良好に運營され管内の住民は共に俱に生業に従事し、安穩に其の日を樂しむことが出来るのである。地方財政の基礎は如何にして確立するか、其の方法として誰にも考へられる事項は

1. 稅制を整理すること
  2. 蒙旗の舊債を整理すること
  3. 金融の圓滑を期すること
  4. 土地整理を實施すること
  5. 綜合的産業開發を行ふこと
  6. 公平なる販賣購買機關を設置して蒙古大衆よりの搾取を防止すること
  7. 警察費、及び教育費の國庫補助を増額すること
- 等であるが其の具體的方策に付ては本部も鋭意研究中である。
- 之を要するに蒙古に於ける財政は漸次充實されつゝあるが全般的に其の基礎を確定せしめることは日滿兩國にとつて絶大なる意義を有し且つ當面の急務であらねばならぬ。

七、國 防

以上、大體蒙古に於ける財政狀況を記述したが何分着々の中に筆を執つた爲め盡さざる點も多々あるが其の補足は他日に譲ることとする。終りに本稿を草するに當り御多忙中種々御協力下さつた蒙政部員田沼義男君の勞を深謝する次第である。

(大場辰之助)

滿洲國內蒙古とは興安四省並びに熱河であるが、滿洲國の對蒙人特殊政策から、その政策の範圍を興安四省に限定(蒙地をこの四省にしており、從來の熱河も、蒙人多き地帯は興安省内に編入してゐる)この地帯の防備は日本軍、滿洲國軍で行ひつゝある。日本軍は日滿議定書により、滿洲國の國防の義務があるので、必然的に内、外蒙古との接壤地たる興安省方面に向つても、時に應じ活動する。滿洲國軍については、漢人種たる滿洲國軍はこの地帯よりは他の部分の治安、警備に任じ、興安省は蒙古人軍隊をもつて警備にあてゝ、蒙人蒙治主義をとりつゝある。

これは一九三五年の滿洲國軍政改革の結果であつて、この改革により滿洲國は興安四省をのぞく地區を五ヶの軍管區に分ち、興安四省を四ヶの軍管區に分つたのである。興安四省の區分はその政治區分と同じで、興安東南西北四省に分ち、各警備司令官を任命し、その下に蒙古騎兵を中心と

する近代的蒙古軍隊の結成にのり出したのである。現在興安四省各警備司令官は左の通りで、この四省の各警備司令官は軍政部大臣に直屬するものである。

興安東省警備司令官(代理) 綽羅巴圖爾  
興安西省警備司令官(代理) 烏古延

興安北省警備司令官 烏爾金  
興安南省警備司令官 巴特瑪拉布理

以上各軍の編成は二個乃至三個の地區警備軍及び旅を置いて地方の治安維持に任じてゐる外、司令部直轄部隊として砲兵隊、自動車隊、軍樂隊、病院を有し、別に模範隊として教導隊を有してゐる。警備軍は歩及騎、砲兵よりなつてゐるが主として歩騎兵である。戰略單位としては混成旅及び騎兵旅の二種がある。

この興安警備各軍の特徴は蒙古兵をもつて組織されてゐること、而も、これ等が日本軍人によつて極めて熱心な訓練を受け、短日月に非常な良成績を収めつゝあるのである。彼等は過去の沙漠の、文明から取りのこされた軍隊ではなく、今や近代軍隊として甦生し、化學兵團化しつゝあるのである。且つてホロンバイル事變當時、蒙古兵は重砲キヤノンに驚き、飛行機に目を見はり、爆彈の威力に嘆をもらし、戦車を物珍らしく見て、これに争つて乗つたばかりが、たちまさ嘔吐を催したといふ愉快な原始的兵隊さん

であつたのである。然るに今や精悍な蒙古人は成吉思汗への懐れを現代化し、颯爽たる近代組織の上に甦生しつゝあるのである。銃劍の取扱ひ、大砲の取扱ひ等々に、もう數年もすれば滿人種を壓倒するほどのすさまじさを見せてくれるのだ。

これ等の訓練に、滿洲國軍政部は懸命の努力を拂ひ、興安軍専門の統率者即ち蒙古人の指導的軍人養成のため王爺廟に興安軍官學校を開設して、將來蒙古軍の基幹たるべき軍官學生に特殊訓練を行ひつゝある。

滿洲國內蒙地の防衛、治安はこれ等蒙人軍隊に専念せしめつゝあるが、最近外蒙方面よりする外蒙、蘇聯赤軍のあくなき滿洲國領域侵犯ならびに、滿洲國擾亂の激化は、國境方面に滿洲國國防の強力な軍政日本軍の駐屯又は臨時派遣を要するわけであるが、かゝる事情に對しては、國境警備隊、並びに軍隊移動の方法により、機宜の處置をとり萬全の策を講じて來た。

滿洲國內蒙古軍の訓練とその向上の結果は、蒙地に對する滿洲國の善政と相まつて、蒙人の啓蒙の効果をあげ、これを羨望する内蒙古の蒙人の瞳は、次第に熱を帯びつゝある。興安四省の政治と興安四省の蒙古軍は國防の任よりは遙かに大きく蒙古民族啓蒙の大役をなしつゝある。

(田中 香苗)

### V 支那領內蒙古

#### 一、自治運動前史

##### (1) 成吉思汗への思慕

内蒙古は漢土に近く、漢民族との折衝も緊密で、その文化に觸れることも濃厚であつたから、自然漢化する可能性が多い筈である。ところが事實は、それにも拘らず、依然として民族意識は熾烈であり、且つ政治、社會、宗教、經濟等生活の全面に亘つて、獨特の傳統を維持して居り、時に觸れ、折に連れて、成吉思汗への思慕が、蒙古民族再興の要求となつて爆發する。偶々近年の内蒙古自治運動、或は準獨立運動によつて、恰も卒爾の出來事のやうに、世の注目を惹くやうになつたが、内蒙古世史の上に、斷續的にではあるが、點綴せられる自主結成作用を見る時、其の基調には一貫した民族意識が潜んで居る事實が認められるのである。これは本土の識者も夙に認識して居たところで、其の一例證として、清末民初洮錫光の言を引用しよう。

洮錫光は、光緒三十三年(一九〇七年)七月陸軍部丞を代理し、宣統元年(一九〇一年)春殖邊學堂監督に轉じ、翌二年陸軍部右侍郎に昇任し、民國成立後、蒙藏事務局副總裁に任ぜられ、一時總裁代理もやつた經歷の人物で、蒙古事

情には、一通りの知識を持ち、爲政者としての見識を備へて居た人である。彼は光緒三十二年(一九〇六年)肅親王に隨つて蒙古を視察した後、學部に對して對蒙教育條議を獻議したが、其の中に次の語がある。「蒙漢積憤」云々の語や、「成吉思汗の業を恢復するを以て、其の三百萬同胞を屬し、以て相鼓舞す」等の字句を注意せられたい。

前者光緒十六七年間、熱河境内、金丹匪徒之役、實由蒙漢積憤而起、而互相嫌怨、至今未泯、宿根不除、隨時可以暴發：上年及今歲間、兩次出邊攻蒙古、見州縣與蒙古王府、各立學堂：州縣學堂中無蒙民、蒙古學堂中無漢民、既無同化之望：至蒙古學堂、則率以提倡兵操爲主、而其授課所引譬、暇日所演說、則時以恢復成吉思汗之事業、屬其三百萬同胞以相鼓舞、而我朝聖武功、未泯一聞、則其心蓋可想見。

清朝が理蒙政策に着手して三百年、其の最も近い關係に在る東蒙に於て、此の通りである。以下蒙漢の積憤、相互の嫌怨、それが容易に混びず、隨時暴發する歴史的事實につき、一斑を述べよう。

##### (2) 活佛の内蒙操作

清末民初外蒙古の第一次獨立運動に當つて、時の最高主權者であつた活佛哲布尊丹巴呼圖克圖以下外蒙古政府首腦者は、その自治乃至獨立運動を内蒙古にも及ぼし、自己の

統治権下に内蒙古を合一しようと企てた。外蒙古當局は、俄に内蒙古各旗に向つて檄文を飛ばし、獨立運動への合流を煽誘した。恰も清朝倒れて民國になり、支那本部も動搖して居た時であるから、内蒙古各旗も歸趨に迷うて居た際であり、動もすれば外蒙古の煽動に乗ぜられる氣配が見えた。就中烏蘭察布、伊克昭の二盟各旗に於て、其の機運濃厚であり、殊に時の烏盟盟長四子旗札薩克郡王勒旺諾爾布は、獨立合流の急先鋒であつた。そこで時の綏遠將軍張紹曾は、一九一三年(民國二年)一月二十日、西盟會議を召集して、極力旗部の招撫に努めた。

一方外蒙古政府は、俄に内蒙古に煽誘の手を伸ばしつゝ、も自己の獨力で、内蒙古合併の希望を達成し得る自信はなかつたので、それについて日本政府及びロシア政府の援助を求めた。そのために活佛は、日本政府宛て、一九一三年(外蒙古の洪範元年)一月十九日附親翰を認め、ロシア政府の斡旋によつて、これを日本政府へ通達しようと試みた。外蒙古外務大臣杭達多爾濟は、ロシア・アリヤートのパドマヤボフを使者とし、活佛の日本政府宛親翰を托して、露都ペテルブルグに乗り込ませた。

當時ペテルブルグでは、丁度外蒙古總理大臣三音諾顏汗那大囊蘇倫が、外蒙古の獨立確保、及び纏て恰克圖で開かるべき露蒙支會議の下打合せ、其の他財政上、軍事上等の

援助を要請するため、親しくロシア外務大臣セルゲイ・ドミトリヴィチ・サゾノフと折衝中であつた。一九一三年末より、翌一九一四年初めにかけてのことである。

三音諾顏汗は、本國政府よりの使者パドマヤボフより、活佛の日本政府宛親翰を受け取り、直ちにサゾノフに對して、日本政府へ傳達方を交渉した。サゾノフは醉翁之意不在酒の立場から、一應東京駐劄公使マレフスキー・マレヴィチに訓令して、活佛の書翰を日本政府へ手交すると共に、日本政府の外蒙古政府へ接近することに反對の意を表明して、活佛の書翰を突き返へさせることに成功した。

これで外蒙古政府が、日本政府の援助により内蒙古を獨立運動に合流させようとの企圖は水泡に歸し、ロシア政府自身も、對支外交を考慮して、内蒙古問題に觸れることを好まず、結局此の企圖は失敗に歸した。

3) 内蒙古國民黨活躍

外蒙活佛の意圖は、内蒙古を外蒙古の獨立に合流させようとしたもので、内蒙民心の自發的作用とは、大して縁故がなかつたが、其の後呼倫貝爾を中心として、現在の支那領内蒙古に及んだ獨立運動には、蒙民の自主的意圖が動いて居た。呼倫貝爾では、既に一九一一年十二月から翌年正月にかけて、第一次の獨立運動あり、一九一五年から二十年にかけて、殆ど完全な自治時代を出現した。一九二一年以後

は、外蒙古方面に於けるソウエート流の革命運動に刺戟されて、呼倫貝爾でも青年會の活動が組織化され、殊に一九二二―二四年の頃は、蒙古國民革命黨(外蒙)との關係が、極めて密接になつた。更に一九二五年(民國十四年)には、呼倫貝爾の青年黨が、内蒙古方面の革命分子と結合蹶起して、内蒙古國民黨を組織し、内蒙古の獨立を標榜した。然し其の後黨内に共産主義を奉じて、蒙古人民共和國及びソウエート聯邦に接近しようとする急進派と、孫文の三民主義に則つて、内蒙古の自治を實現しようとする穩健派とあり、對立著しかつた。此の外吳鶴齡等の反國民黨運動も相當熾烈であつた。(後述、自治運動直前の情勢中、蒙古領裂間の内訌参照)而も此の期間は張作霖が東北に君臨した時代で、一九二五年一月には東北邊防事宜督辦として東三省の軍事政治を管理し、翌二六年二月東三省保安總司令として、治安事項を獨裁したから、勢ひ内蒙古國民黨に對しても、峻烈な彈壓を加へた。

斯く内蒙古國民黨は、内は左右兩派の對立あり、外は張作霖の彈壓によつて、獨立は勿論、自治すら達成し得なかつた。其の後共産主義を奉ずる一派は、別に内蒙古青年黨を組織し、支那本土よりの分離獨立を目標に潜行運動を進めた。一九二八年(民國十七年)安國軍總司令として北京に在つた張作霖が、北進する國民革命軍との戦で利あら

ず、關外に撤退を決意して、奉天へ引揚げに當り、爆撃事件に遭遇、幾もなく遂に死亡してより、東北政局に動搖あり、此の機に於て内蒙古青年黨は、呼倫貝爾を中心に、烏蘭札布、錫林郭勒方面にまで手を伸ばし盛に獨立運動を擴めたために海拉爾方面では、一時獨立騷擾表面化し、事態急を告げるに至つたが、張林霖の後を繼いで東三省保安司令となり、次いで東北邊防軍司令長官となつた張學良の懐柔により、間もなく平靜に歸するに至つた。(呼倫貝爾問題は、郭道甫著、呼倫貝爾問題、中華民國二十年、上海東書局出版に詳しい)

4) 巴府札布將軍の東蒙進出

内蒙古自治運動前史の異色は、民國初年、蒙古の巴府札布將軍が、麾下の蒙古兵を率ゐて東蒙に入り、蹶然民國政府に對して、叛旗を樹てたことである。これは民國二年(一九一三年)春より、民國五年(一九一六年)十月に至る間で、此の前後は、蒙古兵が隨所に民國軍を備したことを夥しく、支那史に所謂蒙匪の亂はそれである。然し注意を要することは、巴府札布將軍を中心とする蒙軍の活動は、衰滅に喘ぐ清朝の復活を目指して、義旗を掲げたことにある。當時滿洲を舞臺に、澎湃として起つた清室宗社黨の活動に對し、率先仁義の帥を興したものである。巴府札布將軍は、蒙古軍を率ゐて長驅、長春(今の新京)南方郭家店に

突進し、直に一旦後退、開魯に向ふと豫言しつゝ、同方面の人心戦々兢々として、民國軍の神經がこれに集中して居るのに乗じ、疾風迅雷俄然林西の東北方に現はれ、時の前蒙總司令林西鎮守米振標の軍隊數百を掩撃して、これを苦戦に陥らしめた。巴軍は勝に乗じて林西を攻撃し、米振標軍は將に林西を退去するの餘儀ない状態に立到つたが、此の時巴府札布將軍自ら陣頭に立ち、猛進する剌那、城壕内より發した米振標軍の狙撃彈に中つて斃れた。時に一九一六年(民國五年)十月十二日、其の後蒙古軍は、或は烏珠穆沁旗を進占し、或は科爾沁を攻略する等、多少の活躍はあつたが、大勢は巴府札布將軍の戦死で、急轉廻を示し、蒙古軍は殆ど四分五裂、遂に何等の成果なく終つたのである。

二、自治運動直前の情勢

(1) 内蒙古自治運動の基調

一九三三年(民國二十二年)國民政府に宛て自治要請として表面化した内蒙古自治運動は、蒙古の自覺した青年會を中堅とする自主的運動で、精神的な民族解放運動と、經濟上の「蒙地還蒙」及び財政權擁護に關する生活上の要求が基調となつて、政治運動化したものであつて、極めて根底の堅固なものである。それに外蒙古の獨立を眼の邊り見て

民族精神に目覺めつゝあつた内蒙古の先覺的分子は、今又滿洲帝國の成立を見て、獨立の熱望が一氣に爆發するに至つたものである。

國民革命は五族共和を高倡し、民族主義を三民主義の一に加へたが、實際上は漢民族中心主義であり、蒙古民族に對する啓蒙、生活利益の向上、社會福祉の増進等には、何等實質的に寄與するところか無かつた。漢民族は深く蒙地に入つて開拓を行ひ、殊に支那本土に近い察哈爾、綏遠等の南部方面には、漢人の進出著しく、隨所に漢蒙雜居地帯を現出しつゝあつたが、これは蒙古人との經濟的提携、乃至は共通の利益増進、平等互惠條件による經濟的利益の交換を意味するものではなく、漢人が蒙古人の生活區域へ植民し、蒙古人の生活利益を侵蝕する結果となつた。内蒙古の自主運動は、強い民族意識に指導されて居ることは勿論であるが、其の根底に於て、こうした生活權の保障、蒙地還蒙の主張が流れて居るのであり、それが自治運動の結果となつて具現したことは、以下順次述べる通りである。但し自治運動史を述べるに先立ち、第一には自治實現以前の内蒙の政治組織、第二には此の種自治運動の機縁を作つた内幕の事情について、今少し検討する必要がある。

(2) 蒙古盟部旗組織法

度に則り、省制縣制等の地方制度が布かれた。

中華民國所屬の所謂内蒙古は、察哈爾省內錫林郭勒盟十旗、綏遠省內烏蘭察布盟六旗、伊克昭盟七旗、それに察哈爾省所屬の察哈爾部及び綏遠省所屬の歸化城土默特等を指稱するのであるが、此等の地は三百年來旗制を布き、蒙古人獨特の政治様式で固められて居るから、遽に縣制に改めるのも至難であり、又縣制に改めることも、蒙民は甚しく反對である。そこで蒙古各盟部旗の現有區域を保障し、縣制未施行地には、新に縣制を布かず、旗制を保有することを規定したのが此の第一項の主旨である。

二、蒙古各盟、及び各特別旗は、行政院に直屬する。

これは蒙部對中央の統制關係を規定したものである。前清時代には中央の蒙藏部統制機關として、理藩院を設け、内蒙六盟四十九旗を直轄した。乾隆二十七年(一七六二年)の理藩院則例は、凡そ旗內官吏の任免は理藩院に呈請し、核奪准許を経て後施行することとした。但し後、蒙古沿邊地方に於ける漢人との關係が密接となるに及んで、別に現地機關として都統とか、將軍とかを設け、各旗、盟の軍民要政を辦理監督させた。例へば察哈爾、熱河の兩都統、綏遠、盛京の二將軍これである。

前清時代より民國に至る蒙古の行政組織については、別に記述されて居るから、茲では内蒙古自治運動勃發直前の制度として、民國二十年(一九三一年)十月二十日公布、即日施行の蒙古盟部旗組織法について、概要を記することにす。蓋し内蒙自治運動の成果として、民國二十三年(一九三四年)一月二十八日、中央政治會議を通過し、自治構成の基本となつた蒙古自治問題辦法原則八項令は、民國二十年の蒙古盟部旗組織法の一部を踏襲したところもあり、或は單に機關名稱を變更しただけで、其の實質に變化ないもの等、一應此の盟部旗組織法を知つて置く必要があるからである。且つ自治運動によつて發展成形した内蒙の自治形體が、此の盟部旗組織法より、如何ほど飛躍したものであるかを比較する上にも、豫め其の内容を知る必要がある。個々の比較、改正事項、踏襲事項の検討は新自治制度の成立を述べる際に譲ることとし、以下盟部旗組織法の要點を摘記し、多少の説明を附することとする。

一、蒙古右盟部旗は、現有の區域を以て、其の區域とし必要のときは法律を以て之を變更する。

これは各盟部旗の現状維持を保障し、支那本部の縣制を蒙部に擴張しないことを、規定したものである。蓋し民國十七年(一九二八年)中央政治會議は、察哈爾、綏遠等の建省施を決定し、爾來此等地方には支那本部の制



民國が成立して後、理藩院を改めて、蒙藏院とした。但し蒙藏事務を管理する権限は、前清の理藩院と別段の差異はなかつた。前項で述べた民國十七年の省制實施以前は、内蒙古を劃して、熱河、察哈爾、及び綏遠の三特別區とし、蒙藏院の現地機關として、三都統を設け、各區内の軍政民政及び旗務を總理させた。(尤も錫林郭勒盟、烏蘭察布盟、伊克昭盟及び察哈爾部に對しては、實際上都統の行政權が完全には及ばなかつたことは、實自治運動の地域的範圍が、此等の盟旗である點と照合し注意すべきである)。

國民政府になつてから、政府直屬の下に蒙藏委員會を設け、蒙藏の行政事項に關する審議、及び蒙藏の各種興革事項に關する計畫を掌理させることとした。其の組織は秘書、蒙事、藏事の三處に分れ、蒙事處が即ち蒙古事務を專管する譯である。修正前の舊組織法、即ち民國十七年(一九二八年)三月三十日公布の國民政府蒙藏委員會組織法第十四條によると、「本法稱蒙藏者指未曾改設行省及特別區之蒙古西藏地方」であり、従つて新に省份を設けた察哈爾、綏遠、即ち所謂内蒙は、其の管掌外に屬する譯であるが、外蒙古や唐努烏梁海が完全に分離獨立した今日、此の規定は死文に歸した。従つて其の後民國二十一年七月二十五日公布施行の修正法では、此の條項が

削除された。結局蒙藏委員會の管掌地域は、蒙古に關しは内蒙、而も滿洲國の熱河省、興安省等所屬蒙部を取除いた前記の察哈爾、綏遠、其の他寧夏等の蒙部を指すと、なるのである。

民國二十年の蒙古盟部旗組織法で、蒙古各盟及び各特別旗が、行政院に直屬すと規定したのは、盟に關しては單に既定の事實を確認したに止まる。

各特別旗を行政院の直屬下に置いたのは、普通の旗は其の所屬盟の管轄に屬すること、前清以來の成例であるが、恰も本土の制度に於て、特別市が省政府の下に屬せず、行政院に隸屬すると同様、特別旗は行政院の直屬としたのである。

自治運動に於ては、各盟及び特別旗が、各個に行政院に直隸關係を打破し、各盟旗及び察哈爾部(後述)の如き特別の存在が打つて一丸となつた組織體となり、獨自の最高政府を樹立し、行政院は形式上、此の最高政府の上に位することを容認するが、これは内蒙が中國より分離獨立せず、國民政府主權下に高度自治を享有するに限ると云ふ主權統治關係を表示するに過ぎぬ程度にしたかつたのである。此の理想が幾何實現したかは、後述自治運動の經過に讓る。

三、蒙古各盟及び各特別旗と、省との關涉事項、若くは盟

直屬の各旗と 各縣との關涉事項は、省政府若くは縣政府と、盟旗官署と商議辦理する。

第一項で述べた通り、民國十七年(一九二八年)の新省制實施で、察哈爾、綏遠等の蒙地には、縣制を布いた地域もあるのだ、新制地區と舊來の蒙部との間には、行政管轄、稅務關係、放地墾地問題等幾多複雑な問題を生じ、紛糾を惹き起し易かつた。本項は斯うした場合に處するため、新制度地區と、舊來の自治的盟旗との關涉事項處理の準則を規定したものである。

四、蒙古地方の軍事、外交及び其他の國家行政は、均しく國民政府に統一する。

一般地方自治團體に對する權限の制限としては、極めて普通のものである。但し自治にも程度に差異あり、例へば英國の自治領に見るやうに外交、軍事等に於ても自主權を享有して居るものあり、内蒙古の要求する自治は、單純な支那本土の一地方自治團體と言ふのではなく寧ろ本土の構成よりは別立した高度の自主的政府の樹立が理想であつた。従つて國民政府の留保權限問題を廻つて、自治派と國民政府の間に、猛烈な折衝が繰り返されたが、中央權限事項は、大體國際軍事(國防)及び外交方面に限定され、蒙旗部内の軍事、稅務其他、可成り廣範圍に亘り、内蒙自治權に委ねられることとなつた。(國

防及び外交については、自治派も始めから、中央權限に委ねる方針であつた。此等の経緯は、自治運動の發展で個々に述べる)。

五、各盟に盟長及び副盟長を置く。盟長公署に總務、政務の二處を設け、各處長を置く。處務規程は、蒙藏委員會が擬訂し、行政院が之を核定する。盟長は公署事務の必要によつては、蒙藏委員會に咨請し、行政院に呈請許可を経て專管機關を設けることが出来る。

盟長を置くことは、單に在來の制度を確認したに止まる。其の他は概ね、盟務について、蒙藏委員會が介入する關係を示したものである。

後に指摘する通り、内蒙自治の基本となつた民國二十三年三月公布の蒙古自治辦法八則第二項では、各盟公署は盟政府と改稱し、旗公署は旗政府と改稱することとなつた。但し名稱の變更に止まり、其の組織は舊の儘である。

六、各盟には盟旗代表會議を設ける。其の代表は本盟所屬各旗の旗民代表會議から推選する。大體大旗は三人、中旗は二人、小旗は一人とし、任期は一年とする。盟民代表大會の職權は、盟務の立法、設計、審議、監察、其他特に規定する事項に及ぶ。盟民代表會議は、常任代表五人乃至九人を置き、全體代表から之を互選する。

七、各旗に札薩克(旗長)を置き、其の下に旗務委員を設け、重要旗務は札薩克及び旗務委員を以て組織する旗務會議で決定する。茲で旗務委員と言ふのは、従前の協理、管旗章京、副章京等を改稱したものである。但し實際上は、依然として、此の舊稱が其のまゝ愛用されて居るやうである。

旗公署に對しては、盟公署及び蒙藏委員會が上級官廳の地位に立つ。唯特別旗公署に對しては、盟公署を経ず、行政院乃至行政院の直屬機關である蒙藏委員會が、直接指揮命令監督することは、第二項で説明した。自治運動の結果、此等の關係は修正され、蒙古地方自治政務委員會が、盟旗の最高機關となつた蒙古地方自治政務委員會(及び綏遠省境内蒙古各盟旗地方自治政務委員會)は、形式上行政院に直屬し、又別に自治指導官の指導を受けるが、單に法規上の隸屬關係を示したに止まり、殆ど實質的意義ないことは、後に指摘する通りである。旗に旗民代表會議あることは、盟に盟民代表會議があるのと同じく、其の機限も同様であり、且つ五人乃至九人の常任代表を全體代表中より互選することも、盟の場合と同然である。

③ 政治組織、法制、その他  
内蒙古自治制度成立迄の政治組織、法制、宣化制度等に

副章京均改爲旗務委員佐理旗務」云々として居るが、實際は未だ札薩克の下に東協理台吉、西協理台吉等の舊名稱そのまゝの補佐員を置き、更に協理台吉の補佐役として、正副管旗章京、又は甲克氣を置いて居る。管旗章京の下には、東西梅倫あり、梅倫の下に參領(札楞)あり、佐あり、佐に佐領あり、領催あり、騎騎校あり、萬事封建的色彩の強い傳統、世襲制によつて居る。役名、職員數等は、各旗によつて多少の異動あり、更に此等の下には、多少の職務系統が分屬して居る。

清代に設けた親王、郡王、貝勒、貝子、鎮國公、輔國公等の王公封爵は、今日も其のまゝ踏襲されて居る。

二、立法司法制度

盟務の立法事項は盟民代表會議で、旗務の立法事項は旗民代表會議で決定することは、蒙古盟部旗組織法のところで指摘した。實際は盟長及び旗長(札薩克)を中心とする盟又は旗の政治首腦部が、立法に當ることは永い間の傳統である。

札薩克は政治、軍權を總攬する外、旗内通常の司法權をも掌握するのを例とした。旗と旗との紛糾は、政治上のものも、司法上のものも、管轄盟に於て處理する成例であり、盟旗と省縣間の關涉事項は、盟部旗組織法第六條乃至第八條に特別規定あり、其の大様は既に説明し

つき、極めて總括的な説明を試みる。

一、政治組織

國民政府、行政院、蒙藏委員會の各段階より、盟旗に至る關係は、前項蒙古盟部旗組織法の所で指摘した。蒙藏委員會の外、財政部、軍政部等も亦、夫々行政上の主管事項について、監督命令權を持つて居る。特別法規中には、特に其の上級主管機關(行政院各部)を指摘して居るものも少くないが、其の一々については省略する。尙ほ教育部の中には、蒙藏教育司がある。(民國二十年四月二十二日公布、修正教育部組織法、第四條)。

内蒙古自體の政治形態は、盟旗を骨格とするもので、其の梗概については、盟部旗組織法のところで述べた。數旗會盟して盟をなし、旗は更に小行政單位に分れる。盟部旗組織法は單に基本的形態を規定したに止まり、各盟旗には夫々固有の制度、機關が有つて、實際政治の運用に當つて居る。盟長及び特別旗長の選任等も、形式的には國民政府が最後の決定權を持つて居るが、實際は専ら各盟旗内の傳統、慣習によつて居る。(後述 西公旗事件參照) 盟部旗組織法によれば、札薩克(旗長)の下に旗務委員を置き、札薩克と旗務委員とを以て旗務會議を組織し、重要旗務を決定することになつて居り、旗務委員とは、同法第二十三條によれば「蒙古各旗協理管旗章京

た。

蒙部の司法については、幾多の特別法がある。そのうち一九三〇年(民國十九年)一月十七日、司法行政部指令「熱河省各縣承審處暫行規定」は、滿洲國の成立により、其の効力は消滅したから、茲では觸れない。蒙古全般については、同民國十九年十二月六日、司法部訓令、司法行政部第五七一號として發令された「改進蒙古司法辦法大綱」八項がある。要點次の通り。

- (一) 蒙古地方旗治或は其他適宜の地點に獨立司法機關を設けるやう司法院に於て積極的に籌備する。但し獨立司法機關の成立せぬ間は、蒙古地方の司法事務は暫く舊に仍る。
- (二) 蒙古地方獨立司法機關の管轄區域は、各該地方の情狀により、別に之を劃定する。
- (三) 蒙古地方で現に設立し、及び將來設立すべき獨立司法機關は、蒙古人を參用し、推事(判事)及び檢察官とする。更に蒙文譯員及び訴訟代筆處を設け、蒙古人の便宜を圖る。
- (四) 國民政府頒布の民事調解法に基き、蒙古地方にも民事調解處を設けることが出来る。(民事調停)
- (五) 蒙古世爵喇嘛等の私人は、司法案件に關し、受理或は處理することは出来ぬ。

支那領内蒙古

(六) 蒙古各旗は、漢蒙兩語に通ずる蒙古人を選んで、法律學校で修業させる。

(七) 遊牧地方は、事情により巡迴審判制度を採用することが出来る。

(八) 蒙古司法機關は、蒙古人を召喚する場合は、該管旗署或は旗員に對し、協助を請うて之を辨理することとする。

此の外一九三一年(民國二十年)十一月二十一日司法行政部指令、察哈爾高等法院第一九八四一號「察哈爾高等法院暫行組織條例」十ヶ條あり、從來の都統署審判處を改組し、初めて整個な法院の組織を見るに至つたが、其の詳細は省く。

更に又司法機關未設立前の蒙民司法につき、同民國二十年七月十七日、司法院訓令、司法行政部第四三六號「蒙民互控民事案件在司法機關未立前暫仍舊例處理令」があるが、熱河高等法院の管轄につき、中央部の與へた指令であるから、これも省略する。

新蒙古自治運動では、専ら政治問題に急にして、司法問題には殆ど手が廻らなかつた。其の點、運動經過を個々に述べる際關説することとする。

三、宣化制度

清朝及び民國を通じ、中央政府の蒙古其の他藩部に對す

る政策は、宗教利用による懷柔と宣化を以て、最も主要なものとした。一九三三年(民國二十二年)五月十八日國民政府公布同日施行の西陲宣化使公署組織條例十一ヶ條及び同年七月十四日公布施行の蒙旗宣化使公署組織條例十一ヶ條は、宣化制度を法制化したものである。前者は主として西陲を對象とするものと考へられるが、而も蒙古自治運動の勃發を見るや、國民政府西陲宣化使班禪喇嘛を蒙地に急派して、蒙民の懷柔に當らしたことは、後掲「班禪喇嘛の宣撫」「班禪の宣撫報告」其の他で述べる通りである。自治運動當時は、班禪喇嘛の外、蒙旗宣化使章嘉呼圖克圖を使役したことも後述に讓る。

西陲宣化使公署、蒙旗宣化使公署は、夫々總務、宣傳の二處より成り、共に行政院には直隸し、宣化事宜を辨理する機關である。其の辦事細目は、蒙旗委員會が擬訂し、行政院の核定を経て實施することになつて居るが、實際上の機能は殆ど停止して居る。

(4) 蒙民離叛の副因

蒙古自治運動は蒙古民族の自主的反應作用ではあるが、而もそれを誘致するに至つた経緯には、遠因近因等種々錯綜した事情が伏在して居る。左に其の要點を摘記しやう。

一、國民政府の理蒙政策が、措置宜しきを得なかつたこと

は、蒙民離叛の第一遠因として擧ぐべきである。蒙古は言語、文字、風俗習慣、宗教等、皆支那本土と異り且つ各盟各旗に分れ、夫々特徴があるのだから、中央政府としては、十分其の特殊事情を顧慮し、それに適合した措置を取るべきであつた。南京には中央の機關として、行政院直屬に蒙藏委員會あり、蒙旗宣化公署あり、少數の蒙旗出身政府委員、中央黨部委員あり、又蒙古王公駐京辦事處があるが、何れも空位を擁して居るに過ぎず、殆ど中央の施設に對して、有效な發言權がない。偶々中央で何等かの措置を講ずるとしても、一、二蒙籍要人の言を採納するに止まり、從つて其の政策は悉く隔靴搔痕の感を免れず、況は蒙地蒙民の總意が、中央に反映する等は、思ひもよらぬことであつた。蒙民の不滿が茲に胚胎するのも當然のことである。

二、蒙古王公の子弟、及び富家の青年は、多くは黃埔軍官學校、中央軍官學校、日本の士官學校、其の他北平、南京等の學校に留學して、新知識、新訓練を習得して歸る。彼等の熱望するところは、新しく習得した知識、技能を以て故郷に歸り、蒙民啓蒙のために、指導的役割を演ずることである。ところが一度故土に歸つて見れば、依然として、封建的凝殻は固く、彼等を容れる餘地に乏しい。斯くて彼等の十中八九は、投閒置散の外はない。纏

つて支那本土内各處の蒙古關係機關を見れば、其の職員は多くは四川、雲南、貴州等省籍の漢人が勢力を張つて居る。茲でも身を容れる餘裕がない。そこで彼等の不滿は自然、打倒封建制度から蒙古解放、自治促進となり、進歩的な王公を動かして、王公又青年の新知識、又は其の軍事的習得を利用して、自家の勢力擴張を期することになるのである。

(5) 蒙古領袖間の内訌

國民政府の理蒙政策が當を失し、又進歩的な蒙古青年層が所を得ないで其の熱と力を蒙古解放に向けることとなるのは、言はゞ自治運動の政治的、社會的原因であるが、更に此の外、蒙古領袖間の内部訌争、或は蒙古關係機關内の確執が絡みつき、自治運動へ點火した一面をも見逃すことが出来ない。就中中央の最高理蒙機關である昔蒙藏院、今の蒙藏委員會を廻つて、蒙古領袖間、或は蒙民對漢籍人間の勢力争ひが原因となり、其の争ひに破れた一派が、蒙古の獨立或は自治の別戦法に訴へることとなつたとも考へられる。これは決して蒙古自治運動の本格的な部面でなく、又運動自體に對する正確な理解にはならぬが、一面の事實であるから、參考のため、左に要點を摘記しやう。

其の第一は、吳鶴齡と白雲梯の不睦である。蒙古王公代表團駐京辦事處處長兼蒙藏委員會委員吳鶴齡及び蒙藏委員

會、常務委員白雲梯は、共に蒙古人であるが、頗る反りが合はない。白雲梯は一九二四年(民國十三年)一月選出の第一屆國民黨中央委員に、候補執行委員として選出されて以來、一九二六年(民國十五年)一月選出の第二屆中央委員、一九三一年(民國二十年)十一月の第四屆中央委員に引續き選任せられ、中央色が至つて濃厚であるのに比べ、吳鶴齡は同じく中央機關に席を列し、又後には矢張り中央系の人物に成つてしまつたが、而も最初は、餘程趣きが異つて居た。吳鶴齡は、現北平大學法學院の前身、北京法政專門學校の卒業生、白雲梯は前蒙藏院附屬蒙藏學校の卒業生であるが、白は早くより支那本土の革命運動に呼應し、一九一八年(民國七年)の廣東非常國會の議員となつたほどの人物、打倒封建制度を倡へて、國民黨の事業に参加した。白が打倒の目標として居るものに二つあつた。一つは「打倒封建餘孽」即ち蒙古王公、延いて旗制の改革であり、其の次は前清以來の「封建遺物」蒙藏院の廢止であつた。ところが一九二八年(民國十七年)北伐の十年前、一九一八年(民國七年)以來及び其の後を通じて、蒙藏院總裁の職に在つたのは、東蒙卓索圖盟盟長喀喇沁旗札薩克で、一九三一年(民國二十年)亡くなつた貢桑額爾布であつた。従つて貢王は封建餘孽としても、封建遺物機關としても、共に白雲梯から攻撃の對象となつて居る。白、貢王兩者の反感反目は、

頗る深刻であつた。(序でだが、貢王は清朝の故肅親王の義弟で、曾て日本を視察、歸國後日本教師を招聘して學校を設け、日本に留學生を派遣する等、日本文化の輸入に努めた人である)。

一方吳鶴齡は、北京法政專門學校を卒業後、貢桑額爾布の下に、蒙藏院に供職した關係もあり、又貢王主宰下喀拉沁旗の出身でもあり、自然白雲梯に反感を持つやうになつた。殊に北伐當時、白雲梯が蒙古の黨務を指導し、打倒封建遺物の口號によつて、蒙藏院廢止に成功し、貢桑額爾布が北京(北平)から天津に逃亡した事件を契機とし、吳鶴齡は猛然「擁護倒白」の運動を起した。吳は貢王の斡旋で東蒙哲里木盟、昭烏達盟等の盟長に呼びかけ、蒙古王公代表團駐平辦事處を組織し、自ら處長となつて劃策した。當時内蒙には蒙古國民黨人の活動目覺しく、「内蒙古國民黨の活躍」参照、吳はこれに反對して、國民政府との接近を圖つて居た。偶々一九二九年(民國十八年)一月の第三屆中央執監委員選舉で、白雲梯が選に洩れたのを機會に南京に進出し、遂に蒙藏委員參事となり、始めて中央に乗り出した。其の後第三屆國民黨全國代表大會で、白雲梯は歸り咲き、以後益々其の中央色は鮮明となり、吳鶴齡はそれと對蹠的に、蒙古に何等か運動が起れば、寧ろそれに加擔して白雲梯を牽制すると言ふ立場に立つやうになつた。

尤も白、吳兩人とも、共通の大敵を控へて居た。それは次項で述べる徳王である。自治運動の成功する迄は互に反撥したが、自治の成果を徳王に歸することは、吳鶴齡も反對であり、後の蒙古地方自治政務委員會に對しては、吳鶴齡は白雲梯と共に寧ろ中央の目附役と言ふ立場を取ることゝなつた。

#### (6) 徳王の登場

國民政府が、行政院直屬に蒙藏委員會を設けたのは、理蒙政策の完璧を期すると共に、蒙藏民の聲を中央に反映させる趣旨であつた。ところが初めから蒙藏委員會は、單に數名の西藏又は蒙古の高級閑員を擁するに止まり、遂には僅かに政治上の酬庸機關になつて了つた。現在委員長である四川人の石青陽が、委員長になつてからは、委員に採用するものも、兎角四川、雲南貴州等の漢人が、俄に多くなり、蒙古人の聲など、殆ど問題にされぬと云ふ状態になつた。石青陽その人は、後に發展した内蒙古自治運動に對しても、極めて冷淡な態度を取つた。

中央の理蒙機關が、蒙古に關して全く無爲無能と化したのに對し、先づ革正の志を抱いたのは錫林郭勒盟副盟長、蘇尼特右旗札薩克の徳穆楚克棟魯普、所謂徳王である。徳王の初志が、先づ中央に對して理蒙機關の改革を要請し、其の容れられなかつた場合に、蒙地の自主的政治を圖る

か、乃至は最初より短刀直入に、蒙民自治に邁進するか、其の何れに在つたかは、幾分不明であるが、兎に角彼が一九三二年(民國二十一年)冬十餘名の代表者を引見して、南京に乗り込んだ時には、一には蒙古王公代表團駐京辦事處を整理し、二には中央に對して、蒙藏委員會の改革を獻言して、自ら其の委員長に就く意嚮であつたと傳へられる。國民政府は既に徳王の獻言を容れ、徳王を委員長に任命する内諾を與へたのであるが、其の事情を聞いた蒙古王公代表團駐京辦事處處長、兼蒙藏委員會委員吳鶴齡は、忽ち心中不安を感じ、委員長の石青陽と結托して、徳王の計畫を覆して了つた。徳王等一行は、袖を拂つて南京より引揚げた。

#### (7) 徳王愈々自治を決す

徳王の試みた中央改組は、遂に失敗に歸し、愈々豫て抱懐する蒙古の高度自治へ向つて邁進する決意を固めた。假に徳王が、蒙藏委員會委員長の職にでも就けば、内蒙古の自治運動は、又多少變つた形式、或は緩慢な方法を取り、若くは暫時全く停止したかも知れない。然し徳王は今や全然中央に脈がないと見て取つて、直ちに自治の自力實現と言ふ直接手段に訴へることゝなつた。

徳王の準備は、既に早くより出来上つた。元來が内蒙古青年會中での新知識の所有者、先覺者であり、齡漸く三十

を越した蘇尼特右旗の青年札薩克(旗長)であり、兼ねて錫林郭勒盟の副盟長と云ふ風に、地位と知識と若き情熱を兼ね備へて居るのであるから、一度民族的意識に目覺めて、内蒙古の大團結、漢人の羈絆脱離と云ふ思想が閃けば、直ちに其の實行に移り得る力量があるわけである。

徳王は早くより、諸般の準備を進めて居たと解せられる。時に麾下軍隊の訓練と、青年會の養育には、最も努力して居た。徳王は親しく烏滂警備司令に任じ、自ら基本騎兵團の訓練に當り、又中央に請准して、滂江に中央軍官學校内蒙分校籌備處を設け、青年を收容して、各盟旗子弟の教導に當つた。日本士官學校出身雲繼賢を總隊長とし、黃埔軍官學校卒業の韓鳳林(後に暗殺)を分隊長として、青年の訓練に當らせた。雲繼賢、韓鳳林、ともに蒙古人である。自治運動に入る直前、徳王の兵力は、既に五、六千に達し、面も高度教練と、思想的訓練を受けて居たので、團結至つて固く、隠然内蒙古の一大壓力を形成することゝなつた。

外部的には滿洲國の成立、内部的には之に刺戟された蒙古青年層の自覺、及び徳王を中心とする指導力、組織力が相俟つて、愈々自治の機運は着々と醸成された。これが一九三二年より三三年に至る内蒙古の情勢である。

⑤ 班禪喇嘛の宣撫

内蒙古に革新運動が起り、高度自治、準獨立を求めて、

不穩の形成あることは、國民政府、察哈爾及び綏遠兩省政府も早くより之を看破した。然し徒らに狼狽無策、唯其の場の彌縫策、慰撫策を講ずる以外、何等根本的解決方法を講じなかつた。國民政府が内蒙古自治運動の前後に試みたことは、蒙民の宗教心に訴へて、これを宣撫すること、即ち西陲宣化使班禪喇嘛及び蒙旗宣化使章嘉呼圖克圖を動かす。蒙民を懐柔することであつた。これは支那歴朝が邊疆喇嘛教徒に對して用ひた常套手段を踏襲したもの以外ならぬ。

國民政府が、内蒙古自治運動の初めに厥起を促したのは班禪鄂爾德尼である。前藏拉薩、布達拉の居士達賴喇嘛と對蹠的地位に在り、夙に其の勢力に壓倒されて支那本土に逃亡し、國民政府に依つて潜かに勢力挽恢復の機を待つて居たのが、後藏の主宰者、日喀則の宗主班禪(札什)喇嘛である。國民政府は、故達賴十三世が、英國の勢力を背景に西藏を獨裁したのに對抗し、班禪喇嘛を西陲宣化使に任命し、全国各地喇嘛教徒の宣撫に當らして居たが、内蒙古の自治運動に對しても、さし當り彼を蒙地に派遣して、極力慰撫工作に當らした。

班禪鄂爾德尼は、百靈廟自治準備會議の直前、即ち一九三三年五月下旬から、二ヶ月に亘り、察哈爾、綏東地方の盟旗を宣撫行脚したが、彼が蒙民に訴へた方法は、大體二

つあつた。一つは宗教による懐柔策、即ち喇嘛の最高位に在る自己の地位を利用しての懐柔策であり、他の一つは、蒙民の心を外へ轉換する方法、即ち國難を訴へて、蒙民の中央擁護を確保することである。一九三三年三月は皇軍の熱河肅清あり、五月には更に長城戰が一大展開を示し、同三十一日塘沽停戰協定の歴史的調印があつた時である。班禪喇嘛が、國民政府の意を受けて「暴日」の行動を指摘し、蒙民の心理轉換を圖つた事情は、容易に肯かれよう。

⑥ 班禪の宣撫報告

班禪鄂爾德尼は、察哈爾、綏東盟旗の宣撫行脚について自らの綏遠省政府主席傅作義に對して、詳細報告して居るから、左に之を採録する。

「省政府傅主席勛鑒、熱河が失陥してより此の方、日本人は積極的に察哈爾、綏遠方面に陰謀し、内蒙の存亡危急且夕に逼つた。余は之を目撃して心傷み、滅亡を坐視するに忍びず、故に上は中央宣化の意を奉じ、下は盟旗誠摯の請に應じ、特に五月二十三日、隨員護士八十餘人を率へ、自動車を驅つて、二ヶ月餘に亘り、綏遠省の烏蘭察布盟、堤罕貝勒及び孕熱布圖等の各旗、察哈爾省の錫林郭勒盟、左右兩蘇尼特、阿巴噶、東西浩齊特、西烏珠穆沁旗及び外蒙邊境のアリヤト等を歴訪し、區に接して宣化に努めた。達爾罕王、四子王旗王、蘇尼特の德親王、

任王、熊王、楊王、宋王、錫林郭勒盟盟長兼烏珠穆沁右旗札克索諾木拉布坦親王、其の他烏珠穆沁、阿巴噶等各旗の貝子、貝勒、札薩克、並に阿香寺、貝子廟の堪布等二十餘寺の堪布呼圖克圖、班直達等、相前後して會見を遂げた。讀經祈福の餘には、當地の僧俗首領を召集して、剴切に宣慰し中央の德政及び暴日の陰謀を詳述し、且つ切實に自衛工作を指導し、人心を撫循し、民氣を激勵した。近くは又余個人私有の牛馬、羊群、現金を分與し、靖國宏法の大經を誦させた。更に隨所に佛經を編發し、團結禦侮に參し、黨國の要旨を擁護した。幸に各旗領袖何れも大義に通じ、誠心中央を擁護し、郷土防衛に邁進する旨誓願し、政府の統籌協濟を待ち、以て我が山河の保持を期して居る。爰に宣化工作も一段落を告げ、八月九日西蘇尼特に抵り、徳王と面會、一切を商議し、公用終了後百靈廟に歸り、秋冷を待つて再び伊克昭盟に往き、宣化を續け、更に便道青海に廻りたいと思ふ。特に報告する次第である。班禪額爾德尼、敬具」

(1) 徳王と班禪喇嘛

國民政府は、班禪喇嘛を自己の味方とし、之によつて内蒙古自治の火勢を鎮めようと考へた。ところが自治運動の指導者徳王も亦、班禪喇嘛の宗教上の勢力に訴へて、蒙民の心を収めようと試みた。班禪自身は、何れにしても利用

される媒介機關で、之を利用する國民政府も、徳王も、ともに其の目的は蒙民の教化に在るのではなく、互に異つた立場から、蒙民の歸趨を夫々自己に有利に導かうとするに過ぎない。班禪喇嘛その人は、西陲宣化使であり、蒙藏委員會委員であり、且つ國民政府委員であるが、内蒙古自治運動の渦中に立つ彼の存在は、單にドンキホーテの役割を務めて居るに過ぎない。

徳王も班禪の蒙民に對する信仰上の勢力を、無視するほど、非政治家的ではない。班禪の入蒙と共に、徳王は出来るだけの好意を示して、其の歡心を買ふに努めた。先づ滂江に莊嚴な佛寺一座を建立した。滂江は錫林郭勒の西境、烏蘭札布盟近くに在り、徳王等自治派運動の根源地である。佛寺建立の費用十餘萬元と言はれる。其の外徳王は、班禪のために資金を作り、特に衛隊を附けたり、讀經布教に便宜を圖つたりした。内蒙古では、まだ喇嘛教の信仰が至つて根強いから、教徒に取つて至高の存在である。班禪を通じ、自治を高唱することは、頗る便宜がいゝ。固り班禪自身は、自治の何物か、殆ど理解なく、寧ろ國民政府の使命を奉じ、蒙民の離叛を慰撫するため、蒙地に乗り込んで居るのだから、自ら自治を高唱する所にはないが、徳王の一統が、班禪は蒙民の福祉を切望し、蒙民の自主的蹶起に賛成して居ると作爲することは、無論可能であり、又事

實其の手を用ひた。班禪も亦、徳王の知遇に對して、眞向ふから反對することも出來ず、徳王等の運動に對しては、默認する形となつた。従つて國民政府と、徳王等の班禪喇嘛利用に於いては、完全に徳王の勝利に歸したと見ていゝ。班禪、自身の報告によれば(前掲)彼は一九三三年、五月末から二ヶ月に亘り、察哈爾、綏東地方の宣撫行脚を終へて、八月九日西蘇尼德に至り、徳王と會見したとあるだけで、自治運動に言及して居ないが、事實班禪は、恰も木乃伊取りが木乃伊になつたやうに、其の間七月十五日より開かれた百靈廟自治準備會議にも出席し、不本位乍ら蒙各民族の結束を唱へて居る。

三、内蒙古自治運動本紀

(1) 百靈廟の自治準備會議

錫林郭勒盟副盟長德穆楚克棟魯布親王の、目指すところは、内蒙古東四盟中、滿洲國の組成に参加した哲里木、卓索圖、昭烏達の三盟を除く錫林郭勒盟(察哈爾省所屬)、及び烏蘭察布盟及び伊克昭盟(綏遠省所屬)、此の三盟所屬二十三旗を根幹とし、更に察哈爾省所屬で後盟に改められた察哈爾部、綏遠省所屬歸化城土默特、寧夏省に屬する阿拉善霍碩特、額濟納舊土耳尾特等の特別旗を加へて打つて一丸とし、國民政府乃至省政府の統治を脱した高度の自治政

權を樹立することに在つた。無論徳王の理想を支持する新進氣鋭の青年層と、保守退嬰の蒙古王公一部の間には、主義に於いて、感情に於いて相容れぬものあり、又中央系勢力の切崩しの策動、班禪喇嘛の慰撫工作、更に自治運動首脳部間の個人的對立、勢力爭奪戦等、複雑な事情が纏綿し種々の困難に逢着したが、革新運動の大勢は、最早何等の障碍も之を阻止し得ず、遂に一九三三年(民國二十二年)七月十五日、關係各旗王公三十餘名以下各旗の代表者數十名會同の下に、百靈廟會議の開催となつた。前段に述べた宣化使班禪喇嘛も特に會議に出席した。

百靈廟は元來貝勒廟が轉音したもので、本名を鴻厘寺と言ひ、清朝康熙帝の賜名である。綏遠城西北方四百五十支里、自動車で一日の距離に在り、北は蒙古人民共和國の首都ウランバートル(庫倫)に通じ、西は甘肅、新疆に至る必經の地、後に蒙古地方自治政務委員會の地址に選定されたのも、自治加盟各旗の中心に當るからである。

百靈廟會議は前後二週間続き、内蒙古民衆の解放、高度自治權の確立につき具體的工作を進めた。更に八月十九日より引續き第二回會議を開き、自治斷行の爆彈的宣言を起草し、九月二十八日の第三回會議で、愈々此の自治通電草案を可決した。

(2) 自治通電の内容

政治

百靈廟の自治準備會議で、表面會議の主宰的地位に立つたのは、後の蒙古地方自治政務委員會委員長で、烏蘭察盟布盟長、喀爾喀右翼旗札薩克の雲端旺楚克郡王(雲王)であり、之を動かして事實上會議を指導したのは、革新運動の急先鋒徳王である。徳王の要望が、漸く具體化したのが第三回會議で可決、國民政府宛て發せられた自治斷行通電である。其の内容は、同年十月二十日になつて、漸く南京で發表された。大要次の通りである。

「年來我國は兵荒飢饉のため、紛擾已む時がない。邊疆は困窮し、外患日に深く、我が蒙古地方は、日本及びソウエト・ロシアに近く、痛苦は更に甚しい。廣漠の地に弱少民族を以てしては、抵抗の力もなく、固執の方もない。恰も祖上の肉の如く人に任せて宰割せられる外はない。民國十年(一九二一年)以來、外蒙古はソウエト・ロシアに剝奪され、哲里木盟、呼倫貝爾また日本に併呑され、近くは昭烏達盟、卓索圖盟等相繼いで覆滅し去つた。更に西蒙牽動し、華北は動搖しつゝある。中央は扶持救済の責があるが、内亂に忙殺されて、其の責を完全に遂行し得ぬ状態だ。而も現在強隣の進出急にして、覆亡の禍既に迫り、最早因循偷安を許さぬことゝなつた。蒙民のため三思すれば、自治の外、之を救ふべき道がない。

伏して思ふに、孫總理は人民の自治を以て基礎とし、弱小民族を扶植することを以て職志とした。煌々たる遺訓は、萬世遵守すべきところ、而も中央は軍事に執掌し邊疆を憂ふに邊がないから、即ち我が蒙古は、袂を投じて起ち、總理の遺訓を遵奉して、自治自決、以て策勵しやうとするのである。

盟長、札薩克等謹んで查するに、民國二十年（一九三一年）國民會議の決議を以て、外蒙古に自治を許可した先例がある。即ち我等は、本年（一九三三年）七月二十六日、烏爾察布盟の百靈廟に、内蒙全體長官會議を召集したところ、皆高度の自治を採用し、内蒙自治政府を建設し、速に團結促進を謀り、以て中央の及ばぬところを補ふべきであると主張した。民意諄々、亦これを請うて居る。是に於て乎、毅然として斷行し、氣象これがために一振した。民意に順應し、環境に適應して施行した自治状況に就いては、別に正式に呈報するが、茲に我蒙古に自治を推行した真相を、先づ謹んで打電呈報する。自治斷行の眞意は事急にして、日暮れて途遠きに因り、志が自救救國に在る以上急に自決を圖り、以て急亡を救はぬ譯に行かなかつたのである。たゞ軍事外交は、國家の體制に關し、且つ我が蒙古は、これを負擔する能力に乏しいから、平時中央の多助に依る外ははない。況や此の存亡

の關頭に當つては、一切の對外措施は、一層中央に頼るのみである。

願くば當局諸公は、總理の民胞物典の旨と、天下爲公の意に基き、此の苦衷を諒し、此の愚を憐み、其の闕を彌縫して、及ばぬところを教へ、其の自決の精神を策勵し、其の發憤の苦心を促成し、上は中央股々の治政を讚成し、下は我が蒙民望治の意を慰め、五旗の民衆一體となり、以て危殆を挽救し、邊疆を保守されたい。これ蒙民の至幸、又國家の至幸である。

③ 自治通電の意義

德王を指導者とする内蒙古の自治運動は、漸く國民政府に對する自治要請電、事實に於て自治の一方的宣言電となつたが、其の内容について、更に次の數點を吟味する必要がある。

一、蒙古人民共和國及び滿洲國の成立と、これによる内蒙邊疆の危急を強調し、其の緊急對策を口實として、内蒙古の自治を要求した。哲里木盟、呼倫貝爾、及び昭烏達盟、卓索圖盟等を擧げて居るのは、舊省份による奉天省、黑龍江省及び熱河省等所屬蒙部が、滿洲國に編入された事實を指したものである。

二、自治の合理的根據として、孫文の遺訓を援用し、建國大綱（三民主義、五權憲法）、其の他に説かれた人民自決

主義を引き、自治の妥當性を強調した。更に孫文哲學の基調である齊物論、及び大同主義を引用し、「民胞物與」（民吾同胞、物吾與也）や「天下爲公」（大道之行也、天下爲公）を説き、邊疆民族に對する一視同仁を求めた。此等は蒙民自治の妥當性を説くと共に飽迄孫文主義の下に行動することを闡明したものであり、一方に軍事外交に關する事項が中央に專屬すべきことを自發的に確言して居ることと共に、内蒙古の自治が、支那本土より獨立分離することを意味しないことを指摘したものである。

三、蒙民自治の先例として、一九三一年國民會議の外蒙自治決議を引用して居る。此の國民會議は、同年五月五日、時の行政院長蔣介石氏司會の下に、南京中央大學に開かれたものであるが、五月十五日、其の第七次正式會議に於て、外蒙古に對する自治の許容決議を採擇した。自治の範圍は、其の三日、五月十二日、第四次正式會議で通過（六月一日國民政府公布）した「約法」（臨時憲法）第八十條に據り、地方の特殊情勢に基いて行ふと言ふのである。約法第八十條は「蒙古西藏の地方制度は、地方の情形により別に法律を以て之を定む」と規定してある。外蒙古は國民政府より、自治を許容せられる迄もなく、既に完全に支那本土より離脱して居たのであるが、内蒙古自治通電に於て、特にこれを引用したのは、既成事實

に照らして、内蒙自治の必然性を強調し、且つ反面には外蒙古に準じて、實質上高度、廣範圍の自治を期待したものである。

四、最も注意を要するのは、此の自治通電は、形式の如何に拘らず、環境事態の危急に藉口して、先づ自治を宣言し、然る後に中央政府の事後承諾を求めたことで、多分に中央政權無視の跡がある。（これは次項で述べる百靈廟自治會議に進展した事態と、直接關係あることである。此の四點を綜合すれば、要するに内蒙古の自治は、環境の事態に刺戟されて、自發的に活動したものであり、出来るだけ支那本土政府の諒解を求めつゝも、而も内蒙先覺層の間に内訌しつゝある反撥精神は蔽ひ難い。永い間本土に隸屬附庸して居た關係上、簡單に獨立分離し得る状態にはないが、而も一面中央政府の實力如何と、他面外界の迫力如何により、容易に其の政治的地位を左右される可能性に在ると言へよう。

④ 百靈廟自治會議

國民政府に對する自治通電によつて、第一段の工作を了した内蒙古領袖は、引續き自治政權の結成に向つて、組織的工作に移つた。即ち錫林郭勒盟副盟長德穆楚克魯布親王は、自治通電の發出と同時に、百靈廟自治會議を召集し關係各盟旗及び支那各地在住の蒙古人に對して、自治會議

参加の招請状を發した。此の自治會議は、一九三三年（民國二十二年）十月九日より二十四日に亘り、烏蘭察布盟盟長雲端旺楚克郡王及び德王主宰の下に、前後五回の會議を舉行し、内蒙自治政府組織大綱五章三十六條、及び自治政府の人事等重要決議を行つた。

會議參加者

烏盟々長（喀爾喀右翼旗札薩克）雲端旺楚克郡王、喀爾喀旗札薩克根敦札布郡王、貝子協理台吉沙拉布多爾濟、前管旗章京郡孫鄂齊爾、管旗章京朝克德勒格爾、委管旗章京林沁多爾濟、委梅倫拉布色楞、齊如克多布珠爾、管旗章京阿迪雅、烏盟副盟長（烏拉特中公旗札薩克）鎮國公巴寶多爾濟（巴布多爾濟）、中央旗札薩克貝子林沁格、協理台吉郡孫瓦齊爾、協理台吉包彥巴達爾呼、根敦朝克、前旗代表梅倫章京顯德那木、陶呼齊、後旗代表梅倫章京朝伊如克、杜特格爾勒、烏盟四子王旗札薩克、潘弟恭（潘迪公）札布親王、協理台吉札瑪巴拉、梅倫章京拉希多爾濟、烏盟茂明安旗札薩克齊密都爾林沁胡羅瓦（齊米特林沁高爾羅）、協理台吉襲孫愛札布、沙克達爾、烏珠穆沁右旗台吉都布敦呢瑪、米達嘎、錫盟副盟長（蘇呢特右旗札薩克）德穆楚克棟魯普親王、梅倫章京齊未德、札蘭章京阿拉坦格爾勒、忽克拔都爾、賽吉爾呼、烏勒吉博彥、賽伊巴嘎圖爾、朝克巴達爾呼、佈林巴雅爾、翁呼

爾多爾濟、札拉嘎木濟、巴拉沁多爾濟、帕凌栗、蘇呢特閑散王公郭爾卓爾札布達爾罕郡王、梅倫章京沁板、敦爾札布、阿巴噶右旗札薩克維諾敦郡王、管旗章京旺濟勒、管旗章京賀齊業勒圖、管旗章京色登札布、管旗章京巴嘎圖爾、阿巴噶左旗協理台吉貢桑、敏珠爾、烏珠穆沁左旗札蘭章京伊慶阿、阿巴噶郡旗爾左札薩克貝勒巴勒恭蘇榮、協理台吉巴濟爾達、協理台吉馬爾棍濟木畢、梅倫章京巴拉精尼瑪、司儀長史訥欽、拉達孫潤、阿巴噶右旗協理巴吉高爾達、拉達瑪孫潤、浩齊特左旗協理台吉黎克登、連蘇爾、察哈爾盟八旗代表商都牧群總管特穆爾博魯特、布呼巴圖爾、同八旗特派代表哈斯瓦齊爾、錫盟駐張辦事處處長補英達額、察哈爾盟正黃旗代表根布札布、駐平土默特旗代表蘇魯岱、巴雅爾、薩木騰、内蒙各盟旗駐平代表會代表薩彥巴雅爾、蒙古救濟委員會代表趙那薩圖、吉爾格郎、内外蒙古旅平同鄉會代表賀什格圖、馬星南、蒙古留平學生會代表墨勒廣巴圖爾、拉希、蒙古旅平同鄉會代表集廣巴圖爾、巴圖。

(5) 出席代表者の分派

百靈廟自治會議は、大體に於て德王の指導的役割の下に取運んだが、必ずしも全員一致の協調を以て、議事が進んだ譯ではない。殊に表面は自治に賛成して出席しては居るが、事實は中央の意を帶して、自治の切り崩しに乗り込

んで居る者もあり、又自治に賛成でも、自治の度合について、見解の相違があつた。此等を大別すると、次の通りである。

一、急進派 德王一統及び其の青年層がそれである。高度自治を標榜し、形式的には中華民國主權下に立つ自治組織ではあるが、實質的には中央政府の統制を離れ、或は體制上、中央の形式的統制を許容しても、實際の自治行政に當つては、飽迄蒙民の自主自立で行かうとするものである。但し此の一派でも、中央より自治行政機關に關する費用、蒙古開發に要する費用を出すと云ふ條件と交換的に、中央政府に或る程度まで實際的統制權を許容する用意は、多分に在つたと見られる。

二、中央派 蒙藏委員會委員白雲梯、吳鶴齡等も夫々代表を派遣、百靈廟自治會議に参加した形になつては居るが元來德王一派と對立する立場に在り、自治運動が德王を指導力として行はれて居る關係上、自然消極的態度を取り、寧ろ中央、即ち國民政府に利用せられ、急進的自治派を牽引する役目に廻つた。白雲梯、吳鶴齡等は、表面的には「可親中央、亦可親德王」の何れにも附けぬ態度を示しては居るが、事實は正しく中央御用派の役割を務めたものである。中央委員の恩克巴圖、克興額一派も亦此の分類に屬する。

三、中間派 後に蒙古地方自治政務委員會駐平辦事處主任になつた包悅卿（蒙古名賽音巴雅爾）は、その代表的なものであるが、大體蒙古人の多くは此の部に屬する。渾渾噩噩の一般蒙古民衆は別とし、凡そ冷靜に蒙古の解放を考へるほどの指導者層は、固り自治そのものに異存はなく、従つて德王等の主張に賛成もし、支持協力もするが、さればと言つて中央政權よりの離脱を意味する急進的な自治運動に邁進する意思は先づない。自治に關する其の主張は、中央政府の指導下に之を實現しようと言ふのであり、極めて穩健である。但し穩健ではあるが、中央の指導下に飽迄で一定限度内の蒙古自治を實現しようと言ふのであるから、表面自治運動に合流しつつも、其の實自治運動の牽制役を務める中央派とは、十分區別することを要する。

以上蒙古領袖中にも、自治運動に對する態度に可成りの相違があつたが、然し何と言つても原動力であり、主動力であり、支配力であつたのは德王一派で、大勢は言ふ迄もなく、德王等の主張に引きづられて行つた。以下會議の討論經過を逐一記録する煩を避け、決議中の重要事項である自治會議組織大綱、内蒙自治政府組織法、及び自治政府の人事等を掲げる。



四、内蒙古自治政務委員會

(1) 自治會議組織大綱

百靈廟の自治會議は、内蒙古に取つての言はゞ憲法會議であり、ドイツ共和國のワイマール憲法會議、中華民國に於て行ふべき國民大會に相當する。百靈廟自治會議の場合には、蒙古王公其他領袖、各方面の代表者は集つたが、未だ法理的には個人の集合に過ぎない。よつて之に法的組織を與へるに必要な基本法となり、同時に手續法となつたのが、此の自治會議組織大綱である。十月九日の第一次會議で附議可決された。全文ハケ條次の通りである。

第一條 内蒙各盟旗長官は、内蒙自治實現のため、百靈廟に内蒙自治會議を召集す。

第二條 本會議出席者は、各盟部旗長官、或は其の代表、蒙古各團體代表及び各長官の秘書等とす。

第三條 本會議は五名を推薦して主席團を組織し、會議一切の事務を處理せしむ。

第四條 本會議は秘書處を設け、左の各組に分つ。  
文書組、宣傳組、編譯組、財務組、事務組、交際組、警衛組。

第五條 秘書處は秘書長一名を置き、主席團の命に基き秘書處の事務を處理す。

秘書處には秘書、幹事、書記各若干名を置き、各組の業務を分擔せしむ。

第六條 本會議議事規則は、別に之を定む。

第七條 本會議は内蒙自治實現後解散す。

第八條 本大綱は大會通過の日より施行す。  
自治會議組織大綱の通過に次いで、同じく第一日、同大綱第三條に基き、主席團の構成に當つた結果、烏蘭察布盟盟長雲端旺楚克、同副盟長巴布多爾濟、錫林郭勒盟副盟長德穆楚克棟魯普、以下根敦札布、雄諾敦都布の五名を推薦これを組織することになつた。これによつて見ても、會議が終始德王派によつて指導されたことが想像されやう。

(2) 自治政府組織法

内蒙自治政府組織法の起草については、先づ十月九日の第一次會議で、德王以下の起草委員が任命せられた。其の顔觸れは次の通りである。

德穆楚克棟魯普、根敦札布、雄諾敦都布、郭爾卓爾札布、林沁僧格、沙拉布丹多爾吉、色林敦札布、包彥色達爾呼、那孫瓦爾齊、蘇魯岱、巴音爾、索德那木、貢桑、巴濟爾高爾達、達熙特魯布、巴札爾敦爾達、特木爾博勒特、朝伊如爾、札瑪巴克、拉希製楚榮札布、圖敦呢瑪、卜庫巴圖爾。

自治政府組織法案は、德王等の下に腹案があるのである

から、成案提出、討議可決に至る次第も至つて順調で、第一次會議より約一週間後の十月十五日の第二次會議には、起草委員會提出の原案を修正可決、直ちに中央へ報告する契取りとなつた。全文五章三十六條、第一章自治政府、第二章政務廳、第三章制法委員會、第四章參議廳、第五章附則より成り、其の前文及び本文の要點は次の通りである。

内蒙各盟部旗長官は、内蒙現實の需要に應じ、國民政府建國大綱中の國內各民族自治自決の規定に據り、内蒙各盟部旗長官全體會議を召集し、國民政府指導の下に、内蒙自治政府を設立し、内蒙自治政府組織法を制定頒布す。

第一章 自治政府

一、内蒙自治政府は、内蒙各盟部旗の治權を總攬す。

二、内蒙自治政府は、原有の内蒙各盟部旗の領域を以て統治範圍とす。

三、内蒙自治政府は、國際軍事及び外交事項を中央の處理に委ねる外、内蒙一切の行政は、本自治政府の法律命令を以て之を行ふ。

四、内蒙自治政府は、政務廳、制法委員會、參議廳及び秘書處、總務處を以て之を組織す。

五、内蒙自治政府は委員長一名、副委員長二名、委員九名乃至十五名を置く。

政治

六、内蒙自治政府正副委員長、委員は、各盟部旗長官之を公選す。各廳長及び各委員會委員長は、政府委員之を兼任す。

七、内蒙自治政府は、政府委員會を以て一切の政務を處理し、委員長を主席とす。

第二章 政務廳

一、政務廳を以て内蒙自治政府の最高行政機關とし、廳長一人、副廳長二人を置く。

二、政務廳に左の各處を置き、行政の職權を分掌せしむ。  
一、内務處 二、警務處 三、財政處 四、教育處  
五、司法處 六、建設處 七、實業處 八、交際處

第三章 制法委員會

制法委員會は、自治政府の最高立法機關とし、委員長一名、副委員長二名及び委員十七名乃至二十九名を置く。制法委員會の決議は、更に政府會議の決議を経たる後に之を公布す。

第四章 參議廳

參議廳は内蒙自治政府の最高諮詢建議機關とし、廳長一名、副廳長一名、參議二十一名乃至四十一名を置く。

第五章 附則

本組織法は公布の日より施行す

(3) 自治政府の人選

内蒙自治政府組織法の決定に次いで、愈々人的構成に移ることとなつたが、十月二十二日第四次會議で、正副委員長以下次の通り決定を見た。

- 一、委員長 烏蘭察布盟盟長雲端旺楚克
- 二、副委員長 錫林郭勒盟盟長索諾木拉布坦
- 同 伊克昭盟盟長沙克都爾札布

- 三、委員 烏盟正副盟長、伊盟正副盟長、阿拉善親王、達里、察哈爾盟二名、土默特旗二名

- 四、政務廳長 錫林郭勒盟副盟長德穆楚克棟魯普

- 五、參議廳長 伊克昭盟副盟長阿拉坦鄂齊爾

- 六、制法委員會委員長 烏蘭察布盟副盟長巴寶多爾濟

内蒙自治政府組織第十五條によれば、「政務廳を以て内蒙自治政府の最高行政機關とす」とあるが、その政務廳長に徳王自ら就いたことは、自治運動の重心、更に新政府今後の中心が、何人に在るかを、此の場合に於ても判然と示して居ることが何へやう。

(4) 中央政府の對策

内蒙自治組織法は、自治會議で可決されると共に直ちに國民政府に報告された。形式に於て其の承認を求めるのであるが、實際に於ては、事後承諾の強要にも等しいものである。而も自治の内容は、組織法第三條に規定する通り「國際軍事及び外交事項を中央の處理に委ねる外、内蒙一切の

行政」に及ぶもので、最早單純な地方自治ではなく、宛然

一の「自治邦」を形成する態のものである。軍事に於ても、特に「國際軍事」と指摘する以上、對外軍事が中央政府に歸する外、自治領内軍事は、固り独自の處理に留保する意嚮である。事實百靈廟自治會議、十月十九日の第三次會議でも、「自治政府の警衛隊編成案は、各旗より騎兵計千名を派遣し之を編成す」と決定し、独自の警衛隊を有すべきことを定めた。自治政府の軍權については、直接の明文はなく且つ政府の組織にも軍政機關に相當するものはないが、これは蒙古旗制の傳統上今直ちに自治政府が、統轄軍權を掌握し得ず、又其の必要ない事實上の理由によるので、對内軍權の中央歸屬を意味するのではない。

半獨立にも等しい高度自治の要求を叩きつけられて狼狽其の極に達した國民政府は、十月十七日、即ち自治組織法が會議を通過した二日後、行政院院長汪精衛氏主席の下に行政院會議を開き、急遽對策を凝議した。其の結果、解決原則として、次の諸項を決定した。

- 一、蒙藏委員會の組織を變更し、行政院に邊務部又は蒙藏部の如きものを設置すること。
- 二、蒙古地方行政系統を改革すること。
- 三、蒙古行政に蒙古人を採用すること。
- 四、内政部長黃紹雄、蒙藏委員會副委員長趙丕廉を内蒙に

派遣し、徳王等自治運動派と妥協策を講じさせること。

(5) 黃紹雄、趙丕廉の出勤

行政院の決定は、喇嘛教徒懷柔の常套手段より、始めて理蒙の政治的方策に向つたものであるが、尙ほ且つ蒙民知識層の要求する自治そのものには、何等具體的に觸れて居ない。一に黃紹雄、趙丕廉の現地妥協工作に俟つと云ふ形である。

黃紹雄、趙丕廉は、十月二十一日（一九三三年）南京を出發北上し、北平、張家口を経て二十八日綏遠に到着した。

綏遠で先づ各盟旗王公代表と接洽し、次いで十一月十日目的地百靈廟に到着した。翌十一日より雲王、徳王等内蒙自治運動の主腦部と、黃紹雄、趙丕廉等中央代表との間に折衝が行はれた。中央代表の主張は、先づ次の二點に歸する。

- 一、百靈廟自治會議で可決し、國民政府へ呈報された内蒙自治組織法は、中央として承認することは出来ない。
- 二、然し中央としては、出来るだけ蒙民の自治要望に添ひたいから、中央の統一權限と相容れる範圍で、蒙民に地方自治を許すに吝でない。且つ蒙地の特殊事情をも考慮に入れた自治制を承認する。

之に對し雲王、徳王等の態度は、初めより極めて強硬であつた。必ずしも内蒙自治組織法を原型の儘貫徹しようとする云ふのではないが、其の根本方針は絶対に譲らぬ概があつ

た。徳王等の主張を要約すると、次の通りである。

- 一、内蒙を打つて一丸とした最高自治機關を設け、蒙古自治政府と名づけること。
- 二、蒙古自治政府は、國民政府行政院に直屬し、内蒙各盟部旗の治權を總攬し、其の經費は、中央から之を補助すること。

茲に於ても國民政府へ對する隸屬關係は、殆ど形式に止まり、其の眼目は高度自治の實現、半獨立地位の獲得に在つたことが關知されやう。

(6) 内蒙自治解決大綱

内政部長黃紹雄、蒙藏委員會副委員長趙丕廉の妥協交渉にも拘らず、自治會議派の主張は頑として強く、寧ろ中央代表が引き摺られ氣味で、十一月十七日に至り辛うじて内蒙自治解決大綱十一ヶ條の妥協辦法が成立した。其の根本主旨は、内蒙に二箇以上の自治區を設け、自治區政府は行政院に直屬、區政府主席は蒙古人とし、經費は中央から支給すると言ふのである。複數自治區制としたことは、單一自治政府制に比べ、自治の強弱に可成りの相異があるが、尙ほ且つ「蒙地還蒙」「蒙古人の蒙古」の主旨を多分に貫徹したものと云へる。自治解決大綱十一ヶ條要點は、次の通りである。

- 一、烏蘭察布盟、伊克昭盟及び土默特、阿拉善、額濟納各

旗を合して蒙古第一自治區とし、錫林郭勒盟及び察哈爾部八旗を同第二自治區とし、各區に自治政府を置く。其の他之に準ずる。

蒙古各自治區政府は、行政院に直屬し、各區内各盟旗一切の政務を管掌する。省と交渉關係ある案件は、省政府と商議の上處理する。

蒙古各自治區政府の經費は、中央より毎月支給する。蒙古各自治區間に一聯合會議を設け、各自治區間の共同事項を協議決定する。

二、蒙古各盟旗の管轄治理權は、一律に舊制に準ずる。三、蒙古各盟部旗の境内には、自今縣或は設治局(後説)を再設するを得ず、現存の縣或は設治局にして、不完全のものは一、一律に之を取消す。

四、蒙古現存の荒地は、一律に區劃し、蒙古牧畜區とし、永久に開墾するを得ず。現在牧區内に侵入せる小面積の墾地は、都て牧區に還元する。

五、蒙古牧區内に於ける各項の稅收は、都て辦法を詳定統一、之により徵集し、省縣政府が、牧區に設けた各項の稅收局支局は、一律に取消す。

六、蒙古既墾の土地は、別に適當な辦法を設けて之を整理し、其の所得の臨時收益及び毎年の稅收は、蒙古自治區政府と、各關係省政府と平分するのを原則とする。

七、蒙古既墾の土地で未整理のものは、次の辦法によつて處理する。

(イ) 蒙旗境域内の土地、礦産、山林、川澤等に對しては、一律に舊制に準じ、蒙旗に於て徵集等を行ふ。

(ロ) 蒙旗境域内に設置した省縣局にして、土地、礦産、山林、川澤の租稅を徵收する場合、蒙古自治區政府より役員を派し、共同して之を徵集し、既收の金員は都て平分することとする。

(ハ) 蒙古官廳及び蒙古原有の私租は、都て之を保障する。

(ニ) 蒙民に對しては、所屬旗に對する負擔の外は、省縣政府に於て更に何等かの負擔を加へることを得ない。

八、凡て蒙旗境域内で、土地關係以外、省縣政府によつて設けられた各項稅收機關の徵稅に當つては、一律に蒙古自治區政府より役員を派し、共同して徵收し、既收の金員は都て即時平分するものとする。

九、凡て蒙古境域内既設の各級司法機關には、蒙古自治區政府より、専門員を選任派遣し、漢蒙訴訟事件に對して、參審制度を實行する。

十、蒙古自治區政府の各種收入は、衛生、教育、實業、交通等の各種事業費に充てる。

十一、蒙古自治區政府は、關係省政府の所在地に在つては

辦事處を設置し、相互の聯絡に便することとする。

### 7 黃、趙の復命と中央案

内蒙自治解決大綱十一ヶ條の成案を得た黃紹雄、趙丕廉一行は、曲りなりにも漸く使命を果して百靈廟を出發、十月二十八日、九兩日は、綏遠に於ける蒙漢歡大會に出席した後、十二月三日綏遠を出發し、太原、北平、濟南を経て、十二月十六日南京に歸着した。

國民政府は、黃、趙兩氏の復命に基き、自治解決大綱の採否、自治實施の細目等につき検討を遂げたが、黃、趙の復命案に對しては、自治の限度廣汎に過ぎ、中央の統制を離脱するとの危懼より、之を承認することに相當の難色があつた。其の結果、翌一九三四年(民國二十三年)一月十七日、中央政治會議は、内蒙自治區實施辦法十ヶ條を決議したが、其の内容は黃、趙の復命案とは、甚しく懸隔のあるものとなつた。先づ相違點を摘示すると次の通りである。

一、自治區政府の地域的範圍は、縣治未設地方とし、察哈爾、綏遠兩省内に各々二區を設け、これを中華民國第一自治區政府、第二自治區政府と稱し、以下之に準ずる。

原案は事實上、二大自治區制であつたが、新辦法は自治區を更に小單位とする方針を取り、内蒙統一の趨勢を阻止する策に出た。雲王、德王等が、内蒙を打つて一丸とした高度自治を實現しようとして居るのに對し、これ

は全く地方的、小自治區制で、飽迄内蒙の中央分離を避けようとするものである。名稱に於ても、原案が内蒙自治區政府としたのに對し、中央案は中華民國自治區政府とし、努めて蒙古色を避けようとして居る。

二、自治區政府が正式に成立する迄、自治籌備所を設け、中央より委員を派遣して指導させるか、或は關係省政府主席を指導專員に任命する。

此の規定は二つの意義を有する。一つは自治準備の名により、自治の即決を遷延する策である。他の一つは自治に對して、飽迄中央の干與する機會を留保しようとするものである。此の後者の思想は、尙ほ次項で一層明瞭である。

三、中央は省政府に委任し、中央の代表として、蒙古自治區政府を指導し、地方の自治を處理せしめることが出来る。

此の方策は終始國民政府當局を支配したもので、後に終局的決定として、蒙古地方自治政務委員會を設置するに決した時も、蒙古地方自治指導長官を設けて、中央の統制を加へようとの方法を具體化した。自治籌備辦事處に對する中央指導委員、又は省政府の指導委員も、主旨に於て類似のものである。

四、中央政府又は省政府の自治行政に干與する機會は、極

めて各方面に及んで居る。其の主要なものを挙げれば次の通りである。

(イ) 各自治區間の共同事宜を協商するため、毎年一回各自治區聯席會議を開くが、其の場合中央より委員も派遣する。

(ロ) 區政府の所在地は、中央で裁定する。

(ハ) 各自治區政府が行政院に直屬することは、原案とても同様であるが、中央案では更に自治區政府は此外、中央各主管官廳、委員會の指揮監督を受けることとした。

(ニ) 自治區政府は、中央及び當該政府の法令に牴觸せぬ範圍に於てのみ、區令を公布、單行規則を制定し得る。

區令が中央の法令に牴觸し得ずとすることは當然であるが、其の外省政府の法令に拘束されることは、蒙古自治派の甚しく不満とするところである。蓋し行政區劃的には、蒙地は省區劃内に在り、例へば錫林郭勒盟や察哈爾部は察哈爾省内に、烏爾察布、伊克昭兩盟は綏遠省内にあるが、問題は是等盟旗に自治制を布き、省政府の統制より離脱しようとするので、省政府の法令が尙ほ且つ蒙地に及ぶとすることは、自治區の行政院直屬、省政府よりの離脱と云ふ理想と相容れない。

のである。

(ホ) 區政府は人民の自由を制限し、或は人民の負擔を増加する場合は、中央政府の裁可を経ることとする。區政府は蒙民の利益のために施政し、必要によつては蒙古の自由を制限し、その負擔を増加し得べきであつて、蒙地蒙民の特殊性は、蒙古自治區政府独自の判斷に委せらるべきである。人民の自由制限、負擔増加を中央政府の裁可に俟つとすることは、通常の地方自治には極めて一般的の規定であり、當然且つ必要の規定であるが、内蒙自治に關する限り、其の特殊性に鑑み不當の中央干與規定である。

(ハ) 中央政府は、蒙古自治區内諸般の蒙古行政につき省政府に委任し、總括處理せしめ得る。

中央の專屬權として留保した國防、外交等の處理、或は國稅の徵收等につき、省政府に委任するなら格別漠然と諸般の蒙古行政を委任、處理せしめ得ることは兎角弊害を惹起し易い。

五、中華民國人民は、種族の如何を論ぜず、凡そ自治區内に滿一ヶ年以上繼續居住するものは、均しく遊牧開墾の權利を有する。

種族の如何を論ぜずとあるが、實際問題としては、これは漢族保護の規定であり、原案には固りないものであ

る。抑々内蒙自治運動は、一面經濟的には、漢人の蒙地開墾、即ち漢人の蒙地植民に反對して立つたものである。而も尙ほ且つ國民政府が、斯うした規定を設けるのは、如何に自治運動に無理解であるかを如實に證明するものである。漢人の經濟的進出排撃の問題は、蒙古自治運動と關聯して、極めて重大性あり、後に更に再言する。

六、森林礦産は國有とし、實業部に於て開發を計畫する。本項については、原案第七項と對照すれば其の著しい差異は一目瞭然であらう。

七、蒙古人教育制度の改正は、教育部及び蒙藏委員會に於て具體的辦法を立案する。これも中央色を如味したものである。

八、自治區の司法問題は、司法行政部及び蒙藏委員會に於て、具體的立案を行ふ。これも同様である。原案第九項と對照されたい。

九、寧夏省所屬阿拉善霍碩特、額濟納舊土耳扈特の各特別旗は、自治區の構成より除外する。これにも自治派は甚だ不満足で、後の蒙政會管下には、此等二旗も含まれることになつた。

(此等は元來内蒙各部及び外蒙喀爾喀とは別種をなし、元代の衛亦刺、明代瓦刺の苗裔と言はれる。)

以上中央案である内蒙自治區實施辦法の内容につき、

原案と著しい相違點を摘記した。以下同辦法の全貌を掲げやう。

(B) 内蒙自治區實施辦法

(一) 内蒙自治の限度

蒙古代表が最後に提出した各種法案、自治區政府設置の件は、中央所定の原則と大差ないから之を裁可するが各區域の隸屬、組織、權限、經費等に就ては以下の原則により、別に法令を以て頒布施行する。

(二) 蒙古自治實施の順序

自治區政府の正式成立前に於ては、籌備處を設け、中央より委員を派して切實に指導せしめ、或は中央に於て當該省政府主席を指導專員に任用派遣する。其の人選に就ては別に之を定める。

(三) 蒙古自治區の範圍

蒙古自治區の範圍は、未だ縣制を布かぬ地域に限り、察哈爾省、綏遠省内に各二區を設け、其の名稱は中華民國第一自治區政府、第二自治區政府とし、以下之に準ずる。但し盟旗にして察哈爾省或は綏遠省内に設けた兩自治區に合併を希望を有する場合は、各當該省より内政部、蒙藏委員會を経て、行政院の裁定を要する。又察哈爾綏遠兩省の既に縣制を實施した地方は、完全に省政府の行政に屬するか、或は區域錯綜し、詳細に區劃を必要と

する場合は、省政府立命の上之を区分し、内政部蒙藏委員會を経て、行政院の裁定を俟つべきものとする。

従来寧夏省管轄の阿拉善、額濟納兩旗は、自治區の範圍に編入しない。

(四) 自治區政府の組織

(イ) 自治區政府委員は五名乃至十五名とし、委員長一名、副委員長二人を置き、原則として所在地の人民を任用し、中央より之を任命する。

(ロ) 區政府に各科を設く。

(ハ) 各自治區間の共同事宜を協商するため、毎年一回中央より委員を派遣し、各自治區聯席會議を召集する。

(ニ) 自治區は區及び旗の二級制とし、區、旗には、夫々自治組織を設ける。その詳細は法令を以て規定する。

(ホ) 區政府所在地は、中央に於て裁定する。

(五) 自治區政府の隸屬  
蒙古各自治區政府は行政院に直屬し、且つ中央各主管官廳、委員會の指揮監督を受ける。

(六) 自治政府の權限

蒙古自治區内國防上の軍事支配權、及び外交等に關しては、中央に於て總括處理し、或は當該省政府に之を執行させる。

中央に於て既に其の特殊權と認められたものは、省政府に

處理させることは出来ない。中央より省政府に對して處理を命じない蒙旗の行政は、總て區政府に處理させる。

區政府は、中央及び當該省政府の法令に牴觸せぬ範圍内で、區令を公布し、單行規則を制定し得る。但し人民の自由を制限し、或は人民の負擔を増加するものに關しては、國民政府の裁可を経ることを要する。

(七) 省政府と自治區政府との關係

蒙古自治區内に於ける諸般の蒙古行政にして、中央より省政府に委任したものは、省政府に於て總括處理し、中央が省政府に委任せずとも、區政府が中央の意を體して處理し、省の行政範圍に關するものは、依然區政府と省政府と立會の上處理する。

既に縣制を布いた地方に於ける一切の蒙旗行政及び蒙漢民間の紛糾は、依然當該政府を経て處理する。必要の場合に専門委員會を設け、省區間の爭議事項を責任を以て解決させる。

中央は省政府に委任し、中央の代表として、蒙古自治區政府を指導し、地方の自治を處理せしめ得る。

(八) 自治區政府の政費

自治區政府の行政經費については豫算を制定し、中央は之を審査の上、補助を與へる。

各種の稅收は、中央政府の標準に基き、國稅、地方稅

の二種に分ち、國稅に該當するものは、中央に於て直接徵集し、或は當該省政府に徵稅を委任する。

地方稅に屬するもので、縣政府の區域内にあるものは、省政府に於て徵稅し、未だ縣治を設けぬ區域内では、自治區政府が徵集する。

(九) 自治區の經濟問題

在來の開墾地域で、既に縣治を設けた地方に於ける蒙漢人固有の土地權は、一律に従來通りとする。未だ開墾せられず、且つ縣制を布かぬ蒙旗地方で、牧畜を主業とし、耕作を副業とする場合に於ても、中華民國人民は種族を論ぜず、凡そ當該區域内に滿一ヶ年以上繼續居住するものは、均しく遊牧開墾の權利を有する。

區政府は、自治區内の土地に對して、開墾の必要があると認められた場合は、隨時中央に具申し、准可を経た後蒙漢民に對して自由に耕作させる。未開墾地の牧畜は改良を必要とし、且つ中央に於て適當の地方に、牛羊防疫處及び血精製造分析所を設立する。

森林鑛産は國有とし、實業部に於て開發を計畫し、又財政部は、各自治區地方に銀行支店を設置し、金融運用の機關とする。

(一〇) 自治區の教育問題

蒙古人教育制度の改正、及び蒙古人教育費補助の件は

教育部に移牒し、蒙藏委員會と共に全般の具體的辦法を立案する。

(一一) 自治區の司法問題

自治區の司法問題は、司法行政部に移牒し、蒙藏委員會と共に、具體的辦法を立案させる。

(9) 蒙古自治辦法八原則

中央政治會議を通過した内蒙自治區實施辦法十一ヶ條が、内蒙自治派より見て甚しく不満足なものであることは、先に指摘した通りである。その一度發表せられるや、在京蒙古代表は激怒し、曩に百靈廟で德王等内蒙各旗王公と黃紹雄、趙丕廉の間に成立した内蒙自治解決大綱と著しく運處ある事實、並に此の中央案では、蒙民の要望する内蒙高度自治は全く骨抜きとなる結果を指摘し、斷乎反對の氣勢を擧げ、一月三十日には、南京に代表會議を開いて、中央案拒否の意思を表明し、且つ中央政治會議に向つて強硬な要求を叩きつけ、當時開會中の第四次中央執監全體會議で其の取消しを求めた。萬一不蒙明察、只有泣血歸家、聲候宰割」即ち若し容れられなければ、一連連袂退京する外なとの斷乎たる態度を示した。國民政府も事態の悪化に頗る狼狽し、急遽對策を練つた結果、自治辦法の再審議と云ふことになり、二月二十八日の第三百九十七次中央政治會議に於て、新に自治辦法八原則を決定した。内容次の通り

である。

(一) 蒙古に適宜の地點を選び、蒙古地方自治政務委員會を設ける。同委員會は行政院に隸屬し、並に中央主管機關の指導を受け、各盟旗の政務を總理する。委員長及び委員は、原則として蒙古人を用ひる。經費は中央より發給し、中央は別に高官を派して、同委員會の所在地に駐在、之を指導させ、又盟旗及び省縣の爭議を調解せしめる。

(二) 各盟公署は盟政府と改稱し、旗公署は旗政府と改稱する。但し其の組織は變更せず、盟政府の經費は、中央より補助する。

(三) 察哈爾部は改稱して盟とし、一律盟制に照し、其の系統組織は舊による。

(四) 各盟旗の管轄治理權は、一律舊による。

(五) 各盟旗にして、現に牧地を有し、放棄を停止して居るものは、以後牧畜を改良し、並に附帶工業を興辦し、地方經濟を發展させる。(尤も盟旗自ら繁殖を希望するものは、これを許す)

(六) 盟旗原有の租稅、及び蒙民原有の私租は、一律保障を與へる。

(七) 省縣が盟旗地方に徴する各項の地方稅收は、若干割を盟旗に支給し、その建設費とする。その割當辦法は、

別に之を定める。

(八) 盟旗地方は、以後再び縣治、或は設治局(後説)を増設せぬ。(但し必ず設置を必要とする時は、須く關係盟旗の同意を得ることとする。)

(1) 自治八原則の意義

行政院長汪精衛は、三月一日、蒙古代表と會見し、中央政治會議で通過した内蒙自治辦法八原則を提示説明して、其の意見を徴した。これに對し、蒙古代表は何れも賛意を表明し、茲に漸く直接國民政府と蒙古代表との間に原則的諒解が出来た譯で、本辦法は民國二十三年三月六日國民政府訓令行政院第一三一號「蒙古自治問題辦法原則八項令」として公表された。今後内蒙自治制度の進展は、専ら此の八項原則を基礎とすることになった。以下此の八項原則が、内蒙自治權確立の上に、幾何の意義があるか、要點を摘記しよう。

(一) 内蒙自治の最高機關として、蒙古地方自治政務委員會を設ける。民國二十年(一九三一年)十月十二日公布の蒙古盟部旗組織法によれば、蒙古各盟、及び各特別旗は、行政院に直屬することになつて居る。従つて從來蒙古では、盟公署が行政院に直屬する最高の機關であり、且つ各盟、各特別旗は、夫々別個のもので、其の間何等の統制がなかつたのだが、茲に始めて各盟をも合せ、蒙地を

打つて一丸とした最高行政機關が出来ることゝなつた。徳王等自治派及び黃紹雄、趙丕廉等中央代表の間に出来た現地妥協案、及び之を覆した中央案が、單に自治區制を認めたのに比べ、これは百靈廟自治會議の原案に近く、これにより纒めて蒙地が、全的に統一的行政組織體となり得る譯で、長い間の蒙古史を通じ、正に劃期的な制度である。

(二) 蒙古地方自治政務委員會委員長及び委員は、原則として蒙古人とする。これは人的構成の方面より、「蒙地還蒙」の實を擧げようとするものである。凡そ自治領、自治體が、眞に自治權を享有して居るか否かは、一面自治領民自身が統治權を行使して居るか否かにより、判定されるので、これは先に述べた自治區制案にも、保障されて居た人的要件である。

(三) 蒙古地方自治政務委員會は、行政院に直屬し、中央の主管機關(蒙藏委員會其他)及び新制度により設けられる指導長官の指揮、監督、指導を受ける。行政院及び中央の主管機關は、單に組織系統上の上級機關に止まり、直接に自治委員會の行政に關係するのは、蒙古地方自治指導長官である。然し指導長官は、植民地に於ける本國の總督のやうに、廣汎な權限はない。(後述)内蒙に關する限り、蒙古地方自治委員會が、最高の統治機關であり、

恰も西南政務委員會と同様、實質的には、殆ど中央政府の干與なく、萬般の施政を行ふものである。

(四) 國民政府の下に、省政府、縣及び市政府等上下の系列をなすやうに、蒙古地方自治政務委員會の下には、盟政府、旗政府が置かれることゝなつた。但し從來盟公署、旗公署と稱して居たのを、斯く改稱したに過ぎず、管轄治理權は、從來と何等變りはない。

盟部の政府組織については、民國二十年(一九三一年)十月十二日公布の蒙古盟部旗組織法あり、これが其の儘盟政府及び旗政府、其の他盟旗の統治構成に適用せられる譯である。

盟政府、旗政府の外、立法、計畫、審議、監察等の機關として、盟民代表會議、蒙民代表會議がある。(前述「盟部旗組織法」參照)

(五) 察哈爾部は錫林郭勒盟の南に續き、察哈爾省南部約三分の一、及び綏東五縣(豐鎮、興和、集寧、涼城、陶林)を占めて居るが、清朝勃興當時、此の部に君臨した林丹汗は、元の嫡裔を以て可汗を稱し、蒙古全部を統轄する氣概を示して居た。因つて清太宗の一朝だけでも、三度察哈爾を征討し、睿親王多爾袞は、遂に一六三五年(清太宗の天聰九年、明毅宗の崇禎八年)林丹汗の子、額爾克孔果爾汗を降し、察哈爾部全土を收服した。清朝は

察哈爾部を重視し、爾來同部は内蒙二十四部の上に位し、特殊地位を保持した。部内は滿洲の八旗制に則り、正藍、鑲白、正白、鑲黃の左翼四旗（張北縣、獨石縣、多倫縣）及び正黃、正紅、鑲紅、鑲藍の右翼四旗（豐鎮縣、涼城縣、興和縣、陶林縣）其他商都、明安、左翼、右翼の四牧群あり、他の盟旗と異つて、札薩克を置かず、旗總管及び群總管を置いて、張家口に駐劄する都統をして軍政を總理させた。別に直隸總督に直屬する府、州、縣、廳を設けた。民國になつても、察哈爾部は依然特別扱いとし、大體清の遺制を踏襲したが、省制を布いてより、設縣に努力し、又總管の任命は省政府が行ひ、省政府は總管の推薦によつて、其の下に正副參領を任命することとした。

(六) 各盟旗の牧畜を保障し、墾植を抑制することとしたことは、牧畜本位の蒙民の生活權を確保し、漢人の植民地的進出を阻止する方針に出たもので、經濟的には極めて重要なものである。

(七) 省政府及び縣政府が、盟旗地方に徴する地方税は、その若干割を盟旗に支給し、その建設費とすることとした。これは地方税の盟旗還元であるが、從來省、縣政府は、盟旗地方に局卡を設けて、種々の徵税を行つた。これは當然盟旗の收入に歸すべきものであるから、徵税問題を挿んで、盟旗公署と省縣政府の間に紛糾が絶えなかつた。

(八) 蒙古自治の地域的限界は、察哈爾及び綏遠兩省の蒙地である。それを今回省縣の蒙地に於ける課税を一律撤消とは行かぬが、部分的に蒙旗に還元することとなつたのは、蒙古自治制の一勝利である。但し此の項目の實施は頗る困難であり、其の後も屢々紛糾を醸して居る。

(九) 蒙古自治の地域的限界は、察哈爾及び綏遠兩省の蒙地である。それを今回省縣の蒙地に於ける課税を一律撤消とは行かぬが、部分的に蒙旗に還元することとなつたのは、蒙古自治制の一勝利である。但し此の項目の實施は頗る困難であり、其の後も屢々紛糾を醸して居る。

蒙民としても、往々にして盟旗と省縣の二重課税に遭遇する譯である。それを今回省縣の蒙地に於ける課税を一律撤消とは行かぬが、部分的に蒙旗に還元することとなつたのは、蒙古自治制の一勝利である。但し此の項目の實施は頗る困難であり、其の後も屢々紛糾を醸して居る。

て重要な規定である。蓋し近來支那人の内蒙開拓著しく、而もそれが蒙民との經濟的提携乃至は共通利益の増進、平等條件の下に於ける利益交換を意味するものでなく、漢人が蒙民の生活區域へ植民して、蒙民を追ひ出し、蒙民に取つて代ることであつた。而も蒙古人と支那人は、全然經濟生活様式を異にし、蒙古人の遊牧生活と、支那の農商業生活とは、性質も異り、文化水準も違ひ、經濟的に兩立せぬところであつた。内蒙自治運動に所謂「蒙地還蒙」は、經濟的には支那人の植民的進出防遏、蒙古遊牧地の防衛と言ふ意義があつたのである。自治區設置に關する中央案中、「中華民國人民は、種族を論ぜず、自治區内に滿一ヶ年以上繼續居住するものは、均しく遊牧開墾の權利を有する」と規定し、其の主要な目的として、漢人の蒙地開墾を引續き認めたことが、如何に蒙古人の反對を招いたかは、先に其の項で指摘した通りである。

(11) 自治政務委員會組織條令

中央の制定した蒙古自治辦法八ヶ條が、蒙民代表の承認受諾により、愈々確定的となつた結果、これに基いて二個の具體的法規が制定され、更に人員の任命もあつて、内蒙の自治構成は、其の後は極めて順調、且つ急速に取り運んだ。即ち一九三四年（民國二十三年）三月七日、中央政治會議は、行政院長汪精衛氏司會の下に第三九八回會議を開き、蒙古地方自治政務委員會組織大綱十一ヶ條、並に蒙古地方自治指導長官公署暫行條例九ヶ條を審議決定し、同日國民政府の名に於て公布、更に兩條例に基き夫々人員の任命を了した。其の後蒙政會組織大綱は些少の修正あり、同年四月二十日、國民政府より修正公布された。これにより内蒙自治の態様は、一通り整備された譯である。

第一條 蒙古地方自治政務委員會は、國民政府頒布するところの蒙古地方自治辦法原則により之を組織する。

第二條 本會は行政院に直屬し、中央主管機關及び中央指

導大員の指導を受け、各盟旗の地方自治政務を辦理する省に關聯する事件については、省政府と會商辦理する。

第三條 本會會址は貝勒廟に設ける。

第四條 本會は委員九人乃至二十八人を設け、行政院より國民政府に呈請して、之を任命する。委員中より委員長一人、副委員長二人を指定する。

第五條 本會は二週毎に一回開會する。必要の場合には臨時會を召集することを得る。

前項の會議は委員長を主席とする。委員事故あり、出席不可能の時も、代表を列席せしむることを得る。

第六條 本會委員長は、前條會議の決議を執行し、並に政務を處理し、所屬職員及び機關を監督する。副委員長は委員長を補佐し、政務を處理する。委員長職務を執行すること能はざる時は、副委員長一人を以て、之を代理する。

第七條 本法に左の廳、處、局を設け、一切の政務を分割承辦する。

秘書廳は文書、記録、統計、編譯、會計、庶務等の事項を處理する。

參事廳は本會の計畫、法案、命令を撰擬審核する。

民政處は民治に關する事項を處理する。

保安處は保安に關する事項を處理する。實業處は實業に關する事項を處理する。

教育處は教育に關する事項を處理する。

財政委員會は財政に關する事項を處理する。前項の廳、處、會は、參事廳を除く外、均しく科に分けて執務する。

秘書、參事兩廳を除く外、各處會は事情を斟酌して、夫々申請の上これを設立する。

第八條 本會の各廳、處、會には、左の職員を置く。

秘書廳 秘書長一名(簡任)

秘書 四名(薦任)

參事廳 參事長一名(簡任)

參事 四名(薦任)

參議 (簡任)

參議は所屬各旗より各一名を推薦する。任期は一年とし、重任することを得る。必要の時は、各處々長各一人を支聘任俸することを得る。

財政委員會 主任委員 一名(簡任)

委員六名乃至十名(薦任)

委員は蒙政會委員長より、秘書、參事、參議中より指派兼充する。各處長は何れも當然委員とする。

各廳處會科長 十二名乃至十六名(薦任)

各廳處會科員 四十名乃至六十名(委任)

本法に各種の技術員及び雇員を、必要に應じ採用することを得る。

第九條 本會委員は、蒙古人を任用するを以て原則とする。本會所屬各廳、處、會職員は、行政院より國內の蒙古情勢を熟知する者、及び専門知識を有する者を選んで任用する。

第十條 本會議事規則及び辦事規則は、本會議より議定し、行政院に呈請核准を経て、これを行ふ。

第十一條 本大綱は、公布の日より施行す。

(12) 蒙古地方自治指導長官暫行條例

第一條 蒙古地方自治指導長官は、國民政府公布の蒙古地方自治辦法原則に基き、行政院の命を受け、蒙古地方自治政務委員會を指導し、並に省縣對盟旗の爭執を調停する。

第二條 指導長官一名、副長官一名、行政院より國民政府に呈請して之を特派する。

第三條 指導長官公署に參贊二名を設け、指導長官より行政院に呈請して之を簡派する。

第四條 指導長官公署、其他の職員に就ては別にこれを定める。

第五條 蒙古地方自治政務委員會會議に際し、指導長官、

副長官は參贊を出席せしめ、之を指導せしめることを得る。

第六條 蒙古地方自治政務委員會が、行政院及び蒙藏委員會に呈請する公文は、均しく同時に指導長官公署に呈報することとする。

第七條 蒙古地方自治政務委員會の處理する事件、並に其の發布する命令は、指導長官これを不適當と認めたる時は之を糾正撤銷することを得る。

第八條 蒙古地方自治政務委員會の經費は、指導長官公署より轉發する。

第九條 本條令は、公布の日より施行する。

(13) 自治法規の意義

蒙古地方自治政務委員會組織、綱、及び蒙古地方自治指導長官公署暫行條例は、單に蒙古自治辦法原則八ヶ條を具體化したものであり、特に説明を必要としない。唯茲には總括的に二、三注意を要する點を摘記することにす。

(一) 蒙古地方自治政務委員會會址については、徳王は始其、その勢力圏内である錫盟の滂江に設けたい意嚮と解せられたが、結局地理的便宜から、貝勒廟に設けることとなつた。貝勒廟は即ち百靈廟である。

(二) 蒙古地方自治政務委員會の委員は、原則として蒙古人を任命する。これは「蒙古人による蒙古の支配」上、當



然且つ必要な規定で、後掲委員表にある通り、其の主旨は完全に徹底した。唯蒙古人にも、純粹の自治派もあり、中央御用派もあり、相互の内部的反撥対立もあり、蒙古人の故に一律に断定出来ぬこと、百靈廟會議代表者について述べた場合と同様である。遂に綏遠境蒙政會の成立するに至つた事情については別に後述する。

(三) 蒙古地方自治政務委員會は、行政院に直屬し中央主管機關(蒙藏委員會其他)及び中央指導長官の指導監督を受ける。行政院は上級官廳として、單に委員の任命、其他形式上の権限を有するが、又は自治法規の改正等、根本組織に觸れる場合の外は、委員會の権能、行動に直接干渉するものではない。蒙藏委員會は元來直接盟旗事務を指揮する立場に在り乍ら、殆ど空位に歸してゐたことは、屢々指摘した通りであるが、自治委員會並に中央指導長官の出現によつて、蒙藏委員會の存在は、益々形式的なものとなつた。蒙古自治に對し、直接の中央指導機關は指導長官であるか、これは一に其の人を得ることであり、且つ自治が圓滿に進捗し、若くは蒙民の中央勢力に對する反撥が強ければ、自然無用の長物に歸する可能性が多い。現に指導長官に任命された當時の軍政部長兼北平軍事分會委員長何應欽は、遂に就任せず、爾來此の制度は何等機能發揮して居ない。更に制度上指導

長官は、省縣及び盟旗の争執を調停することになつて居り、而も此の種紛糾は極めて多いのであるから、此の點だけでも重大な役割を演じて得る地位にあるが、實際問題としては、餘り其の活動に期待出来ぬ。要するに指導長官の制度は、昔日の蒙地中央機關であつた都統、將軍或は籌邊使、鎮撫使等の重要性はなく、又本國の植民地に於ける高等辨務官と言つた事務的有用性もない。

(四) 蒙古地方自治政務委員會の権限については、直接の規定がない。恐らくこれは最もデリケートな問題で、中央及び蒙古自治派の主張に懸隔あり、明文化することが困難であつたため、故意に之を避けたのであらう。唯委員會の構成規定上、民治、保安、實業、財政、教育等に限定せられるものと考へられ、委員會組織大綱第七條參照) 德王一派の自治急進論者は、最初より甚しく之に不満を唱へた。自治機關であるから、原則として獨立國のみ有すべき國防、軍事、外交等に關する事項は、當然中央政府に留保せられたと解すべきであるが、實際問題として、支那では地方政權が鞏固で、中央の實力及び地域では、地方政權自ら國防、軍事、外交等を處理した例は、決して珍しくない。民國二十三年(一九三四年)一月十七日、中央政治會議を通過した蒙古自治辦法第六項は、特に國防、軍事、外交等に關する権限を中央に留保した

が、同二十八日通過の修正辦法では、特にこれが削除されたことは、蒙民の意嚮を斟酌した結果であり、注意を要する。結局制度の上では、委員會は必ずしも自治の最高表現とは思はれないが、反面には相當融通性、伸縮性もあるから、主宰者が十二分の實力と手腕を以て當れば、最高度の自治、半獨立的地位を獲得し得る可能性がある譯である。

(五) 蒙古地方自治政務委員會の管轄盟旗については、これも直接の明文はない。然し固有の内蒙を對象とすることは、自明の理であるから、錫、烏、伊の三盟、察哈盟(舊察哈爾部)、歸化城土默特は當然之に入るが、此の外察夏省の阿拉善額魯特、額濟納土爾扈特等の特別旗もこれに合流し、夫々委員を出して居る。

(14) 蒙政會委員及び指導長官

蒙古地方自治政務委員會の委員名、及び指導正副長官は一九三四年三月七日、左の如く公表せられた。其の後一九三六年一月十五日、蒙政會一部の異動が發表せられたが、異動部分については、別項「蒙政會の改組」で述べる。(括弧内は原職及び封爵)

- 委員長 雲端旺楚克(烏爾察盟盟長、喀爾喀右翼旗札薩克 郡王)
- 副委員長 索諾木拉布坦(烏珠穆沁右旗札薩克、錫林郭

勒盟盟長、和碩車汗親王)

副委員長 沙克都爾札布(伊克昭盟盟長、鄂爾多斯右前

末旗札薩克、貝子)

委員 德穆楚克棟魯普(錫盟副盟長、蘇尼特右旗札薩克)

親王)

阿拉坦鄂齊爾(伊盟副盟長、杭錦旗札薩克、

親王)

巴寶多爾濟(烏盟副盟長、烏拉特中公旗札薩克、

鎮國公)

那彥圖(在京王公)

楊桑(阿巴噶右旗閑散王公)

恩克巴圖(察哈爾旗人、中央委員)

白雲梯(東盟人、中央委員、蒙藏委員會常務

委員)

克興額(卓索圖盟人、中央委員、蒙藏委員會

委員)

吳鶴齡(卓索圖盟人、蒙古駐京聯合辦事處長)

卓特巴札布(察哈爾八旗保安長官)

貢楚克拉什(察哈爾右翼總管)

達里札雅(阿拉善札薩克)

圖布陞巴雅爾(額濟納土爾扈特札薩克)

榮祥(土默特代理總管)

尼瑪鄂特索爾(察哈爾明安總管)  
 伊德欽(元卓索圖盟喀喇沁右翼旗王公)  
 郭爾卓爾卓布(蘇尼特閑散王公、達爾罕郡王)  
 托克托胡(錫盟協理、阿巴噶右旗閑散王公、  
 輔國公)

潘弟恭札布(烏盟四子王旗札薩克、親王)  
 那木濟勒色楞(元哲里木盟副盟長科爾沁左中  
 旗札薩克、和碩達爾漢王)

阿育勒烏貴(元卓索圖盟副盟長)

蒙古地方自治指導長官 何應欽(軍政部長、北平軍事  
 分會委員長)

同 副長官 趙戴文(國民政府委員)

(1) 蒙政會成立と重要職員の決定

蒙古地方自治政務委員會は、法制上成立し、委員の顔觸も揃つたので、愈々成立大會を開催する段取りとなつた。一九三四年(民國二十三年)四月二十三日、全體委員は百靈廟に集合し、宣誓就任した。何應欽、趙戴文は政務多端の故で出席せず、別に參議を派して、代理常駐させる形を取つたが、結局兩氏は未就任に終つたと言つて好い。

此の蒙政會第一次大會に於て、委員會内部構成の職員が選任された。重要職員次の通りである。

秘書廳

秘書長 德穆楚克棟魯普  
 秘書 吉爾各郎、包文昇、趙文儒、丁我愚  
 科長 張炳光、薩儒文、陳廣揚、巴雅爾

參事廳  
 參事長 吳鶴齡  
 參事 寶道新、陳紹武、康濟民、關翼卿

民治處  
 處長 沙拉布多爾濟  
 科長 趙福海、乾永忠

保安處  
 處長 補奕達賴  
 科長 韓鳳林、朱實夫、白海峯

實業處  
 處長 阿拉坦鄂齊爾  
 科長 賀雲章、蘇寶豐

教育處  
 處長 富齡阿  
 科長 昌森、暴子青

財務委員會  
 主任 包悅卿

五、蒙政會事業とその後の諸情勢

(1) 民國二十三年度蒙古自治實施方案  
 蒙政會が成立第一年度の事業計畫として決定したものは民治、保安、實業、教育、財政の各項に亘り、次の通りである。

(一) 民治事項

- 甲、地方自治人員訓練班の辦法を釐定する。
- 乙、蒙政會より各盟旗に派員し、自治の意義を宣傳する。
- 丙、各盟旗の確實な戸口を調査する。
- 丁、各盟旗既墾の土地、及び其の租稅狀態を調査する。
- 戊、各盟旗に流入せる外蒙古人亡命者の實數、及び其の生活狀態を調査する。
- 己、各盟旗に通令して、鴉片禁止を勵行させる。
- 庚、小規模の病院を籌設する。
- 辛、警察訓練班を籌設する。
- 壬、蒙政會所在地百靈廟に公安總局を設立する。各盟旗に公安分局を設立し、並に警政區域を劃分する。

(二) 保安事項

- 甲、各盟旗に通令して、保安隊の實數、及び官佐の姓名を具報させる。
- 乙、保安隊の銃器を考査する。
- 丙、保安隊の編制を劃一する。
- 丁、期を分けて、現在の保安隊官佐を訓練する。

政 治

己、現有軍隊一切の狀態を調査する。  
 壬、蒙政會所屬衛隊を編練する。

(三) 實業事項

- 甲、人民の造林辦法を獎勵する。
- 丙、營業自動車會を官督する。
- 丁、既に採掘中の鑛産業につき、現狀を調査する。
- 戊、各盟旗間の台站を測量する。
- 己、牧畜改良辦法を獎勵する。

(四) 教育事項

- 甲、各盟旗に對して、學齡兒童の調査を通令する。
- 乙、教育方案を規定する。
- 丙、學校私塾の現狀及び學生の數目を調査する。
- 丁、兒童の強制入學辦法を規定する。
- 戊、地方原有の教育經費を調査する。
- 己、印刷物の創辦辦法を擬定し、宣傳に資する。
- 庚、各盟旗の卒業學生を、蒙政會に任用する辦法を擬訂する。

(五) 財政事項

- 甲、各盟旗各機關の經費收支を調査する。
- 乙、各盟旗の現有財政狀況を調査する。
- 丙、各省政府に交渉し、縣治施行地方に於ける地方稅收の分割方法を擬訂する。(本項の意義については、前述

一五、自治八原則の意義、七項参照)  
丁、各盟旗の税捐徵收辦法を擬定創設する。

(2) 蒙政會第二次大會決議事項

蒙古地方自治政務委員會は、一九三五年(民國二十四年)六月の第二次大會(全體會議)に於て、議案二百餘件を可決した。其のうち主要事項は、次の十二件である。

- (一) 自治促進のため、蒙政會直屬に蒙古自治講習所を設置する。自治講習所は、各盟旗の公務員を訓練し、自治人材を養成することを以て本旨とする。
- (二) 蒙政會直屬の下に、蒙古保安教導隊を編成し、蒙政會管下盟旗内保安の統一を図る。
- (三) 蒙政會直屬の下に、蒙古衛生院を設け、公衆衛生の處理、疾病の診療に當らせる。本院に巡回醫院を設け、各盟旗を巡回診療せしめる。
- (四) 蒙政會直屬の下に、蒙古實驗新村を創辦する。本村は蒙政會附近に設け、實驗的に鄉村の新建設を行ひ、其の得た經驗を以て、各盟旗に於ける新村建設の基準とする。
- (五) 蒙政會直屬に蒙古文化館を設ける。本館は蒙古固有文化の發揚、現代新文化の輸入を以て主旨とする。本館に總務部、圖書部、博物館、體育部、藝術部、編譯部及び巡回講演隊を置く。

に發生した西公旗事件等、複雑な争因を藏し、第三次大會前後に至つて、蒙政會は漸く統制的機能を阻害される事情に當面した。

蒙政會は斯うした事理で、豫定より遅れ十月二十一日、委員長雲王以下委員十九名出席の下に開催の運びとなつたが、第一次、第二次の會議が、異分子、反撥要素を藏しつつも、尙ほ且つ新制度を創辦すると云ふ斬新な空氣の下に、比較的協調を得て、具體的案件が多數附議決定されたのに比べ、第三次大會は明朗と安定を缺いた零圓氣の裡に極めて平凡に終つた。これは會内の結束が破れかゝつたと云ふ事情の外、他方では、第一次及び第二次の大會で、大體必要な案件は決定され、而も蒙政會成立後一年有餘の短期間であるから、會の本格的事業に關する限り、更に屋上屋を架する新決議の必要はなかつたため、第三次大會では、前大會の諸決議を執行すると云ふ方針を決したに止まる。斯くて第三次蒙政會大會は、會期一週間、十月二十八日に閉幕した。

唯第三次大會の當面した臨時の重要案件が、二、三あつた、一つは各盟旗の防共問題で、綏遠西境に逼つた共產軍に對し、防禦陣を張ることが緊要事であり、大會に於ても眞切に討議された模様である。但し内蒙赤化防止問題については、本年鑑に別に取扱はれて居るから、本稿では後に

(六) 蒙政會直屬の下に、蒙古師範學校を設け、各方面の教育に當る人材を養成し、蒙古地方教育の振興に當らせる。學科は簡易師範科、鄉村師範科、幼稚師範科、特別師範科に別ける。

(七) 蒙政會直屬に、蒙古産生合作社(生産組合)を組織し、各種の生産事業を經營させる。本合作社は、牧場、農場、工場を經營する。

其の他蒙古貿易合作社、蒙古信用合作社を設け、前者は輸出入、後者は貯蓄、金融事業に當らせる。

(八) 蒙政會直屬の下に、蒙古道路管理局、蒙古電業管理局(電信、ラヂオ、電燈、電話、其他の電氣事業)及び蒙古驛選管理局(驛選通信)を設ける。

(3) 蒙政會第三次大會

蒙古地方自治政務委員會は、一九三五年、内蒙自治動議の紀念日である十月九日を期して、百靈廟に紀念大會を開き、引續き翌十日より第三次大會を開催する豫定であつたが、種々錯綜した政治的理由で、豫定の九日には來會者が法定數に足らず、僅に開幕の典禮を行ひ、談話會の形式で數日を経過した。表面平靜に兩次の大會を経過し、蒙政會の統制作用も圓滿に進捗して居るかの如く見えたが、内部には成立の當初より、高度自治派と中央派、徳玉派と反徳玉派の對立、地方稅徵收に絡る盟旗と省縣の確執、此の間

重要職員を列記する際、剿匪司令其他の關係職員名を掲げるに止める。

防共問題の外、重要案件としては、西公旗の紛糾之に關聯する蒙綏特稅問題等があつたが、此等は蒙政會の統制結束が完全な場合にのみ、圓滿な解決を期待されるもので、内訌醜釀しつつあつた第三次大會では、何等本質的討論も行はれなかつた模様である。此等の問題については、以下に其の梗概を述べる。

(4) 西公旗問題の發端

烏爾察布盟西公旗に關する紛糾の近因は、一九三五年八月末、時の烏盟々長で蒙政會委員長である雲端旺楚克が、西公旗札薩克石拉布多爾濟を免職したことである。

元來西公旗の札薩克、即ち旗長については、技數年來持ち越しの紛糾があつた。石王は今の綏遠省が、また特別區として都統制を布いて居た時、時の綏遠都統馬福祥(一九三二年死)が、石王の前任者で、後に隱退して「老王」と叫ばれた人の推薦に基き、中央に保護して薦中央より任命されたものであるが、盟長雲王は甚しく之に不満であつた。蓋し老王其人は、其の前任者の遺囑により、其の嗣子が成人する迄、暫定的に札薩克の職に在つた人であるが、先代の嗣子は、札薩克を繼がずして夭死し、其の遺子二人の中、依喜達克登爾根は喇嘛で旗長になれず、他の一人は幼少だ

との理由で、「老王」の後が石王に廻つて来た譯である。これに對し雲王、及び依喜喇嘛は、飽迄旗長正統論の立場から、強く石王に反對して居たのである。就中依喜喇嘛は、石王の札薩克繼承に對して、其の甥巴圖百益爾を使喚して、紛糾を起させたほどである。其の後石王が巴圖百益爾を西協理に任命して、紛糾は一時鎮靜したが、次いで東協理額寶齊父子は、石王排斥を企て、却て石王から罷免され、大いに含むところあり、一九三四年末の如き、刺客を放つて石王暗殺を企てた事實がある。

⑤ 石王府圍攻と石王の提訴

額寶齊は秘かに復讐の機會を狙つて居たが、一九三五年春、徳王が石王反對派である曼頭を哈德門稅局々長に任命するに及び、遂に之と謀つて、四月十七日、突如歩騎兵約百名を以て、石王府を圍攻し、且つ情を具して、事情を雲王に訴へた。曼頭及び額寶齊の背後には、前述大喇嘛依喜克登爾根との密携もあつた。一方石王は難を逃れて歸化城に走り、急を綏遠省政府主席傅作義に報じて、救援を求めた。斯くて蒙政會と省政府とが調停することとなり、省の方では、主として包頭駐劄第七十師長王靖國が斡旋に當つた結果、雲王との間に諒解成立して、石王は一應西公旗王府に復歸することとなつた。ところが其の後も事態は依然として改善せられぬので、雲王は紛争の根本的解決、且つ

は曼頭の提訴に基いて、真相を質すためと稱し、石王に對して召喚命令を出した。石王これに應ぜず、雲王は憤然之を罷免する舉に出た。一九三五年八月のことである。

石王は雲王の罷免に承服せず、直ちに國民政府に對して、札薩克の職が世襲であること、其の地位は大逆行爲がない限り、保障されて居ること、札薩克を革職する權限は中央に在ること等を擧げて、これを提訴した。蒙古王公も、其の世襲的、封建的地位を固守しようとの欲求は、石王と同じであるから、石王の提訴に對しては、相當共鳴者を出した。就中蒙政會委員烏盟四子王旗札薩克潘弟恭札布、同じく委員で、伊克昭盟々長鄂爾多斯旗右前末札薩克沙克都爾札布、同副盟長杭錦旗札薩克阿拉坦齊爾以下、烏、伊兩盟各旗札薩克は、一九三五年九月二十六日、聯名で南京政府に打電し、舊制の保持を要求した。

⑥ 旗長任免權と中央の解決辦法

西公旗問題の重要性は、第一に旗長繼承問題を運つて、蒙政會所屬盟旗の不統一性を暴露したこと、第二に旗長任免に關して、蒙政會と中央とに權限問題を發生したこと、

⑦ 贖稅特稅問題

石王罷免問題と絡んで、省政府蒙政會との間に徵稅に關する争執を惹き起した。然し稅捐問題については、尙ほ根本的檢討を要するので、石王罷免問題とは別個に、一般稅捐問題と合せて、茲に梗概を述べる。

蒙地の稅務問題に關しては、次の通り、三つの場合を考慮する必要がある。

(一) 盟旗原有の徵稅權  
これは一九三四年(民國二十三年)三月六日公布の蒙古自治辦法原則八項令第六項に「盟旗原有租稅及蒙民原有私租一律予以保障」とあり、舊來の徵稅を、其のまゝ保障して居る。従つて各盟旗が、原有の徵稅權を行使する限り、何等問題はない。

(二) 蒙政會の財政監督權並に中央の財政補助  
蒙政會には財政委員會があり、財政事項を辦理する。これは蒙政會自身のためにする財務の外、各盟旗の財政に關する監督權をも含むもので、蒙政會第一年度財政事業として、右盟旗機關經費の收支、各盟旗現有の財政狀況、各盟旗の稅捐徵收辦法創設等を決定したことは、先に指摘した。(前掲、民國二十三年度蒙古自治實施方法、五の財政事項參照)

第三に此の兩者を通じて、眞正の内蒙古高度自治權の運用に對し、秘かに中央の妨害的操作が加へられたことである。清朝の初めより、旗長は原則として世襲ではあつたが、形式上の手續は、承襲條例に基き、先づ當該札薩克より承襲者を定めて、之を管轄盟長に届出で、盟長より更に理藩院に呈報、理藩院が之を適當と認定した時、纔めて皇帝に奏請し、允可を下すと云ふ順序であつた。此の原則は其の儘國民政府に移され、理藩院の地位に蒙藏委員會が代つたまゝで、國民政府は形式手續上の任命權を有したに止まる。蒙政會が、旗長の任免權を持つが否かについては、蒙古地方自治辦法八項原則にも、蒙政會組織大綱にも、直接の明文なく、種々論争を惹起した譯である。結局法理的解決よりも、政治的解決によるの外なかつた。言ふ迄もなく、政治的解決は、妥協的辦法である。

國民政府行政院が、一九三五年十一月十日前後に至り、漸く到達した妥協的解決辦法は、次の通りである。

(一) 國民政府は、石拉布多爾濟に對し、札薩克の職務を八ヶ月間停止する。石王の停職期間、札薩克の職務は、西公旗記名の協理、薩克都爾札布に代理させる。

(二) 蒙政會が八月末、西公旗梅力更に開入した軍隊は、即日悉く百靈廟に撤退する。

(三) 大喇嘛依喜達克登爾根の生命財產は、西公旗政府に